

官報

号外 昭和四十九年十二月二十日

第七十四回 衆議院會議録 第五号(一)

昭和四十九年十二月二十日(金曜日)

議事日程 第五号

昭和四十九年十二月二十日

午後二時開議

- 第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
- 第二 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会、内閣提出)
- 第五 千九百四十九年十二月十四日にブラッセルで、千九百五十一年六月二日にワシントンで、千九百五十二年十一月六日にヘーグで、千九百五十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボン

で及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十八年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会、内閣提出)

- 第六 千九百五十一年六月二日にワシントンで、千九百五十二年十一月六日にヘーグで、千九百五十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤謬を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会、内閣提出)
- 第七 千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百九十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百九十八年六月二日にローマで、千九百九十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十

七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十二年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会、内閣提出)

○本日の會議に付した案件

昭和四十九年度一般会計補正予算(第一号)

昭和四十九年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)

日程第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第二 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会、内閣提出)

日程第五 千九百四十九年十二月十四日にブラッセルで、千九百五十一年六月二日にワシントンで、千九百五十二年十一月六日にヘーグで、千九百五十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百

六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十八年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会、内閣提出)

日程第六 千九百五十一年六月二日にワシントンで、千九百五十二年十一月六日にヘーグで、千九百五十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤謬を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会、内閣提出)

日程第七 千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百九十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百九十八年六月二日にローマで、千九百九十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十二年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会、内閣提出)

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案(内閣提出)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件

八八

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

文化功労者年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

雇用保険法(内閣提出)

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員の選挙

裁判官訴追委員及び同予備員の選挙

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

中国地方開発審議会委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選挙

鉄道建設審議会委員の選挙

原子力委員会委員任命につき事後承認を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき事後承認を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき事後承認を求めるの件

運輸審議会委員任命につき事後承認を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき事後承認を求めるの件

人事官任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員長任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

午後八時五十五分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)

昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)、昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)、昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)、昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)、昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三件を一括して議題といたします。

昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)

昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

〔本号(二)に掲載〕

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。予算委員長荒松清十郎君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔荒松清十郎君登壇〕

○荒松清十郎君 ただいま議題となりました昭和四十九年度補正予算三案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この補正予算三案は、去る十二月十三日に予算委員会に付託され、十二月十八日、提案理由の説明があり、翌日より質疑に入り、本日、質疑終了後、討論、採決をいたしましたものであります。

まず、補正予算の概要を簡単に申し上げます。

一般会計は、歳入歳出とも、それぞれ二兆九百八十七億円を追加するものでありまして、歳入におきましては、租税の増収見込み額一兆六千二百二十億円、その他、収入の増加見込み額二千七百七十六億円のほか、前年度剰余金受け入れ二千六百九十一億円を計上いたしており、歳出におきまして

は、公務員給与の改善、食糧管理特別会計への繰り入れ、福祉年金等の年金額の改定、実施期日の繰り上げ等の経費及び地方交付税交付金等、総額二兆二千六百八十六億円を追加するとともに、予備費を含む既定経費千六百九十九億円を減額することとしたしております。

また、特別会計におきましては、国家公務員の給与改善等を行なうため国立学校特別会計は二十二の特別会計について所要の補正を行なうこととしたとしており、政府関係機関におきましても、職員の給与改善等を行なうため、日本国有鉄道はか五つの政府関係機関について、所要の補正を行なうこととしたしております。

次に、質疑について申し上げます。

質疑は、内政、外交各般にわたって詳細に行なわれました。

すなわち、内政につきましては、新内閣の政治姿勢に関し、田中前総理の金脈問題の早急な解明、政治資金のあり方、閣僚の資産の公開、河本通産大臣の起用、与野党間の政権交代のルール等、また、学校内の暴力と教育の中立性、同和対策の問題等について質疑が行なわれ、さらに、当面の重要課題であるインフレ対策、特に補正予算と弱者対策について、今回の補正予算には弱者対策として何ら見るべき施策はない、生活保護者老齢者、身体障害者等約一千万人に対し、一律三万円の一時金の支給措置を講じ、また、源泉徴収を受けている標準世帯で年収四百万円以下の者に対

し、三万円の年内減税を断行してはどうかとの趣旨の質疑が行なわれ、これに対し、政府より、生活保護費等については、当初予算で二〇〇％の引き上げを行なっており、本年六月に六〇、十月に約三〇引き上げ、また、年末には二千六百五十円の特別一時金を支給することとしており、十分とはいえないが、精一ぱいの措置を講ずることとしておる、また、本年度は大幅な減税措置を講じたことにより、可処分所得も大幅に増加しているの

政の各般にわたって、きわめて熱心に行なわれましたが、詳細は会議録をごらんいただきたいと存じます。

次いで、質疑終了後、日本社会党、公明党、民社党の三党共同提案及び日本共産党・革新共同提案の補正予算三案の編成替えを求めるの動議がそれぞれ提出され、提出者より趣旨説明がなされた後、補正予算三案及び二つの動議を一括して討論に付し、続いて採決いたしましたところ、二つの動議はいずれも否決され、補正予算三案は、いずれも多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 昭和四十九年度一般会計補正予算(第一号)外二件に対しては、堀昌雄君外二十名から、三件につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されております。

昭和四十九年度一般会計補正予算(第一号)、昭和四十九年度特別会計補正予算(特第一号)及び昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

昭和四十九年度一般会計補正予算(第一号)、昭和四十九年度特別会計補正予算(特第一号)及び昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)については、政府はこれを撤回し、左記

要綱により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

昭和四十九年十二月二十日

提出者

堀 昌雄

正木 良明

竹本 孫一

小林 進

田中 武夫

広沢 直樹

山田 太郎

小平 忠

安宅 常彦

阿部 昭吾

赤松 勇

岡田 春夫

多賀谷良稔

辻原 弘市

中澤 茂一

榑崎弥之助

八木 一男

湯山 勇

岡本 富夫

安里積千代

折小野良一

賛成者

阿部 助哉

外百四十五名

記

一 補正予算の基本方針

インフレ・不況の深刻化のなかで国民生活は破たんの一途をたどっている。この事態に緊急に対処すべき課題は、大企業優先の政策を国民生活優先の政策に転換することはもちろん総需抑制政策の質的転換を行い、インフレを抑え、インフレ被害者を救済し、社会的公正を是正することである。

しかるに三木内閣は、前内閣の編成した補正

予算案をそのまま提出して当面の緊急課題に答える意欲も責任も全く示していない。

したがって四十九年度補正予算は、インフレ被害者の救済、不況の克服、地方財政強化など物価調整措置の三つを重点とした組替えを行う。

二 編成替えの内容

歳入関係

(1) 三万円年内減税の実施

勤労者に対して、インフレによる税負担増を軽減するため、昭和四十九年分の所得税額から一律三万円の税額控除による年内緊急調整減税を行う。

歳出関係

(1) インフレ被害の緊急救済

インフレ被害を緊急に救済するため、①生活保護基準を当初予算に対し五割引き上げる。②失対賃金を五割引き上げとともに、事業量を拡大して仕事を確保する。③老人、児童保護費等については、措置費を中心に増額する。④老齢福祉年金を当面、月額二万円(現行七千五百円)に引き上げ、各種年金も大幅に引き上げる。⑤生活保護者、福祉年金受給者、交通遺児、母子家庭等に年末一時金を支給する。

(2) 地方財政緊急対策

地方財政危機を打開し、超過負担の解消をめざし、緊急に公立文教施設、社会福祉

施設等の単価の補正を行うとともに、国民健康財政の補てん、給与財源をはじめ緊急地方財政援助を強化する。

地方財政危機の実態は極めて深刻であり、一時的な地方財源の先ぐいや、臨時的補てん措置では到底克服できない。

来年度においては、地方自主財源を強化し、地方財政の基盤確立のための抜本対策を早急に講ずる必要がある。そのため、大企業の土地再評価益課税、事業所事業所税の新設等、地方財源の強化をはかる。

(3) 中小零細企業の不況対策と農業緊急対策
中小零細企業の仕事を確保するため、官公需の優先配分をはじめとする対策を強化するとともに、政府系機関の資金わくの拡大、中小零細企業の不況融資対策のための政府資金及び利子補給を行う。

農畜産物、飼料は輸入を含め国の一元的管理の方向をめざすとともに、当面、片肉を指定食肉とし価格の安定をはかり、また飼料価格の安定緊急対策を強化する。

(4) 教育関係費の増額

私立大学の経営費の補助、国立大学等の研究費の増額、学校給食に対する補助等を増額する。

(5) 歳出の減額

(1) 防衛費の削減

防衛費は兵器整備費のうち未発注分を

中心に大幅に削減する。

(2) 公共事業費の削減

公共事業費については、事業繰り延べ予定分のうち高速道路等、大企業、産業基盤整備の事業を削減する。

(3) その他、不要不急経費を削減する。

○議長(前尾繁三郎君) この際、その趣旨弁明を許します。堀昌雄君。

〔堀昌雄君登壇〕

○堀昌雄君 私は、提案者を代表して、ただいま議題とされました日本社会党、公明党、民社党三党共同提案に係る昭和四十九年度一般会計補正予算、昭和四十九年度特別会計補正予算及び昭和四十九年度政府関係機関補正予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議につきまして、その提案の趣旨を御説明いたします。(拍手)

今日、インフレの高進と不況の深刻化の中で、国民生活は破綻の一途をたどっております。この現状をもたらした原因が、二十年に及ぶ自由民主党政府、大企業が一体となつての高度経済成長政策にあることは言うまでもありません。

インフレは、富める者を一そう富ませ、貧しい者をより乏しくし、富と所得の不公平、不平等等を拡大して、社会的、経済的不公正をますます顕著にして、国民の生活破綻とともに政治不信を増大し、社会的荒廃をもたらしております。この現状をわれわれは深刻に受けとめるべきであります。

したがって、今日緊急の課題は、大企業、独占資本本位の政策を国民生活優先の政策に転換し、インフレ、物価高騰を抑え、インフレ被害者を救済し、社会的、経済的不公平を是正することなければなりません。

しかるに、政府が提出した昭和四十九年度補正予算案は、この緊急の課題にこたえず、三木内閣は、前内閣の編成した補正予算案をそのまま提出して、直面する難局を国民の犠牲によってくぐり抜けようとしているのであります。そこには、新内閣としての意欲も責任も全く示していないといふべきであります。(拍手)

日本社会党、公明党、民社党三党は、政府に対し、国民生活を優先して総需要抑制政策の質的転換を行ない、四十九年度補正予算案は、インフレ被害者の救済、不況の克服、地方財政強化など、物価調整措置の三つを重点とした強力な財政措置をとることを求め、政府がすみやかに組み替への上、再提出することを要求するものであります。以上の基本的立場に立つて、最小限度、次の諸項目にわたつて編成替えをすることを要求するものであります。

まず、歳入関係につきましては、勤労者に対する三万円年内減税の実施を要求しております。今日、異常な物価狂騰のもとで、勤労者には二兆円減税の効果も完全に失われ、逆に実質増税となり、しかも、物価上昇による賃金の目減りによって、税金等を差し引いた可処分所得は、実質

的にマイナスになっております。

この際、勤労者のインフレによる税負担増を軽減するため、昭和四十九年分の所得税額から一律三万円の税額控除、ただし、所得税額が三万円未満の場合は、その全額を控除する方法による年内緊急調整減税を行なうべきであります。これにより、四大家族年収百九十三万円程度まで無税となります。なお、減税に伴う減収額は、約六千八百億円と見込まれるのでありますが、本年度税収実績等を考慮いたしますと、その財源は、十分年度内自然増収で確保できるものであります。

次に、歳出関係であります。第一に、インフレ被害の緊急救済を要求いたしております。

インフレ、物価高騰の害悪は、何より生活保護者、心身障害者、老人など、弱い立場の人々の生活の方途を完全に奪ってしまっていることであります。これらの低所得者層に対し、最小限度インフレによる給付の実質的削減を食い止め、極端に低い給付水準の調整をはかることは、社会的公正、不平等を是正するための最優先課題の一つであります。

そのため、生活保護基準を当初予算に対し五割引き上げること。失対賃金を五割引き上げるとともに、事業量を拡大して仕事を確保すること。老人、児童保護費等については、措置費を中心に増額すること。老齢福祉年金を当面、現行七千五百円から月額二万円に引き上げ、各種年金も大幅に引き上げること。また生活保護者、福祉年金受給

者、交通遺児、母子家庭等に年末一時金を支給することが必要であります。これに必要な追加補正は三千九百六十億円であります。

第二に、地方財政の緊急対策であります。

地方財政は、これまでの国の中央集権的な財政支配のもとで、財政それ自体の脆弱な構造に加えて、インフレによる被害をまっ正面から受け、いまや破局的な危機に立たされております。

このような激化する地方財政危機を打開し、超過負担の解消を目ざし、緊急に公立文教施設、社会福祉施設等の単価補正を行なうとともに、国民健康保険財政の補てん、給与財源をはじめ、緊急地方財政援助を強化する必要があります。そのため、緊急措置として千四百億円の財源対策を講ずることによりいたしております。

同時に、今日の地方財政危機の実態はきわめて深刻であり、一時的な地方財源の先食いや臨時的補てん措置ではとうてい克服できません。来年度においては、地方の自主財源を強化し、地方財政の基盤確立のための抜本対策を早急に講ずる必要があります。そのため、大企業の土地再評価益課税、事務所事業所税の新設等、地方財源の強化をはかることを要求するものであります。

第三に、インフレと不況の谷間がかつてない困難に立たされている中小零細企業の不況対策と農業緊急対策を要求します。

政府の弱い者いじめの総需要抑制政策を質的に転換し、中小企業、とりわけ小零細業者に資金

と仕事を確保する手段を講ずべきであります。したがって、中小零細企業の仕事を確保するため、官公需の優先配分をはじめとする対策を強化するとともに、政府系金融機関の資金ワクの拡大、中小零細企業の不況融資対策のための政府出資及び利子補給を行なう必要がありえます。

また、農業経営に対しましては、農畜産物の価格と供給の安定をはかり、生産コストを引き下げ、観点から、農畜産物、飼料は、輸入を含め、国の一元的管理の方向を目ざすとともに、当面、牛肉を指定食肉とし、価格の安定をはかり、また、飼料価格の安定緊急対策を強化するものであります。

第四に、教育関係費の増額であります。

私学経営の危機は、わが国教育行政の貧困を象徴的に示しております。授業料の値上げ、国民の教育費負担の増高、研究費の不足は、国民の教育権と研究の自由を脅かすものとなっております。私立大学の経常費の補助、国立大学等の研究費の増額、学校給食に対する補助等を大幅に増額する必要がありますが、この際、最小限度の緊急措置として三百億円を追加することといたしております。

以上、四項目の追加補正による経費の増額は、合計五千八百六十億円と予定いたしております。

次に、歳出の減額についてであります。インフレ抑制と、経費の硬直化を打開し、財政構造を国民生活に手厚く組み替えていく観点からは、不要不急の経費を思い切って削減することは

もとより、防衛費の削減、産業基盤中心の公共事業費の削減等をはかる必要があります。

そのため、防衛費については、兵器整備費のうち、未発注分を中心に大幅に削減すること。公共事業費については、事業繰り延べ予定分のうち、生活環境、中小企業関係分は実施を繰り上げ、高速道路等、大企業、産業基盤整備の事業を削減することといたしております。これとあわせて、その他不要不急経費を削減することにより、合計五千八百六十億円の歳出の削減をはかるべきであります。

なお、これにより補正規模は、政府補正総額と同規模となります。

以上、三党組む替え動議の要点のみ御説明申し上げましたが、これらは、国民にとって最小限度の緊急要求であります。どうか議員各位におかれましては、この国民要求の重大性を御認識賜わり、本動議に全員一致の御賛成をお願い申し上げます。趣旨説明を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより、補正予算三件に対する討論と、動議に対する討論とを一括して行ないます。順次これを許します。井原岸高君。

(井原岸高君登壇)

○井原岸高君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和四十九年度補正予算三案につきまして、政府原案に賛成し、日本社会党、公明党、民社党三党共同提案の組み

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件

九二

替えの動議に反対の討論を行ないます。(拍手)

今日の世界の経済情勢は、基本的に大きく変化し、また、大きな曲がりかどに来ております。資源小国であり、石油をはじめ、ほとんどの原材料を外国に依存しているわが国経済は、不況下のインフレ対策という両立しがたい問題を同時に克服しなければならぬ未曾有の困難に際会しております。

確かに、今日までのわが国は、国民のたゆまざる努力によって、世界に類例を見ないほどの高度成長を達成し、国際社会における地位もますます重みを加えてきたのでありますが、他面、資源の有限性をないがしろにし、物の豊富さで生活の幸福度を満たす習慣が根付き、精神、文化、道徳の面の充実から得られる満足感が忘れられている面があります。新しい政治の重点は、当然にこれらの面にも向けられるべきものと思うのであります。

ここに提出されている補正予算は、最近における経済情勢に順み、公務員の給与改善費をはじめ、当初予算作成後に生じた事由に基づき、緊急を要するやむを得ざる事項について措置を講ぜんとするものであり、その内容は、一般会計において、補正規模は、歳入歳出ともに二兆九百八十七億円であります。

その歳出のおもなるものは、所得税、法人税の自然増収に伴う地方交付税交付金の追加並びに前年度精算額の追加、人事院勧告に基づく公務員給

与改善費、生産者米価の引き上げや輸入飼料の高騰による食糧特別会計の赤字補てん等となっております。

今回の補正予算のうち、特に私が申し上げたい点は、第一に、地方交付税交付金の繰り上げ支払いであります。

地方交付税交付金七千八百四十三億円で、二千六百九十一億円は四十八年度剰余金でありまして、今までの例では、来年度の予算で支払うのを通例としておりましたが、総需要抑制下の地方財政も、人件費等の増大に伴い、財源に苦慮しておるところでありますので、かかる事情を勘案して本年に繰り上げ支払いを行ない、地方財政の救いとしようとするものであります。

第二は、弱者救済措置の繰り上げ実施であります。

インフレにより一番苦しんでいるのは、年金、恩給生活者、生活保護家庭、失対就労者等のいわゆる社会的弱者であります。これらの人々は、物価高にあえぎながら、一日千秋の思いでその救済を待っている人々であり、その救済には国としても当然早急なる対策が望まれるところであり、年金額、生活扶助基準等の改定を繰り上げて行なうとするものであります。

第三は、建築単価の改定であります。

公立文教施設や社会福祉施設の整備が、物価高による建築費の高騰によりおくれいておりますので、この際、文教施設の強化と福祉の充実のため

に、現実に見合うよう建築単価の改定を行なおうとするものであります。

わが国を取り巻く経済情勢はきびしく、インフレの要因はなお依然として残っております。私は、政府が賃金と物価の悪循環を断ち、新しい次元のもとに経済の発展と景気の回復をはかるため、断固たる経済政策を行なうことを強く要望いたします。(拍手)

三党共同提案の組み替え動議については、内容の一部には肯定すべき点もありますが、われわれといたしましては、明五十年の本予算にこれらの問題も取り入れていく予定でありますので、年度途中での組み替えには賛成できません。

以上申し述べました理由により、私は、政府の補正予算三案に賛成し、日本社会党、公明党、民社党共同提案の組み替えの動議に反対して、討論を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同を賜わらんことを要望いたします。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 阿部昭吾君。

〔阿部昭吾君登壇〕

○阿部昭吾君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました昭和四十九年度一般会計補正予算、同特別会計補正予算及び同政府関係機関補正予算三案に反対し、日本社会党、公明党、民社党の三党共同提案の昭和四十九年度補正予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議に賛成し、あわせて、予算委員会において提案された日

本共産党・革新共同の動議に反対の討論を行なうものであります。(拍手)

今日の日本経済の現状は、インフレの悪性化と不況の二重の困難を迎え、勤労国民には一段ときびしい年の瀬となっております。歴代の自民党政府のもとで進められてきた高度経済成長政策によってインフレは慢性化し、とりわけ、ここ一年余にわたる異常な物価上昇は、資産と所得の格差、不平等を拡大し、富める者はますます豊かになり、貧しい者はますます貧しくなるといった、まことにゆゆしい事態をもたらしております。

また、国民の日常生活に密着した地方自治体の財政は破綻し、行政サービスの面でも、国民はその実質的切り下げの被害を余儀なくされております。インフレ抑制を理由としたいいわゆる総需要抑制政策も、昨年来の便乗値上げを否認し、高値安定による新価格体系を形成し、一方では、公共料金の値上げをはじめ、もっぱら弱い者いじめの需要抑制を押しつけ、不況下のインフレという事態を招いているのであります。

このような状況に立って、今回の補正予算は、今日のインフレ被害の救済、不況の打開、地方財政の危機突破など、当面緊急の課題を解決すべき展望を持ったものでなければならぬにもかかわらず、その内容はきわめて硬直的であり、新内閣の意欲も全く見ることができないのであります。

以下、反対理由を五点にしばって、簡潔に申し述べたいと思います。

その第一の理由は、インフレ下で苦しんでいる弱者の救済が放置されているということであります。

老齢福祉年金受給者は、押し迫った年の瀬を迎えながら、一月月わずか七千五百円の年金額しか与えられず、インフレで実質低下している失対賃金に対する措置も皆無にひとしい。しかも、不況の影響は失対事業を縮小させ、中小零細企業、出かせぎ農民などの仕事を奪う深刻な事態をもたらしております。政府の総需要抑制の犠牲は、ここにこそ手厚い救済措置が求められている経済的弱者、社会的弱者にシワ寄せをされているのが現状であります。

反対の第二の理由は、勤労者、サラリーマンの税負担の軽減が全く配慮されていないという点であります。

インフレは、勤労者の名目賃金の上昇に伴い、なしくずしに税負担の増加をもたらすものであり、かけ声だけの二兆円減税も、実質的には物価調整減税にも当たらないのであります。事実、三二%の賃上げもすでにインフレに食われてマイナスになっており、九月の総理府家計調査によれば、可処分所得の上昇は実質〇・一%の減少になっております。二兆円減税どころか、まさに実質増税であります。

勤労者には重税、金持ちには天国というわが国税制の不正を是正するためにも、勤労者は三万円の緊急調整減税を要求しております。その財源

は、自然増収の推移から見ても、十分確保できる状況にあります。しかも、来年もミニ減税に押えつける勤労者重税策をとり続けようとしていることは、大きな問題であります。また、取るべき税を取らずして減税のインフレ効果を云々することは、まさに本末転倒の詭弁といわなければなりません。(拍手)

反対の第三の理由は、地方財政危機対策が十分なことではありません。

地方財政は、三割自治という貧弱な財政構造に加えて、インフレの中で予算を食われて、事業量の確保すら困難になっており、累積超過負担額は一兆円をこえる状況であります。地方財政圧迫政策のもとで、超過負担の解消を求める声は、摂津市をはじめ、国を訴えるまでにその怒りが燃え広がっております。これらは、政府がみずからの責任すら果たしていないからであります。しかるに、その責任をはおかむりして、一部の建築単価の補正程度で表面を糊塗し、根本的反省の態度は何ら見られないのであります。

これまでの政府のやり方は、国の景気政策に地方財政を追従させ、地方自主財政の国への強制借り上げ、起債の抑制など、地方財政を圧迫しながら、自主財源の充実には何ら意を払おうとしてこなかったものであります。今回も、来年度財源の先食いといった場当たりの対応策をとっているにすぎません。

いまや、地方財政は小手先の対策では解決でき

ない深刻な事態を迎えているのであって、自主財源強化、インフレ利得の吸収など、地方財源充実のために抜本的な対策が講ぜられなければならないとせん。その取り組みが全く見られないことはまことに遺憾であり、福祉財政確立のために強く反省を要求いたします。(拍手)

また、私学の経済危機は深まり、一連の公共料金の値上げに加えて、授業料や教育費の負担、さらには、寄付金、納付金の軒並み値上げが行なわれており、これへの対策が全く欠如をしております。これは国民の教育権に対する挑戦であるといわなければならないのであります。

反対の第四の理由は、不況に苦しむ中小零細企業に対する措置が全く行なわれていないという点であります。

不況の嵐は中小零細企業の倒産を増加させ、かつてない首切り、レイオフ等のきびしい事態に追い込んでおります。最近の倒産の実態は、十一月で一千百件をこえ、今年一年間では一万五千件に達するという重大な状況にあります。政府は、財政投資の融資ワケを七千億円拡大した、こういっておりますが、実際は、昨年に比して一千億の増加にすぎない、こういう状況であります。これは、実際的には中小零細企業はその恩恵に浴することができないのであります。政府金融機関の貸し出し対象の拡大、都道府県の制度融資の財源的裏づけ措置等、中小零細業者が真にその危機を救済されるような措置をとるべきであります。

悪平等、画一的総需要抑制は、弱い者の犠牲で続けられるもので、日本経済における中小零細企業者への融資拡大、これはインフレ刺激とは実質的に無関係であります。問題は、大企業、大商社への金融引き締めを堅持することが根幹であり、中小零細企業には、生業資金を含めて手厚い金融措置が必要であります。

第五の反対理由は、今日のインフレのもとで財政が完全に硬直化し、インフレ抑制のための資金の効率的運用は全く期待できない危険な状態になっていることでもあります。

財政構造の根本的転換を行わず、景気刺激効果の大きい産業基盤整備の大型投資、不要不急の事業の削減、アジアと世界の平和に逆行する防衛費支出の縮小、いたずらにインフレ被害者、弱い立場の人々を放置し、公務員賃金、福祉財源の圧縮、公共料金の値上げ政策、こういうやり方を続けることは、日本財政破綻への道を突き進むもので、こう断ぜざるを得ないのであります。したがって、私たちは、補正段階におきまして、なし得る限りの財政構造転換に取り組むことが必要であり、また、それは可能であり、三党共同の組み替え動議においても要求しているところであります。

以上の立場から、インフレ、物価高の責任を回避し、その犠牲を国民負担に転嫁し、総需要抑制に名をかりて、勤労者、農民、中小零細商工業者、社会的弱者に対し破滅的打撃を与えようとし

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 昭和四十九年度一般会計補正予算(第一号)外二件

九四

ている事態をさらに悪化させるような政府補正予算案を、断じて容認することはできません。

(拍手)

最後に、このような立場から、わが党は、公明党、民社党と共同して、最小限の補正予算の組み替えを要求してまいりました。その方向で組み替えることこそ、三木内閣が単なる口舌の内閣でなく、国民生活に顔を向けた政府であることを証明することになると信ずるのであります。(拍手)

なお、日本共産党・革新共同の組み替え動議につきましては、共産党も、当初、国民的立場に立って、共同組み替えのテーブルに着き、共同作業を進めてきたのでありますが、遺憾ながら、一部意見の不一致から共同提案に至らなかったことは、毎度のことながら、きわめて遺憾であります。共産党主張の臨時資産税については、わが党はかねてから大企業の土地再評価課税、事務所事業所税の創設等を強く主張してまいったところ

であります。税収面では、本年度実質的にあと二カ月を残すのみで、形式的財源づくりの手段として取り上げることが、必ずしも実質的とはいえないものであり、来年度予算編成に向けて根本的取り組みを強化していく必要があります。また、地方財政の赤字問題は、一時的救済措置では処理できない状況にあります。最小限度の緊急措置をとることは当然必要であります。政府の中央集権的財政支配を排し、真に福祉財源強化のために根本的財源対策についての取り組みを強化することが

必要であります。

以上の観点から、日本共産党・革新共同の動議は、補正予算という制約のもとでは補正ワタそのものが大幅にふくれ上がり、その内容もかなり無理のある内容であり、賛成することができません。

以上、日本社会党の立場を申し上げ、政府案に反対、日本社会党、公明党、民社党三党共同提案の動議に賛成、日本共産党・革新共同提案の動議に反対の態度を表明し、討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 荒木宏君。

〔荒木宏君登壇〕

○荒木宏君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました政府提出に係る昭和四十九年度補正予算三案等について、討論を行なうものであります。

まず、政府原案に対し反対の意見を表明いたします。

今日、激しい物価高の中で、本年は一万二千人に及ぶ企業倒産、八十万人に近い完全失業者の発生など、インフレと重なり合って襲来した不況の中で、国民生活と日本経済はかつてない危機に直面し、国民は大きな不安と激しい憤りを覚えているのであります。

しかるに、他方大企業は、この九ヶ月期決算においても、あの狂乱物価、悪徳商法でばく大な利益を記録した三ヶ月期決算を一五%も上回る八千六百

億円もの巨大なもうけをあげたことは、和光証券の調査によっても明らかであります。

このように、特に激化しているわが国の危機は、自民党政治の大企業の利益を守り、国民に犠牲を転嫁する総需要抑制政策や新価格体系など、大企業優先の危機打開策によってさらに深まりつつあり、政府の責任はきわめて重大であります。

田中前総理がその金脈政治をきびしく追及され退陣し、そのあとに生まれた三木内閣が、高度成長の転換、社会的公正の是正を口にせざるを得なくなったことは、国民が自民党政治に強い怒りを持つとともに、大企業本位の危機打開策から国民本位の危機打開策に転換することを切実に求めている何よりの証拠であります。(拍手)

四十九年度補正予算の編成に際し、わが党は、インフレ、不況から国民の生活と経営を守る十項目の緊急措置を盛り込み、国民優先の危機打開策をとるよう三木内閣に申し入れるとともに、予算委員会において組み替え動議を提出したのであります。

しかるに、政府は、これを無視したばかりか、すでに政府みずから否定せざるを得ない高度成長をささえた大企業優先の税財政の仕組みを、本補正予算案においても温存し続けており、いまやその誤りは明白であります。したがって、補正予算の編成にあたっては、激しいインフレを抑え、不況により国民の受けている被害を救済することを重点にすることこそ重要なのであります。

私が政府案に反対する第一の理由は、インフレ、物価高を促進させるものであるという点であります。

政府は、消費者米価など、公共料金を大幅に引き上げ、石油、鉄鋼はじめ大企業の価格つり上げや、やみカルテルを野放しにしてきたばかりか、本補正予算においては、それを規制すべき公正取引委員会の審査活動費や公正取引調査委託費をさらに削減しているのであります。政府の施策がいかに反国民的なものであるかは明らかであります。本補正予算においては、公共料金の値上げを押え、大企業の横暴、価格つり上げを規制する対策を立て、公正取引委員会を民主的に強化し、インフレ、物価高を抑えるべきであります。

第二の反対理由は、生活と経営の危機打開を求める国民の切実な要求にこたえず、インフレと不況の犠牲を国民に強要していることでもあります。

二日間の予算審議の中でも明らかにされたとおり、きびしい危機の中で、その犠牲は勤労者、中小企業者、農漁民はもとより、特に苦しい立場にある生活保護世帯、身体障害者、老人、失対就労者などに集中しています。

しかるに、政府は、老齢福祉年金などのわずかな増額の実施時期を単に一月繰り上げたにすぎず、これでは激しい物価高の中で実質切り下げにもひとしい措置というべく、どうしてこれでこの人たちの生活を守ることができるでしょうか。政府は、老齢福祉年金二万円を直ちに支給するこ

と、生活保護基準や失対賃金を五割引き上げることなど、インフレから社会保障、社会福祉を守る緊急対策を直ちに実行すべきであります。

また、失業給付を切り下げる雇用保険法のような悪法は撤回し、失業給付の抜本改善を含む失業防止と失業対策を強化する措置を直ちにとるべきであります。

さらに、実質賃金の低下に苦しむ勤労者には、三万円の税額控除による年内減税を断行し、小規模零細業者に対する無担保、無保証、無利子融資など、中小零細企業の危機打開のための緊急措置、牛肉を畜産物価格安定法の指定食肉とするなど、農業経営を守る緊急措置、教育、研究補助の増額などを実行することは、どれ一つを見ても政府の当然の責務といわなければなりません。

(拍手)

第三の反対理由は、危機に陥っている地方財政を改善するどころか、一そう窮地に追い込むものであるという点であります。

不況の深刻化と引き締めの強化、超過負担の増大など、自民党政治のもとで地方財政の危機はますます深刻であります。

しかるに政府は、来年度分の交付税を先食いするだけの措置をとったにすぎず、地方財政がさらに窮迫することは明らかであります。交付税率の引き上げなど、抜本的改革の必要は言うまでもありませんが、とりあえず本補正予算において、当然支出される五千億円の交付税に一兆円を上乗せ

する緊急交付税を支出し、地方財政の窮状を救うべきであります。

最後に、財源にも触れて、政府原案が危機打開の根本的方向を誤まっていることを指摘をいたします。

私が冒頭に申し上げた大企業の大もうけは、その約半分が内部留保として課税を免れており、不当に増大した大企業の資産に課税し、不正をなくすとともに、国民優先の財源に振り向けるべきであります。(拍手)しかるに、三木内閣は、大企業優先の高度成長をささえたその税財政の骨格を維持し続けているのであります。

そればかりか、本補正予算において、たとえば気象観測船の運航費は削減しながら、陸上自衛隊の運営費は四十四億円もふやし、さらに、四次防に含まれる艦対空ミサイル積載のDDG護衛艦、DDE護衛艦、DE護衛艦並びにSS潜水艦の建造費を継続費総額で実に百七十億円以上もみずから進んで増加していることは、三木内閣が依然として軍国主義復活、大企業優先の危険な道を進もうとしていることを示しているのではないでしようか。四次防、列島改造など、不要不急の歳出を大幅に削減して、国民生活優先の第一歩を直ちに踏み出すべきであり、これこそ国民が真に求めている道といふべきであります。(拍手)

なお、日本社会党、公明党並びに民社党提出にかかる組み替えの動議は、失業対策、臨時資産税などわが党の主張に照らしなお不十分な点がある

り、賛成しがたく、棄権いたします。

以上をもって、ただいまの議題に対する日本共産党・革新共同の態度を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 山田太郎君。

〔山田太郎君登壇〕

○山田太郎君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました政府提出の昭和四十九年度補正予算三案に反対し、日本社会党、公明党、民社党三党共同の組み替え動議に賛成の討論を行ないます。(拍手)

当面しているわが国経済は、きわめて難局に立たされておられ、いまや国民生活は破壊寸前に迫り込まれております。このインフレ、物価高騰の被害をまともにこうむるのは、老人、生活保護者、母子家庭、身障者など、社会的に弱い立場に置かれた人々たちであり、また、経済的には中小企業者、農業者等であることは言うまでもありません。

一方では、政府・自民党の長年にわたる大企業優先の高度経済成長政策と、ニクソン・ショック以来激化する国際経済を背景とする中における政策の失敗は狂乱物価を引き起こし、それを押えるためにとらざるを得なくなった総需要抑制政策によって、景気後退を余儀なくされております。

この結果は、中小企業の倒産、失業者の増大が急激に増加していることは御承知のとおりであります。

このような経済情勢の中で編成される補正予

算案は、何よりも国民生活を擁護することが第一義とされなければならないことは、あえて私が申し上げる必要はありません。しかるに、政府が今回提案された補正予算案は、従来からの国民生活を無視した高度経済成長政策を何ら反省することなく、その延長線上で若干断片的な対策を講じているにすぎないのであります。

以下、本補正予算案に反対するおもな理由を申し上げます。

第一には、インフレ、物価高騰、さらに、不況によって生活を圧迫されている老人、生活保護者、母子家庭、身障者等に何らの救済策が講じられていないことでもあります。

日本社会党、公明党、民社党の三党共同で提案した組み替え動議案では、少なくとも生活保護基準を当初予算に対し五〇％引き上げること、失対賃金を五〇％引き上げること、老人児童保護等については措置費を中心に増額すること、また、老齢福祉年金を月額二万円に引き上げることをはじめ、各種年金の大幅引き上げ、生活保護者、福祉年金受給者、交通遺児、母子家庭等の年末一時金の支給を要求しております。これらは、インフレ被害者救済のためきわめて緊要な課題であり、政府がその気になりさえすれば、現実に実現する可能な措置なのであります。

三木総理がその発言どおり、真に社会的格差の是正に全力をあげるとされるならば、当然インフレ、物価高、不況によって被害を受ける人たちの

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 昭和四十九年度一般会計補正予算(第一号)外二件

九六

救済に全力をあげるべきでありましょう。国民生活の苦しみを見ておいてそれを放置するという姿勢は、断じて許すことができないのであります。

(拍手)

反対の第二の理由は、同じようにインフレ、物価高、不況に直撃されている中小企業者及び農業者に対し、何らの配慮がなされていないことであります。

わが党は、本日の予算委員会で、政府関係中小企業金融機関の一つである商工組合中央金庫が、事業協同組合の仮面をかぶった大企業に多額の融資をしている事実を取り上げました。中小企業者は、政府関係の中小企業金融機関においてすらこのような実情の中で締め出しを食い、しかも、都市銀行からは歩積み両建ての融資で実質金利を引き上げられ、金利負担にも耐えかねているのであります。そのことを物語るかのように、中小企業倒産件数はウナギ登りに増加しているのであります。

わが党は、今国会にも、中小企業者を救済するために、中小企業省設置法案、小規模事業者生業安定資金特別融通措置法案など三法案を提出しております。これは、当面の中小企業者の苦境を救済すると同時に、中小企業者の経営安定なくして、わが国経済の健全な発展はあり得ないということから提出したものであります。政府の中小企業政策を抜本的に改革するよう要求するものであります。

また、当面、牛肉を指定食肉とし、また、畜産飼料とともにその価格安定対策を強化すること、は、きわめて緊要であります。

反対の第三の理由は、多額の自然増収の増加があるにもかかわらず、勤労者の税負担の軽減に手を加えていないことでもあります。

勤労者の多くは、年末を控え、年末調整に不安を抱いております。勤労者世帯の実収入の実質増加率は、すでに九月において、前年同月比〇・一％落ち込んでおります。これはインフレ下において、名目所得の上昇で大幅に税負担がふえているからであります。

一方では、大企業や高額所得者が、インフレ利得、超過取得により平然と生活している事実が存在するのであります。本年の二兆円減税が、いかにかけ声だけであつたかは、いまだら申すまでもありませんが、税負担の不公平はますます拡大するばかりであります。

国民が一致して要求していることは、本補正予算において、せめて物価調整減税でも実施してもらいたいということでございます。三党共同の組み替え動議では、昭和四十九年分の所得税額から一律三万円の税額控除による年内緊急調整減税を要求しておりますが、これすらも顧みようとしていないのであります。

反対理由の第四は、まさに危機におちいつている地方財政に対する措置がきわめて不十分であることでもあります。

地方財政の窮乏は、そのまま国民生活へはね返ってくるのであります。言うまでもなく、国民生活と密着した社会福祉施設や病院、学校などの整備増設をもやむを得ず見送らざるを得ない現状であり、加えて、政府の不当な財政措置によって超過負担が増高しております。しかるに、政府案は、単に若干の建築単価の引き上げを行なっているのみであり、これではとうてい地方財政の窮乏を打開することができないといわなければなりません。

わが党は、地方自主財源を強化し、地方財政の基盤確立のため、大企業の土地再評価益課税、事務所事業所税の新設を要求しておりますが、当面、緊急に公立文教施設、社会福祉施設等の単価の補正を行なうとともに、国保財政の補てん、給与財源をはじめ、緊急地方財政援助を強化することを強く要求するものであります。(拍手)

また、政府案では、防衛費の削減、高速道路等、産業基盤整備の削減等がなされていないのは、全く納得できないのであります。(拍手)

このような理由から、政府補正予算案に対し反対するものであります。

以上、政府補正予算案に反対、日本社会党、公明党、民社党三党共同提出の組み替え動議に賛成の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 安里積千代君。

○安里積千代君 私は、民社党を代表し 議題と

なっております政府提案の三補正予算案に反対し、日本社会党、公明党並びに民社党の政府案組み替えを求める動議に賛成の討論を行ないます。

(拍手)

まず、政府三案に反対する第一の理由は、国内外の経済的、社会的事情から、高度成長が不可能な情勢にあるにもかかわらず、ひたすらそれを追い求めつつ、金権、汚濁の政治でついに退陣せざるを得なかった田中内閣の案を、そのまま提出しているという三木内閣の無定見な方針に対するものであります。(拍手)

およそ、内閣の交代にあたって最大に求められますものは、これまでの政治を一新し、国民の輿望に応ずる最善の姿勢を示すことにあると思うのであります。三木内閣の初仕事ともいふべき予算補正が、汚辱に満ちた前内閣の遺産をそのまま踏襲するというにあつては、クリーンな三木内閣とは全く相反するものといわなければなりません。(拍手)

反対の第二は、激しく進行するインフレにあつて、その最大の犠牲者といわれる年金生活者、特に福祉年金受給者への対策、生活保護世帯対策、交通遺児の家庭、母子家庭並びに社会福祉施設対策等が、現状に照らして手厚く改善されなければなりません。

三木総理の政治的信条の一つには、社会的公正の実現が織り込まれておつたと承っております。また、過日の所信表明演説におきましても、社会

的、経済的に弱い立場の人々の生活の安定を主張されたはずであります。にもかかわらず、福祉年金に例をとりますならば、月額五千元から七千五百円へと、既定のベース変更を一カ月繰り上げる措置にしかすぎません。それでは決して老人の念願にこたえるものとはいえないのであります。この年金支給を受ける老人の切なる願いは、せめて生活費の半分でもよいからということにあります。

われわれ三党が共同提案をしておりまする組み替への動議の方針では、これら老人の切望にこたえるため、月額二万円の福祉年金実現を求めると同時に、生活保護、身障者、母子、交通遺児と、社会福祉施設の措置費などを大幅に引き上げること、しかも、現実の財政のワクの中で十分実現できることであると提案、主張しておるものであります。政府は、この点につき特段の配慮と反省を行なうべきであると思ひます。

次に、政府案では、中位以下の勤労者所得に対し、インフレ、物価急騰に対応する減税が全く配慮されていない点であります。

インフレが債務者利益を不当に高め、勤労の価値を不当に低下するという分配の不正にあることは、国民のだれもが知っている厳然たる事実であります。勤労国民の切なる願いは、年末を控えて、はたまた、四月からの子弟の入学に備え、一万でも二万でもよいから税金を軽くしてほしいと

いうことにあります。この切なる願いをかなえるためには、この際、課税対象所得が四大家族で年収三百万円以下の層に対しては、年度内三万円の減税、税額控除を断行すべきであります。

次に、私は、教育における私立学校の果たしている役割りの大きいのに比し、その財政が破綻の危機に直面している現実を取り上げなければなりません。

もちろん、わが民社党といたしましては、日本民族の経てきた歴史を顧みると同時に、日本人たるの誇りと国際性の調和を求め、それに対応する教育改革に国民合意を形成せんとする基本政策を掲げ、それを世に問うているところであります。が、少なくとも今日の段階では、私立学校の健全なる発展をいかに確保するかということが重要性を持たされております。しかるに、政府は、今回の補正において七十二億四足らずしか計上しておりません。これは教育の現状に対する政府の認識を疑わざるを得ないのであります。

われわれ三党の共同提案では、調整財源が乏しいにもかかわらず、政府案に三百億円を加算計上するよう努力したのであります。この点もまた、政府は強く反省し、早急に組み替えをし、再提出を求むるものであります。

以上、簡単な理由を述べまして、政府の補正予算三案に対して反対をしますとともに、日本社会党、公明党並びに民社党の共同提案になる組み替え動議に賛成の意思を明らかにいたします。

て、討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、堀昌雄君外二十名提出、昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件につき撤回のうえ編成替えを求める動議について採決いたします。

堀昌雄君外二十名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立少数。よって、堀昌雄君外二十名提出の動議は否決されました。

次に、昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件を一括して採決いたします。

三件の委員長の報告はいずれも可決であり、三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

する法律案を議題といたします。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長田中榮一君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔議長退席、副議長着席〕

〔田中榮一君登壇〕

○田中榮一君 ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が、昭和五十年三月から五月までに満了することになりますので、前例にかんがみ、これらの選挙の期日等を統一し、多数の選挙の円滑な執行と選挙執行経費の節約を期することと、国民の地方選挙に対する関心を高めようとするものであります。

統一選挙の期日は、都道府県及び指定都市の選挙については四月十三日、指定都市以外の市、特

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一案 千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件外三件

九八

別区及び町村の選挙については四月二十七日とい
たしているほか、同時選挙の手續、重複立候補の
禁止及び後援団体に関する寄付等の禁止などに
つきまして、所要の規定を設けようとするもので
あります。

本案は、去る十二月十四日日本特別委員会に付託
され、同月十八日福田自治大臣から提案理由の説
明を聴取した後、質疑もなく、直ちに採決の結
果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決
した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしま
した。

日程第二 裁判官の報酬等に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 検察官の俸給等に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(秋田大助君) 日程第二、裁判官の報酬

等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第
三、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正す

る法律案、右両案を一括して議題といたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する

法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する

法律案

〔本号(一)に掲載〕

○副議長(秋田大助君) 委員長の報告を求めま

す。法務委員長小平久雄君。

〔報告書は本号(一)に掲載〕

〔小平久雄君登壇〕

○小平久雄君 ただいま議題となりました両法律
案について、法務委員会における審査の経過並び
に結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員の給与の改善に伴
い、裁判官及び検察官についても一般の政府職員
の例に準じて、その給与を改善しようとするもの
であります。

両法律案は、十二月十四日当委員会に付託さ
れ、十八日提案理由の説明を聴取した後、両法律
案を一括して審査に付し、十九日質疑を終了、採
決の結果、両法律案は全会一致をもっていずれも
原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 両案を一括して採決いた
します。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたし
ました。

日程第四 千九百六十七年七月十四日にス

tockホルムで署名された世界知的所有権
機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件(第七十二回国会、内閣提出)

日程第五 千九百一十一年六月二日にブラッ

セルで、千九百一十一年六月二日にワシント
ンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグ
で、千九百三十四年六月二日にロンドンで、

千九百五十八年十月三十一日にリスボンで
及び千九百六十七年七月十四日にストック
ホルムで改正された工業所有権の保護に関

する千八百八十三年三月二十日のパリ条約
の締結について承認を求めるの件(第七十
二回国会、内閣提出)

日程第六 千九百一十一年六月二日にワシント

ンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグ
で、千九百三十四年六月二日にロンドンで
及び千九百五十八年十月三十一日にリスボ

ンで改正された虚偽の又は誤謬を生じさせ
る原産地表示の防止に関する千八百九十一年
四月十四日のマドリッド協定の千九百六
十七年七月十四日のストックホルム追加協
定の締結について承認を求めるの件(第七
十二回国会、内閣提出)

日程第七 千八百九十六年五月四日にパリで

補足され、千九百八十八年十一月十三日にベル
リンで改正され、千九百十四年三月二十日
にベルヌで補足され並びに千九百二十八年

六月二日にローマで、千九百四十八年六月
二十六日にブラッセルで、千九百六十七年
七月十四日にストックホルムで及び千九百

七十一年七月二十四日にパリで改正された
千八百八十六年九月九日の文学的及び美術
的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結

について承認を求めるの件(第七十二回国
会、内閣提出)

○副議長(秋田大助君) 日程第四、千九百六十七

年七月十四日にストックホルムで署名された世界
知的所有権機関を設立する条約の締結について承
認を求めるの件、日程第五、千九百一十一年六月二

日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシ
ントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグ
で、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九

百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百
六十七年七月十四日にストックホルムで改正され
た工業所有権の保護に関する千八百八十二年三月

二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件、日程第六、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤謬を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めるの件、日程第七、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され及び千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件
千九百二十八年六月二日にブラッセルで、千九百三十四年六月二日にワシントンで、千九百三十四年五月十一日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七

月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤謬を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めるの件

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され及び千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルム及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件
〔本号(二)に掲載〕

○副議長(秋田大助君) 委員長長の報告を求めます。外務委員長有田喜一君。

〔報告書は本号(二)に記載〕

〔有田喜一君登壇〕

○有田喜一君 ただいま議題となりました四件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、世界知的所有権機関を設立する条約は、全世界にわたって知的所有権の保護を促進することを目的とする世界知的所有権機関を設立すること、同機関は工業所有権に関するパリ同盟、著作権に関するベルヌ同盟の管理業務を行なうこと等を定めたものであります。

次に、工業所有権の保護に関するパリ条約のストックホルム改正条約は、工業所有権の保護に関する従前のパリ条約を改正し、発明者証出願を優先権主張の基礎として認めるとともに、世界知的所有権機関の設立と相まって、パリ同盟の管理機構を近代化することをおもな内容とするものであります。

次に、原産地虚偽表示防止に関するマドリッド協定のストックホルム追加協定は、知的所有権機関の設立に伴い、マドリッド協定及びその後の改正協定の加入書の寄託に係る事務を、従来のスイス政府から、世界知的所有権機関に移管することをおもな内容とするものであります。

次に、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約のパリ改正条約は、ブラッセル改正条約及びストックホルム改正条約を改正するもの

で、そのおもな内容は、著作物の保護の基準を拡大したこと、ベルヌ同盟の組織及び運営の近代化等についての規定を設けたこと、発展途上国のための著作権利用についての特例を設けたこと等でありました。

以上四件は、第七十二回国会に提出され、本国会に継続されたものでありまして、本国会におきましては、昨十九日質疑を行ない、採決の結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 四件を一括して採決いたします。

四件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、四件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案(内閣提出)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、昭和四十九年度

昭和四十九年十二月二十日 衆議院会議録第五号(一)

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案外一案 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案外一案

一〇〇

分の地方交付税の特例に関する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(秋田大助君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案

法律案

地方税法の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(秋田大助君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長伊能繁次郎君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔伊能繁次郎君登壇〕

○伊能繁次郎君 ただいま議題となりました両法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、昭和四十九年度分の地方交付税の特例に

関する法律案につきまして申し上げます。

本案は、地方財政の現状にかんがみ、地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方団体に付与する等のため、昭和四十九年度分として交付すべき普通交付税の総額及び単位費用の特例を設けることとしております。

本案は、十二月十四日当委員会に付託され、同十八日福田自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を行ない、本日質疑を終了したところ、日本共産党・革新共同から、昭和四十九年度に限り、全地方団体に対して緊急地方財政交付金を交付することを内容とする修正案が提出され、多田委員からその趣旨説明を聴取いたしました。

次いで討論に入り、自由民主党を代表して高島委員は、本案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表して山田委員は、本案及び修正案ともに反対、日本共産党・革新共同を代表して三谷委員は、本案に反対、修正案に賛成、公明党を……(発言する者あり)公明党を代表して小川委員は、本案及び修正案に反対の意見を述べられました。

採決の結果、日本共産党・革新共同提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案により、所要一般財源の確保等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

次に、地方税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、電気料金及びガス料金の改定に伴い、電気税及びガス税の負担の軽減、合理化をはかるため、税率の引き下げ及び免税点の引き上げ等を行なうとするものであります。

本案は、十二月十四日当委員会に付託され、同十八日福田自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を行ない、本日質疑を終了し、討論を行ないましたところ、公明党を代表して小川委員は、本案に反対の意見を述べられました。

次いで、採決を行ないましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案により、事務所事業所税の創設等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

ただいま、昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案の報告に際しまして、日本共産党の山田委員と申し上げましたのは、日本社会党の山田委員の誤りでありまして、訂正をいたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これより採決に入ります。

まず、昭和四十九年度分の地方交付税の特例に

関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、地方税法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

文化功労者年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案、文化功労者年金法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進めら

れんことを望みます。

○副議長(秋田大助君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案、文化功労者年金法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(秋田大助君) 委員長の報告を求めます。文教委員長久保田円次君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔久保田円次君登壇〕

○久保田円次君 ただいま議題となりました二法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正す

る法律案について申し上げます。

本案の趣旨は、国立及び公立の幼稚園並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部の教育職員に教職調整額制度を適用しようとするもので、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用することとしております。

本案は、十二月十四日当委員会に付託となり、同月十八日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

かくて、本日、本案に対する質疑及び討論の申し出がないため、直ちに採決に入りましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決す

べきものと議決した次第であります。次に、文化功労者年金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、文化功労者年金の額を政令で定めるところとともに、昭和四十九年度分の年金の額を二百万円に引き上げようとするものであります。

本案は、十二月十四日当委員会に付託となり、同月十八日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

本日、本案に対し、委員長から、文化功労者年金の額を政令で定めるところとしているのを、現行どおり法律で定めることとし、その額を百五十万円から二百万円に引き上げるとともに、この法律を公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用することを趣旨とする修正案が提出されま

した。

本修正案及び原案については、質疑及び討論の申し出がないため、直ちに採決に入り、本修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決、よって、本案は修正議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

文化功労者年金法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

文化功労者年金法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八条の改正に関する部分を次のように改める。

第八条第一項中「百五十万円」を「二百万円」に改める。

附則第一項中「昭和五十年四月一日から施行する」を「公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する」に改め、同項ただし書を削る。

附則第二項の前の見出し及び同項を削り、附則第三項に見出しとして「(年金の内払)」を付し、同項中「前項の規定を」を「この法律」に、「文化功労者年金法及び同項」を「改正後の文化功労者年金法」に改め、同項を附則第二項とする。

○副議長(秋田大助君) 両案を一括して採決いたします。

両案中、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決、他の一案の委員長の報告は修正であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

雇用保険法案(内閣提出)

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(内閣提出)

○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、雇用保険法案、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、右四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 雇用保険法案外三案

○副議長(秋田大助君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

雇用保険法案、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

雇用保険法案

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(秋田大助君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長野原正勝君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔野原正勝君登壇〕

○野原正勝君 ただいま議題となりました四法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、雇用保険法案について申し上げます。

本案は、今後の経済社会の動向に即して、失業者に対する給付内容の改善、整備をはかるとともに、雇用構造の改善その他労働者の福祉の増進に資するため、雇用保険制度を創設しようとするもので、そのおもな内容は、

第一に、雇用保険は、労働者が雇用される事業をすべて適用事業とし、失業給付を行なうほか、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行なうこと、

第二に、基本手当の日額については、前職賃金の六割を基準にして、最高八割の給付率を採用することとし、その所定給付日数は、年齢等による就職の難易度により九十日より三百日までの日数とすること、

第三に、全国的に失業情勢の悪化した場合等には、所定給付日数を延長することができること、

第四に、季節、短期雇用労働者については、基本手当日額の五十日分の特例一時金を支給すること、

第五に、日雇労働者健康保険法の求職者給付は、第一級を日額二千七百円とする等、三段階制とすること、

第六に、保険料のうち千分の十の部分は失業給付に充て、千分の三の部分は雇用改善事業等に充てること、

等であります。本案は、十二月十四日委員会に付託となり、本日委員会において質疑を終了いたしましたこと

ろ、賃金日額の最低額及び経済変動に伴う雇用調整措置について、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案に係る修正案、日本共産党・革新共同より雇用保険法案の全部を修正する修正案がそれぞれ提出され、討論を行ない、採決の結果、日本共産党・革新共同の修正案は否決され、本案は四党共同提案の修正案のとおり修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本案は、雇用保険法の施行に伴い、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、その他関係諸法律について所要の整備等を行なうものであります。

本案は、十二月十四日委員会に付託となり、本日質疑を終了し、討論、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、業務災害または通勤災害をこうむった労働者及びその遺族に対する保護の充実をはかるため、これらの者に支給する保険給付の改善等を行なうとするもので、そのおもな内容は、

第一に、障害補償年金及び障害補償一時金等の額をおおむね一・七%引き上げること、

第二に、遺族補償年金等の額を平均一三%引き上げること、

第三に、遺族補償年金等の前払い一時金制度を拡充すること、

第四に、障害補償一時金等についても、賃金水準の変動率に応じ、その額を改定するものとする

こと、第五に、船員保険の職務上の事由による保険給付についても、労働者災害補償保険に準じた改善措置を講ずること

等であります。

本案は、十二月十四日委員会に付託となり、本日質疑を終了し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもな内容は、日雇労働者健康保険の給付を健康保険の給付に準ずるものとするため、家族療養費等の給付割合の引き上げ、高額療養費の支給、療養給付期間の延長等、給付内容の改善を行なうとともに、初診時一部負担金の改定及び保険料日額を第一級から第八級までの八段階とすること

であります。なお、保険料の急激な負担増を避けるため、第四級から第八級までの改定は昭和五十一年度までの間に段階的に行なうとともに、賃金日額の低い第一級及び第二級の被保険者の負担分については軽減措置を講ずること等であります。

本案は、十二月十四日委員会に付託となり、本日質疑を終了し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

雇用保険法案に対する修正案(委員会修正)
雇用保険法案の一部を次のように修正する。

第十六条中「千五百円」を「千八百円」に改める。

第十七条第四項第一号中「千五百円」を「千八百円」に改める。

第十八条第一項中「千五百円」を「千八百円」に改める。

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、附則第二十一条の規定は、同年一月一日から施行する。

附則第二十二條を附則第二十三條とし、附則第二十一條を附則第二十二條とし、附則第二十條の次に次の一條を加える。

(失業保険法の規定による福祉施設に関する暫定措置)

第二十一条 政府は、昭和五十年一月一日から施行日の前日までの間において、必要があるときは、失業保険法第二十七條の二第一項の規定による福祉施設として、事業主に対して、景氣の変動、國際經濟事情の急激な變化その他の經濟

上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業を予防するために必要な助成及び援助を行うことができる。

○副議長(秋田大助君) これより採決に入ります。

まず、雇用保険法案及び雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案中、雇用保険法案の委員長の報告は修正、他の一案の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

次に、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員の選挙

裁判官訴訟追及委員及び同予備員の選挙

檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

中国地方開発審議会委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選挙

鉄道建設審議会委員の選挙

○副議長(秋田大助君) 裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員、裁判官訴訟追及委員及び同予備員、檢察官

適格審査会委員及び同予備委員、中国地方開発審議会委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員

及び鉄道建設審議会委員の選挙を行ないます。

○森喜朗君 各種委員等の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名せられ、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員、裁判官訴訟追及委員の予備員の職務を行なう順序については、議長において定められんことを望みます。

○副議長(秋田大助君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のごとく決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員に林義郎君を指名いたします。

なお、その職務を行なう順序は、第二順位とい

次、裁判官訴訟追及委員に齋藤邦吉君を指名いたします。

また、裁判官訴訟追及委員の予備員に佐藤守良君を指名いたします。

なお、予備員の職務を行なう順序は、第一順位といたします。

次に、裁判官適格審査会委員に

天野 光晴君 及び 小澤 太郎君

を指名いたします。

また、保岡興治君を天野光晴君の予備委員に指名いたします。

なお、現に予備委員である唐沢俊二郎君は、小澤太郎君の予備委員といたします。

次に、中国地方開発審議会委員に柴田健治君を指名いたします。

次に、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に

中曾根康弘君 灘尾 弘吉君

松野 頼三君 福田 篤泰君

及び 坪川 信三君

を指名いたします。

次に、鉄道建設審議会委員に

中曾根康弘君 灘尾 弘吉君

松野 頼三君 及び 福田 篤泰君

を指名いたします。

ただいまの指名の際、裁判官適格審査会委員と申しましたのは、檢察官適格審査会委員の誤りでありますから、訂正いたします。

原子力委員会委員任命につき事後承認を求め

る件

国家公安委員会委員任命につき事後承認を求

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 原子力委員会委員任命につき事後承認を求めるの件等五件 人事官任命につき同意を求めるの件等六件

めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき

事後承認を求めるの件

運輸審議会委員任命につき事後承認を求める

の件

労働保険審査会委員任命につき事後承認を求

めるの件

○副議長(秋田大助君) おはかりいたします。

内閣から、原子力委員会委員に井上五郎君を、

国家公安委員会委員に今井久君を、公害健康被害

補償不服審査会委員に加藤光徳君、近藤功君、鈴

木一男、中西彦二郎君、本庄務君及び村中俊明君

を、運輸審議会委員に白井勇君及び宮崎清文君

を、労働保険審査会委員に高橋展子君を任命した

ので、それぞれその事後の承認を得たいとの申し

出があります。

まず、原子力委員会委員、国家公安委員会委

員、公害健康被害補償不服審査会委員及び運輸審

議会委員の任命について、申し出のとおり事後の

承認を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、いず

れも承認を与えるに決しました。

次に、労働保険審査会委員の任命について、申

し出のとおり事後の承認を与えるに御異議ありま

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

よって、承認を与えるに決しました。

人事官任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求める

の件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求

めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求める

の件

社会保険審査会委員長任命につき同意を求め

るの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求める

の件

○副議長(秋田大助君) おはかりいたします。

内閣から、人事官に藤井貞夫君を、公正取引委

員会委員に青山春樹君を、中央更生保護審査会委

員に武田喜代子君を、公安審査委員会委員に我妻

源二郎君及び田上穂治君を、社会保険審査会委員

長に河野鎮雄君を、電波監理審議会委員に石川数

雄君を任命したので、それぞれ本院の同意を得

たいとの申し出があります。

まず、人事官、公正取引委員会委員、公安審査

委員会委員及び電波監理審議会委員の任命につ

て、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、いず

れも同意を与えるに決しました。

次に、中央更生保護審査会委員及び社会保険審

査会委員長の任命について、申し出のとおり同意

を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

よって、いずれも同意を与えるに決しました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会い

たします。

午後十時五十分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 三木 武夫君

法務大臣 稻葉 修君

外務大臣 宮澤 喜一君

大蔵大臣 大平 正芳君

文部大臣 永井 道雄君

厚生大臣 田中 正巳君

農林大臣 安倍晋太郎君

通商産業大臣 河本 敏夫君

運輸大臣 木村 睦男君

郵政大臣 村上 勇君

労働大臣 長谷川 峻君

建設大臣 飯谷 忠男君

自治大臣 福田 一君

國務大臣 井出一太郎君

國務大臣 植木 光教君

國務大臣 小沢 辰男君

國務大臣 金丸 信君

國務大臣 佐々木義武君

國務大臣 坂田 道太君

國務大臣 福田 赳夫君

國務大臣 松澤 雄蔵君

○明詔を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る十七日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和四十八年度(出納整理期間を含む。)における予算使用の状況

(要求書受領)

一、今二十日、内閣から、人事官に藤井貞夫君を任命したので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十日、内閣から、公正取引委員会委員に青山春樹君を任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十日、内閣から、中央更生保護審査委員会に武田喜代子君を任命したので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十日、内閣から、公安審査委員会委員に我妻源二郎君及び田上稔治君を任命したので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定

により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十日、内閣から、社会保険審査会委員長に河野鎮雄君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十日、内閣から、電波監理審議会委員に石川数雄君を任命したので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(応召議員)

一、昨十九日、召集に応じた議員は次のとおりである。

広島県第三区選出

永山 忠則君

(理事補欠選任)

一、去る十八日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 木野 晴夫君(理事中山正暉君去る十一月十五日委員辞任につきその補

欠)

地方行政委員会

理事 高島 修君(理事高島修君去る十一月十五日委員辞任につきその補欠)

理事 古屋 亨君(理事中村弘海君去る十一月十五日委員辞任につきその補

欠)

文教委員会

理事 三塚 博君(理事坂田道太君去る九月委員辞任につきその補欠)

理事 河野 洋平君(理事西岡武夫君去る十一月十五日委員辞任につきその補欠)

商事委員会

理事 森下 元晴君(理事左藤恵君去る十一月十五日委員辞任につきその補欠)

予算委員会

理事 栗原 祐幸君(理事細田吉蔵君去る七月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 山村新治郎君(理事澁谷直蔵君去る十一月十五日委員辞任につきその補欠)

理事 細田 吉蔵君(理事正示啓次郎君去る十一月十五日委員辞任につきその補欠)

理事 山田 久就君(理事田中榮一君去る九月委員辞任につきその補欠)

理事 菅波 茂君(理事齊藤滋与史君去る十一月十五日委員辞任につきその補

欠)

社会労働委員会

理事 菅波 茂君(理事齊藤滋与史君去る十一月十五日委員辞任につきその補

欠)

理事 菅波 茂君(理事齊藤滋与史君去る十一月十五日委員辞任につきその補

欠)

外務委員会

理事 山田 久就君(理事田中榮一君去る九月委員辞任につきその補欠)

理事 菅波 茂君(理事齊藤滋与史君去る十一月十五日委員辞任につきその補

欠)

理事 菅波 茂君(理事齊藤滋与史君去る十一月十五日委員辞任につきその補

欠)

理事 菅波 茂君(理事齊藤滋与史君去る十一月十五日委員辞任につきその補

欠)

理事 菅波 茂君(理事齊藤滋与史君去る十一月十五日委員辞任につきその補

欠)

理事 菅波 茂君(理事齊藤滋与史君去る十一月十五日委員辞任につきその補

欠)

理事 菅波 茂君(理事齊藤滋与史君去る十一月十五日委員辞任につきその補

欠)

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

鈴木 善幸君

篠田 弘作君

予算委員

辞任

補欠

渡 徹郎君

谷垣 專一君

懲罰委員

辞任

補欠

篠田 弘作君

鈴木 善幸君

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 朗読を省略した議長の報告

一〇六

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

不破 哲三君

田代 文久君

決算委員

辞任

補欠

田代 文久君

不破 哲三君

一、昨十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

笠岡 喬君

中村 梅吉君

吉永 治市君

福田 篤泰君

中村 梅吉君

笠岡 喬君

福田 篤泰君

吉永 治市君

地方行政委員

辞任

補欠

林 百郎君

田代 文久君

法務委員

辞任

補欠

田代 文久君

林 百郎君

保岡 興治君

小林 正巳君

佐々木良作君

小沢 貞孝君

小林 正巳君

保岡 興治君

小沢 貞孝君

佐々木良作君

外務委員

辞任

補欠

中村 梅吉君

塩谷 一夫君

福田 篤泰君

増岡 博之君

大久保直彦君

有島 重武君

渡部 一郎君

近江巳記夫君

塩谷 一夫君

中村 梅吉君

増岡 博之君

福田 篤泰君

有島 重武君

大久保直彦君

商工委員

辞任

補欠

近江巳記夫君

渡部 一郎君

予算委員

辞任

補欠

渡部 一郎君

近江巳記夫君

田代 文久君

村上 弘君

矢野 絢也君

坂井 弘一君

安里積千代君

竹本 孫一君

村上 弘君

田代 文久君

決算委員

辞任

補欠

坂井 弘一君

矢野 絢也君

議院運営委員

辞任

補欠

小沢 貞孝君

佐々木良作君

佐々木良作君

小沢 貞孝君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

永山 忠則君

高島 修君

辞任

補欠

永山 忠則君

増岡 博之君

増岡 博之君

永山 忠則君

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十八日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、国の防衛に関する事項

四、公務員の制度及び給与に関する事項

五、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給

与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取
及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆
議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十九年十二月十八日

内閣委員長代理理事 小宮山重四郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する

事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる
発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取
及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆
議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十九年十二月十八日

地方行政委員長 伊能繁次郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び檢察行政に関する事項

三、国内治安及び人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等
の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取
及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆
議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十九年十二月十八日

法務委員長 小平 久雄

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立
し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取
及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆
議院規則第九十四条による承認を求める。

昭和四十九年十二月十八日

文教委員長 久保田四次

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、中小企業に関する事項

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 朗説を省略した議長の報告

一〇八

三、資源エネルギーに関する事項

四、特許及び工業技術に関する事項

五、経済の計画及び総合調整に関する事項

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

項

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに

総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理

化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆

議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十九年十二月十八日

商工委員長 松岡 松平

衆議院議長 前尾繁三郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要

求に対し、議長は昨十九日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査

し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆

議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十九年十二月十九日

外務委員長 有田 喜一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係の基本施策に関する事項

二、労働関係の基本施策に関する事項

三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福

祉及び人口問題に関する事項

四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策

に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆

議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十九年十二月十九日

社会労働委員長 野原 正勝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

(質問書提出)

一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

本山製作所の労使紛争に関する質問主意書

(渡辺三郎君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る十七日、内閣から、衆議院議員橋崎弥之助君提出校拡散防止条約に関する質問に対し、各項目について慎重に検討すべき必要があり、これに日時を要するため、昭和五十年一月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一)

一一〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和四十九年十二月二十日

第七十四回 衆議院會議録 第五号(二)

[本号(参照)]

昭和四十九年度一般会計補正予算(第一号)

右

国会に提出する。

昭和四十九年十二月十三日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和49年度一般会計補正予算

予 算 總 則 補 正

第1条 既定の昭和49年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおとする。

甲号 歳入歳出予算補正

歳 入

主 管	部	数	項	補 正				差 引	額(千円)
				追 加	額(千円)	修 正	減 少	額(千円)	
大 蔵 省	租 税 及 印 紙 収 入	租	税	1,808,000,000		△	122,000,000		1,686,000,000
				1,808,000,000		△	106,000,000		1,702,000,000

区 分	昭和49年度成立予算額(千円)	補 正			改昭和49年度予算額(千円)
		追 加	修正減少額	差 引	
歳 入	17,089,430,036	2,325,538,943	△226,838,573	2,098,701,370	19,198,131,406
歳 出	17,089,430,036	2,268,578,747	△169,877,377	2,098,701,370	19,198,131,406

第2条 「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額、年限及び年割額の改定は、「乙号継続費補正」に掲げるとおとする。

第3条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおとする。

第4条 「財政法」第15条第1項の規定により昭和49年度において国が債務を負担する行為の改定は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおとする。

第5条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「継続費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。

第6条 昭和49年度一般会計予算総則第13条第1項の予算の移替えの表中、科学技術庁に係る項の欄に「原子力船開発関連漁業対策費」を加える。

iii

[illegible]

郵政省	租税及印紙收入	印紙收入	前年度剰余金受入計	印紙收入	歳入補正額總計	歳入補正額總計	歳入補正額總計	歳入補正額總計
			269,089,687	2,325,539,943	0	△ 152,838,573	△ 74,000,000	△ 74,000,000
		0	0	0	0	△ 74,000,000	△ 74,000,000	△ 74,000,000
			2,088,701,370	2,172,701,370	2,088,701,370	△ 74,000,000	△ 74,000,000	△ 74,000,000

所管	組	職	項	補正額				差引額(千円)
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	修正減少額(千円)	修正減少額(千円)	
国	衆議院	衆議院施設費	衆議院施設費	3,061,569	△ 28,780	△ 63,646	△ 63,646	3,082,789
			衆議院施設費計	0	△ 63,646	△ 63,646	△ 63,646	63,646
			衆議院施設費計	3,061,569	△ 92,426	△ 92,426	△ 92,426	2,969,143
			衆議院施設費計	1,927,037	△ 30,280	△ 30,280	△ 30,280	1,896,757
			衆議院施設費計	657,585	△ 23,350	△ 23,350	△ 23,350	634,235
			衆議院施設費計	8,485	△ 185	△ 185	△ 185	9,290
			衆議院施設費計	9,106	△ 88	△ 88	△ 88	9,018
			衆議院施設費計	5,664,782	△ 146,339	△ 146,339	△ 146,339	5,518,443
			衆議院施設費計	1,391,454	△ 42,888	△ 42,888	△ 42,888	1,348,566
			衆議院施設費計	15,130,146	△ 61,956	△ 61,956	△ 61,956	15,068,190
裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	0	△ 259	△ 259	△ 259	259
			裁判所	16,521,600	△ 106,103	△ 106,103	△ 106,103	16,416,497
			裁判所	535,038	△ 579	△ 579	△ 579	534,459
			裁判所	17,056,638	△ 106,682	△ 106,682	△ 106,682	16,950,956
			裁判所	1,391,454	△ 42,888	△ 42,888	△ 42,888	1,348,566
			裁判所	15,130,146	△ 61,956	△ 61,956	△ 61,956	15,068,190
			裁判所	0	△ 259	△ 259	△ 259	259
			裁判所	16,521,600	△ 106,103	△ 106,103	△ 106,103	16,416,497
			裁判所	535,038	△ 579	△ 579	△ 579	534,459
			裁判所	17,056,638	△ 106,682	△ 106,682	△ 106,682	16,950,956

[illegible]

行政管理庁	行政管理庁								
国連アジア統計研修協力費	2,051,777	△	19,094		2,082,683				
行政情報処理調査研究費	7,279	△	262		7,017				
計	0	△	5,016		5,016				
北海道開発庁	2,050,056	△	24,372		2,034,684				
北海道開発計画面費	925,688	△	10,925		914,758				
北海道開発事業指導監督費	0	△	5,982		5,982				
北海道治水事業工事諸費	0	△	16,968		16,968				
北海道治山事業費	761,500		0		761,500				
北海道道路事業工事諸費	126,567	0	0		126,567				
北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費	2,731,000	0	0		2,731,000				
北海道土地改良事業等工事諸費	984,700	0	0		984,700				
北海道災害復旧事業工事諸費	742,538	0	0		742,538				
計	36,460	0	0		36,460				
防衛本庁	6,258,448	△	38,825		6,224,623				
防衛車両等購入費	136,594,477	△	1,065,927		135,528,550				
昭和48年度甲Ⅳ型警備艦建造費	0	△	1,521,052		1,521,052				
昭和48年度乙型警備艦建造費	0	△	663,131		663,131				
昭和48年度潜水艦建造費	0	△	133,975		133,975				
昭和49年度甲型警備艦建造費	0	△	2,210,462		2,210,462				
昭和49年度乙型警備艦建造費	956,360	0	0		956,360				
昭和49年度潜水艦建造費	0	△	606,305		606,305				
昭和49年度潜水艦建造費	0	△	1,238,720		1,238,720				
施設整備等附帯事務費	0	△	1,626		1,626				
研究開発費	0	△	176,594		176,594				
計	137,550,387	△	7,617,792		129,933,045				
防衛施設庁	2,160,238	△	9,458		2,150,775				
防衛施設管理事務費	487,438	△	3,644		483,794				

施 設 運 營 等 関 連 諸 費	計	△	▽	△	▽
経 済 企 画 庁	2,647,671	△	17,855	△	17,855
国民生活安定緊急対策費	380,357	△	30,957	△	2,616,714
政策推進調査調整費	0	△	36,526	△	343,881
経 済 研 究 所	0	△	250,000	△	250,000
計	34,784	△	12,500	△	12,500
科 学 技 術 振 興 庁	415,141	△	2,481	△	32,353
科学技術振興費	359,780	△	301,457	△	113,684
特別研究促進調整費	1,120,427	△	42,717	△	317,063
海洋開発調査研究促進費	0	△	188,840	△	981,587
原子力平和利用研究促進費	40,870	△	35,000	△	35,000
国立機関原子力試験研究費	2,776,082	△	6,210	△	34,660
放射能調査研究費	0	△	43,868	△	2,732,214
原子力船開発関連産業対策費	0	△	14,045	△	14,045
科学技術庁試験研究所	1,217,981	△	9,026	△	9,026
計	1,024,323	△	0	△	1,217,981
環 境 庁	23,922	△	80,119	△	944,204
環境計	6,568,385	△	1,889	△	22,083
自然公園等管理費	341,951	△	421,714	△	6,141,621
国立公害研究所	0	△	9,005	△	332,946
計	23,988	△	198,987	△	198,987
沖 縄 振 興 発 展 庁	365,949	△	0	△	23,998
沖縄振興開発計画調査費	389,270	△	207,992	△	157,957
沖縄保健衛生等対策諸費	0	△	9,635	△	888,685
沖縄農業振興費	1,210,000	△	2,711	△	2,711
沖縄開発事業指導監督費	0	△	0	△	1,210,000
計	0	△	330	△	330
計	0	△	113	△	113
計	0	△	1,442	△	1,442

	沖繩開発事業費	6,510,145	0	6,510,145
	沖繩治水事業工事諸費	30,802	0	30,802
	沖繩道路事業工事諸費	59,918	0	59,918
	沖繩港湾空港整備事業工事諸費	41,287	0	41,287
	沖繩土地改良事業工事諸費	6,372	0	6,372
	計	8,251,794	14,281	8,237,563
国士庁 （既定の国土総合開発庁の項） を改称する。	国土総合開発計画調査費	106,966	45,811	61,155
	地域開発計画調査費	0	3,680	3,680
	国土調査費	0	104,154	104,154
	小笠原諸島復興事業費	0	659	659
	計	106,966	154,304	47,398
総理府所管	補正額合計	183,573,971	9,564,829	174,009,142
法務省本省	法務本省費	600,148	71,481	528,667
	訟務費	0	3,228	3,228
	外国人登録事務費	121,896	4,117	117,779
	計	722,044	78,826	643,218
法務総合研究所	法務総合研究所 国連犯罪防止アジア地域研修協力費	57,786	1,935	55,851
	計	10,737	640	10,097
	計	68,523	2,575	65,948
法務局	法務局費	5,892,147	39,316	5,852,831
	登記諸費	0	16,247	16,247
	計	5,892,147	55,563	5,836,584
検察庁	検察官署費	6,750,708	22,880	6,727,828
	計	0	24,425	24,425
	計	6,750,708	47,305	6,703,403

機關	正官署	矯正官署	所費
矯 刑	164,820	△	1,489
刑 務	9,495,221	△	14,948
刑 務 所 收 容 費	257,169	△	1,411
少 年 院 收 容 費	72,244		0
少 年 鑑 別 所 收 容 費	1,711,117	△	3,594
少 年 鑑 別 所 收 容 費	0	△	468
婦 人 補 導 院 收 容 費	698,504	△	2,984
婦 人 補 導 院 收 容 費	0	△	260
計	28,434	△	74
更生保護官署	0	△	8
更生保護官署	12,427,509	△	25,226
更生保護官署	755,652	△	3,854
計	0	△	4,896
地方入國管理官署	755,652	△	8,750
地方入國管理官署	833,745	△	12,708
計	3,318	△	126
公安審査委員會	837,058	△	12,834
公安審査委員會	6,898	△	95
法務省管轄	1,198,656	△	39,159
法務省管轄	28,659,190	△	270,333
外務省	1,520,857	△	244,148
外務省	391,605	△	450,602
在 外 公 館	246,344	△	28,127
在 外 公 館	2,158,806	△	722,877
在 外 公 館	607,321	△	170,258
在 外 公 館	2,766,127	△	893,135
合計			1,276,709
合計			58,997
合計			218,217
合計			1,435,929
合計			437,068
合計			1,872,992

大 藏 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

体育振興費	206,901	△	46,619	160,282
学校給食費	28,314	△	199,176	170,862
私立学校助成費	7,060,958	△	162,570	6,898,388
公立文教施設整備費	28,396,000		0	28,396,000
国立学校運営費	68,496,548	△	1,326,843	67,169,705
計	333,972,462	△	2,647,005	330,725,457
文部本省所轄研究所	346,786	△	25,585	321,251
国立社会教育研究所	11,873	△	1,094	10,279
日本学士の家	6,402	△	16,642	10,240
計	235,857	△	9,284	226,573
文化振興費	600,418	△	52,555	547,863
文化財保存事業費	280,077	△	15,893	264,184
文化博物館	0	△	60,217	60,217
国立美術館	0	△	20,159	20,159
国立文化博物館	171,773	△	3,106	168,667
国立文化研究所	67,542	△	2,208	65,334
国立文化研究所	129,497	△	8,054	121,443
日本芸術院	4,781	△	24,217	19,436
計	653,670	△	133,854	519,816
文部省所管補正額合計	334,626,550	△	2,838,414	331,788,136
厚生省	2,130,089	△	632,895	1,497,194
厚生統計調査費	142,724	△	5,235	137,489
厚科学研究諸費	0	△	9,085	9,085
保健衛生対策費	3,517,088	△	52,653	3,464,435
結核診療費	0	△	677	677
原爆被害衛生費	567,429	△	5,050	562,379
精神衛生費	6,220,741	△	3,492	6,217,249

国立病院及療養所経営費	23,966,713	△	48,490	23,918,223
生活保護費	19,385,458	△	273	19,385,185
身体障害者保護費	1,453,563		0	1,453,563
老人福祉費	14,669,364	△	10,588	14,658,781
婦人保健費	169,872		0	169,872
社会福祉施設整備費	81,428	△	13,228	68,200
社会福祉施設整備費	3,209,000		0	3,209,000
児童福祉施設整備費	39,565,314	△	8,562	39,556,752
特別児童扶養手当等給付諸費	270,082	△	141	269,891
児童扶養手当給付諸費	623,648	△	625	623,023
社会保険国庫負担金	12,127,385	△	49,055	12,078,280
厚生年金基金等助成費	0	△	5,467	5,467
国民健康保険助成費	84,377,581	△	723	84,376,858
国民年金国庫負担金	19,896,941	△	46,576	19,850,365
遺族及留守家族等援護費	1,064,840	△	3,042	1,061,798
農業者年金実施費	35,780	△	3,545	32,235
児童手当国庫負担金	102,659	△	4,663	97,996
計	233,667,599	△	904,060	232,763,539
厚生本省試験研究費	783,715	△	23,879	709,836
厚生本省試験研究費	0	△	942	942
計	783,715	△	24,821	708,894
検疫所費	405,214	△	8,115	397,099
国立らい療養所運営費	1,750,599	△	3,692	1,746,907
国立更生援護所運営費	338,347	△	6,160	332,687
地方医師会事務費	115,204	△	743	114,461
地方医師会事務費	103,257	△	2,772	100,485
厚生省事務費	237,114,435	△	950,363	236,164,072

[illegible]

農林本省試験研究機関 農林本省検査指導機関 地方農政当局	農林水産業技術振興費 計	73,432	△	65,725	7,707
	農林本省試験研究所	171,343	△	69,282	102,061
農林本省検査指導所 地方農政当局	農林本省検査指導所	2,256,447	△	78,833	2,178,114
	地方農政当局	1,688,471	△	41,833	1,646,638
海岸事業工事諸費 土地改良事業等工事諸費 計	海岸事業工事諸費	5,121,877	△	21,387	5,100,490
	土地改良事業等工事諸費	18,734		0	18,734
北海道統計情報事務所 食糧管理費	北海道統計情報事務所	1,253,463		0	1,253,463
	食糧管理費	6,394,074	△	21,387	6,372,687
北海道統計情報事務所 食糧管理費	北海道統計情報事務所	479,107	△	476	478,631
	食糧管理費	169,220	△	2,894	166,326
林野振興監督費 山林事業指導監督費 治山林事業費 山林施設災害復旧事業費 山林施設災害関連事業費 林業試験場 計	林野振興監督費	285,027,921		0	285,027,921
	山林事業指導監督費	285,197,141	△	2,894	285,194,247
林野振興監督費 山林事業指導監督費 治山林事業費 山林施設災害復旧事業費 山林施設災害関連事業費 林業試験場 計	林野振興監督費	207,119	△	10,026	197,093
	山林事業指導監督費	627,165	△	57,640	569,525
治山林事業費 山林施設災害復旧事業費 山林施設災害関連事業費 林業試験場 計	治山林事業費	0	△	947	947
	山林施設災害復旧事業費	523,291		0	523,291
山林施設災害復旧事業費 山林施設災害関連事業費 林業試験場 計	山林施設災害復旧事業費	1,603,000		0	1,603,000
	山林施設災害関連事業費	32,000		0	32,000
水産業調査採取締費 漁業調査採取締費 漁業振興監督費 漁港整備事業指導監督費 漁港施設災害復旧事業費 漁港施設災害関連事業費 水産庁試験研究 所 真珠検査所	水産業調査採取締費	545,875	△	13,148	532,727
	漁業調査採取締費	3,538,450	△	81,761	3,456,689
漁業振興監督費 漁港整備事業指導監督費 漁港施設災害復旧事業費 漁港施設災害関連事業費 水産庁試験研究 所 真珠検査所	漁業振興監督費	484,956	△	10,749	424,207
	漁業振興監督費	245,376	△	11,634	233,742
漁港整備事業指導監督費 漁港施設災害復旧事業費 漁港施設災害関連事業費 水産庁試験研究 所 真珠検査所	漁港整備事業指導監督費	401,383	△	137,668	263,715
	漁港施設災害復旧事業費	0	△	420	420
漁港施設災害復旧事業費 漁港施設災害関連事業費 水産庁試験研究 所 真珠検査所	漁港施設災害復旧事業費	974,000		0	974,000
	漁港施設災害関連事業費	20,000		0	20,000
水産庁試験研究 所 真珠検査所	水産庁試験研究 所	457,754	△	12,140	445,614
	真珠検査所	5,704	△	212	5,492

農林省所管補正額合計		水産大学校 北海道さけ・ますふ化場 計	141,941 62,099 2,743,213 436,569,300	△ △ △ △	5,423 3,611 181,757 16,961,487	△ △ △ △	136,518 58,488 2,561,456 419,907,813
通商産業省	通商産業本省	通商産業統計調査費	7,914,113	△	256,022	△	7,658,091
		商工鉱業統計調査費	0	△	8,768	△	8,768
		経済協力費	0	△	76,747	△	76,747
		工業再配置促進対策費	0	△	1,425	△	1,425
		民間輸送機振興開発費	0	△	37,367	△	37,367
		電子計算機産業振興対策費	0	△	491,483	△	491,483
		情報処理振興対策費	23,365	△	36,787	△	7,372
		繊維工業構造改善対策費	0	△	47,377	△	47,377
		臨時繊維産業特別対策費	0	△	65	△	65
		計	7,943,478	△	955,991	△	6,987,487
		通商産業本省検査機関	354,879	△	6,623	△	348,256
		工業技術院	117,279	△	11,499	△	105,780
		鉱工業技術振興費	0	△	122,500	△	122,500
		大型工業技術研究開発費	0	△	95,888	△	95,888
		工業技術院試験研究所	2,184,594	△	69,655	△	2,114,939
		計	2,301,873	△	239,542	△	2,062,331
		資源エネルギー庁	132,069	△	14,090	△	117,979
通商産業本省	通商産業本省検査機関	資源エネルギー庁	32,587	△	4,996	△	27,591
		地下資源対策費	164,656	△	19,086	△	145,570
		計	1,080,486	△	27,880	△	1,052,606
		特許企業庁	111,960	△	299	△	111,661
		中小企業庁	1,583,698	△	272,950	△	1,310,748
通商産業本省	通商産業本省検査機関	中小企業対策費	1,695,653	△	273,249	△	1,422,404

通 商 產 業 局	通 商 產 業 局 通 工 航 業 統 計 調 查 費	△	38,438	△	1,073,712
鈺 山 保 安 監 督 官 署	計	△	949	△	949
	鈺 山 保 安 監 督 官 署	△	38,387	△	1,072,763
通 商 產 業 省 所 管 補 正 額 合 計	145,757	△	1,958	△	143,799
	14,808,982	△	1,623,716	△	13,185,216
運 輸 本 省	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	36,342	△	2,478,881
	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	427,734	△	427,734
運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	77,773	△	50,789,431
	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	22	△	22
運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	13,946	△	102,050
	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	6,287	△	6,287
運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	0	△	7,383
	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	0	△	622,111
運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	0	△	718,000
	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	0	△	2,300
運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	567,604	△	54,286,113
	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	17,942	△	295,659
運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	38,098	△	710,003
	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	5,277	△	1,006,372
運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	1,498	△	369,877
	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	8,652	△	556,346
運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	827	△	117,919
	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	861	△	38,602
運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	88,773	△	7,983,591
	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	2,453	△	112,062
運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	185,241	△	3,673,920
	運 輸 本 省 試 驗 研 究 所	△	14,670	△	14,670

[illegible]

[illegible]

	消 防 研 究 所 計	26,541 72,074	△ △	2,389 113,862	△ △	24,152 41,788
自治省所管補正額合計		784,872,960	△	319,597		784,553,363
歳 出 補 正 額 總 計		2,268,578,747	△	169,877,377		2,098,701,370

乙号 継続費補正

所 管 組 織	項	總 額 (千円)	年 割 額						事 由
			昭和48年度 (千円)	昭和49年度 (千円)	昭和50年度 (千円)	昭和51年度 (千円)	昭和52年度 (千円)	昭和53年度 (千円)	
総 理 府 防 衛 本 庁	昭和48年度甲Ⅳ型警備艦建造費	22,968,064	1,952,953	5,296,998	4,528,073	7,718,621	3,471,419	—	昭和48年度甲Ⅳ型警備艦建造について は、建造費の上昇等に伴い、その総額、年 限及び年割額を改定する必要があるため
	既 定	7,315,390	0 △	663,131 △	215,512 △	2,937,062	5,849,154	5,282,241	
	変更増減 改 定	30,283,454	1,952,953	4,633,867	4,312,261	4,781,559	9,320,573	5,282,241	
	昭和48年度乙型警備艦建造費	5,101,307	466,991	717,058	2,656,869	1,260,889	—	—	昭和48年度乙型警備艦建造費について は、建造費の上昇等に伴い、その総額、年 限及び年割額を改定する必要があるため
	既 定	3,029,490	0 △	133,975 △	1,591,708	2,719,127	2,036,046	—	
	変更増減 改 定	8,131,297	466,991	583,083	1,065,161	3,980,016	2,036,046	—	
	昭和48年度潜水艦建造費	9,808,169	964,898	2,912,074	3,074,729	2,856,468	—	—	昭和48年度潜水艦建造費については、建 造費の上昇等に伴い、その総額、年限及び 年割額を改定する必要があるため
	既 定	5,424,003	0 △	2,210,462	1,718,571	1,496,859	4,419,085	—	
	変更増減 改 定	15,232,172	964,898	701,612	4,793,300	4,353,327	4,419,085	—	

丙号 繰越明許費 補正

所 管	組 織	項 目	総 額 (千円)	年 割 額					事 由
				昭和49年度 (千円)	昭和50年度 (千円)	昭和51年度 (千円)	昭和52年度 (千円)	昭和53年度 (千円)	
総 理 府	防 衛 本 庁	昭和49年度甲型 警備艦建造費	11,610,697	534,118	2,316,819	993,333	4,854,728	2,911,704	昭和49年度甲型警備艦建造費については、建造計画の変更等に伴い、その総額、年限及び年割額を改定する必要があるため
		既 定	1,377,234	956,360	512,354	4,240,343	395,411	2,911,704	
		変 更 増 減	12,987,931	1,490,478	1,804,465	5,233,676	4,459,312	0	
		改 定							
		昭和49年度乙型 警備艦建造費	6,117,329	606,305	859,039	2,027,149	2,624,836	—	昭和49年度乙型警備艦建造費については、建造の中止に伴い、その総額、年限及び年割額を改定する必要があるため
		既 定	6,117,329	606,305	859,039	2,027,149	2,624,836	—	
		修 正 減 少	△	0	0	0	0	—	昭和49年度潜水艦建造費については、建造の中止に伴い、その総額、年限及び年割額を改定する必要があるため
		改 定	0	0	0	0	0	—	
		昭和49年度潜水 艦建造費	11,087,005	1,238,720	3,900,586	2,768,908	3,128,791	—	
		既 定	11,087,005	1,238,720	3,900,586	2,768,908	3,128,791	—	
		修 正 減 少	△	0	0	0	0	—	
		改 定	0	0	0	0	0	—	
所 管	組 織	事 項							
総 理 府	科 学 技 術 庁	(項) 原子力船開発関連漁業対策費のうち沿岸漁業対策事業費補助金							

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管 省	組 織	事 項	限 度 額 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 額	事 由
文 部 省	文 部 本 省	義務教科書購入 既 定	16,273,000	昭 和 49 年 度	昭和49年度及 び昭 和 50 年 度	昭和50年度前期用の義務教科書の購入に係る国庫債務負担行為については、教科書の定価の改定に伴い、その限度額を増額する必要があるため
		追 加 定	5,370,000	同	同	
		改 定	21,643,000	—	—	
		公立学校施設整備費補助 既 定	18,808,002	昭 和 49 年 度	昭和49年度及 び昭 和 50 年 度	
運 輸 省	運輸本省教育機関	追 加 定	4,157,800	同	同	公立学校施設整備事業に係る国庫債務負担行為については、建築単価の改定に伴い、その限度額を増額する必要があるため
		改 定	22,960,802	—	—	
		練習船代船建造 既 定	3,314,176	昭 和 49 年 度	昭和49年度及 び昭 和 50 年 度	
		更 改	—	昭 和 49 年 度	昭和51年度ま で1箇年度延長	
運 輸 省	運輸本省教育機関	追 加 定	1,098,556	同	昭和50年度及 び昭 和 51 年 度	昭和49年度の練習船代船建造に係る国庫債務負担行為については、建造費の増額に伴い、その限度額を増額する必要があるため
		改 定	4,412,782	—	昭和49年度以 降3箇年度以内	

昭和四十九年度特別会計補正予算
国庫債務負担行為
昭和四十九年十二月十三日

内閣府大臣 三木 武夫

昭和49年度特別会計補正予算
予 算 總 則 補 正

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和49年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

大蔵省所管	造幣局	造幣局
大蔵省及び自治省所管	印刷局	印刷局
文部省所管	立生員	立生員
厚生省所管	国庫立民	国庫立民
農林省所管	食糧管理	食糧管理
	農業再保険	農業再保険
	漁業再保険	漁業再保険
	国定土地改良工事	国定土地改良工事
運輸省所管	自動車損害賠償責任再保険	自動車損害賠償責任再保険
	航空郵便	航空郵便
郵政省所管	郵便貯金	郵便貯金
	簡易生命保険及郵便年金	簡易生命保険及郵便年金
労働省所管	労働保険	労働保険
建設省所管	道路整備	道路整備
	水道	水道

第2条 食糧管理特別会計及び道路整備特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により昭和49年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予算計算書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添付する。

第4条 昭和49年度特別会計予算総則第7条の各特別会計の借入金の限度額の表中、郵政事業特別会計の限度額「95,600,000千円」を「164,100,000千円」に改める。

第5条 昭和49年度特別会計予算総則第8条第1項の各特別会計の一時借入金等の最高額の表中、郵政事業特別会計の最高額「69,600,000千円」を「138,100,000千円」に改める。

第6条 昭和49年度特別会計予算総則第9条に定める各特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して支給する給与の総額中

「造幣局」	3,765,150千円	を「造幣局」	4,608,319千円	に、
「印刷局」	14,278,468千円	を「印刷局」	16,857,450千円	に、
「国有林野事業」	76,082,844千円	を「国有林野事業」	91,095,816千円	に、
「郵政事業」	652,535,366千円	を「郵政事業」	759,374,873千円	に改める。

第7条 昭和49年度特別会計予算総則第13条の各特別会計の保険契約の限度額の表中、輸出保険特別会計の普通輸出保険の保険金額の総額「4,600,000,000千円」を「5,800,000,000千円」に改める。

第8条 昭和49年度特別会計予算総則第16条第1項の資金及び積立金の長期運用予定額の表中

8 日本国鉄道	719,500,000千円	60,000,000千円
を		
8 日本国鉄道	887,600,000千円	60,000,000千円
を		
49 商工組合中央金庫	25,300,000千円	12,700,000千円
を		
49 商工組合中央金庫	181,300,000千円	12,700,000千円
に改める。		

昭和四十九年十二月二十日 衆議院經濟委員會(特設) 昭和四十九年度特別会計修正予算案(特設1号)

一三三

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	数	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
大 蔵 省	造 幣 局	入	補助貨幣回収準備資金より受	1,127,487	0	1,127,487
			補助貨幣回収準備資金より受	1,127,487	0	1,127,487
			事 業 費	1,228,039	△ 552	1,227,487
			予 備 額	0	△ 100,000	△ 100,000
		歳 出	補 正 額	1,228,039	△ 100,552	1,127,487
印 刷 局	入	事 業 収 入	入	3,471,852	0	3,471,852
			事 業 収 入	3,471,852	0	3,471,852
			予 備 額	4,437,504	△ 2,313	4,435,191
			歳 出 補 正 額	0	△ 320,000	△ 320,000
		歳 出	補 正 額	4,437,504	△ 322,313	4,115,191
外 国 為 替 資 金	入	運 用 収 入	入	8,018,548	0	8,018,548
			運 用 収 入	8,018,548	0	8,018,548
			事 務 取 扱 費	18,385	△ 1,754	17,141
			予 備 額	8,018,548	0	8,018,548
		歳 出	補 正 額	0	△ 17,141	△ 17,141
		歳 出	補 正 額	8,037,443	△ 18,385	8,018,548

大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金	入	他 会 計 よ り 受 入			入	出
				一般会計より受入	地方交付税交付金		
文 部 省	国立学校	入	他 会 計 よ り 受 入 附 属 病 院 収 入	一般会計より受入			
				68,496,548	△ 1,326,843	67,169,705	
				68,496,548	△ 1,326,843	67,169,705	
				3,234,744	0	3,234,744	
文 部 省	国立学校	出	附 属 病 院 収 入	附 属 病 院 収 入			
				8,234,744	0	3,234,744	
				71,731,292	△ 1,326,843	70,404,449	
文 部 省	国立学校	出	補 正 額	国立学校 大学附属病院 研究所			
				51,580,780	△ 746,571	50,834,209	
				15,553,680	△ 10,394	15,543,286	
				4,596,832	△ 365,253	4,231,579	
文 部 省	国立学校	出	補 正 額	国債整理基金特別会計へ繰入			
				0	△ 204,625	△ 204,625	
				71,731,292	△ 1,326,843	70,404,449	
厚 生 省	厚生健康保険	入	保 険 収 入	保険料収入			
				50,296,890	0	50,296,890	
				47,026,997	0	47,026,997	
				3,269,893	0	3,269,893	
厚 生 省	厚生健康保険	出	補 正 額	保険給付費			
				50,544,737	0	50,544,737	
				0	△ 247,847	△ 247,847	
				50,544,737	△ 247,847	50,296,890	

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)

一三四

年 金 勘 定	入	保 險 収 入	一 般 会 計 よ り 受 入				
			保 險 給 付 費	業 務 取 扱 費			
歳 入	4,243,311	0	0	4,243,311	4,243,311	4,243,311	4,243,311
歳 出							
歳 入	4,243,311	0	0	4,243,311	4,243,311	4,243,311	4,243,311
歳 出							
歳 入	31,976,370	0	0	31,976,370	31,976,370	31,976,370	31,976,370
歳 出							
歳 入	102,659	4,668	4,668	102,659	97,996	97,996	97,996
歳 出							
歳 入	102,659	4,668	4,668	102,659	97,996	97,996	97,996
歳 出							
歳 入	4,495,465	45,387	45,387	4,495,465	4,450,078	4,450,078	4,450,078
歳 出							
歳 入	79,580	1,999	1,999	79,580	77,581	77,581	77,581
歳 出							
歳 入	4,575,045	47,386	47,386	4,575,045	4,527,659	4,527,659	4,527,659
歳 出							
歳 入	5,075,045	47,386	47,386	5,075,045	5,027,659	5,027,659	5,027,659
歳 出							
歳 入	0	500,000	500,000	0	△	500,000	500,000
歳 出	5,075,045	547,386	547,386	5,075,045	4,527,659	4,527,659	4,527,659
歳 入	118,666	3,668	3,668	118,666	114,998	114,998	114,998
歳 出							
歳 入	2,637	193	193	2,637	2,444	2,444	2,444
歳 出							
歳 入	121,303	3,861	3,861	121,303	117,442	117,442	117,442
歳 出							

出	歳	国立病院勸定	入	歳	業務取扱費	200,414	△	6,806	194,108
入	歳	病院収入	診療	入	診療収入	6,454,180	0	0	6,454,180
						6,454,180	△	25,288	6,454,180
						11,798,860	△	25,288	11,773,572
						11,798,860	△	25,288	11,773,572
入	歳	病院収入	診療	入	診療収入	18,253,040	△	25,288	18,227,752
						18,253,040	△	25,288	18,227,752
						18,121,989	△	19,648	18,102,341
						181,051	△	5,640	125,411
出	歳	病院経管費	看護等	出	看護等	18,253,040	△	25,288	18,227,752
						18,253,040	△	25,288	18,227,752
						18,121,989	△	19,648	18,102,341
						181,051	△	5,640	125,411
入	歳	病院収入	診療	入	診療収入	6,948,544	0	0	6,948,544
						6,948,544	△	23,202	6,948,544
						12,167,853	△	23,202	12,144,651
						12,167,853	△	23,202	12,144,651
入	歳	病院収入	診療	入	診療収入	19,116,397	△	23,202	19,093,195
						19,116,397	△	23,202	19,093,195
						19,015,508	△	18,702	18,996,801
						100,894	△	4,500	96,394
出	歳	病院経管費	看護等	出	看護等	19,116,397	△	23,202	19,093,195
						19,116,397	△	23,202	19,093,195
						19,015,508	△	18,702	18,996,801
						100,894	△	4,500	96,394
入	歳	病院収入	診療	入	診療収入	19,116,397	△	23,202	19,093,195
						19,116,397	△	23,202	19,093,195
						19,015,508	△	18,702	18,996,801
						100,894	△	4,500	96,394
出	歳	病院経管費	看護等	出	看護等	19,116,397	△	23,202	19,093,195
						19,116,397	△	23,202	19,093,195
						19,015,508	△	18,702	18,996,801
						100,894	△	4,500	96,394

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)

一三六

[illegible]

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 昭和四十九年度特別会計補正予算(特第一号)

一三八

業 務 勘 定	入	他 勘 定 よ り 受 入	費 用		繰 入
			事 務 費	返 還 金 調 整 勘 定 へ 繰 入 予 備 費	
業 務 勘 定 入	15,123,087	15,123,087	△ 2,221,924	△ 2,221,924	12,901,118
業 務 勘 定 出					
業 務 勘 定 入	15,220,219	15,220,219	△ 100,268	△ 1,218,838	15,119,951
業 務 勘 定 出	0	0	△ 1,218,838	△ 1,000,000	△ 1,218,838
業 務 勘 定 入	15,220,219	15,220,219	△ 2,319,106		12,901,113
業 務 勘 定 出					
業 務 勘 定 入	285,000,000	285,000,000	0		285,000,000
業 務 勘 定 出					
業 務 勘 定 入	285,000,000	285,000,000	△ 157,295,526		285,000,000
業 務 勘 定 出	0	0	△ 157,295,526		△ 157,295,526
業 務 勘 定 入	0	0	△ 373,129,000		△ 373,129,000
業 務 勘 定 出	0	0	△ 373,129,000		△ 373,129,000
業 務 勘 定 入	285,000,000	285,000,000	△ 530,424,526		△ 245,424,526
業 務 勘 定 出					
業 務 勘 定 入	0	0	△ 157,295,526		△ 157,295,526
業 務 勘 定 出	50,998,822	50,998,822	△ 189,127,822		△ 88,129,000
業 務 勘 定 入	50,998,822	50,998,822	△ 296,423,348		△ 245,424,526
業 務 勘 定 出					
業 務 勘 定 入	66,251	66,251	△ 3,360	△ 3,360	62,891
業 務 勘 定 出					
業 務 勘 定 入	66,251	66,251			62,891
業 務 勘 定 出					

歳 出	歳 入	他 会 計 よ り 受 入	農業共済再保険業務費		歳 入	歳 出	他 会 計 よ り 受 入	歳 入	歳 出
			一般会計より受入	業務取扱費	農業共済再保険業務費	農業共済再保険業務費	一般会計より受入	業務取扱費	農業共済再保険業務費
漁船再保険及漁業共済 保険	業 務 勘 定 入		32,515	32,515	△	1,186	1,186	31,329	31,329
業 務 勘 定 出					△	1,186			31,329
国 有 林 野 事 業 国 有 林 野 事 業 勘 定 入		国 有 林 野 事 業 収 入	7,136,391	6,683,227	0	0	7,136,391	6,683,227	7,136,391
		他 勘 定 よ り 受 入	453,164	453,164	0	0	453,164	453,164	453,164
		治 山 勘 定 よ り 受 入	746,000	746,000	0	0	746,000	746,000	746,000
		歳 入 補 正 額	7,882,391		0		7,882,391		7,882,391
歳 出		国 有 林 野 事 業 費	18,722,608	0	△	276,217	18,446,391	0	18,446,391
		歳 出 補 正 額	18,722,608		△	7,728,000	△	7,728,000	10,718,391
治 山 勘 定 入		他 会 計 よ り 受 入	649,858	649,858	0	0	649,858	649,858	649,858
		地方公共団体工事費負担金収 入	43,948		0		43,948		43,948

[illegible]

歲 出	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 收 入	1,113,081	0	1,113,081
	補 正 額	1,948,747	0	1,948,747
歲 出	港 灣 事 業 等 工 事 諸 費	3,111,027	0	3,111,027
	予 備 費	0	△ 1,162,280	△ 1,162,280
歲 出	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 收 入	3,111,027	△ 1,162,280	1,948,747
	補 正 額	0	△ 1,162,280	0
歲 入	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 收 入	63,739	0	63,739
	補 正 額	63,739	0	63,739
歲 入	受 益 者 工 事 費 負 担 金 收 入	56,512	0	56,512
	補 正 額	56,512	0	56,512
歲 入	受 益 者 工 事 費 負 担 金 收 入	120,251	0	120,251
	補 正 額	120,251	0	120,251
歲 出	工 事 諸 費 港 灣 整 備 勘 定 へ 繰 入	171,344	0	171,344
	予 備 費	0	△ 51,098	△ 51,098
歲 出	工 事 諸 費 港 灣 整 備 勘 定 へ 繰 入	171,344	△ 51,098	120,251
	補 正 額	0	△ 51,098	0
歲 入	空 港 使 用 料 收 入	999,416	0	999,416
	補 正 額	999,416	0	999,416
歲 入	空 港 使 用 料 收 入	4,603	0	4,603
	補 正 額	4,603	0	4,603
歲 入	地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 收 入	1,004,019	0	1,004,019
	補 正 額	1,004,019	0	1,004,019
歲 出	空 港 等 整 備 事 業 工 事 諸 費	77,102	0	77,102
	補 正 額	1,937,383	△ 210,466	1,726,917

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議第五号(一) 昭和四十九年度特別會計補正予算(特第一号)

1 目 11

郵政省	郵政事業	入	予備費				
			歳出	補正額			
労働省	労働保険	入	0	800,000	△	800,000	
			2,014,485	△ 1,010,486		1,004,019	
			83,728,955	△ 2,288,660		81,440,295	
			83,728,955	0		83,728,955	
			0	△ 2,288,660		△ 2,288,660	
			0	△ 74,000,000		△ 74,000,000	
			0	△ 74,000,000		△ 74,000,000	
			68,500,000	0		68,500,000	
			68,500,000	0		68,500,000	
			152,228,955	△ 76,288,660		75,940,295	
労働省	労働保険	入	155,877,587	△ 3,987,292		151,440,295	
			0	△ 74,000,000		△ 74,000,000	
			309,435	△ 309,435		0	
			0	△ 1,500,000		△ 1,500,000	
			155,687,022	△ 79,746,727		75,940,295	
			4,960,135	0		4,960,135	
			39,746,897	0		39,746,897	
			44,707,032	0		44,707,032	
			29,673,946	0		29,673,946	

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(二) 昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(二) 昭和四十九年度特別会計補正予算(第三号)

一四四

所 管	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 年 度 負担 額	事 出
農 林 省	食 糧 管 理 輸入食糧管理 勘定	輸 入 食 糧 買 入 既 追 改 定 加 定	75,000,000 56,600,000 131,600,000	昭 和 49 年 度 同 —	昭 和 50 年 度 同 —	外国からの食糧の買入に係る国庫債務負担行為について は、輸入食糧の買入数量の増加等に伴い、その限度額を増額 する必要があるため
歳 入	特定多目的ダム建設工事 勘定	他 会 計 よ り 受 入 地方公共団体工事費負担金収 入 電気事業者等工事費負担金収 入	歳 入 補 正 額 歳 出 補 正 額	歳 入 補 正 額 歳 出 補 正 額	歳 入 補 正 額 歳 出 補 正 額	歳 入 補 正 額 歳 出 補 正 額
歳 出	特定多目的ダム建設工事 勘定	他 会 計 よ り 受 入 地方公共団体工事費負担金収 入 電気事業者等工事費負担金収 入	歳 入 補 正 額 歳 出 補 正 額	歳 入 補 正 額 歳 出 補 正 額	歳 入 補 正 額 歳 出 補 正 額	歳 入 補 正 額 歳 出 補 正 額

丁号 国庫債務負担行為補正

建設省 道路整備	輸入飼料購入		昭和49年度 同	昭和50年度 同	外国からの飼料の買入れに係る国庫債務負担行為については、輸入飼料の買入数量の増加等に伴い、その限度額を増額する必要があるため 沖繩国際海洋博覧会に関連して国が施行する一般国道58号改築工事に係る国庫債務負担行為については、工事費の増高等に伴い、その限度額を増額する必要があるため
	既 追 改	れ 定 加 定			
	33,800,000	24,400,000	同	同	
	58,200,000	2,800,000	同	同	
	3,600,000	5,900,000	同	同	

昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)

右
国会に提出する。

昭和四十九年十二月十三日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和49年度政府関係機関補正予算

第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和49年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

- 日本専売公社
- 日本電信電話公社
- 日本国営住宅
- 日本国営金融
- 日本国営信用保証公社
- 日本国営小企業信用保証公社

第2条 昭和49年度政府関係機関予算総則第4条に定める日本専売公社の長期借入金金の限度額「245,000,000千円」に改める。

第3条 昭和49年度政府関係機関予算総則第8条第1項に定める日本専売公社がその職員に対して支給する基準内給与の額「51,977,301千円」を「61,052,873千円」に、基準外給与の額「31,189,933千円」を「37,361,985千円」に、給与の総額「83,167,284千円」を「88,414,868千円」に改める。

第4条 昭和49年度政府関係機関予算総則第12条第1項の日本国有鉄道の借入金等の限度額の表中

長期借入金及び鉄道債券	
イ 長期借入金、政府引受債及び政府保証債	849,500,000千円
ロ イ以外の鉄道債券	373,200,000

を

長期借入金及び鉄道債券	
イ 長期借入金、政府引受債及び政府保証債	1,027,800,000千円
ロ イ以外の鉄道債券	360,000,000

に改める。

第5条 昭和49年度政府関係機関予算総則第16条第1項に定める日本国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給与の額「599,515,508千円」を「704,961,021千円」に、基準外給与の額「313,705,695千円」を「373,760,182千円」に、給与の総額「913,221,203千円」を「1,078,721,203千円」に改める。

第6条 昭和49年度政府関係機関予算総則第21条第1項の「電信電話債券又は一時借入金」を「電信電話債券、長期借入金又は一時借入金」に改め、同項の日本電信電話公社の借入金等の限度額の表

債 券 等	限 度	額
電信電話債券		
イ 政府引受債		33,000,000千円
ロ 「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第2条から第8条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するもの		499,000,000
ハ イ及びロ以外のもの		175,000,000
一時借入金		70,000,000

を

債 券 等	限 度	額
電信電話債券及び長期借入金		
イ 政府引受債		33,000,000千円
ロ 「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第2条から第8条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するもの		499,000,000
ハ イ及びロ以外のもの		328,000,000
一時借入金		223,000,000

に改める。

第7条 昭和49年度政府関係機関予算総則第25条第1項に定める日本電信電話公社がその職員に対して支給する基準内給与の額「355,668,019千円」を「426,472,704千円」に、基準外給与の額「231,741,174千円」を「269,807,615千円」に、給与の総額「587,409,193千円」を「696,280,319千円」に改める。

甲号 収入支出予算補正

政府 国府 機関 国	項	補 正 額			
		追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	差 引	額 (千円)
日本 専 売 公 社	収入 出	0	△ 9,046,787	△	9,046,787
	塩 給 事 業 収 入 費	19,260,572	0		19,260,572
	た ば 其 他 諸 費	35,130,056	0		35,130,056
	塩 予 備 費	8,647,661	△ 8,706,989	△	59,328
	支 出 補 正 額	0	△ 2,500,000	△	2,500,000
日本 国 有 鉄 道	運輸 収 入	63,038,289	△ 11,206,989		51,831,300
	運 輸 成 金 受 入	5,040,968	0		5,040,968
	助 成 金 受 入	2,867,204	△ 77,773		2,789,431
	資 本 勘 定 補 正 額	212,900,000	0		212,900,000
	収 入 其 他 諸 費	220,808,172	△ 77,773		220,730,399
	給 与 業 費	151,513,009	0		151,513,009
	営 業 守 費	53,890,061	0		53,890,061
	保 利 子 及 債 務 取 扱 諸 費	12,555,109	0		12,555,109
	支 出 補 正 額	2,849,988	△ 77,773		2,772,220
		220,308,172	△ 77,773		220,230,399
資 本 勘 定 入	鐵道建設事業出資金一般会計より受入	48,000,000	0		48,000,000
	鐵道債 券 及 借 入 金	178,100,000	△ 13,200,000		164,900,000
	収 入 勘 定 へ 繰 入	226,100,000	△ 13,200,000		212,900,000
	損 益 勘 定 へ 繰 入	212,900,000	0		212,900,000

日本電信電話公社 損益勘定出	資本勘定入	政府関係機関 勘定入	勘定出	国民金融公庫 勘定入	国民金融公庫 勘定出	住宅金融公庫 勘定入	住宅金融公庫 勘定出	補正額			
								追加分			
								追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	額(千円)
給与 131,887,450	貸費 0	貸費 0	貸費 0	貸費 0	貸費 0	貸費 0	貸費 0	131,887,450	0	131,887,450	131,887,450
管 14,308,112	管 0	管 0	管 0	管 0	管 0	管 0	管 0	14,308,112	0	14,308,112	14,308,112
利子 5,289,697	利子 0	利子 0	利子 0	利子 0	利子 0	利子 0	利子 0	5,289,697	0	5,289,697	5,289,697
資本 1,514,741	資本 0	資本 0	資本 0	資本 0	資本 0	資本 0	資本 0	1,514,741	0	1,514,741	1,514,741
支 0	支 0	支 0	支 0	支 0	支 0	支 0	支 0	0	0	0	0
貸費 153,000,000	貸費 0	貸費 0	貸費 0	貸費 0	貸費 0	貸費 0	貸費 0	153,000,000	0	153,000,000	153,000,000
損益勘定より受入金 153,000,000	損益勘定より受入金 0	損益勘定より受入金 0	損益勘定より受入金 0	損益勘定より受入金 0	損益勘定より受入金 0	損益勘定より受入金 0	損益勘定より受入金 0	153,000,000	0	153,000,000	153,000,000
電信電話債券及借入金 153,000,000	電信電話債券及借入金 0	電信電話債券及借入金 0	電信電話債券及借入金 0	電信電話債券及借入金 0	電信電話債券及借入金 0	電信電話債券及借入金 0	電信電話債券及借入金 0	153,000,000	0	153,000,000	153,000,000
補正額	補正額	補正額	補正額	補正額	補正額	補正額	補正額	0	0	0	0
国民金融公庫 6,218,646	国民金融公庫 0	国民金融公庫 0	国民金融公庫 0	国民金融公庫 0	国民金融公庫 0	国民金融公庫 0	国民金融公庫 0	6,218,646	0	6,218,646	6,218,646
事業益金 6,218,646	事業益金 0	事業益金 0	事業益金 0	事業益金 0	事業益金 0	事業益金 0	事業益金 0	6,218,646	0	6,218,646	6,218,646
事業損金 6,646,779	事業損金 56,449	事業損金 0	事業損金 0	事業損金 0	事業損金 0	事業損金 0	事業損金 0	6,646,779	56,449	6,590,330	6,590,330
予備費 0	予備費 670,000	予備費 0	予備費 0	予備費 0	予備費 0	予備費 0	予備費 0	0	670,000	670,000	670,000
支出補正額 6,646,779	支出補正額 726,449	支出補正額 0	支出補正額 0	支出補正額 0	支出補正額 0	支出補正額 0	支出補正額 0	6,646,779	726,449	5,920,330	5,920,330
住宅金融公庫 1,845,296	住宅金融公庫 0	住宅金融公庫 0	住宅金融公庫 0	住宅金融公庫 0	住宅金融公庫 0	住宅金融公庫 0	住宅金融公庫 0	1,845,296	0	1,845,296	1,845,296
事業益金 1,845,296	事業益金 0	事業益金 0	事業益金 0	事業益金 0	事業益金 0	事業益金 0	事業益金 0	1,845,296	0	1,845,296	1,845,296
事業損金 5,672,086	事業損金 0	事業損金 0	事業損金 0	事業損金 0	事業損金 0	事業損金 0	事業損金 0	5,672,086	0	5,672,086	5,672,086
雑収入 4,410,000	雑収入 0	雑収入 0	雑収入 0	雑収入 0	雑収入 0	雑収入 0	雑収入 0	4,410,000	0	4,410,000	4,410,000
一般会計より受入	一般会計より受入	一般会計より受入	一般会計より受入	一般会計より受入	一般会計より受入	一般会計より受入	一般会計より受入	0	0	0	0

一五〇

区 分	報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	一、二五〇、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事	九〇〇、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官	七五〇、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	七〇〇、〇〇〇円

判 事 補												判 事																			
一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十 一 号	十 二 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十 一 号	十 二 号
六三〇、〇〇〇円	五五五、〇〇〇円	五二〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円	二二八、八〇〇円	二〇四、九〇〇円	一八八、七〇〇円	一七四、〇〇〇円	一六〇、一〇〇円	一五〇、六〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一三三、六〇〇円	一二〇、五〇〇円	一一五、一〇〇円	一〇七、五〇〇円	一〇三、二〇〇円	四四〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円	二四一、四〇〇円	二二八、八〇〇円	二〇四、九〇〇円	一八八、七〇〇円	一七四、〇〇〇円	一六〇、一〇〇円	一五〇、六〇〇円	一四〇、〇〇〇円

簡 易 裁 判 所 判 事

七 号	二〇四、九〇〇円
八 号	一八八、七〇〇円
九 号	一七四、〇〇〇円
十 号	一六〇、一〇〇円
十一号	一五〇、六〇〇円
十二号	一四〇、〇〇〇円
十三号	一三三、六〇〇円
十四号	一二〇、五〇〇円
十五号	一一五、一〇〇円
十六号	一〇七、五〇〇円
十七号	一〇三、二〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 裁判官が昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十九年十二月十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「二十七万五千元」を「三十四万五千元」に改める。

第十条を削る。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

検 事

区 分	俸 給 月 額
検 事 長	九〇〇、〇〇〇円
次 長	六五〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	七〇〇、〇〇〇円
その他の検事長	六五〇、〇〇〇円
一 号	六三〇、〇〇〇円
二 号	五五五、〇〇〇円
三 号	五二〇、〇〇〇円
四 号	四四〇、〇〇〇円
五 号	三八〇、〇〇〇円
六 号	三四五、〇〇〇円
七 号	三一〇、〇〇〇円
八 号	二八五、〇〇〇円
九 号	二二八、八〇〇円
十 号	二〇四、九〇〇円
十一号	一八八、七〇〇円
十二号	一七四、〇〇〇円
十三号	一六〇、一〇〇円
十四号	一五〇、六〇〇円
十五号	一四〇、〇〇〇円
十六号	一三三、六〇〇円
十七号	一二〇、五〇〇円
十八号	一一五、一〇〇円
十九号	一〇七、五〇〇円
二十号	一〇三、二〇〇円
一 号	三二〇、〇〇〇円

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

一五二

副 検 事

二	号	二四一、四〇〇円
三	号	二二八、八〇〇円
四	号	二〇四、九〇〇円
五	号	一八八、七〇〇円
六	号	一七四、〇〇〇円
七	号	一六〇、一〇〇円
八	号	一五〇、六〇〇円
九	号	一四〇、〇〇〇円
十	号	一三三、六〇〇円
十一	号	一二〇、五〇〇円
十二	号	一一五、一〇〇円
十三	号	一〇七、五〇〇円
十四	号	一〇三、二〇〇円
十五	号	九六、三〇〇円
十六	号	九〇、七〇〇円

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の檢察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。
- 檢察官が昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の檢察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、檢察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

昭和四十九年三月十九日

内閣総理大臣 田中 角榮

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件 千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただ

し書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この条約は、知的所有権の保護を全世界にわたって促進することを目的とする国際機関を設立し、この分野における諸同盟の間の管理面での協力を確保する役割をこの機関に与えることを内容とするものであつて、この条約を締結することは、知的所有権の分野における国際協力を促進するとの見地から望ましいものと認められる。よつて、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約

締約国は、

各国の主権及び平等の尊重を基礎として、相互の利益のため、諸国間のよりよい理解及び協力に貢献することを希望し、創作活動を助長するため、全世界にわたつて知的所有権の保護を促進することを希望し、工業所有権の保護並びに文学的及び美術的著作物の保護の分野において設立された各同盟の独立性を十分に尊重しつつ、これらの同盟の管理を近代化しかつ一層効果的なものとすることを希望して、次のとおり協定する。

第一条 機関の設立

この条約により世界知的所有権機関を設立する。

第二条 定義

この条約の適用上、

(i) 「機関」とは、世界知的所有権機関(WIPO)をいう。

(ii) 「国際事務局」とは、知的所有権国際事務局をいう。

(iii) 「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日に署名された工業所有権の保護に関する条約及びその改正条約をいう。

(iv) 「ベルヌ条約」とは、千八百八十六年九月九日に署名された文学的及び美術的著作物の保護に関する条約及びその改正条約をいう。

護に関する条約及びその改正条約をいう。

(v) 「パリ同盟」とは、パリ条約によつて設立された国際同盟をいう。

(vi) 「ベルヌ同盟」とは、ベルヌ条約によつて設立された国際同盟をいう。

(vii) 「同盟」とは、パリ同盟、パリ同盟に関連して作られた特別の同盟及び協定、ベルヌ同盟並びに知的所有権の保護の促進を目的とする他の国際協定であつて機関が第四条(ii)の規定に基づきその管理を引き受けるものをいう。

(viii) 「知的所有権」とは、

文芸、美術及び学術の著作物
実演家の実演、レコード及び放送
人間の活動のすべての分野における発明
科学的発見
意匠
商標、サービス・マーク及び商号その他の
商業上の表示
不正競争に対する保護

に関する権利並びに産業、学術、文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利をいう。

第三条 機関の目的

機関の目的は、次のとおりとする。

(i) 諸国間の協力により、及び適当な場合には他の国際機関との協力により、全世界にわたつて知的所有権の保護を促進すること。

(ii) 管理に関する同盟間の協力を確保すること。

第四条 任務

前条に定める目的を達成するため、機関は、その適当な内部機関を通じて、各同盟の権限を侵すことなく、

(i) 全世界にわたつて知的所有権の保護を改善すること及びこの分野における各国の国内法令を調和させることを目的とする措置の採用を促進する。

(ii) パリ同盟、パリ同盟に関連して設立された特別の同盟及びベルヌ同盟の管理業務を行う。

(iii) 知的所有権の保護を促進することを目的と

する他の国際協定の管理を引き受けること又はその管理に参加することに同意することが出来る。

(iv) 知的所有権の保護を促進することを目的とする国際協定の締結を奨励する。

(v) 知的所有権の分野において法律に関する技術援助を要請する国に協力する。

(vi) 知的所有権の保護に関して情報を収集し及び広報活動を行い、この分野における研究を行い及び促進し、並びにその研究の成果を公表する。

(vii) 知的所有権の国際的保護を容易にするための役務を提供し、また、適当な場合には、この分野における登録業務を行い及びその登録に係る事項を公表する。

(viii) その他すべての適当な措置をとる。

第五条 加盟国の地位

(1) 機関の加盟国の地位は、第二条(vii)に定義する同盟のいずれかに属する国に対して開放される。

(2) 機関の加盟国の地位は、いずれの同盟にも属しない国に対しても、次のいずれかのことを条件として開放される。

(i) その国が、国際連合、国際連合と連携関係を有する専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国であること又は国際司法裁判所規程の当事国であること。

(ii) その国が、一般総会によりこの条約の締約国となるよう招請された国であること。

第六条 一般総会

(1) (a) いずれかの同盟に属するこの条約の締約国で構成する一般総会を設置する。

(b) 各国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(2) 一般総会は、次のことを行う。

(i) 調整委員会の指名に基づいて事務局長を任命すること。

(ii) 事務局長の機関に関する報告を検討し及び承認し、並びに事務局長に対しすべての必要な指示を与えること。

(iii) 調整委員会の報告及び活動を検討し及び承認し、並びに調整委員会に対し指示を与えること。

(iv) 同盟共通経費の三年予算を採択すること。

(v) 第四条(ii)に規定する国際協定の管理に関して事務局長が提案する措置を承認すること。

(vi) 機関の財政規則を採択すること。

(vii) 国際連合の慣行を考慮して事務局の業務用語を決定すること。

(viii) 前条(2)(ii)の国に対しこの条約の締約国となるよう招請すること。

(ix) 機関の加盟国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で一般総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。

(x) その他この条約に基づき必要な任務を遂行すること。

(3) (a) 各国は、一の同盟に属するか二以上の同盟に属するかを問わず、一般総会において一票を有する。

(b) 一般総会の構成国の二分の一をもつて定数とする。

(c) 一般総会は、(b)の規定にかかわらず、いずれの会期においても、代表を出した国の数が一般総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、一般総会の

手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかつた一般総会の構成国に対し、その決定を通知し、その通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、その決定は、効力を生ずる。

(d) (e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、一般総会は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で決定を行う。

(e) 第四条(ii)に規定する国際協定の管理に関する措置の承認には、投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。

(f) 国際連合憲章第五十七条及び第六十三条の規定に基づく国際連合との協定の承認には、投じられた票の十分の九以上の多数による議決を必要とする。

(g) 事務局長の任命(2)(i)、国際協定の管理に關して事務局長が提案する措置の承認(2)(v)及び本部の移転(第十条)については、一般総会においてのみでなくパリ同盟の総会及びベルヌ同盟の総会においても、それぞれ必要とされる多数の賛成が得られなければならない。

(h) 棄権は、投票とみなさない。

(i) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。

(4) (a) 一般総会は、事務局長の招集により、三年

ごとに一回、通常会期として会合する。

(b) 一般総会は、調整委員会の要請又は一般総会の構成国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。

(c) 会合は、機関の本部において開催する。

(5) いずれの同盟にも属しないこの条約の締約国は、一般総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。

(6) 一般総会は、その手続規則を採択する。

第七条 締約国会議

(1) (a) この条約の締約国(いずれかの同盟に属するかどうかを問わない)で構成する締約国会議を設置する。

(b) 各国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(2) 締約国会議は、次のことを行う。

(i) 同盟の権限及び自主性を尊重しつつ、知的所有権の分野における一般的な事項について討議し及びそのような事項に關して勧告を採択すること。

(ii) 締約国会議の三年予算を採択すること。

(iii) 締約国会議の予算の範囲内で、法律に関する技術援助の三年計画を定めること。

(iv) 第十七条に定めるところに従い、この条約の改正を採択すること。

昭和四十九年十二月二十日 衆議院会議録第五号(二)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

一五四

- (v) 機関の加盟国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。
- (vi) その他この条約に基づく必要な任務を遂行すること。
- (3)(a) 各加盟国は、締約国会議において一の票を有する。
- (b) 加盟国の三分の一をもつて定足数とする。
- (c) 第十七条の規定が適用される場合を除くほか、締約国会議は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で決定を行う。
- (d) いずれの同盟にも属しないこの条約の締約国の分担金の総額は、投票によつて決定するものとし、その投票には、それらの国の代表のみが参加する権利を有する。
- (e) 棄権は、投票とみなさない。
- (f) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。
- (4)(a) 締約国会議は、事務局長の招集により、一般総会と同一期間中に同一の場所において、通常会期として会合する。
- (b) 締約国会議は、加盟国の過半数の要請があったときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (5) 締約国会議は、その手続規則を採択する。
- 第八条 調整委員会
- (1)(a) この条約の締約国であつて、パリ同盟の執行委員会若しくはベルヌ同盟の執行委員会の構成国であるもの又は双方の執行委員会の構成国であるものから成る調整委員会を設置する。
- (2) 締約国会議は、その手続規則を採択する。
- (3) 調整委員会は、次のことを行う。
- (i) 二以上の同盟に又は一若しくは二以上の同盟と機関とに共通の利害関係のあるすべての管理上及び財政上の事項その他の事項について、特に同盟共通経費の予算について、同盟の内部機関、一般総会、締約国会議及び事務局長に助言を与えること。
- (ii) 一般総会の議事日程案を作成すること。
- (iii) 締約国会議の議事日程案、事業計画案及び予算案を作成すること。
- (iv) 同盟共通経費の三年予算及び締約国会議の三年予算並びに法律に関する技術援助の三年計画に基づき、年次予算及び年次計画を定めること。
- (v) 事務局長の任期が満了する際に又は事務局長が欠けた場合に、一般総会による事務局長の任命のため、候補者を指名すること。一般総会がその候補者を任命しなかつた場合には、調整委員会は、別の候補者を指名する。この手続は、一般総会が指名された候補者を任命するまで繰り返す。
- (vi) 一般総会の会期から会期までの間に事務局長が欠けた場合に、新事務局長が就任するまでの間について事務局局長臨時代理を任命すること。
- (vii) その他この条約に基づいて調整委員会に与えられる任務を遂行すること。
- (4)(a) 調整委員会は、事務局長の招集により、毎年一回、通常会期として会合する。調整委員会は、通常、機関の本部において会合する。
- (b) 調整委員会は、事務局長の発意により又は調整委員会の議長若しくはその構成国の四分の一以上の要請に基づき、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (5)(a) 各国は、(1)(a)に規定する執行委員会のいずれか一方の構成国であるか双方の構成国であるかを問わず、調整委員会において一の票を有する。
- (b) 調整委員会の構成国の二分の一をもつて定足数とする。
- (c) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。
- (6)(a) 調整委員会は、投じられた票の単純多数による議決で、意見を表明し及び決定を行う。棄権は、投票とみなさない。
- (b) 単純多数の賛成が得られた場合にも、調整委員会の構成国は、投票後直ちに、その投票について次のような方法で特別再計算を行うよう要請することができる。すなわち、二の別個の名簿を作成し、その一方にはパリ同盟の執行委員会の構成国の国名を、他方にはベルヌ同盟の執行委員会の構成国の国名を記載する。各国の票は、その国名を記載した名簿ごとに、その国名に対応して記載する。この特別再計算の結果、それぞれの名簿において単純多数の賛成が得られたことが示されない場合には、その投票に係る提案は、採択されたと認めない。
- (7) 調整委員会の構成国でない機関の加盟国は、調整委員会の会合にオブザーバーを出席させることができる。オブザーバーは、討議に参加する権利を有するが、投票する権利を有しない。
- (8) 調整委員会は、その手続規則を採択する。
- 第九条 国際事務局
- (1) 国際事務局を機関の事務局とする。
- (2) 国際事務局は、事務局長が指揮するものとし、事務局長は、二人以上の事務局次長の補佐を受ける。
- (3) 事務局長は、一定の任期をもつて任命されるものとし、その任期は、六年以上とする。事務局長は、一定の任期をもつて引き続き任命されることが出来る。当初の任期及びその後の任期並びに任命に関するその他のすべての条件は、一般総会が定める。
- (4)(a) 事務局長は、機関の首脳行政官とする。
- (b) 事務局長は、機関を代表する。
- (c) 事務局長は、機関の内部の及び対外的な問題に関し、一般総会に報告を行い、その指示に従う。
- (5) 事務局長は、事業計画案、予算案及び活動に関する定期報告を作成する。事務局長は、それらに係る国政府並びに同盟及び機関の権限のある内部機関に送付する。
- (6) 事務局長及びその指名する職員は、一般総会、締約国会議、調整委員会その他委員会又は

作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する職員は、当然にこれらの内部機関の事務局の職務を行う。

(7) 事務局長は、国際事務局の任務の効果的な遂行に必要な職員を任命する。事務局長は、調整委員会の承認を得て事務局次長を任命する。雇用条件は、事務局長の提案に基づいて調整委員会が承認する職員規則で定める。職員の採用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能力、能力及び誠実を確保することに最大の考慮を払う。できる限り広い地理的基礎に基づいて職員を採用することが重要であることについて、十分な考慮を払う。

(8) 事務局長及び職員の責任の性質は、専ら国際的なものである。事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる政府又は機関外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長及び職員は、国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動をも差し控えるものとする。各加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者に対してその任務の遂行について影響を及ぼそうとしないことを約束する。

第十条 本部

(1) 機関の本部をジュネーヴに置く。
(2) 本部の移転は、第六条(3)(d)及び(5)に定めるところに従って決定することができる。

第十一条 財政

(1) 機関は、同盟共通経費の予算及び締約国会議の予算の二の別個の予算を有する。
(2) (a) 同盟共通経費の予算には、二以上の同盟に關係する経費を計上する。
(b) (a)の予算は、次のものを財源とする。
(i) 同盟の分担金。各同盟の分担金の額は、その同盟の総会が、共通経費からのその同盟の受益の程度を考慮して、決定する。
(ii) 国際事務局がいずれの同盟とも直接の關係なく提供する役務について支払われる料金(国際事務局が法律に關する技術援助の分野において提供する役務について受領するものを除く)。
(iii) 国際事務局の刊行物でいずれの同盟とも直接の關係がないものの販売代金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料。
(iv) 機関に与えられる贈与、遺贈及び補助金(3)(b)に規定するものを除く)。
(v) 機関が受領する貸貸料、利子その他の雑収入。
(3) (a) 締約国会議の予算には、締約国会議の会期の経費及び法律に關する技術援助計画の費用を計上する。
(b) (a)の予算は、次のものを財源とする。
(i) いずれの同盟にも属しないこの条約の締約国の分担金。
(ii) (a)の予算に対する同盟の拠出金。各同盟の拠出金の額は、その同盟の総会が決定するものとし、各同盟は、(a)の予算への拠出を義務づけられない。
(iii) 国際事務局が法律に關する技術援助の分野において提供する役務について受領する料金。
(iv) (a)の目的のために機関に与えられる贈与、遺贈及び補助金。
(v) いずれの同盟にも属しないこの条約の各締約国は、締約国会議の予算に対する自国の分担金の決定上、次のいずれかの等級に属するものとし、次に定める単位数に基づいて年次分担金を支払う。

等級A

等級B

等級C

(b) (a)に規定する各国は、第十四条(1)の手続を行う際に、自国が属することを欲する等級を指定する。いずれの国も、その等級を変更することができない。一層低い等級を選択する国

は、その旨を締約国会議に対しその通常会期において表明しなければならない。その変更は、その会期の年の翌年の初めに効力を生ずる。

(c) (a)に規定する各国の年次分担金の額は、その額とそれらのすべての国の締約国会議の予算への分担金の総額との比率が、その国の属する等級の単位数とそれらのすべての国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。
(d) 分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生ずる。
(e) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかつた場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算をもつて予算とする。

(5) いずれの同盟にも属しないこの条約の締約国であつてこの条の規定に基づく分担金の支払が延滞しているもの及びいずれかの同盟に属するこの条約の締約国であつて当該同盟への分担金の支払が延滞しているものは、その未払の額が当該年度に先立つ二年度においてその国について支払の義務の生じた分担金の額以上のものとなつたときは、機関の内部機関で自国が構成国であるものにおいて、投票権を行使することができない。ただし、その内部機関は、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、その国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを許すことができる。

(6) 国際事務局が法律に關する技術援助の分野において提供する役務について支払われる料金の額は、事務局長が定めるものとし、事務局長は、それを調整委員会に報告する。
(7) 機関は、調整委員会の承認を経て、政府、公私の組織、団体又は個人から直接に贈与、遺贈及び補助金を受けることができる。
(8) (a) 機関は、同盟及びいずれの同盟にも属しないこの条約の各締約国の一回限りの支払金か

ら成る運転資金を有する。運転資金は、十分でなくなつた場合には、増額される。
(b) 各同盟の一回限りの支払金の額及び運転資金の増額の部分に対する各同盟の分担額は、その同盟の総会が決定する。
(c) いずれの同盟にも属しないこの条約の各締約国の一回限りの支払金の額及び運転資金の増額の部分に対するその国の分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年のその国の分担金に比例する。その比率及び支払の条件は、締約国会議が、事務局長の提案に基づきかつ調整委員会の助言を受けた上で定める。

(9) (a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合にその国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によつてその都度定める。その国は、立替えの義務を有する限り、当然に調整委員会に議席を有する。
(b) (a)の国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終りから三年を経過した時に効力を生ずる。

(10) 会計検査は、財政規則の定めるところにより、一若しくは二以上の加盟国又は外部の会計検査専門家が行う。これらの加盟国又は会計検査専門家は、一般総会がこれらの加盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。

第十二条 法律上の能力並びに特権及び免除
(1) 機関は、各加盟国の領域において、その国の法令に従ひ、機関の目的の達成及びその任務の遂行に必要な法律上の能力を享有する。
(2) 機関は、スイス連邦(後に本部が他の国に置かれた場合には、その国)との間で本部協定を締結する。
(3) 機関は、機関、その職員及びすべての加盟国

期間中、国際事務局にも雇用されているものとみなす。

(4)(a) パリ同盟のすべての同盟国が機関の加盟国となつたときは、パリ同盟事務局の権利、義務及び財産は、機関の国際事務局が承継する。

(b) ベルヌ同盟のすべての同盟国が機関の加盟国となつたときは、ベルヌ同盟事務局の権利、義務及び財産は、機関の国際事務局が承継する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成した。

アフガニスタンのために

南アフリカののために

(批准を条件として)

T・スクーマン

アルバニアのために

アルジェリアのために

(批准を条件として)

A・ハセーヌ

サウディ・アラビアのために

アルゼンティンのために

オーストラリアのために

オーストリアのために

(批准を条件として)

ゴットフリート・H・ターラー

ドクター・ロベルト・ディットリッヒ

バルバドスのために

ベルギーのために

(批准を条件として)

男爵 F・コーゲルス

ビルマのために

ボリヴィアのために

ボツワナのために

ブラジルのために

ブルガリアのために

(批准を条件として)

V・チヴァロフ

ブルンディのために

カンボディアのために

カメルーンのために

(批准を条件として)

D・エカニ

カナダのために

セイロンのために

チリのために

サイプラスのために

コロンビアのために

コンゴ(ブラザヴィル)のために

コンゴ(民主共和国)のために

(批准を条件として)

G・ムレンダ

コスタ・リカのために

象牙海岸のために

(批准を条件として)

ビル

キューバのために

ダホメのために

デンマークのために

(批准を条件として)

J・バルダン

エル・サルヴァドルのために

エクアドルのために

(批准を条件として)

E・サンチェス

スペインのために

(政府の承認を条件として)

J・F・アルコヴェール

エレクト・J・ガルシア・テヘー

ル

アメリカ合衆国のために

(批准を条件として)

ユージン・M・ブラダーマン

エチオピアのために

フィンランドのために

(批准を条件として)

ポール・グスタフソン

フランスのために

(批准を条件として)

B・ド・マントン

ガボンのために

(批准を条件として)

J・F・オヨエ

ガンビアのために

ガーナのために

ギリシャのために

(政府の承認を条件として)

J・A・ドラクリス

グアテマラのために

ギニアのために

ガイアナのために

ハイティのために

上ヴォルタのために

ホンデュラスのために

ハンガリーのために

(批准を条件として)

エステルガーヨシュ

モルディヴのために

インドのために

インドネシアのために

(批准を条件として)

イブラヒム・ヤシン

イラクのために

イランのために

(批准を条件として)

A・ダライ

アイルランドのために

ヴァレンティン・アイアモンガー

アイスランドのために

(批准を条件として)

アルニ・トリグバソン

イスラエルのために

(批准を条件として)

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(二)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件

一五八

G・ガヴリエリ

Z・シェール

イタリアのために

(批准を条件として)

チツピコ

ジョルジョ・ランツイ

ジャマイカのために

日本国のために

(批准を条件として)

高橋通敏

川出千速

安達健二

ジョルダンのために

ケニアのために

(批准を条件として)

M・K・ムウエンドワ

クウェイトのために

ラオスのために

レソトのために

レバノンのために

リベリアのために

リビアのために

リヒテンシュタインのために

(批准を条件として)

マリアンヌ・マルクサー

ルクセンブルグのために

(批准を条件として)

J・P・ホフマン

マダガスカルのために

(批准を条件として)

ラトヴォンドリアカ

マレイシアのために

マラウイのために

マリのために

マルタのために

モロッコのために

(批准を条件として)

フセーヌ

モーリタニアのために

メキシコのために

(批准を条件として)

E・ロハス・イ・ペナヴィデス

モナコのために

(批准を条件として)

J・M・ノタリ

モンゴルのために

ネパールのために

ニカラグアのために

ニジニールのために

(批准を条件として)

A・ライト

ナイジェリアのために

ノールウェーのために

(批准を条件として)

イェンス・エーベンセン

B・スチューエボルド・ラッセン

ニュージーランドのために

ウガンダのために

パキスタンのために

バナマのために

パラグアイのために

オランダのために

(批准を条件として)

ヘルブランド

W・G・ベリンファンテ

ペルーのために

(政府の承認を条件として)

J・フェルナンデス・ダヴィラ

フィリピンのために

(批准を条件として)

ラウロ・バハ

ボリランドのために

(批准を条件として)

M・カイゼル

ポルトガルのために

(批准を条件として)

アドリアーノ・デ・カルヴァリョ

ジョゼー・デ・オリヴェイラ・アセン

ソン

ルイ・アルヴァロ・コスタ・デ・モラ

イス・セロン

アラブ連合共和国のために

中央アフリカ共和国のために

(批准を条件として)

L・P・ガンバ

大韓民国のために

ドミニカ共和国のために

ドイツ連邦共和国のために

(批准を条件として)

クルト・ヘルテル

オイゲン・ウルマー

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

(批准を条件として)

マルツェフ

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため

に

(ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国

最高幹部会による批准を条件として)

マルツェフ

タンザニア連合共和国のために

ヴィエトナム共和国のために

ルーマニアのために

(批准を条件として)

C・スタネスク

L・マリネット

T・ブレダ

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国のために

(批准を条件として)

ゴードン・グラント

ウィリアム・ウォーレス

ルワンダのために

サン・マリノのために

ヴァチカンのために

(批准を条件として)

グナール・シュテルナー

西サモアのために

セネガルのために

(批准を条件として)

A・セック

シエラ・レオネのために

昭和四十九年十二月二十日(衆議院會議録第五号)

千九百二十年十二月十四日にブラッセルで、千九百二十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にメトロポリスホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結に於いて承認を求めたもの

一六〇

は、その日の後の最初の就業日まで延長される。

(4) (2)にいう最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願は、先の出願が、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたこと、及びその先の出願がまだ優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は、優先期間の初日とされる。この場合において、先の出願は、優先権の主張の基礎とすることができない。

D

(1) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は、遅くともいつまでにその申立てをしなければならないかを定める。

(2) (1)の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物(特に特許及びその明細書に関するもの)に掲載する。

(3) 同盟国は、優先権の申立てをする者に對し、最初の出願に係る出願書類(明細書、図面等を含む)の謄本の提出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証をも必要とせず、また、いかなる場合にも、後の出願の日から三箇月の期間内においてはいつでも、無料で提出することができる。その謄本には、その主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文を添付するよう要求することができる。

(4) 出願の際には、優先権の申立てについて他の手続を要求することができない。各同盟国は、この条に定める手続がされなかつた場合の効果を決める。ただし、その効果は、優先権の喪失を限度とする。

(5) 出願の後においては、他の証拠書類を要求することができる。

最初の出願に基づいて優先権を主張する者は、その最初の出願の番号を明示するものとし、その番号は、(2)に定める方法で公表される。

E (1) いずれかの同盟国において実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合には、優先期間は、意匠について定められた優先期間とする。

(2) なお、いずれの同盟国においても、特許出願に基づく優先権を主張して実用新案登録出願をすることができるものとし、また、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して特許出願をすることもできる。

F

いづれの同盟国も、特許出願人が二以上の優先権(二以上の国においてされた出願に基づくものを含む)を主張することを理由として、又は優先権を主張して行つた特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかつた構成部分を含むことを理由として、当該優先権を否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分をすることができない。ただし、当該同盟国の法令上発明の単一性がある場合に限り。

優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかつた構成部分については、通常の条件に従い、後の出願が優先権を生じさせる。

G (1) 審査により特許出願が複合的であることが明らかになつた場合には、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。この場合において、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてその出願の日付を用い、優先権の利益があるときは、これを保有する。

(2) 特許出願人は、また、自己の発意により、特許出願を分割することができる。この場合においても、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてその出願の日付を用

い、優先権の利益があるときは、これを保有する。各同盟国は、その分割を認める場合の条件を定めることができる。

H 優先権は、発明の構成部分で当該優先権の主張に係るものが最初の出願において請求の範囲内のもので記載されていないことを理由として、否認することができない。ただし、最初の出願に係る出願書類の全体により当該構成部分が明らかにされている場合に限り。

I (1) 出願人が自己の選択により特許又は発明者証のいずれの出願をもすることができ、同盟国においてされた発明者証の出願は、特許出願の場合と同一の条件でこの条に定める優先権を生じさせるものとし、その優先権は、特許出願の場合と同一の効果をも有する。

(2) 出願人が自己の選択により特許又は発明者証のいずれの出願をもすることができ、同盟国においては、発明者証の出願人は、特許出願について適用されるこの条の規定に従い、特許出願、実用新案登録出願又は発明者証の出願に基づく優先権の利益を享受する。

第四条之二

(1) 同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国(同盟国であるかどうかを問わない)において同一の発明について取得した特許から独立したものとす。

(2) (1)の規定は、絶対的な意味に、特に、優先期間中に提出された特許が、無効又は消滅の理由によつても、また、通常の存続期間によつても、独立したものであるという意味に解釈しなければならない。

(3) (1)の規定は、その効力の発生の際に存するすべての特許について適用する。

(4) (1)の規定は、新たに加入する国がある場合には、その加入の際に加入国又は他の国に存する特許についても、同様に適用する。

(5) 優先権の利益によつて取得された特許については、各同盟国において、優先権の利益なしに

特許出願がされ又は特許が与えられた場合に認められる存続期間と同一の存続期間が認められる。

第四条之三

発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。

第四条之四

特許の対象である物の販売又は特許の対象である方法によつて生産される物の販売が国内法令上の制限を受けることを理由として、特許を拒絶し又は無効とすることができない。

第五条

(1) 特許は、特許権者がその特許を取得した国にいずれかの同盟国で製造されたその特許に係る物を輸入する場合にも、効力を失わぬ。

(2) 各同盟国は、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害、例えば、実施がされないことを防止するため、実施権の強制的設定について規定する立法措置をとることができる。

(3) (2)に規定する弊害を防止するために実施権の強制的設定では十分でない場合に限り、特許の効力を失わせることについて規定することができる。特許権の消滅又は特許の取消のための手続は、実施権の最初の強制的設定の日から二年の期間が満了する前には、することができない。

(4) 実施権の強制的設定は、実施がされず又は実施が十分でないことを理由として、特許出願の日から四年の期間又は特許が与えられた日から三年の期間のうちいずれか遅く満了するものが満了する前には、請求することができないものとし、また、特許権者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにした場合に、拒絶される。強制的に設定された実施権は、排他的なものであつてはならないものとし、また、企業又は営業の構成

部分のうち当該実施権の行使に係るものと
もに移転する場合を除くは、当該実施権に
基づく実施権の許諾の形式によつても、移転
することができない。

(5) (1)から(4)までの規定は、実用新案に準用す
る。

B 意匠の保護は、当該意匠の実施をしないこと
により又は保護される意匠に係る物品を輸入す
ることによつては、失われぬ。

C (1) 登録商標について使用を義務づけている同
盟国においては、相当の猶予期間が経過して
おり、かつ、当事者がその不作為につきそれ
が正当であることを明らかにしない場合にの
み、当該商標の登録の効力を失わせることが
できる。

(2) 商標の所有者が一の同盟国において登録さ
れた際の形態における商標の識別性に影響を
与えることなく構成部分に変更を加えてその
商標を使用する場合には、その商標の登録の
効力は、失われず、また、その商標に対して
与えられる保護は、縮減されない。

(3) 保護が要求される国の国内法令により商標
の共有者と認められる二以上の工業上又は商
業上の営業所が同一又は類似の商品について
同一の商標を同時に使用しても、いずれかの
同盟国において、その商標の登録が拒絶され、
又はその商標に対して与えられる保護が縮
減されることはない。ただし、その使用の結
果公衆を誤らせることとならず、かつ、その
使用が公共の利益に反しないことを条件とす
る。

D 権利の存在を認めさせるためには、特許の記
号若しくは表示又は実用新案、商標若しくは意
匠の登録の記号若しくは表示を産品に付するこ
とを要しない。

第五条之二

(1) 工業所有権の存続のために定められる料金の
納付については、少なくとも六箇月の猶予期間

が認められる。ただし、国内法令が割増料金を
納付すべきことを定めている場合には、それが
納付されることを条件とする。

第五条之三

次のことは、各同盟国において、特許権者の権
利を侵害するものとは認められない。

1 当該同盟国の領水に他の同盟国の船舶が一時
的に又は偶発的に入つた場合に、その船舶の船
体及び機械、船具、装備その他の附属物に關す
る当該特許権者の特許の対象である発明をその
船舶内で専らその船舶の必要のために使用する
こと。

2 当該同盟国に他の同盟国の航空機又は車両が
一時的に又は偶発的に入つた場合に、その航空
機若しくは車両又はその附属物の構造又は機能
に關する当該特許権者の特許の対象である発明
を使用すること。

第五条之四

ある物の製造方法について特許が取得されてい
る同盟国にその物が輸入された場合には、特許権
者は、輸入国で製造された物に關して当該特許に
基づきその国の法令によつて与えられるすべての
権利を、その輸入物に關して享有する。

第五条之五

意匠は、すべての同盟国において保護される。

第六条

(1) 商標の登録出願及び登録の条件は、各同盟国
において国内法令で定める。

(2) もつとも、同盟国の国民がいずれかの同盟国
において登録出願、登録又は存続期間の更新が
されていなければならないことを理由として登録が拒絶され
又は無効とされることはない。

(3) いずれかの同盟国において正規に登録された
商標は、他の同盟国（本国を含む）において登
録された商標から独立したものとする。

第六条之二

(1) 同盟国は、一の商標が、他の一の商標でこの
条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若
しくは類似の商品について使用されているもの
としてその同盟国において広く認識されている
と認められるある当局が認めるものの複製であ
る場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせ
やすい模倣若しくは翻訳である場合には、その
同盟国の法令が許すときは職権をもつて、又は
利害関係人の請求により、当該一の商標の登録
を拒絶し又は無効とし、及びその使用を禁止す
ることを約束する。一の商標の要部が、そのよ
うな広く認識されている他の一の商標の複製で
ある場合又は当該他の一の商標と混同を生じさ
せやすい模倣である場合も、同様とする。

(2) (1)に規定する商標の登録を無効とすることの
請求については、登録の日から少なくとも五年
の期間を認めなければならない。同盟国は、そ
のような商標の使用の禁止を請求することがで
きる期間を定めることができる。

(3) 悪意で登録を受け又は使用された商標の登録
を無効とし又は使用を禁止することの請求につ
いては、期間を定めなければならないとする。

第六条之三

(1)(a) 同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他
の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用
の公の記号及び印章並びに紋章学上それらの
模倣と認められるものの商標又はその構成部
分としての登録を拒絶し又は無効とし、ま
た、権限のある官庁の許可を受けずこれら
を商標又はその構成部分として使用すること
を適当な方法によつて禁止する。

(b) (a)の規定は、一又は二以上の同盟国が加盟
している政府間国際機関の紋章、旗章その他
の記章、略称及び名称についても、同様に適
用する。ただし、既に保護を保障するための
現行の国際協定の対象となつていない紋章、旗
章その他の記章、略称及び名称については、

この限りでない。

(c) いずれの同盟国も、この条約がその同盟国
において効力を生ずる前に善意で取得した権
利の所有者の利益を害して(b)の規定を適用す
ることを要しない。(a)に規定する使用又は登
録が、当該国際機関と当該紋章、旗章、記
章、略称若しくは名称との間に関係があると
公衆に暗示するようなものでない場合又は当
該使用者と当該国際機関との間に関係がある
と公衆に誤つて信じさせるようなものと認め
られない場合には、同盟国は、(b)の規定を適
用することを要しない。

(2) 監督用及び証明用の公の記号及び印章の禁止
に關する規定は、当該記号又は印章を含む商標
が当該記号又は印章の用いられている商品と同
一又は類似の商品について使用されるものであ
る場合に限り、適用する。

(3)(a) (1)及び(2)の規定を適用するため、同盟国
は、国の記章並びに監督用及び証明用の公の
記号及び印章であつて各国が絶対的に又は一
定の限度までこの条の規定に基づく保護の下
に置くことを現に求めており又は将来求める
ことがあるものの一覧表並びにこの一覧表に
加えられるその後のすべての変更を、国際事
務局を通じて、相互に通知することに同意す
る。各同盟国は、通知された一覧表を適宜公
衆の利用に供する。

もつとも、その通知は、国の旗章に關して
は義務的でない。

(b) (1)(b)の規定は、政府間国際機関が国際事務
局を通じて同盟国に通知した当該国際機関の
紋章、旗章その他の記章、略称及び名称につ
いてのみ適用する。

(4) 同盟国は、異議がある場合には、(3)の通知を
受領した時から十二箇月の期間内においては、
その異議を国際事務局を通じて関係国又は関係
政府間国際機関に通報することができる。

(5) (1)の規定は、国の旗章に關しては、千九百二

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(二)

千九百二十五年十一月六日にブラッセルで、千九百二十六年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるとの件

一六二

十五年十一月六日の後に登録される商標についてのみ適用する。

(6) 前記の諸規定は、同盟国の国の記章(旗章を除く)、公の記号及び印章並びに政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称に關しては、(3)の通知を受領した時から二箇月を経過した後に登録される商標についてのみ適用する。

(7) 同盟国は、国の記章、記号又は印章を含む商標で千九百二十五年十一月六日前に登録されたものについても、その登録出願が悪意でされた場合には、当該登録を無効とすることができ

(8) 各同盟国の国民であつて自国の国の記章、記号又は印章の使用を許可されたものは、当該記章、記号又は印章が他の同盟国の国の記章、記号又は印章と類似するものである場合にも、それらを使用することができる。

(9) 同盟国は、他の同盟国の国の紋章については、その使用が商品の原産地の誤認を生じさせるようなものである場合には、許可を受けないで取引においてその紋章を使用することを禁止することを約束する。

(10) 前記の諸規定は、各同盟国が、国の紋章、旗章その他の記章、同盟国により採用された公の記号及び印章並びに(1)に規定する政府間国際機関の識別記号を許可を受けないで使用している商標につき、第六条の五B3の規定に基づいてその登録を拒絶し又は無効とすることを妨げない。

第六条の四

(1) 商標の譲渡が、同盟国の法令により、その商標が属する企業又は営業の移転と同時に進行するときのみ有効とされている場合において、商標の譲渡が有効と認められるためには、譲渡された商標を付した商品を当該同盟国において製造し又は販売する排他的権利とともに、企業又は営業の構成部分であつて当該同盟国に存在

するものを譲受人に移転すれば足りる。

(2) (1)の規定は、譲受人による商標の使用が、当該商標を付した商品の原産地、性質、品位等について事実上公衆を誤らせるようなものである場合に、その商標の譲渡を有効と認める義務を同盟国に課するものではない。

第六条の五

A (1) 本国において正規に登録された商標は、この条で特に規定する場合を除くほか、他の同盟国においても、そのままその登録を認められかつ保護される。当該他の同盟国は、確定的な登録をする前に、本国における登録の証明書で権限のある当局が交付したものを提出させることができる。その証明書には、いかなる公証を必要としない。

(2) 本国とは、出願人が同盟国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合にその同盟国を、出願人が同盟国にそのような営業所を有しない場合にはその住所がある同盟国を、出願人が同盟国の国民であつて同盟国に住所を有しない場合にはその国籍がある国をいう。

B この条に規定する商標は、次の場合を除くほか、その登録を拒絶され又は無効とされることはない。もつとも、第十条の二の規定の適用は、妨げられない。

1 当該商標が、保護が要求される国における第三者の既得権を害するようなものである場合

2 当該商標が、識別性を有しないものである場合又は商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくは生産の時期を示すため取引上使用されることがある記号若しくは表示のみをもつて、若しくは保護が要求される国の取引上の通用語において若しくはその国の公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになって記号若しくは表示のみをもつて構成されたものである場合

3 当該商標が、道徳又は公の秩序に反するもの、特に、公衆を欺くようなものである場合

ただし、商標に関する法令の規定(公の秩序に関するものを除く)に適合しないことを唯一の理由として、当該商標を公の秩序に反するものと認めてはならない。

C (1) 商標が保護を受けるに適したものであるかどうかを判断するに当たっては、すべての事情、特に、当該商標が使用されてきた期間を考慮しなければならない。

(2) 本国において保護されている商標の構成部分に変更を加えた商標は、その変更が、本国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えず、かつ、商標の同一性を損なわない場合には、他の同盟国において、その変更を唯一の理由として登録を拒絶されることはない。

D いかなる者も、保護を要求している商標が本国において登録されていない場合には、この条の規定による利益を受けることができない。

E もつとも、いかなる場合にも、本国における商標の登録の更新は、その商標が登録された他の同盟国における登録の更新の義務を生じさせるものではない。

F 第四条に定める優先期間内にされた商標の登録出願は、本国における登録が当該優先期間の満了後にされた場合にも、優先権の利益を失わない。

第六条の六

同盟国は、サービス・マークを保護することを約束する。同盟国は、サービス・マークの登録について規定を設けることを要しない。

第六条の七

(1) 同盟国において商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の許諾を得ないで、一又は二以上の同盟国においてその商標について自己の名義による登録の出願をした場合には、その商標に係る権

利を有する者は、登録異議の申立てをし、又は登録を無効とすること若しくは、その国の法令が認めるときは、登録を自己に移転することを請求することができる。ただし、その代理人又は代表者がその行為につきそれが正当であることを明らかにしたときは、この限りでない。

(2) 商標に係る権利を有する者は、(1)の規定に従うことを条件として、その許諾を得ないでその代理人又は代表者が商標を使用することを阻止する権利を有する。

(3) 商標に係る権利を有する者がこの条に定める権利を行使することができる相当の期間は、国内法令で定めることができる。

第七条

いかなる場合にも、商品の性質は、その商品について使用される商標が登録されることについて妨げとはならない。

第七条の二

(1) 同盟国は、その存在が本国の法令に反しない団体に属する団体商標の登録を認めかつ保護することを約束する。その団体が工業上又は商業上の営業所を有しない場合も、同様とする。

(2) 各同盟国は、団体商標の保護について特別の条件を定めることができるものとし、また、公共の利益に反する団体商標についてその保護を拒絶することができる。

(3) もつとも、その存在が本国の法令に反しない団体に對しては、保護が要求される同盟国において設立されていないこと又は保護が要求される同盟国の法令に適合して構成されていないことを理由として、その団体に属する団体商標の保護を拒絶することができる。

第八条

商号は、商標の一部であるかどうかを問わず、すべての同盟国において保護されるものとし、そのためには、登記の申請又は登記が行われていることを必要としない。

第九条

- (1) 不法に商標又は商号を付した產品は、その商標又は商号について法律上の保護を受ける権利が認められていない同盟国に輸入される際に差し押さえられる。
- (2) 差押えは、また、產品に不法に商標若しくは商号を付する行為が行われた同盟国又はその產品が輸入された同盟国の国内においても行われる。
- (3) 差押えは、検査官その他の権限のある当局又は利害関係人(自然人であるか法人であるかを問わない)の請求により、各同盟国の国内法令に従って行われる。
- (4) 当局は、通過の場合には、差押えを行うことを要しない。
- (5) 同盟国の法令が輸入の際における差押えを認めていない場合には、その差押えの代わりに、輸入禁止又は国内における差押えが行われる。
- (6) 同盟国の法令が輸入の際における差押え、輸入禁止及び国内における差押えを認めていない場合には、その法令が必要な修正を受けるまでの間、これらの措置の代わりに、その同盟国の法令が同様の場合に内国民に保障する訴訟その他の手続が、認められる。

第十条

- (1) 前条の規定は、產品の原産地又は生産者、製造者若しくは販売人に関し直接又は間接に虚偽の表示が行われている場合についても適用する。

- (2) (1)の產品の生産、製造又は販売に従事する生産者、製造者又は販売人であつて、原産地として偽つて表示されている土地、その土地の所在する地方、原産地として偽つて表示されている国又は原産地の虚偽の表示が行われている国に住所を有するものは、自然人であるか法人であるかを問わず、すべての場合において利害関係人と認められる。

第十条の二

- (1) 各同盟国は、同盟国の国民を不正競争から有効に保護する。
- (2) 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。
- (3) 特に、次の行為、主張及び表示は、禁止される。

- 1 いかなる方法によるかを問わず、競争者の營業所、產品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為
- 2 競争者の營業所、產品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
- 3 產品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

第十条の三

- (1) 同盟国は、第九条から前条までに規定するすべての行為を有効に防止するための適当な法律上の救済手段を他の同盟国の国民に与えることを約束する。

- (2) 同盟国は、更に、利害関係を有する生産者、製造者又は販売人を代表する組合又は団体でその存在が本国の法令に反しないものが、保護が要求される同盟国の法令により国内の組合又は団体に認められている限度において、第九条から前条までに規定する行為を防止するため司法的手段に訴え又は行政機関に申立てをすることができることとなるように措置を講ずることを約束する。

第十一条

- (1) 同盟国は、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出展される產品に關し、国内法令に従い、特許を受けることができる発明、実用新案、意匠及び商標に保護を与える。

- (2) (1)の保護は、第四条に定める優先期間を延長するものではない。後に優先権が主張される場合には、各同盟国の主管庁は、その產品を博覧会に搬入した日から優先期間を開始するものとすることができる。

- (3) 各同盟国は、当該產品が展示された事実及び搬入の日付を証明するために必要と認める証拠書類を要求することができる。

- (iv) 総会の執行委員会の構成国を選出すること。
- (v) 執行委員会の報告及び活動を検討し及び承認し、並びに執行委員会に対し指示を与えること。
- (vi) 同盟の事業計画を決定し及び三年予算を採択し、並びに決算を承認すること。
- (vii) 同盟の財政規則を採択すること。
- (viii) 同盟の目的を達成するために必要と認められる専門委員会及び作業部会を設置すること。
- (ix) 同盟の構成国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で總會の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。
- (x) この条から第十七条までの規定の修正を採択すること。
- (xi) 同盟の目的を達成するため、他の適当な措置をとること。
- (xii) その他この条約に基づく任務を遂行すること。
- (xiii) 機関を設立する条約によつて總會に与えられる権利(總會が受諾するものに限る。)を行使すること。

- (1) 各同盟国は、工業所有権に関する特別の部局並びに特許、実用新案、意匠及び商標を公衆に知らせるための中央資料館を設置することを約束する。
- (2) (1)の部局は、定期的な公報を発行し、次に掲げるものを規則的に公示する。

- (a) 特許権者の氏名及びその特許発明の簡単な表示
- (b) 登録された商標の複製

第十三条

- (1) 同盟は、この条から第十七条までの規定に拘束される同盟国で構成する總會を有する。
- (b) 各同盟国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
- (c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。
- (2) 總會は、次のことを行う。

- (i) 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。
- (ii) 世界的所有権機関(以下「機関」という)を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局(以下「国際事務局」という)に対し、改正會議の準備に関する指示を与えること。ただし、この条から第十七条までの規定に拘束されない同盟国の意見を十分に考慮するものとする。
- (iii) 機関の事務局長の同盟に関する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに機関の事務局長に対し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。

- (2) 總會は、次のことを行う。
- (i) 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。
- (ii) 世界的所有権機関(以下「機関」という)を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局(以下「国際事務局」という)に対し、改正會議の準備に関する指示を与えること。ただし、この条から第十七条までの規定に拘束されない同盟国の意見を十分に考慮するものとする。
- (iii) 機関の事務局長の同盟に関する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに機関の事務局長に対し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。

- (3) (a) 表は、一の国のみを代表することができる。
- (b) 前条に規定する工業所有権に関する各国の特別の部局としての性格を有する共通官庁を設立するための特別の取極に基づいて結集した同盟国は、討議において、それらの国の一国をもつて共同の代表とすることができる。
- (4) 總會の各構成国は、一の票を有する。

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一)

千九百二十五年十二月十四日にブラッセルで、千九百二十六年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件

一六四

- (b) 総会の構成国の二分の一をもつて定足数とする。
- (c) 総会は、(b)の規定にかかわらず、いずれの会期においても、代表を出した国の数が総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかつた総会の構成国に対し、その決定を通知し、その通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合に、その決定は、効力を生ずる。
- (d) 第十七条(2)の規定が適用される場合を除くほか、総会の決定は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で行われる。
- (e) 棄権は、投票とみなさない。
- (5) (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、代表は、一の国の名においてのみ投票することができる。
- (b) (3)(b)に規定する同盟国は、原則として、総会の会期に自国の代表を出すように努める。もつとも、例外的な理由のために自国の代表を出すことができない場合には、自国の名において投票する権限を他の(3)(b)に規定する同盟国の代表に与えることができる。この場合において、代理投票は、一の国のためにのみ行うことができる。代理投票の権限は、国の元首又は権限を有する大臣が署名する書面によつて与えられる。
- (6) 総会の構成国でない同盟国は、総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。
- (7) (a) 総会は、事務局長の招集により、三年ごとに一回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。
- (b) 総会は、執行委員会の要請又は総会の構成国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (8) 総会は、その手続規則を採択する。
- 第十四条
- (1) 総会は、執行委員会を有する。
- (2) (a) 執行委員会は、総会の構成国の中から総会によつて選出された国で構成する。更に、その領域内に機関の本部が所在する国は、第十六条(7)(b)の規定が適用される場合を除くほか、当然に執行委員会に議席を有する。
- (b) 執行委員会の各構成国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
- (c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。
- (3) 執行委員会の構成国の数は、総会の構成国の数の四分の一とする。議席の数の決定に当たつては、四で除した余りの数は、考慮に入れられない。
- (4) 総会は、執行委員会の構成国の選出に当たり、衡平な地理的配分を考慮し、また、同盟に関連して作成される特別の取極の締約国が執行委員会の構成国となることの必要性を考慮する。
- (5) (a) 執行委員会の構成国の任期は、その選出が行われた総会の会期の終了時から総会の次の通常会期の終了時までとする。
- (b) 執行委員会の構成国は、最大限その構成国の三分の二まで再選されることができる。
- (c) 総会は、執行委員会の構成国の選出及び再選に関する規則を定める。
- (6) (a) 執行委員会は、次のことを行う。
- (i) 総会の議事日程案を作成すること。
- (ii) 事務局長が作成した同盟の事業計画案及び三年予算案について総会に提案をすること。
- (iii) 事務局長が作成した年次事業計画及び年次予算につき、事業計画及び三年予算の範囲内で、決定すること。
- (iv) 事務局長の定期報告及び年次会計検査報告を、適当な意見を付して、総会に提出すること。
- (v) 総会の決定に従い、また、総会の通常会期から通常会期までの間に生ずる事態を考慮して、事務局長による同盟の事業計画の実施を確保するためすべての必要な措置をとること。
- (vi) その他この条約に基づいて執行委員会に与えられる任務を遂行すること。
- (b) 執行委員会は、機関が管理業務を行つて他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。
- (7) (a) 執行委員会は、事務局長の招集により、毎年一回、通常会期として会合するものとし、できる限り機関の調整委員会と同一期間中に同一の場所において会合する。
- (b) 執行委員会は、事務局長の発意により又は執行委員会の議長若しくはその構成国の四分の一以上の要請に基づき、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (8) (a) 執行委員会の各構成国は、一の票を有する。
- (b) 執行委員会の構成国の二分の一をもつて定足数とする。
- (c) 決定は、投じられた票の単純多数による議決で行われる。
- (d) 棄権は、投票とみなさない。
- (e) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。
- (9) 執行委員会の構成国でない同盟国は、執行委員会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。
- 第十五条
- (1) (a) 同盟の管理業務は、文学的及び美術的著作物の保護に関する国際条約によつて設立された同盟事務局と合同した同盟事務局の継続である国際事務局が行う。
- (b) 国際事務局は、特に、同盟の諸内部機関の事務局の職務を行う。
- (c) 機関の事務局長は、同盟の首席行政官であり、同盟を代表する。
- (2) 国際事務局は、工業所有権の保護に関する情報を収集し及び公表する。各同盟国は、工業所有権の保護に関するすべての新たな法令及び公文書ができる限り速やかに国際事務局に送付するものとし、また、工業所有権に関する自国の部局の刊行物であつて、工業所有権の保護に直接の関係があり、かつ、国際事務局がその業務に關して有益であると認めるすべてのものを国際事務局に提供する。
- (3) 国際事務局は、月刊の定期刊行物を発行する。
- (4) 国際事務局は、同盟国に対し、その要請に応じ、工業所有権の保護に関する問題についての情報を提供する。
- (5) 国際事務局は、工業所有権の保護を促進するため、研究を行い及び役務を提供する。
- (6) 事務局長及びその指名する職員は、総会、執行委員会その他専門委員会又は作業部会すべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する職員は、当然にこれらの内部機関の事務局の職務を行う。
- (7) (a) 国際事務局は、総会の指示に従い、かつ、執行委員会と協力して、この条約(第十三条から第十七条までの規定を除く)の改正会議

の準備を行う。

(b) 国際事務局は、改正会議の準備に関し政府機関及び国際的な非政府機関と協議することができる。

(c) 事務局長及びその指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(8) 国際事務局は、その他国際事務局に与えられる任務を遂行する。

第十六条

(1) (a) 同盟は、予算を有する。

(b) 同盟の予算は、収入並びに同盟に固有の支出、諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金及び場合により機関の締約国会議の予算に対する拠出金から成る。

(c) 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく機関が管理業務を行つてゐる一又は二以上の他の同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費についての同盟の分担の割合は、共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。

(2) 同盟の予算は、機関が管理業務を行つてゐる他の同盟の予算との調整の必要性を考慮した上で決定する。

(3) 同盟の予算は、次のものを財源とする。

(i) 同盟国の分担金

(ii) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金

(iii) 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料

(iv) 贈与、遺贈及び補助金

(v) 貸貸料、利子その他の雑収入

(4) (a) 各同盟国は、予算に対する自国の分担額の決定上、次のいずれかの等級に属するものとし、次に定める単位数に基づいて年次分担金を支払う。

等級 I	二五
等級 II	二〇
等級 III	一五
等級 IV	一〇

等級 V

等級 VI

等級 VII

(b) 各国は、既に指定している場合を除くほか、批准書又は加入書を寄託する際に、自国が属することを欲する等級を指定する。いずれの国も、その等級を変更することができない。一層低い等級を選択する国は、その旨を総会に対しその通常会期において表明しなければならぬ。その変更は、その会期の年の翌年の初めに効力を生ずる。

(c) 各同盟国の年次分担金の額は、その額とすべての同盟国の同盟の予算への年次分担金の総額との比率が、その国の属する等級の単位数とすべての同盟国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。

(d) 分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生ずる。

(e) 分担金の支払が延滞している同盟国は、その未払の額が当該年度に先立つ二年度においてその国について支払の義務の生じた分担金の額以上のものとなつたときは、同盟の内部機関で自国が構成国であるものにおいて、投票権を行使することができない。ただし、その内部機関は、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、その国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを許すことができる。

(f) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかつた場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算をもつて予算とする。

(5) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金の額は、事務局長が定めるものとし、事務局長は、それを総会及び執行委員会に報告する。

(6) (a) 同盟は、各同盟国の一回限りの支払金から成る運転資金を有する。運転資金が十分でな

くなつた場合には、総会がその増額を決定する。

(b) 運転資金に対する各同盟国の当初の支払金の額及び運転資金の増額の部分に対する各同盟国の分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年のその国の分担金に比例する。

(c) (b) の比率及び支払の条件は、総会が、事務局長の提案に基づきかつ機関の調整委員会の助言を受けた上で定める。

(7) (a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合にその国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によつてその都度定める。その国は、立替えの義務を有する限り、当然に執行委員会に議席を有する。

(b) (a) の国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終わりにから三年を経過した時に効力を生ずる。

(8) 会計検査は、財政規則の定めるところにより、一若しくは二以上の同盟国又は外部の会計検査専門家が行う。これらの同盟国又は会計検査専門家は、総会がこれらの同盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。

第十七条

(1) 第十三条からこの条までの規定の修正の提案は、総会の構成国、執行委員会又は事務局長が行うことができる。その提案は、遅くとも総会による審議の六箇月前までに、事務局長が総会の構成国に送付する。

(2) (1) の諸条の修正は、総会が採択する。採択には、投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。ただし、第十三条及びこの(2)の規定の修正には、投じられた票の五分の四以上の多数による議決を必要とする。

(3) (1) の諸条の修正は、その修正が採択された時

に総会の構成国であつた国の四分の三から、それぞれ憲法上の手続に従つて行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された(1)の諸条の修正は、その修正が効力を生ずる時に総会の構成国であるすべての国及びその後総会の構成国となるすべての国を拘束する。ただし、同盟国の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した国のみを拘束する。

第十八条

(1) この条約は、同盟の制度を完全なものにするような改善を加えるため、改正に付される。

(2) このため、順次にいずれかの同盟国において、同盟国の代表の間で会議を行う。

(3) 第十三条から前条までの規定の修正は、前条の規定に従つて行う。

第十九条

同盟国は、この条約の規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取極を行う権利を留保する。

第二十条

(1) (a) 各同盟国は、この改正条約に署名している場合にはこれを批准することができるものとし、署名していない場合にはこれに加入することができる。批准書及び加入書は、事務局長に寄託する。

(b) 各同盟国は、その批准書又は加入書において、批准又は加入の効果が(i)又は(ii)にいう規定には及ばないことを宣言することができる。

(i) 第一条から第十二条までの規定

(ii) 第十三条から第十七条までの規定

(c) (b) の規定に従ひ(ii)の二群のうち一群については批准又は加入の効果を排除した各同盟国は、その後いつでも、批准又は加入の効果をその群に及ぼすことを宣言することができる。その宣言は、事務局長に寄託する。

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(二)

千九百一十一年十二月十四日にワシントンで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十四年六月二日にロンドンで、千九百一十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件

(2)(a) 第一条から第十二条までの規定は、(1)(b)(i)の規定に基づく宣言を行うことなく批准書又は加入書を寄託した最初の十の同盟国については、その十番目の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。

(b) 第十三条から第十七条までの規定は、(1)(b)(ii)の規定に基づく宣言を行うことなく批准書又は加入書を寄託した最初の十の同盟国については、その十番目の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。

(c) (1)(b)(i)にいう規定が(a)の規定に従つて、(1)(b)(ii)にいう規定が(b)の規定に従つて、それぞれ最初に効力を生ずることを条件として、及び(1)(b)の規定に従うことを条件として、第一条から第十七条までの規定は、(a)及び(b)の同盟国以外の同盟国であつて、批准書若しくは加入書を寄託するもの又は(1)(c)の規定に基づく宣言を寄託するものについては、事務局局長がその寄託を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が、寄託された批准書、加入書又は宣言において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(3) 第十八条から第三十条までの規定は、批准書又は加入書を寄託する各同盟国について、(1)(b)の二群がそれぞれ(2)(a)、(b)又は(c)の規定に従い、その国について効力を生ずる日のうち早い方の日に効力を生ずる。

(2)(a) 同盟に属しない国でこの改正条約の効力発生の日の一箇月前までに加入書を寄託したもののについては、この改正条約は、その加入書において一層遅い日が指定されていない限り、前条(2)(a)又は(b)の規定によりこの改正条約が最初に効力を生ずる日に効力を生ずる。ただし、この改正条約の効力発生の日に第一条から第十二条までの規定が効力を生じていない場合には、前記の国は、それらの規定が効力を生ずるまでの暫定期間中は、それらの規定に代えて、リスボン改正条約第一条から第十二条までの規定に拘束される。

(b) この改正条約の効力発生の日に第十三条から第十七条までの規定が効力を生じていない場合には、前記の国は、それらの規定が効力を生ずるまでの暫定期間中は、それらの規定に代えて、リスボン改正条約第十三条及び第十四条(3)から(5)までの規定に拘束される。

(c) 加入書において一層遅い日を指定した国については、この改正条約は、そのように指定された日に効力を生ずる。

(b) 同盟に属しない国でこの改正条約の一の群の規定のみが効力を生じた日の後に又はその日前一箇月未満の期間内に加入書を寄託したものについては、この改正条約は、(a)のただし書の規定に従うことを条件として、事務局局長がその加入を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が加入書において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(3) 同盟に属しない国でこの改正条約が全体として効力を生じた日の後に又はその日前一箇月未満の期間内に加入書を寄託したものについては、この改正条約は、事務局局長がその加入を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が加入書において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

り、前条(2)(a)又は(b)の規定によりこの改正条約が最初に効力を生ずる日に効力を生ずる。ただし、この改正条約の効力発生の日に第一条から第十二条までの規定が効力を生じていない場合には、前記の国は、それらの規定が効力を生ずるまでの暫定期間中は、それらの規定に代えて、リスボン改正条約第一条から第十二条までの規定に拘束される。

(b) この改正条約の効力発生の日に第十三条から第十七条までの規定が効力を生じていない場合には、前記の国は、それらの規定が効力を生ずるまでの暫定期間中は、それらの規定に代えて、リスボン改正条約第十三条及び第十四条(3)から(5)までの規定に拘束される。

(c) 加入書において一層遅い日を指定した国については、この改正条約は、そのように指定された日に効力を生ずる。

(b) 同盟に属しない国でこの改正条約の一の群の規定のみが効力を生じた日の後に又はその日前一箇月未満の期間内に加入書を寄託したものについては、この改正条約は、(a)のただし書の規定に従うことを条件として、事務局局長がその加入を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が加入書において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(3) 同盟に属しない国でこの改正条約が全体として効力を生じた日の後に又はその日前一箇月未満の期間内に加入書を寄託したものについては、この改正条約は、事務局局長がその加入を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が加入書において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(b) 同盟に属しない国でこの改正条約の一の群の規定のみが効力を生じた日の後に又はその日前一箇月未満の期間内に加入書を寄託したものについては、この改正条約は、(a)のただし書の規定に従うことを条件として、事務局局長がその加入を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が加入書において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(3) 同盟に属しない国でこの改正条約が全体として効力を生じた日の後に又はその日前一箇月未満の期間内に加入書を寄託したものについては、この改正条約は、事務局局長がその加入を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が加入書において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(b) 同盟に属しない国でこの改正条約の一の群の規定のみが効力を生じた日の後に又はその日前一箇月未満の期間内に加入書を寄託したものについては、この改正条約は、(a)のただし書の規定に従うことを条件として、事務局局長がその加入を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が加入書において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(3) 同盟に属しない国でこの改正条約が全体として効力を生じた日の後に又はその日前一箇月未満の期間内に加入書を寄託したものについては、この改正条約は、事務局局長がその加入を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が加入書において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

批准又は加入は、第二十条(1)(b)及び第二十八条(2)の規定に基づく例外が適用される場合を除くほか、当然に、この改正条約のすべての条項の受諾及びこの改正条約に定めるすべての利益の享受を伴う。

第二十三条 この改正条約が全体として効力を生じた後は、いずれの国も、この条約の従前の改正条約に加入することができない。

第二十四条 (1) いずれの国も、自国が対外関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用する旨を、当該領域を指定して、批准書若しくは加入書において宣言し又は、その後いつても、書面により事務局局長に通告することができる。

(2) (1)の宣言又は通告を行った国は、当該領域の全部又は一部についてこの条約が適用されなくなる旨を、事務局局長にいつても通告することができる。

(3)(a) (1)の規定に基づいて行われた宣言は、その宣言を付した批准書又は加入書と同一の日に効力を生ずるものとし、(1)の規定に基づいて行われた通告は、事務局局長によるその通報の後三箇月で効力を生ずる。

(b) (2)の規定に基づいて行われた通告は、事務局局長によるその受領の後十二箇月で効力を生ずる。

第二十五条 (1) この条約の締約国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。

(2) いずれの国も、その批准書又は加入書を寄託する時には、自国の国内法令に従いこの条約を実施することができる状態になつていなければならないと了解される。

(1) この条約は、無期限に効力を有する。

(2) いずれの同盟国も、事務局局長にあつた通告により、この改正条約を廃棄することができる。その廃棄は、従前のすべての改正条約の廃棄を伴うものとし、廃棄を行った国についてのみ効力を生ずる。他の同盟国については、この条約は、引き続き効力を有する。

(3) 廃棄は、事務局局長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

(4) いずれの国も、同盟の構成国となつた日から五年の期間が満了するまでは、この条約に定める廃棄の権利を行使することができない。

第二十七条 (1) この改正条約は、それが適用される同盟国相互の関係においては、それが適用される範囲において、千八百八十三年三月二十日のパリ条約及びその後の改正条約に代わる。

(2)(a) この改正条約が適用されない同盟国又はこの改正条約が全体としては適用されない同盟国で、千九百五十八年十月三十一日のリスボン改正条約が適用されるものとの関係においては、リスボン改正条約が、全体として、又は(1)の規定によりこの改正条約がそれに代わる範囲を除き、引き続き効力を有する。

(b) 同様に、この改正条約又はその一部及びリスボン改正条約が適用されない同盟国との関係においては、千九百三十四年六月二日のロンドン改正条約が、全体として、又は(1)の規定によりこの改正条約がそれに代わる範囲を除き、引き続き効力を有する。

(c) 同様に、この改正条約又はその一部、リスボン改正条約及びロンドン改正条約が適用されない同盟国との関係においては、千九百二十五年十一月六日のヘーグ改正条約が、全体として、又は(1)の規定によりこの改正条約がそれに代わる範囲を除き、引き続き効力を有する。

(3) 同盟に属しない国でこの改正条約の締約国となるものは、この改正条約の締約国でない同盟

(3) 同盟に属しない国でこの改正条約の締約国となるものは、この改正条約の締約国でない同盟

国又はこの改正条約の締結国であるが第二十条(1)(b)の規定に基づく宣言を行った同盟国との関係において、この改正条約を適用する。それらの国は、当該同盟国が、それらの国との関係において、当該同盟国が締結国となつてゐる最新の改正条約を適用することを認める。

第二十八条

(1) この条約の解釈又は適用に関する二以上の同盟国の間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、いずれか一の紛争当事国が、国際司法裁判所規程に合致した請求を行うことにより、国際司法裁判所に付託することができ、紛争を国際司法裁判所に付託する国は、その旨を国際事務局に通報するものとし、国際事務局は、それを他の同盟国に通報する。

(2) いずれの国も、この改正条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、(1)の規定に拘束されないことを宣言することができる。

(1)の規定は、その宣言を行った国と他の同盟国との間の紛争については、適用されない。

(3) (2)の規定に基づく宣言を行った国は、事務局長に於て通告により、その宣言をいつでも撤回することができる。

第二十九条

(1)(a) この改正条約は、フランス語による本書一通について署名するものとし、スウェーデン政府に寄託する。

(b) 事務局長は、関係政府と協議の上、ドイツ語、英語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及び総会が指定する他の言語による公定訳文を作成する。

(c) これらの条約文の解釈に相違がある場合には、フランス文による。

(2) この改正条約は、千九百六十八年一月十三日まで、ストックホルムにおいて署名のために開放しておく。

(3) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、及

び要請があつたときは他の国の政府に対し、スウェーデン政府が認証したこの改正条約の署名本書の贈本二通を送付する。

(4) 事務局長は、この改正条約を国際連合事務局に登録する。

(5) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、署名、批准書又は加入書の寄託、批准書若しくは加入書に付された宣言又は第二十条(1)(c)の規定に基づいて行われた宣言の寄託、この改正条約のいづれかの規定の効力の発生、廃棄の通告及び第二十四条の規定に基づいて行われた通告を通報する。

第三十条

(1) 最初の事務局長が就任するまでは、この改正条約において機関の国際事務局又は事務局長というときは、それぞれ、同盟事務局又はその事務局長をいうものとする。

(2) 第十三条から第十七条までの規定に拘束されていない同盟国は、希望するときは、機関を設立する条約の効力発生の日から五年間、第十三条から第十七条までの規定に拘束される場合と同様にそれらの規定に定める権利を行使することができる。それらの権利を行使することを希望する国は、その旨の書面による通告を事務局長に寄託するものとし、その通告は、その受領の日効力を生ずる。それらの国は、その五年の期間が満了するまで、総会の構成国とみなされる。

(3) すべての同盟国が機関の加盟国とならない限り、機関の国際事務局は同盟事務局としても、事務局長は同盟事務局の事務局長としても、それぞれ、職務を行う。

(4) すべての同盟国が機関の加盟国となつたときは、同盟事務局の権利、義務及び財産は、機関の国際事務局が承継する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この改正条約に署名した。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成した。

南アフリカのために

T・スクーマン

アルジェリアのために

第二十八条(2)の規定に基づく留保を付して

A・ハセーヌ

アルゼンティーンのために

オーストラリアのために

オーストリアのために

ゴットフリート・H・タラー

ベルギーのために

男爵 F・コーゲルス

ブラジルのために

ブルガリアのために

第二十八条(2)の規定に基づく留保を付して

V・チヴァロフ

カメルーンのために

エカニ

カナダのために

セイロンのために

サイプラスのために

コンゴ(ブラザヴィル)のために

象牙海岸のために

ビル

キューバのために

A・M・ゴンサレス

ダホメのために

デンマークのために

ユリー・オールセン

スペインのために

J・F・アルコヴェール

エレクト・J・ガルシア・テヘドール

アメリカ合衆国のために

ユージン・M・ブラダーマン

フィンランドのために

ポール・グスタフソン

フランスのために

B・ド・マントン

ガボンのために

S・F・オヨエ

ギリシャのために

J・A・ドラクリス

ハイチのために

上ヴォルタのために

ハンガリーのために

エステルガーヨシュ

インドネシアのために

第二十八条(2)の規定に基づく留保を付して

イブラヒム・ヤシン

イランのために

A・タライ

アイルランドのために

ヴァレンティン・アイアモンガー

アイスランドのために

アルニ・トリグバソン

イスラエルのために

Z・シェール

G・ガヴリエリ

イタリアのために

チッピコ

ジョルジョ・ランツィ

日本国のために

高橋通敏

川出千速

千九百一十一年四月にプツセルで、千九百一十六年六月一日にワシントンで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にワシントンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十九年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求むるの件
千九百一十七年六月二日にワシントンで、千九百三十五年一月六日にヘグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された設備の又は製図を生成する原動力を示す防止に関する千八百九十一年四月四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストウツホルム追加協定の締結について承認を求むるの件

右

内閣総理大臣 田中 角榮

オーケ・フォン・ツウエイクベルク
スイスのために
ハンス・モルフ
ジョゼフ・ヴォヤム
シリアのために
タンザニアのために
チャードのために
チェコスロヴァキアのために
トリニダード・トバゴのために

スウェーデンのため

W・G・ベリソフ
アンテ

ヘルマン・クリンゲ

求めるの件

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めるの件

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この協定は、虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定及びその後の改正協定の加入書の寄託に係る事務を従来のスイス政府から世界知的所有権機関に移管すること等を内容とするものであつて、その趣旨は、知的所有権の保護を目的とする。

とした諸条約に関する事務手続の統一を図るとの見地から望ましいものと認められる。よつて、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤謬を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定

第一条

虚偽の又は誤謬を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定（以下「マドリッド協定」といふ）、千九百一十一年六月二日にワシントンで改正されたもの、千九百一十五年十一月六日にヘーグで改正されたもの、千九百三十四年六月二日にロンドンで改正されたもの及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正されたもの（以下「リスボン改正協定」といふ）を含む加入書は、世界的所有権機関の事務局長（以下「事務局長」といふ）に寄託する。事務局長は、その寄託をマドリッド協定の締約国に通告する。

第二条

リスボン改正協定第五条及び第六条(2)において同盟の一般条約第十六条、第十六条の二及び第十七条の二というときは、工業所有権の保護に関するパリ条約のストックホルム改正条約の規定のうちこれらの規定に相当するものをいうものとする。

第三条

(1) マドリッド協定の締約国は、この追加協定に署名することができるものとし、リスボン改正協定を批准し又はこれに加入している国は、この追加協定を批准し又はこれに加入することが

できる。

(2) 批准書又は加入書は、事務局長に寄託する。

第四条

リスボン改正協定を批准しておらず又はこれに加入していない国は、その国のリスボン改正協定への加入が効力を生ずる日から、この追加協定第一条及び第二条の規定に拘束される。ただし、その日にこの追加協定が次条(1)の規定に従つて効力を生じていない場合には、その国は、この追加協定が同条(1)の規定に従つて効力を生ずる日から、この追加協定第一条及び第二条の規定に拘束される。

第五条

(1) この追加協定は、世界的所有権機関を設立する千九百六十七年七月十四日のストックホルム条約の効力発生の日に効力を生ずる。ただし、その日にこの追加協定の少なくとも二の批准書又は加入書が寄託されていない場合には、この追加協定は、この追加協定の二の批准書又は加入書が寄託される日に効力を生ずる。

(2) この追加協定が(1)の規定に従つて効力を生じた日の後に批准書又は加入書を寄託する国については、この追加協定は、事務局長がその批准又は加入を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。

第六条

(1) この追加協定は、フランス語による本書一通について署名するものとし、スウェーデン政府に寄託する。

(2) この追加協定は、前条(1)の規定に従つて効力を生ずる日まで、ストックホルムにおいて署名のために開放しておく。

(3) 事務局長は、マドリッド協定のすべての締約国政府に対し、また、要請があるときは他の国の政府に対し、スウェーデン政府が認証したこの追加協定の署名本書の謄本二通を送付する。

(4) 事務局長は、この追加協定を国際連合事務局長に登録する。

(5) 事務局長は、マドリッド協定のすべての締約

国政府に対し、署名、批准書又は加入書の寄託、効力発生及び他の必要な通告を通報する。

第七条

最初の事務局長が就任するまでは、この追加協定において事務局長というときは、知的所有権保護合同国際事務局の事務局長をいうものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この追加協定に署名した。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成した。

ブラジルのために

セイロンのために

キューバのために

A・M・ゴンサレス

スペインのために

J・F・アルコヴェール

エレクト・J・ガルシア・テヘドール

フランスのために

B・D・マントン

ハンガリーのために

エステルガイヨシュ

アイルランドのために

ヴァレンティン・アイアモンガー

イスラエルのために

Z・シニール

G・ガザリエリ

イタリアのために

チツピコ

ジョルジョ・ランツィ

日本国のために

高橋通敏

川出千速

レバノンのために

リヒテンシュタインのために

マリアンヌ・マルクサー

モロッコのために

フセーヌ

モナコのために

J・M・ノタリ

ニュージーランドのために

ポーランドのために

M・カイゼル

ポルトガルのために

アドリアーノ・デ・カルヴァリョ

ジョゼ・デ・オリヴェイラ・アセンソン

ルイ・アルヴァロ・コスタ・デ・モライ

ス・セロン

アラブ連合共和国のために

ドミニカ共和国のために

ドイツ連邦共和国のために

クルト・ヘルテル

ワイエトナム共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ゴードン・グラント

ウイリアム・ウオーレス

サン・マリノのために

スウェーデンのために

ヘルマン・クリング

スイスのために

ハンス・モルフ

ジョゼフ・ヴォヤム

シリアのために

チェコスロヴァキアのために

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一)

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千八百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千八百九十四年三月二十日にベルリンで改正され、千八百九十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

一七〇

チニジアのために
M・ケタディ
トルコのために

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千八百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千八百九十四年三月二十日にベルリンで改正され、千八百九十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

昭和四十九年三月十九日

内閣総理大臣 田中 角榮

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千八百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

理由

この条約は、文学的及び美術的著作物の保護に関する従前のベルヌ条約を改正し、著作者の権利の保護に関する制度を整備するとともに、開発途上にある国のために著作物の利用について特別の便宜を図ること等を目的とするものであつて、この条約を締結することは、著作者の権利の保護のための国際協力を促進するとの見地から望ましいものと認められる。よつて、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千八百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

同盟国は、文学的及び美術的著作物に関する著作者の権利をできる限り効果的かつ統一的に保護することをひとしく希望し、

千九百六十七年にストックホルムで開催された改正会議の作業の重要性を認めて、

ストックホルム会議が採択した条約の第一条から第二十条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定を変更することなく、同条約を改正することを決定した。

第一条

よつて、下名の全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

著作物に関する著作者の権利の保護のための同盟を形成する。

第二条

(1) 「文学的及び美術的著作物」には、表現の方法又は形式のいかんを問はず、書籍、小冊子その他の文書、講演、演説、説教その他これらと同性質の著作物、演劇用又は楽劇用の著作物、舞踊及び無言劇の著作物、楽曲(歌詞を伴うかどうかを問わない)、映画の著作物(映画に類似する方法で表現された著作物を含む。以下同じ。)、素描、絵画、建築、彫刻、版画及び石版画の著作物、写真の著作物(写真に類似する方法で表現された著作物を含む。以下同じ。)、応用美術の著作物、図解及び地図並びに地理学、地形学、建築学その他の科学に関する図面、略図及び模型のような文芸、学術及び美術の範囲に属するすべての製作物を含む。

(2) もつとも、文学的及び美術的著作物の全体又はその一若しくは二以上の種類について、それらの著作物が物に固定されていない限り保護されないことを定める権能は、同盟国の立法に留保される。

(3) 文学的又は美術的著作物の翻訳、翻案、編曲等による改作物は、その原作物の著作者の権利を害することなく、原著物として保護される。

(4) 立法上、行政上及び司法上の公文書並びにその公的な翻訳物に与えられる保護は、同盟国の法令の定めるところによる。

(5) 素材の選択又は配列によつて知的創作物を形成する百科辞典及び選集のような文学的又は美術的著作物の編纂物は、その編纂物の部分を構成する各著作物の著作者の権利を害することなく、知的創作物として保護される。

(6) 前記の著作物は、すべての同盟国において保護を受ける。この保護は、著作者及びその承継人のために与えられる。

用範囲並びにそれらの著作物及び意匠の保護の条件は、第七条(4)の規定に従うことを条件として、同盟国の法令の定めるところによる。本国において専ら意匠として保護される著作物については、他の同盟国において、その国において意匠に与えられる特別の保護が要求することができない。ただし、その国においてそのような特別の保護が与えられない場合には、それらの著作物は、美術的著作物として保護される。

(8) この条約の保護は、単なる報道にすぎない時事の記事又は雑報については適用されない。

第二条の二

(1) 政治上の演説及び裁判手続においてされた陳述につき前条に定める保護の一部又は全部を排除する権能は、同盟国の立法に留保される。

(2) 報道の目的上正当な範囲内において、公に行われた講演、演説その他これらと同性質の著作物を新聞雑誌に掲載し、放送し、有線により公に伝達し及び第十一条(1)に規定する公の伝達の対象とする場合の条件を定める権能も、また、同盟国の立法に留保される。

(3) もつとも、著作者は、(1)及び(2)に規定する著作物を編集物とする排他的権利を享有する。

第三条

(1) 次の者は、次の著作物について、この条約によつて保護される。

(a) いずれかの同盟国の国民である著作者の著作物(発行されているかどうかを問わない。)

(b) いずれかの同盟国の国民でもない著作者の著作物のうち、いずれかの同盟国において最初に発行されたもの並びに同盟国に属しない国及びいずれかの同盟国において同時に発行されたもの

(2) いずれかの同盟国の国民でもない著作者でいずれかの同盟国に常居所を有するものは、この条

約の適用上、その同盟国の国民である著作者とみなす。

(3) 「発行された著作物」とは、複製物の作成方法のいかんを問わず、著作者の承諾を得て刊行された著作物であつて、その性質にかんがみ公衆の合理的な要求を満たすような数量の複製物が提供されたものをいう。演劇用若しくは楽劇用の著作物又は映画の著作物の上演、音楽の著作物の演奏、文学的著作物の朗読、文学的又は美術的著作物の伝達又は放送、美術的著作物の展示及び建築の著作物の建設は、発行を意味しない。

(4) 最初の発行の国を含む二以上の国において最初の発行の日から三十日以内に発行された著作物は、それらの国において同時に発行されたものとみなす。

第四条

次の者は、前条に定める条件が満たされない場合にも、この条約によつて保護される。

(a) いずれかの同盟国に主たる事務所又は常居所を有する者が製作者である映画の著作物の著作者

(b) いずれかの同盟国において建設された建築物の著作物、又はいずれかの同盟国に所在する不動産と一体となつてゐる絵圖の及び彫塑的美術の著作物の著作者

第五条

(1) 著作者は、この条約によつて保護される著作物に關し、その著作物の本国以外の同盟國において、その國の法令が自國民に現在与えており又は將來与えることがある権利及びこの条約が特に与える權利を享有する。

(2) (1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらずなすべし。したがつて、保護の範囲及び著作者の権利

を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

(3) 著作物の本国における保護は、その国の法令の定めるところによる。もつとも、この条約によつて保護される著作物の著作者がその著作物の本国の国民でない場合にも、その著作者は、その著作物の本国において内国著作者と同一の権利を享有する。

(4) 次の著作物については、次の国を本国とする。

(2) いずれかの同盟国において最初に発行された著作物については、その同盟国。もつとも、異なる保護期間を認める二以上の同盟国において同時に発行された著作物については、これらの国のうち法令の許与する保護期間が最も短い国とする。

(b) 同盟に属しない国及びいずれかの同盟国において同時に発行された著作物については、その同盟国

(c) 発行されていない著作物又は同盟に属しない国において最初に発行された著作物でいづれのものについては、その著作者が国民である同盟国。ただし、次の著作物については、次の国を本国とする。

(i) いずれかの同盟国に主たる事務所又は常居所を有する者が製作者である映画の著作物については、その同盟国

(ii) いずれかの同盟国において建設された建築の著作物又はいずれかの同盟国に所在す

る不動産と一体となつてゐる絵画的及び彫塑的美術の著作物については、その同盟国

第六条

(1) 同盟に属しない国がいずれかの同盟国の国民である著作者の著作物を十分に保護しない場合には、その同盟国は、最初の発行の時に於いて当該同盟に属しない国の国民であつて、かつ、いずれの同盟国にも常居所を有していない著作者の著作物の保護を制限することができる。最初の発行の国がこの権能を行使する場合には、他の同盟国は、そのように特殊な取扱いを受けざる著作物に対し、最初の発行の国において与えられる保護よりも厚い保護を与えることを要しない。

(2) (1)の規定に基づく制限は、その実施前にいずれかの同盟国において発行された著作物についてその著作者が既に取得した権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

(2) この条の規定に基づいて著作者の権利の保護を制限する同盟国は、その旨を、その保護の制限の対象となる国及びその国民である著作者の権利に対する制限を明記した宣言書により、世界的所有権機関事務局長（以下「事務局長」という。）に通告する。事務局長は、その宣言をすべての同盟国に直ちに通報する。

第六條の二

(1) 著作者は、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を母

有する。

(2) (1)の規定に基づいて著作者に認められる権利は、著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、保護が要求される国の法令により資格を与えられる人又は団体によつて行使される。もつとも、この改正条約の批准又はこれへの加入の時に効力を有する法令において、(1)の規定に基づいて認められる権利のすべてについて著作者の死後における保護を確保することを定めていない国は、それらの権利のうち一部の権利が著作者の死後は存続しないことを定める権能を有する。

(3) この条において認められる権利を保全するたゞめの救済の方法は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

第七条

(1) この条約によつて許与される保護期間は、著作者の生存の間及びその死後五十年とする。

(2) もつとも、同盟国は、映画の著作物については、保護期間が、著作者の承諾を得て著作物が公衆に提供された時から五十年で、又は、著作物がその製作の時から五十年以内に著作者の承諾を得て公衆に提供されなるときは、製作の時から五十年で満了することを定める権能を有する。

(3) 無名又は変名の著作物については、この条約によつて許与される保護期間は、著作物が適法に公衆に提供された時から五十年で満了する。ただし、著作者の用いた変名がその著作者を示すことについて疑いがない場合には、保護期間は、(1)に定める保護期間とする。無名又は変名の著作物の著作者が第一文の期間内にその著作物の著作者であることを明らかにする場合に、適用される保護期間は、(1)に定める保護期間とする。同盟国は、著作者が五十年前に死亡していると推定する十分な理由のある無名又は変名の著作物を保護することを要しない。

(4) 写真の著作物及び美術的著作物として保護さ

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一)

千八百九十六年五月四日にパリで締結され、千九百十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補正され、千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十八年八月八日に改正された千九百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めたの件

一七二

れる応用美術の著作物の保護期間を定める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、その保護期間は、それらの著作物の製作の時から二十五年よりも短くしてはならない。

(5) 著作物の死後の保護期間及び(2)から(4)までに定める保護期間は、著作物の死亡の時又は(2)から(4)までに規定する事実が発生した時から始まる。ただし、これらの保護期間は、死亡の年又はそれらの事実が発生した年の翌年の一月一日から計算する。

(6) 同盟国は、前記の保護期間よりも長い保護期間を許す権能を有する。

(7) この条約のローマ改正条約に拘束される同盟国であつて、この改正条約の署名の時に効力を有する国内法令において前記の保護期間よりも短い保護期間を許すものは、この改正条約に加入し又はこれを批准する場合にも、それらの保護期間を維持する権能を有する。

(8) いずれの場合にも、保護期間は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。ただし、その国の法令に別段の定めがない限り、保護期間は、著作物の本国において定められる保護期間を超えることはない。

第七条之二

前条の規定は、著作権が著作物の共同著作者の共有に属する場合にも適用する。ただし、著作物の死亡の時から計算する期間は、共同著作者のうちの最後の生存者の死亡の時から計算する。

第八条

文学的及び美術的著作物の著作物でこの条約によつて保護されるものは、その著作物に関する権利の存続期間中、その著作物を翻訳し又はその翻訳を許諾する排他的権利を享有する。

第九条

(1) 文学的及び美術的著作物の著作物でこの条約によつて保護されるものは、これらの著作物の複製(その方法及び形式のいかんを問わない。)を許諾する排他的権利を享有する。

(2) 特別の場合について(1)の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作物の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

(3) 録音及び録画は、この条約の適用上、複製とみなす。

第十条

(1) 既に適法に公衆に提供された著作物からの引用(新聞雑誌の要約の形で行う新聞紙及び定期刊行物の記事からの引用を含む。)は、その引用が公正な慣行に合致し、かつ、その目的上正当な範囲内で行われることを条件として、適法とされる。

(2) 文学的又は美術的著作物を、授業用に、出版、放送、録音又は録画の方法でその目的上正当な範囲内において適法に利用することについては、同盟国の法令又は同盟国間の現行の若しくは将来締結される特別の取極の定めるところによる。ただし、そのような利用は、公正な慣行に合致するものでなければならぬ。

(3) (1)及び(2)に規定する引用及び利用を行うに際しては、出所(著作物名が表示されているときは、これを含む。)を明示する。

第十条之二

(1) 新聞紙若しくは定期刊行物において公表された経済上、政治上若しくは宗教上の時事問題を論議する記事又はこれと同性質の放送された著作物を新聞雑誌に掲載し、放送し又は有線により公に伝達することを、そのような掲載、放送又は伝達が明示的に禁止されていない場合に認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、その出所は、常に明示しなければならない。

(2) 写真、映画、放送又は有線による公の伝達により時事の事件を報道する際に、その事件の過程において見られ又は聞かれる文学的又は美術

的著作物を報道の目的上正当な範囲内で複製し及び公衆に提供する場合の条件についても、同盟国の法令の定めるところによる。

第十一条

(1) 演劇用又は楽劇用の著作物及び音楽の著作物の著作物は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 著作物を公に上演し及び演奏すること(その手段又は方法のいかんを問わない。)

(ii) 著作物の上演及び演奏を何らかの手段により公に伝達すること。

(2) 演劇用又は楽劇用の著作物の著作物は、その著作物に関する権利の存続期間中、その著作物の翻訳物についても、(1)の権利を享有する。

第十一条之二

(1) 文学的及び美術的著作物の著作物は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 著作物を放送すること又は記号、音若しくは影像を無線で送るその他の手段により著作物を公に伝達すること。

(ii) 放送された著作物を原放送機関以外の機関が有線又は無線で公に伝達すること。

の制度は、同盟国の法令の定めるところによる。当該法令は、その一時的記録が資料として特別の性質を有することを理由として、これを公的な記録保存所に保存することを認めることができる。

第十一条之三

(1) 文学的著作物の著作物は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 著作物を公に朗読すること(その手段又は方法のいかんを問わない。)

(ii) 著作物の朗読を何らかの手段により公に伝達すること。

(2) 文学的著作物の著作物は、その著作物に関する権利の存続期間中、その著作物の翻訳物についても、(1)の権利を享有する。

第十二条

文学的又は美術的著作物の著作物は、その著作物の翻案、編曲その他の改作を許諾する排他的権利を享有する。

第十三条

(1) 各同盟国は、自国に関する限り、音楽の著作物の著作物又は音楽の著作物とともにその歌詞を録音することを既に許諾している歌詞の著作物が、その音楽の著作物を録音すること又はその歌詞を当該音楽の著作物とともに録音することを許諾する排他的権利に関し、留保及び条件を定めることができる。ただし、その留保及び条件は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その留保及び条件は、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受ける著作物の権利を害するものであつてはならない。

(2) 音楽の著作物の録音物であつて、千九百二十八年六月二日にローマで署名された条約及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで署名された条約の第十三条(3)の規定に基づきいずれかの同盟国において作成されたものは、その国がこの改正条約に拘束されることとなつた日から

ら二年の期間が満了するまでは、その音楽の著作物の著作権の承諾を得ることなくその国において複製することができる。

(3) (1)及び(2)の規定に基づいて作成された録音物であつて、そのような録音が適法とされない同盟国に利害関係人の承諾を得ないで輸入されたものは、差し押さえることができる。

第十四条

(1) 文学的又は美術的著作物の著作人は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 著作物を映画として翻案し及び複製すること並びにこのように翻案され又は複製された著作物を頒布すること。

(ii) このように翻案され又は複製された著作物を公に上演し及び演奏し並びに有線により公に伝達すること。

(2) 文学的又は美術的著作物を原作とする映画の作品を他の美術形式に翻案することは、その映画の作品の著作人の許諾の権利を害することなく、原作物の著作人の許諾を必要とする。

(3) 前条(1)の規定は、適用されない。

第十四条之二

(1) 映画の著作物は、翻案され又は複製された著作物の著作人の権利を害することなく、原作物として保護されるものとし、映画の著作物について著作権を有する者は、原作物の著作人と同一の権利(前条に定める権利を含む。)を享有する。

(2) (a) 映画の著作物について著作権を有する者を決定することは、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

(b) もつとも、法令が映画の著作物の製作に寄与した著作人を映画の著作物について著作権を有する者と認める同盟国においては、それらの著作人は、そのような寄与をすることを約束したときは、反対の又は特別の定めがない限り、その映画の著作物を複製し、頒布し、公に上演し及び演奏し、有線で公に伝達

し、放送し、他の方法で公衆に伝達し並びに字幕を挿入し及び吹替をするに反対することができない。

(c) (b)に規定する約束の形式が(b)の規定の適用上書面による契約(これに相当する文書を含む。)によるべきかどうかの問題は、映画の著作物の製作者が主たる事務所又は常居所を有する同盟国の法令によつて決定される。もつとも、その約束が書面による契約(これに相当する文書を含む。)によるべきことを定める権能は、保護が要求される同盟国の立法に留保される。この権能を行使する同盟国は、その旨を宣言書により事務局長に通告するものとし、事務局長は、これを他のすべての同盟国に直ちに通報する。

(d) 「反対の又は特別の定め」とは、(b)に規定する約束に付されたすべての制限的条件をいう。

(3) (2)(b)の規定は、国内法令に別段の定めがない限り、映画の著作物の製作のために創作された脚本、せりふ及び音楽の著作物の著作人並びに映画の著作物の主たる制作者については、適用しない。その法令において(2)(b)の規定をその主たる制作者について適用することを定めていない同盟国は、その旨を宣言書により事務局長に通告するものとし、事務局長は、これを他のすべての同盟国に直ちに通報する。

第十四条之三

(1) 美術の著作物の原作並びに作家及び作曲家の原稿については、その著作人(その死後においては、国内法令が資格を与える人又は団体)は、著作人が最初にその原作及び原稿を譲渡した後に行われるその原作及び原稿の売買の利益にあずかる譲渡不能の権利を享有する。

(2) (1)に定める保護は、著作人が国民である国の法令がこの保護を認める場合に限り、かつ、この保護が要求される国の法令が認める範囲内でのみ、各同盟国において要求することができる。

る。

(3) 徴収の方法及び額は、各同盟国の法令の定めるところによる。

第十五条

(1) この条約によつて保護される文学的及び美術的著作物の著作人が、反証のない限り当該著作物を侵害する者に対し同盟国の裁判所に訴えを提起することを認められるためには、その名が通常の方法により当該著作物に表示されていることと足りる。この(1)の規定は、著作人の用いた名が変名であつても、それがその著作人を示すことについて疑いがない限り、適用される。

(2) 映画の著作物に通常の方法によりその名を表示されている自然人又は法人は、反証のない限りその映画の著作物の製作者と推定される。

(3) 無名の著作物及び(1)に規定する変名の著作物以外の変名の著作物については、著作物にその名を表示されている発行者は、反証のない限り著作人を代表するものと認められ、この資格において、著作人の権利を保全し及び行使することができる。この(3)の規定は、著作人がその著作物の著作人であることを明らかにしてその資格を証明した時から、適用されなくなる。

(4) (a) 著作人が明らかでないが、著作人がいづれかの同盟国の国民であると推定する十分な理由がある発行されていない著作物について、著作人を代表し並びに著作人の権利を各同盟国において保全し及び行使することを認められる権限のある機関を指定する権能は、当該一の同盟国の立法に留保される。

(b) (a)の規定に基づいて指定を行う同盟国は、指定された機関についてすべての情報を記載した宣言書によりその旨を事務局長に通告するものとし、事務局長は、その宣言を他のすべての同盟国に直ちに通報する。

第十六条

(1) 著作人の権利を侵害するすべての製作物は、

当該著作物が法律上の保護を受ける同盟国において差し押さえることができる。

(2) (1)の規定は、当該著作物が保護を受けない国又は受けなくなつた国において作成された複製物についても適用する。

(3) 差し押さは、各同盟国の法令に従つて行う。

第十七条

この条約は、法令又は諸規程により、権限のある機関が必要と認める場合に、著作物又は製作物の頒布、上演又は展示を許可し、取り締まり又は禁止することとする各同盟国政府の権能を何ら害するものではない。

第十八条

(1) この条約は、その効力発生の時に本国において保護期間の満了により既に公共のものとなつた著作物以外のすべての著作物について適用される。

(2) もつとも、従来認められていた保護期間の満了により保護が要求される同盟国において公共のものとなつた著作物は、その国において新たに保護されることはない。

(3) 前記の原則の適用は、これに関する同盟国間の現行の又は将来締結される特別の条約の規定に従う。このような規定がない場合には、各国は、自国に關し、この原則の適用に関する方法を定める。

(4) (1)から(3)までの規定は、同盟への新たな加盟の場合及び保護が第七条の規定の適用により又は留保の放棄によつて拡張される場合にも適用される。

第十九条

この条約は、同盟国の法令が定める一層寛大な規定の適用を求めることを妨げるものではない。

第二十条

同盟国政府は、相互間で特別の取極を行う権利を留保する。ただし、その取極は、この条約が許与する権利よりも広い権利を著作人に与えるもの又はこの条約の規定に抵触する規定を有しないもの

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一)

のでなければならぬ。この条件を満たす現行の取極の規定は、引き続き適用される。

第二十一条

(1) 開発途上にある国に関する特別の規定は、附屬書に定める。

(2) 附屬書は、第二十八条(1)(b)の規定に従うことを条件として、この改正条約の不可分の一部をなす。

第二十二條

(1)(a) 同盟は、この条から第二十六条までの規定に拘束される同盟国で構成する總會を有する。

(b) 各同盟国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(2)(a) 總會は、次のことを行う。

(i) 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。

(ii) 世界知的所有権機関(以下「機関」という。)を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局(以下「国際事務局」という。)に対し、改正会議の準備に関する指示を与えること。ただし、この条から第二十六条までの規定に拘束されない同盟国の意見を十分に考慮するものとする。

(iii) 機関の事務局長の同盟に関する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに機関の事務局長に対し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。

(iv) 總會の執行委員会の構成国を選出すること。

(v) 執行委員会の報告及び活動を検討し及び承認し、並びに執行委員会に対し指示を与えること。

(vi) 同盟の事業計画を決定し及び三年予算を

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百九十四年三月二十日にベルリンで補足され、並びに千九百九十二年七月二十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文書の及ぶ美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

採択し、並びに決算を承認すること。

(vii) 同盟の財政規則を採択すること。

(viii) 同盟の目的を達成するために必要と認めらるる専門委員会及び作業部会を設置すること。

(ix) 同盟の構成国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で總會の会合にオブザーバーとして出席することを認めらるるものを決定すること。

(x) この条から第二十六条までの規定の修正を採択すること。

(xi) 同盟の目的を達成するため、他の適当な措置をとること。

(xii) その他この条約に基づく任務を遂行すること。

(xiii) 機関を設立する条約によつて總會に与えられる権利(總會が受諾するものに限る。)を行使すること。

(b) 總會は、機関が管理業務を行つてゐる他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(3)(a) 總會の各構成国は、一の票を有する。

(b) 總會の構成国の二分の一をもつて定足数とする。

(c) 總會は、(b)の規定にかかわらず、いずれの会期においても、代表を出した国の数が總會の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。

ただし、その決定は、總會の手續に関する決定を除くは、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかつた總會の構成国に対し、その決定を通知し、その通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の

定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合に、その決定は、効力を生ずる。

(d) 第二十六条(2)の規定が適用される場合を除くは、總會の決定は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で行われる。

(e) 棄権は、投票とみなさない。

(f) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。

(g) 總會の構成国でない同盟国は、總會の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。

(4)(a) 總會は、事務局長の招集により、三年ごとに一回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くは、機関の一般總會と同一期間中に同一の場所において会合する。

(b) 總會は、執行委員会の要請又は總會の構成国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。

(5) 總會は、その手續規則を採択する。

第二十三條

(1) 總會は、執行委員会を有する。

(2)(a) 執行委員会は、總會の構成国の中から總會によつて選出された国で構成する。更に、その領域内に機関の本部が所在する国は、第二十五条(7)(b)の規定が適用される場合を除くは、当然に執行委員会に議席を有する。

(b) 執行委員会の各構成国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(3) 執行委員会の構成国の数は、總會の構成国の数の四分の一とする。議席の数の決定に当たつては、四で除した余りの数は、考慮に入れない。

(4) 總會は、執行委員会の構成国の選出に当たり、衡平な地理的配分を考慮し、また、同盟に関連して作成される特別の取極の締結国が執行委員会の構成国となることの必要性を考慮する。

(5)(a) 執行委員会の構成国の任期は、その選出が行われた總會の会期の終了時から總會の次の通常会期の終了時までとする。

(b) 執行委員会の構成国は、最大限その構成国の三分の二まで再選されることができる。

(c) 總會は、執行委員会の構成国の選出及び再選に関する規則を定める。

(6)(a) 執行委員会は、次のことを行う。

(i) 總會の議事日程案を作成すること。

(ii) 事務局長が作成した同盟の事業計画案及び三年予算案について總會に提案すること。

(iii) 事務局長が作成した年次事業計画及び年次予算につき、事業計画及び三年予算の範囲内で、決定すること。

(iv) 事務局長の定期報告及び年次会計検査報告を、適当な意見を付して、總會に提出すること。

(v) 總會の決定に従い、また、總會の通常会期から通常会期までの間に生ずる事態を考慮して、事務局長による同盟の事業計画の実施を確保するためすべての必要な措置をとること。

(vi) その他この条約に基づいて執行委員会に与えられる任務を遂行すること。

(b) 執行委員会は、機関が管理業務を行つてゐる他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(7)(a) 執行委員会は、事務局長の招集により、毎年一回、通常会期として会合するものとし、できる限り機関の調整委員会と同一期間中に

同一の場所において会合する。

(b) 執行委員会は、事務局長の発意により又は執行委員会の議長若しくはその構成国の四分の一以上の要請に基づき、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。

(8) 執行委員会の各構成国は、一の票を有する。

(b) 執行委員会の構成国の二分の一をもつて定足数とする。

(c) 決定は、投じられた票の単純多数による議決で行われる。

(d) 棄権は、投票とみなさない。

(e) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することが出来る。

(9) 執行委員会の構成国でない同盟国は、執行委員会の会合にオブザーバーとして出席すること認められる。

(10) 執行委員会は、その手続規則を採択する。

第二十四条
(1) (a) 同盟の管理業務は、工業所有権の保護に関する国際条約によつて設立された同盟事務局と合同した同盟事務局の継続である国際事務局が行う。

(b) 国際事務局は、特に、同盟の諸内部機関の事務局の職務を行う。

(c) 機関の事務局長は、同盟の首席行政官であり、同盟を代表する。

(2) 国際事務局は、著作者の権利の保護に関する情報を収集し及び公表する。各同盟国は、著作者の権利の保護に関するすべての新たな法令及び公文書をできる限り速やかに国際事務局に送付する。

(3) 国際事務局は、月刊の定期刊行物を発行する。

(4) 国際事務局は、同盟国に対し、その要請に応じ、著作者の権利の保護に関する問題についての情報を提供する。

(5) 国際事務局は、著作者の権利の保護を促進する。

るため、研究を行い及び役務を提供する。

(6) 事務局長及びその指名する職員は、総会、執行委員会その他専門委員会又は作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する職員は、当然にこれらの内部機関の事務局の職務を行う。

(7) (a) 国際事務局は、総会の指示に従い、かつ、執行委員会と協力して、この条約(第二十二条から第二十六条までの規定を除く)の改正会議の準備を行う。

(b) 国際事務局は、改正会議の準備に関し政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することとができる。

(c) 事務局長及びその指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(8) 国際事務局は、その他国際事務局に与えられる任務を遂行する。

第二十五条
(1) (a) 同盟は、予算を有する。

(b) 同盟の予算は、収入並びに同盟に固有の支出、諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金及び場合により機関の締約国会議の予算に対する拠出金から成る。

(c) 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく機関が管理業務を行つてゐる一又は二以上の他の同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。

(2) 同盟の予算は、機関が管理業務を行つてゐる他の同盟の予算との調整の必要性を考慮した上で決定する。

(3) 同盟の予算は、次のものを財源とする。

(i) 同盟国の分担金
(ii) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金
(iii) 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料
(iv) 贈与、遺贈及び補助金

(V) 貸貸料、利子その他の雑収入

(4) (a) 各同盟国は、予算に対する自国の分担額の決定上、次のいずれかの等級に属するものとし、次に定める単位数に基づいて年次分担金を支払う。

等級 I	二五
等級 II	二〇
等級 III	一五
等級 IV	一〇
等級 V	五
等級 VI	三
等級 VII	一

(b) 各国は、既に指定している場合を除くほか、批准書又は加入書を寄託する際に、自国が属することを欲する等級を指定する。いずれの国も、その等級を変更することができない。一層低い等級を選択する国は、その旨を総会に対しその通常会期において表明しなければならぬ。その変更は、その会期の年の翌年の初めに効力を生ずる。

(c) 各同盟国の年次分担金の額は、その額とすべての同盟国の同盟の予算への年次分担金の総額との比率が、その国の属する等級の単位数とすべての同盟国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。

(d) 分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生ずる。

(e) 分担金の支払が延滞している同盟国は、その未払の額が当該年度に先立つ二年度においてその国について支払の義務の生じた分担金の額以上のものとなつたときは、同盟の内部機関で自国が構成国であるものにおいて、投票権を行使することができない。ただし、その内部機関は、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、その国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを許すことができる。

(f) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかつた場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算をもつて予算とする。

(5) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金の額は、事務局長が定めるものとし、事務局長は、それを総会及び執行委員会に報告する。

(6) (a) 同盟は、各同盟国の一回限りの支払金から成る運転資金を有する。運転資金が十分でなくなつた場合には、総会がその増額を決定する。

(b) 運転資金に対する各同盟国の当初の支払金の額及び運転資金の増額の部分に対する各同盟国の分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年のその国の分担金に比例する。

(c) (b) の比率及び支払の条件は、総会が、事務局長の提案に基づきかつ機関の調整委員会の助言を受けた上で定める。

(7) (a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合にその国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によつてその都度定める。その国は、立替えの義務を有する限り、当然に執行委員会に議席を有する。

(b) (a) の国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終りから三年を経過した時に効力を生ずる。

(8) 会計検査は、財政規則の定めるところにより、一若しくは二以上の同盟国又は外部の会計検査専門家が、これらの同盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。

第二十六条
(1) 第二十二条からこの条までの規定の修正の提案は、総会の構成国、執行委員会又は事務局長

昭和四十九年十二月二十日 衆議院会議録第五号(二)

が行うことができる。その提案は、遅くとも総会による審議の六箇月前までに、事務局局長が總會の構成国に送付する。

(2) (1)の諸条の修正は、總會が採択する。採択には、投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。ただし、第二十二條及びこの(2)の規定の修正には、投じられた票の五分の四以上の多数による議決を必要とする。

(3) (1)の諸条の修正は、その修正が採択された時に總會の構成国であつた国の四分の三から、それぞれ憲法上の手続に従つて行われた受諾についての書面による通告を事務局局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された(1)の諸条の修正は、その修正が効力を生ずる時に總會の構成国であるすべての国及びその後總會の構成国となるすべての国を拘束する。ただし、同盟国の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した国のみを拘束する。

第二十七條

(1) この条約は、同盟の制度を完全なものにするような改善を加えるため、改正に付される。

(2) このため、順次にいずれかの同盟国において、同盟国の代表の間で會議を行う。

(3) 第二十二條から前条までの規定の修正についての前条の規定が適用される場合を除くほか、この改正条約(附属書を含む)の改正には、投じられた票のすべての賛成を必要とする。

第二十八條

(1) (a) 各同盟国は、この改正条約に署名している場合にはこれを批准することができるものとすし、署名していない場合にはこれに加入することができ。批准書及び加入書は、事務局長に寄託する。

(b) 各同盟国は、その批准書又は加入書において、批准又は加入の効果が第一條から第二十一條までの規定及び附属書には及ばないことを宣言することができる。もつとも、附属書

(d) (a)から(c)までの規定は、附属書第六條の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルムで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

一七六

第六條(1)の規定に基づく宣言を既に行つている同盟国は、その批准書又は加入書において、批准又は加入の効果が第一條から第二十一條までの規定に及ばないことを宣言することができる。

(c) (b)の規定に従ひ(b)にいう規定及び附属書について批准又は加入の効果を除いた各同盟国は、その後いつでも、批准又は加入の効果とそれらの規定及び附属書に及ぼすことを宣言することができる。その宣言は、事務局局長に寄託する。

(2) (a) 第一條から第二十一條までの規定及び附属書は、次の二の条件が満たされた後三箇月で効力を生ずる。

(i) 少なくとも五の同盟国が、(1)(b)の規定に基づく宣言を行うことなくこの改正条約を批准し又はこれに加入すること。

(ii) スペイン、アメリカ合衆国、フランス及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が、千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約に拘束されること。

(b) (a)に規定する効力発生は、遅くともその効力発生の三箇月前までに(1)(b)の規定に基づく宣言を付さない批准書又は加入書を寄託した同盟国について効果を有する。

(c) 第一條から第二十一條までの規定及び附属書は、(b)の規定が適用されない同盟国で(1)(b)の規定に基づく宣言を行うことなくこの改正条約を批准し又はこれに加入するものについては、事務局局長がその批准書又は加入書の寄託を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。

ただし、それよりも遅い日が寄託された批准書又は加入書において指定されている場合には、第一條から第二十一條までの規定及び附属書は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(d) (a)から(c)までの規定は、附属書第六條の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

(2) (a) 同盟に属しないいずれの国も、この改正条約に加入することができるものとし、その加入により、この条約の締結国となり、同盟の構成国となることのできる。加入書は、事務局局長に寄託する。

(2) (a) この条約は、同盟に属しないいずれの国についても、(b)の規定に従うことを条件として、事務局局長がその加入書の寄託を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が寄託された加入書において指定されている場合には、この条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

定の適用に影響を及ぼすものではない。

(3) 第二十二條から第三十八條までの規定は、この改正条約を批准し又はこれに加入する同盟国(1)(b)の規定に基づく宣言を行つたかどうかを問わない。については、事務局局長がその批准書又は加入書の寄託を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が寄託された批准書又は加入書において指定されている場合には、第二十二條から第三十八條までの規定は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(1) 同盟に属しないいずれの国も、この改正条約に加入することができるものとし、その加入により、この条約の締結国となり、同盟の構成国となることのできる。加入書は、事務局局長に寄託する。

(2) (a) この条約は、同盟に属しないいずれの国についても、(b)の規定に従うことを条件として、事務局局長がその加入書の寄託を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が寄託された加入書において指定されている場合には、この条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(b) (a)の規定による効力発生が前条(2)(a)の規定による第一條から第二十一條までの規定及び附属書の効力の発生に先立つ場合には、(a)にいう国は、その間は、第一條から第二十一條までの規定及び附属書に代えて、この条約のブラッセル改正条約第一條から第二十二條までの規定に拘束される。

第二十九條の二

この条約のストックホルム改正条約第二十二條から第三十八條までの規定に拘束されない国によるこの改正条約の批准又はこれへの加入は、機關を設立する条約第十四條(2)の規定の適用上、ストックホルム改正条約第二十八條(1)(b)(i)に定める

制限を付した同改正条約の批准又はそれへの加入とみなされる。

第三十條

(1) 批准又は加入は、(2)、第二十八條(1)(b)及び第三十三條(2)の規定並びに附属書に基づく例外が適用される場合を除くほか、当然に、この条約のすべての条項の受諾及びこの条約に定めるすべての利益の享受を伴う。

(2) (a) この改正条約を批准し又はこれに加入する同盟国は、附属書第五條(2)の規定に従うことを条件として、従前の留保の利益を維持することができる。ただし、批准書又は加入書の寄託の時にその旨の宣言を行うことを条件とする。

(b) 同盟に属しないいずれの国も、この条約に加入する際に、附属書第五條(2)の規定に従うことを条件として、当分の間は翻訳権に関する第八條の規定に代えて、千八百九十六年にパリで補足された千八百八十六年の同盟条約第五條の規定を適用する意図を有することを宣言することができるものとし、この場合において、同条約第五條の規定は、その国において一般に使用されている言語への翻訳についてのみ適用されるものと当然に了解される。いずれの同盟国も、附属書第一條(6)(b)の規定に従うことを条件として、このような留保を行う国を本國とする著作物の翻訳権に關し、その留保を行う国が与える保護と同等の保護を与える権能を有する。

(c) いずれの同盟国も、事務局局長にあてた通告により、このような留保をいつでも撤回することができる。

第三十一條

(1) いずれの国も、自國が対外關係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用する旨を、当該領域を指定して、批准書若しくは加入書において宣言し又は、その後いつでも、書面により事務局局長に通告することができる。

(2) (1)の宣言又は通告を行つた国は、当該領域の全部又は一部についてこの条約が適用されなくなる旨を、事務局長にいつでも通告することができる。

(3) (a) (1)の規定に基づいて行われた宣言は、その宣言を付した批准又は加入と同一の日に効力を生ずるものとし、(1)の規定に基づいて行われた通告は、事務局長によるその通報の後三箇月で効力を生ずる。

(b) (2)の規定に基づいて行われた通告は、事務局長によるその受領の後十二箇月で効力を生ずる。

(4) この条の規定は、いずれかの同盟国が(1)の規定に基づく宣言を行うことによつてこの条約を適用する領域の事実上の状態を、他の同盟国が承認し又は黙示的に容認することを意味するものと解してはならない。

第三十二条

(1) この改正条約は、同盟国相互の関係においては、それが適用される範囲において、千八百八十六年九月九日のベルヌ条約及びその後の改正条約に代わる。従来実施されてきた諸条約は、この改正条約を批准せず又はこれに加入しない同盟国との関係においては、全面的に又はこの改正条約が第一文の規定に基づいてそれらの条約に代わる範囲を除き、引き続き適用される。

(2) 同盟に属しない国でこの改正条約の締約国となるものは、(3)の規定に従うことを条件として、この改正条約に拘束されない同盟国又はこの改正条約に拘束されるが第二十八条(1)(b)の規定に基づく宣言を行つた同盟国との関係において、この改正条約を適用するものとし、自国との関係において次のことを認める。

(i) 当該同盟国が、その拘束される最新の改正条約を適用すること。

(ii) 当該同盟国が、附属書第一条(6)の規定に従うことを条件として、保護をこの改正条約に規定する水準に適合させる権能を有すること。

と。

(3) 附属書に定める権能のいずれかを利用した同盟国は、この改正条約に拘束されない他の同盟国との関係において、その利用した権能に関する附属書の規定を適用することができる。ただし、当該他の同盟国がその規定の適用を受諾していることを条件とする。

第三十三条

(1) この条約の解釈又は適用に関する二以上の同盟国の間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、いずれかの紛争当事国が、国際司法裁判所規程に合致した請求を行うことにより、国際司法裁判所に付託することができる。紛争を国際司法裁判所に付託する国は、その旨を国際事務局に通報するものとし、国際事務局は、それを他の同盟国に通報する。

(2) いずれの国も、この改正条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、(1)の規定に拘束されないことを宣言することができる。

(1)の規定は、その宣言を行つた国と他の同盟国との間の紛争については、適用されない。

(2)の規定に基づいて宣言を行つた国は、事務局長に於て通告により、その宣言をいつでも撤回することができる。

第三十四条

(1) いずれの国も、第二十九条の二の規定が適用される場合を除くほか、第一条から第二十一条までの規定及び附属書が効力を生じた後は、この条約の従前の改正条約に加入し又はそれらを批准することができる。

(2) いずれの国も、第一条から第二十一条までの規定及び附属書が効力を生じた後は、ストックホルム改正条約に附属する開条途上にある国に関する議定書第五条の規定に基づく宣言を行うことができる。

第三十五条

(1) この条約は、無期限に効力を有する。

(2) いずれの同盟国も、事務局長に於て通告により、この改正条約を廃棄することができる。

その廃棄は、従前のすべての改正条約の廃棄を伴うものとし、廃棄を行つた国についてのみ効力を生ずる。他の同盟国については、この条約は、引き続き効力を有する。

(3) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

(4) いずれの国も、同盟の構成国となつた日から五年の期間が満了するまでは、この条に定める廃棄の権利を行使することができない。

第三十六条

(1) この条約の締約国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。

(2) いずれの国も、この条約に拘束されることとなる時には、自国の国内法令に従いこの条約を実施することができるといふ状態になつていなければならないと了解される。

第三十七条

(1) (a) この改正条約は、英語及びフランス語による本書一通について署名するものとし、(2)の規定に従うことを条件として、事務局長に寄託する。

(b) 事務局長は、関係政府と協議の上、ドイツ語、アラビア語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語及び総会が指定する他の言語による公定訳文を作成する。

(c) これらの条約文の解釈に相違がある場合には、フランス文による。

(2) この改正条約は、千九百七十二年一月三十一日まで、署名のために開放しておく。その日までは、(1)(a)にいう本書は、フランス共和国政府に寄託する。

(3) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、及び要請があつたときは他の国の政府に対し、この改正条約の署名本書の認証本二通を送付する。

(4) 事務局長は、この改正条約を国際連合事務局に登録する。

(5) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、署名、批准書又は加入書の寄託、批准書又は加入書に付された宣言の寄託、第二十八条(1)(c)、第三十条(2)(a)若しくは(b)又は第三十三条(2)の規定に基づいて行われた宣言の寄託、この改正条約のいずれかの規定の効力の発生、廃棄の通告、第三十条(2)(c)、第三十一条(1)若しくは(2)、第三十三条(3)又は第三十八条(1)の規定に基づいて行われた通告及び附属書に規定する通告を通報する。

第三十八条

(1) この改正条約を批准し又はこれに加入しない同盟国でストックホルム改正条約第二十二條から第二十六條までの規定に拘束されていないものは、希望するときは、千九百七十五年四月二十六日まで、それらの規定に拘束される場合と同様にそれらの規定に定める権利を行使することができる。それらの権利を行使することを希望する国は、その旨の書面による通告を事務局長に寄託するものとし、その通告は、その受領の日効力を生ずる。それらの国は、第一文の日まで、総会の構成国とみなされる。

(2) すべての同盟国が機関の加盟国とならない限り、機関の国際事務局は同盟事務局としても、事務局長は同盟事務局の事務局長としても、それぞれ、職務を行う。

(3) すべての同盟国が機関の加盟国となつたときは、同盟事務局の権利、義務及び財産は、機関の国際事務局が承継する。

附属書

第一条

(1) 国際連合総会の確立された慣行により開条途上にある国とされるいづれの国も、この附属書が不可分の一部をなすこの改正条約を批准し又

昭和四十九年十二月二十日 衆議院会議録第五号(一)

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルンで補足され、千九百二十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルン条約の締結について承認を求めた件

一七八

はこれに加入する場合において、その経済状態及び社会的又は文化的必要性にかんがみ、この改正条約に定めるすべての権利の保護を確保するための措置を直ちにとることができないと認めるときは、その批准書若しくは加入書の寄託の際又は第五条(1)(c)の規定に従うことを条件としてその後いつでも、事務局長に寄託する通告により、次条若しくは第三条に定める権能又はこれらの双方の権能を利用することを宣言することができる。そのような国は、次条に定める権能を利用する代わりに、第五条(1)(a)の規定に基づく宣言を行うことができる。

(2)(a) この改正条約第一条から第二十一条までの規定及びこの附属書がこの改正条約第二十八条(2)の規定に従って効力を生ずる時から十年の期間が満了する前に通告された(1)の規定に基づく宣言は、その期間が満了する時まで効力を有する。その宣言は、現に経過中の十年の期間の満了の十五箇月前から三箇月前までの間に事務局長に寄託する通告により、更に十年間ずつ全体的又は部分的に更新することができる。

(b) この改正条約第一条から第二十一条までの規定及びこの附属書がこの改正条約第二十八条(2)の規定に従って効力を生ずる時から十年の期間が満了した後に通告された(1)の規定に基づく宣言は、現に経過中の十年の期間が満了する時まで効力を有する。その宣言は、(a)の第二文に定めるところにより更新することができる。

(3) (1)に規定する開発途上にある国でなくなった同盟国は、(2)の規定に基づく宣言の更新を行うことができないものとし、また、宣言を正式に撤回するかどうかを問わず、現に経過中の十年の期間の満了の時又は開発途上にある国でなくなった後三年の期間の満了の時のうちいずれか遅い時に、(1)にいう権能を利用することができなくなる。

(4) (1)又は(2)の規定に基づく宣言が効力を有しなくなった時に、この附属書に基づいて与えられた許可に基づいて作成された複製物の在庫がある場合には、その複製物は、それが無くなるまで引き続き頒布することができる。

(5) この改正条約に拘束される国であつて、(1)に規定する国の状態と同様の状態にある特定の領域についてのこの改正条約の適用に関しこの改正条約第三十一条(1)の規定に基づく宣言又は通告を寄託したものは、その領域に関し、(1)の宣言及び(2)の更新の通告を行うことができる。その宣言又は通告が効力を有する間は、この附属書は、その宣言又は通告が行われた領域について適用される。

(6)(a) いずれかの同盟国が(1)にいう権能のいずれかを利用しているという事実、他の同盟国が、その権能を利用している同盟国を本国とする著作物に対し、この改正条約第一条から第二十条までの規定に従って与えるべき保護よりも低い保護を与えることを許すものではない。

(b) この改正条約第三十条(2)(b)の第二文に規定する相互主義を適用する権能は、(3)の規定に従って適用される期間が満了する日まで、第五条(1)(a)の規定に基づく宣言を行つた同盟国を本国とする著作物について行使することができない。

第二条

(1) この条に定める機能を利用することを宣言した同盟国は、印刷その他類似の複製形式で発行された著作物に関し、権限のある機関がこの条に定める条件でかつ第四条の規定に従つて与える非排他的かつ譲渡不能の許可の制度をもつて、この改正条約第八条に規定する排他的翻訳権の代わりとすることができる。

(2)(a) (3)の規定に従うことを条件として、ある著作物の翻訳が、その著作物の最初の発行の時から三年の期間又は(1)に規定する同盟国の法令が定める一層長い期間が満了した後ににおいても、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により、その国において一般に使用されている言語で発行されていない場合には、その国の国民は、その著作物をその言語に翻訳し、かつ、その翻訳を印刷その他類似の複製形式で発行するための許可を受けることができる。

(b) 許可は、(a)に規定する言語で発行された翻訳が絶版になつていない場合にも、この条の規定に従つて与えることができる。

(3)(a) 一又は二以上の先進同盟国において一般に使用されていない言語への翻訳については、一年の期間をもつて(2)(a)に定める三年の期間の代わりとする。

(b) (1)に規定する同盟国は、当該言語が一般に使用されている先進同盟国の全員一致の合意があるときは、当該言語への翻訳について、その合意に従つて定められる一層短い期間(この期間は、一年よりも短くはならない)をもつて(2)(a)に定める三年の期間の代わりとすることができる。もつとも、当該言語が英語、スペイン語又はフランス語である場合には、第一文の規定は、適用されない。その合意は、それを行つた政府が事務局長に通告する。

(4)(a) この条の規定に基づく許可は、三年の期間の満了を条件として受けられる許可については次のいずれかの日から六箇月の期間が満了するまで、一年の期間の満了を条件として受けられる許可については次のいずれかの日から九箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。

(i) 許可を申請する者が第四条(1)の手続を行つた日

(ii) 翻訳権を有する者又はその者の住所が明らかでない場合には、許可を申請する者が、許可を与える権限のある機関に提出した許可の申請書の写しを第四条(2)に定めるところに従つて送附した日

(b) 申請が行われた言語への翻訳が翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て(4)の六箇月又は九箇月の期間内に発行された場合には、この条の規定に基づく許可を与えてはならない。

(5) この条の規定に基づく許可は、教育又は研究を目的とする場合にのみ、与えることができる。

(6) 著作物の翻訳が、翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て、当該国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で発行された場合において、その翻訳が、許可に基づいて発行された翻訳と同一の言語によるものであり、かつ、ほぼ同一の内容のものであるときは、この条の規定に基づいて与えられた許可は、消滅する。許可の消滅前に既に作成された複製物は、それが無くなるまで引き続き頒布することができる。

(7) 主として図画から成る著作物については、本文を翻訳し及びその翻訳を発行し、かつ、図画を複製し及び発行するための許可は、次条の条件も満たされる場合に限り、与えることができる。

(8) 著作者が著作物の頒布中の複製物をすべて回収した場合に、この条の規定に基づく許可を与えてはならない。

(9)(a) 印刷その他類似の複製形式で発行された著作物を翻訳するための許可は、(1)に規定する同盟国に主たる事務所を有する放送機関がその国の権限のある機関に対して行う申請に基づき、その放送機関にも与えることができる。ただし、次のすべての条件が満たされることを条件とする。

(i) その翻訳が、(1)に規定する同盟国の法令に従つて作成され及び取得された複製物が行われること。

た許可の申請書の写しを第四条(2)に定めるところに従つて送附した日

(b) 申請が行われた言語への翻訳が翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て(4)の六箇月又は九箇月の期間内に発行された場合には、この条の規定に基づく許可を与えてはならない。

(5) この条の規定に基づく許可は、教育又は研究を目的とする場合にのみ、与えることができる。

(6) 著作物の翻訳が、翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て、当該国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で発行された場合において、その翻訳が、許可に基づいて発行された翻訳と同一の言語によるものであり、かつ、ほぼ同一の内容のものであるときは、この条の規定に基づいて与えられた許可は、消滅する。許可の消滅前に既に作成された複製物は、それが無くなるまで引き続き頒布することができる。

(7) 主として図画から成る著作物については、本文を翻訳し及びその翻訳を発行し、かつ、図画を複製し及び発行するための許可は、次条の条件も満たされる場合に限り、与えることができる。

(8) 著作者が著作物の頒布中の複製物をすべて回収した場合に、この条の規定に基づく許可を与えてはならない。

(9)(a) 印刷その他類似の複製形式で発行された著作物を翻訳するための許可は、(1)に規定する同盟国に主たる事務所を有する放送機関がその国の権限のある機関に対して行う申請に基づき、その放送機関にも与えることができる。ただし、次のすべての条件が満たされることを条件とする。

(i) その翻訳が、(1)に規定する同盟国の法令に従つて作成され及び取得された複製物が行われること。

(ii) その翻訳が、教育を目的とする放送又は特定の分野の専門家向けの科学技術情報の普及を目的とする放送において専ら使用されるためのものであること。

(iii) その翻訳が、(1)に規定する同盟国の領域における受信者向けに適法に行われる放送(専らそのような放送のために適法に行われた録音又は録画を用いて行行放送を含む。)において、専ら(ii)の目的のために使用されること。

(iv) その翻訳の使用が、営利性を有しないこと。

(b) この(9)の規定によつて与えられた許可に基づいて放送機関が行つた翻訳の録音又は録画は、当該許可を与えた権限のある機関が属する国に主たる事務所を有する他の放送機関も、(a)に定める目的及び条件で、かつ、その翻訳を行つた放送機関の同意を得て、使用することができる。

(c) 許可は、(a)に定める基準及び条件が満たされることを条件として、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行された視覚的固定物と一体となつて本文の翻訳のためにも、放送機関に与えることができる。

(d) (1)から(8)までの規定は、(a)から(c)までの規定に従つて条件として、この(9)の規定に基づいて与えられる許可の付与及び行使について適用する。

第三条

(1) この条に定める権能を利用することを宣言した同盟国は、権限のある機関がこの条に定める条件でかつ次条の規定に従つて与える非排他的かつ譲渡不能の許可の制度をもつて、この改正条約第九条に規定する排他的複製権の代わりとすることができる。

(2) (a) (7)の規定に従つてこの条の規定が適用される著作物については、その著作物のある特定の

の版の複製物が、その版の最初の発行の日から起算して次の(i)又は(ii)のいずれかの期間が満了した後に於いても、複製権を有する者又はその者の許諾を得た者により、(1)に規定する同盟国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格でその国において一般公衆に又は教育活動のために頒布されてい

ない場合には、その国の国民は、教育活動における使用のため、その価格又は一層低い価格でその版を複製しかつ発行するための許可を受けることができる。

(i) (3)に定める期間

(ii) その国の法令が定める一層長い期間

(b) (a)に規定する頒布が行われた場合において、その頒布に係る版の許諾を得た複製物が、(a)に規定する期間の満了の後に、当該国において同種の著作物に付される価格と同程度の価格で当該国において一般公衆に又は教育活動のために六箇月の間頒布されてい

ないときは、その版を複製しかつ発行するための許可を、この条に定める条件で与えることができる。

(3) (2)(i)にいう期間は、五年とする。ただし、

(i) 自然科学及び科学技術に関する著作物については、三年とする。

(ii) 小説等のフィクション、詩、演劇用の著作物、音楽の著作物及び美術書については、七年とする。

(4) (a) この条の規定に基づく許可は、三年の期間の満了を条件として受けられる許可については、次のいずれかの日から六箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。

(i) 許可を申請する者が次条(1)の手続を行つた日

(ii) 複製権を有する者又はその者の住所が明らかでない場合には、許可を申請する者が、許可を与える権限のある機関に提出した許可の申請書の写しを次条(2)に定めると

ころに従つて発送した日

(b) 三年の期間以外の期間の満了を条件として受けられる許可の場合において次条(2)の規定が適用されるときは、許可は、申請書の写しの発送の日から三箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。

(c) (a)又は(b)の六箇月又は三箇月の期間内に(2)(a)に規定する頒布が行われた場合には、この条の規定に基づく許可を与えてはならない。

(d) 著作物が複製及び発行のための許可が申請された版の頒布中の複製物をすべて回収した場合においては、許可を与えてはならない。

(5) 次の場合には、著作物の翻訳を複製しかつ発行するための許可をこの条の規定に基づいて与えてはならない。

(i) その翻訳が、翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て発行されたものでない場合

(ii) その翻訳が、許可が申請された国において一般に使用されている言語によるものでない場合

(6) 著作物のいずれかの版の複製物が、複製権を有する者により又はその者の許諾を得て、(1)に規定する同盟国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格でその国において一般公衆に又は教育活動のために頒布される場合において、その版が、許可に基づいて発行された版と同一の言語によるものであり、かつ、ほぼ同一の内容のものであるときは、この条の規定に基づいて与えられた許可は、消滅する。許可の消滅前に既に作成された複製物は、それが無くなるまで引き続き頒布することができる。

(7) (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、この条の規定が適用される著作物は、印刷その他の類似の複製形式で発行された著作物に限定される。

(b) この条の規定は、適法に作成された視覚的固定物であつて保護を受ける著作物である

もの又は保護を受ける著作物を収録したものを視覚的形式で複製すること及びそれと一体となつて本文を許可が申請された国において一般に使用されている言語に翻訳することについても、適用する。ただし、当該視覚的固定物が、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行されたものであることを条件とする。

第四条

(1) 第二条又は前条の許可は、許可を申請する者が、権利を有する者に対し翻訳及びその翻訳の発行若しくは版の複製及び発行の許諾を求めたが拒否されたこと又は相当な努力を払つたが権利を有する者と連絡することができなかったことを当該国の規則に従つて立証する場合に限り、与えることができる。許可を申請する者は、権利を有する者に対し許諾を求めると同時に、(2)に規定する国内的又は国際的情報センタリーにその旨を通報しなければならぬ。

(2) 許可を申請する者は、権利を有する者と連絡することができなかった場合には、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び発行者がその主たる事務所を有していると推定される国の政府が事務局長に寄託した通告で指定した国内的又は国際的情報センタリーに対し、許可を与える権限のある機関に提出した申請書の写しを書留航空便で送付する。

(3) 第二条又は前条の規定によつて与えられた許可に基づいて行われた翻訳又は複製に係るすべての複製物には、その発行に際し、著作物の名が表示されなければならない。これらの複製物には、著作物の題名を表示するものとする。翻訳の場合には、これらの複製物に著作物の原題名を表示しなければならない。

(4) (a) 第二条又は前条の規定に基づいて与えられる許可は、複製物の輸出には及ばないものとすし、それが申請された国の領域内で翻訳又は複製に係る複製物を発行することについての

もの又は保護を受ける著作物を収録したものを視覚的形式で複製すること及びそれと一体となつて本文を許可が申請された国において一般に使用されている言語に翻訳することについても、適用する。ただし、当該視覚的固定物が、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行されたものであることを条件とする。

第四条

(1) 第二条又は前条の許可は、許可を申請する者が、権利を有する者に対し翻訳及びその翻訳の発行若しくは版の複製及び発行の許諾を求めたが拒否されたこと又は相当な努力を払つたが権利を有する者と連絡することができなかったことを当該国の規則に従つて立証する場合に限り、与えることができる。許可を申請する者は、権利を有する者に対し許諾を求めると同時に、(2)に規定する国内的又は国際的情報センタリーにその旨を通報しなければならぬ。

(2) 許可を申請する者は、権利を有する者と連絡することができなかった場合には、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び発行者がその主たる事務所を有していると推定される国の政府が事務局長に寄託した通告で指定した国内的又は国際的情報センタリーに対し、許可を与える権限のある機関に提出した申請書の写しを書留航空便で送付する。

(3) 第二条又は前条の規定によつて与えられた許可に基づいて行われた翻訳又は複製に係るすべての複製物には、その発行に際し、著作物の名が表示されなければならない。これらの複製物には、著作物の題名を表示するものとする。翻訳の場合には、これらの複製物に著作物の原題名を表示しなければならない。

(4) (a) 第二条又は前条の規定に基づいて与えられる許可は、複製物の輸出には及ばないものとすし、それが申請された国の領域内で翻訳又は複製に係る複製物を発行することについての

もの又は保護を受ける著作物を収録したものを視覚的形式で複製すること及びそれと一体となつて本文を許可が申請された国において一般に使用されている言語に翻訳することについても、適用する。ただし、当該視覚的固定物が、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行されたものであることを条件とする。

第四条

(1) 第二条又は前条の許可は、許可を申請する者が、権利を有する者に対し翻訳及びその翻訳の発行若しくは版の複製及び発行の許諾を求めたが拒否されたこと又は相当な努力を払つたが権利を有する者と連絡することができなかったことを当該国の規則に従つて立証する場合に限り、与えることができる。許可を申請する者は、権利を有する者に対し許諾を求めると同時に、(2)に規定する国内的又は国際的情報センタリーにその旨を通報しなければならぬ。

(2) 許可を申請する者は、権利を有する者と連絡することができなかった場合には、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び発行者がその主たる事務所を有していると推定される国の政府が事務局長に寄託した通告で指定した国内的又は国際的情報センタリーに対し、許可を与える権限のある機関に提出した申請書の写しを書留航空便で送付する。

(3) 第二条又は前条の規定によつて与えられた許可に基づいて行われた翻訳又は複製に係るすべての複製物には、その発行に際し、著作物の名が表示されなければならない。これらの複製物には、著作物の題名を表示するものとする。翻訳の場合には、これらの複製物に著作物の原題名を表示しなければならない。

(4) (a) 第二条又は前条の規定に基づいて与えられる許可は、複製物の輸出には及ばないものとすし、それが申請された国の領域内で翻訳又は複製に係る複製物を発行することについての

もの又は保護を受ける著作物を収録したものを視覚的形式で複製すること及びそれと一体となつて本文を許可が申請された国において一般に使用されている言語に翻訳することについても、適用する。ただし、当該視覚的固定物が、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行されたものであることを条件とする。

第四条

(1) 第二条又は前条の許可は、許可を申請する者が、権利を有する者に対し翻訳及びその翻訳の発行若しくは版の複製及び発行の許諾を求めたが拒否されたこと又は相当な努力を払つたが権利を有する者と連絡することができなかったことを当該国の規則に従つて立証する場合に限り、与えることができる。許可を申請する者は、権利を有する者に対し許諾を求めると同時に、(2)に規定する国内的又は国際的情報センタリーにその旨を通報しなければならぬ。

(2) 許可を申請する者は、権利を有する者と連絡することができなかった場合には、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び発行者がその主たる事務所を有していると推定される国の政府が事務局長に寄託した通告で指定した国内的又は国際的情報センタリーに対し、許可を与える権限のある機関に提出した申請書の写しを書留航空便で送付する。

(3) 第二条又は前条の規定によつて与えられた許可に基づいて行われた翻訳又は複製に係るすべての複製物には、その発行に際し、著作物の名が表示されなければならない。これらの複製物には、著作物の題名を表示するものとする。翻訳の場合には、これらの複製物に著作物の原題名を表示しなければならない。

(4) (a) 第二条又は前条の規定に基づいて与えられる許可は、複製物の輸出には及ばないものとすし、それが申請された国の領域内で翻訳又は複製に係る複製物を発行することについての

もの又は保護を受ける著作物を収録したものを視覚的形式で複製すること及びそれと一体となつて本文を許可が申請された国において一般に使用されている言語に翻訳することについても、適用する。ただし、当該視覚的固定物が、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行されたものであることを条件とする。

千九百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百九十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百九十四年三月二十日にベルリンで補足され、千九百九十六年六月二日にパリで改正され、千九百九十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めたもの

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一)

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルムで補足され、千九百十八年六月二日にローマで、千九百十八年六月二十六日にブダペストで、千九百十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるとの件

一八〇

み有効とする。

(b) (a)の規定の適用上、いずれかの領域からその領域について第一条(5)の規定に基づく宣言を行つた国への複製物の送付は、輸出とみなす。

(c) 第二条の規定に基づき英語、スペイン語及びフランス語以外の言語への翻訳の許可を与えた国の政府機関その他の公の機関がその許可に基づいて発行された翻訳の複製物を他の国に送付する場合には、その複製物の送付は、次のすべての条件が満たされるときは、(a)の規定の適用上、輸出とみなさない。

(i) 受取人が、当該許可を与えた権限のある機関が属する国の国民であること又はそのような国民から成る団体であること。

(ii) その複製物が、教育又は研究のためにのみ使用されること。

(iii) その複製物の送付及びその後の受取人への頒布が、営利性を有しないこと。

(iv) その複製物が送付された国が、当該許可を与えた権限のある機関が属する国との間でその複製物の受領若しくは頒布又はその双方を許可することについて合意しており、かつ、当該許可を与えた権限のある機関が属する国の政府がその合意を事務局長に通告していること。

(5) 第二条又は前条の規定によつて与えられた許可に基づいて発行されたすべての複製物には、

その許可が適用される国又は領域においてのみその複製物が頒布されるものである旨の表示を適当な言語で記載しなければならない。

(6) (a) 次のことを確保するため、適当な国内措置をとる。

(i) 許可が、翻訳権又は複製権を有する者のため、二の關係国における關係者の間で自由に取り決める利用の許諾の場合に通常支払われる使用料の基準に合致する公正な補償金を伴うこと。

(ii) (i)の補償金の支払及び移転が行われること。通貨に関する国内規制が存在する場合には、権限のある機関は、国際的に交換可能な通貨又はこれに相当するものによる補償金の移転を確保するため、国際的な機構を利用してあらゆる努力を払う。

(b) 著作物の正確な翻訳又は版の正確な複製を確保するため、国内法令により適当な措置をとる。

第五条

(1) (a) 第二条に定める権能を利用することを宣言することができ得る国は、この改正条約を批准し又はこれに加入する際に、その宣言の代わりに次の宣言を行うことができる。

(i) この改正条約第三十条(2)(a)の規定が適用される同盟国については、翻訳権に関し、その規定に基づく宣言

(ii) この改正条約第三十条(2)(a)の規定が適用

されない国(同盟に属しない国でないものをも含む)については、同条(2)(b)の第一文に規定する宣言

(b) 第一条(1)に規定する開発途上にある国でなくなつた同盟国については、この(1)の規定に基づいて行われた宣言は、同条(3)の規定に従つて適用される期間が満了する日まで効力を有する。

(c) この(1)の規定に基づいて宣言を行つた同盟国は、その後は、その宣言を撤回した場合にも、第二条に定める権能を利用することができな。

(2) 第二条に定める権能を利用した同盟国は、その後は、(1)の規定に基づく宣言を行うことができな。もつとも、(3)の規定の適用が妨げられることはない。

(3) 第一条(1)に規定する開発途上にある国でなくなつた同盟国は、同条(3)の規定に従つて適用される期間の満了の二年前までは、その国が同盟に属しない国でないという事実にかかわらずこの改正条約第三十条(2)(b)の第一文の規定に基づく宣言を行うことができる。その宣言は、第一条(3)の規定に従つて適用される期間が満了する日に効力を生ずる。

第六条

(1) 同盟国は、この改正条約の作成の日からこの改正条約第一条から第二十一条までの規定及びこの附属書に拘束されることとなる時まではい

つても、次のことを宣言することができる。

(i) 当該同盟国が、この改正条約第一条から第二十一条までの規定及びこの附属書に拘束されるとしたならば第一条(1)に規定する権能を利用することができるであらう国の場合には、(ii)の規定に従い第二条若しくは第三条若しくはその双方の規定の適用を認める国又はこの改正条約第一条から第二十一条までの規定及びこの附属書に拘束される国を本国とする著作物について、第二条若しくは第三条又はその双方の規定を適用すること。もつとも、その宣言において、第二条の規定に代えて前条の規定を適用する旨を述べることができ。

(ii) 自国を本国とする著作物について、(i)の規定に基づく宣言又は第一条の規定に基づく通告を行つた国がこの附属書を適用することを認めること。

(2) (1)の規定に基づく宣言は、書面によつて行ふものとし、事務局長に寄託する。宣言は、寄託の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この改正条約に署名した。

千九百七十一年七月二十四日にパリで作成した。(注)

南アフリカのために

フ
・
シ
ラ
ン
ド
の
た
め
に

[illegible]

千九百七十二年一月二十五日

マダガスカルのため

マリのために

一九五二年十二月二十八日

千九百七十一年十二月二十八日

ヘルスレーブ・ポークト

ニュー・ジーランドのために

パキスタンのため

•
•
•
•
•

—
;
/
r
)
=

オニシタのため

W.
L.
ハ
1
ル

J・フェルブー

フィリピンのために

ポーランドのために

ボレロのニホ

7
7
0
7
8
9

1

コンゴ人民共和国

E・アリホヌー

ルーマニアのためは

千九百七十二年

二、社會主義共和國

た。

た。

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

478

479

480

481

482

483

484

485

486

487

488

489

490

491

492

493

494

495

496

497

498

499

500

501

502

503

504

505

506

507

508

509

510

511

512

513

514

515

516

517

518

519

520

521

522

523

524

525

526

527

528

529

530

531

532

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一)

千八百九十六年五月四日、千八百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百一十四年三月二十日にベルムで補足され並びに千九百一十八年六月二日にローマで、千九百四十九年六月二十六日にブラチスワで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十八年の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルム条約の締結について承認を求めるの件

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十九年十二月十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律

(昭和四十九年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第一条 昭和四十九年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、地方交付税法

(昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」という。)附則第八項の規定により算定した額から千五百三十億円を控除した額の百分の九十四に相当する額と千五百三十億円との合算額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同項の規定により算定した額から千五百三十億円を控除した額の百分の六に相当する額とする。

(昭和四十九年度分の単位費用の特例)

第二条 昭和四十九年度分に限り、法別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	三、四〇八、〇〇〇円
二 土木費			
1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一〇九、〇〇〇円
(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	一、八六三、〇〇〇円
(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	三五、五〇〇円
2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	二六二、〇〇〇円
(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)に於けるけい留施設の延長	一メートルにつき	一一、七〇〇円
(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)に於ける外かく施設の延長	一メートルにつき	二、三二〇円
4 その他の土木費			

道府県	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	単位費用
三 教育費	人口	人口	一人につき
1 小学校費	教職員数	海岸保全施設の延長	一メートルにつき
2 中学校費	教職員数		一、七〇八、〇〇〇円
3 高等学校費	教職員数		二、七二二、〇〇〇円
(1) 経常経費	生徒数		一、八六八、〇〇〇円
(2) 投資的経費	生徒数		一八、一〇〇円
4 その他の教育費	人口		一六、〇〇〇円
四 厚生労働費	人口		九九二、〇〇〇円
1 生活保護費	町村部人口		一、八〇〇円
2 社会福祉費	人口		一、一一〇〇円
(1) 経常経費	人口		一六三、〇〇〇円
(2) 投資的経費	人口		一、四三〇〇円
3 衛生費	人口		二四六、〇〇〇円
4 労働費	失業者数		二、四四、〇〇〇円
五 産業経済費			
1 農業行政費			

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案

八 特定償還 費	七 災害復旧費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	3 諸費	2 恩給費	1 徴税費	六 政費 その他の行	4 商工行政 費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	3 水産行政 費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	2 林野行政 費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	(1) 經常経 費
公共事業費等特 定の事業費の財 源に充てられるた る地方債に係る 元利償還金	災害復旧事業費 の財源に充てら るため発行を許 された地方債に 係る元利償還金	面積	人口	人口	恩給受給権者数	道府県税の税額	道府県税の税額	人口	水産業者数	水産業者数	水産業者数	水産業者数	水産業者数	林野の面積	林野の面積	林野の面積	農家数
千円につき	千円につき	一平方メートルにつき	一人につき	一人につき	一人につき	千円につき	千円につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一ヘクタールにつき	一ヘクタールにつき	一ヘクタールにつき	一戸につき
二五〇〇〇	九五〇〇〇	三五〇、〇〇〇〇〇	一、一五三〇〇	一、五四〇〇〇	三三九、〇〇〇〇〇	一三三〇〇	一三三〇〇	五四七〇〇	一七、七〇〇〇〇	五〇、八〇〇〇〇	五〇、八〇〇〇〇	一七、七〇〇〇〇	一七、七〇〇〇〇	二、八七〇〇〇	一、二九〇〇〇	一、二九〇〇〇	二八、一〇〇〇〇

九 特別事業債 償還費	一 消防費	二 土木費	1 道路橋り よう費	(1) 經常経 費	(2) 投資的 経費	2 港湾費	(1) 經常経 費	(2) 投資的 経費	3 都市計画 費	(1) 經常経 費	(2) 投資的 経費	4 公園費	(1) 經常経 費	(2) 投資的 経費	5 下水道費	6 その他の 土木費	(1) 經常経 費
公共事業費等特 定の事業費の財 源に充てられるた る地方債に係る 元利償還金	人口	人口	道路の面積	道路の延長	道路の延長	港湾(漁港を含 む)における延 長	港湾(漁港を含 む)における延 長	港湾(漁港を含 む)における延 長	都市計画区域に おける人口	都市計画区域に おける人口	都市計画区域に おける人口	人口	人口	人口	人口集中地区人 口	人口	人口
千円につき	一人につき	一人につき	千平方メートルにつき	一キロメートルにつき	一キロメートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一一九〇〇	二、二八〇〇〇	四八、三〇〇〇〇	一五八、〇〇〇〇〇	一〇、五〇〇〇〇	二、三三〇〇〇	一九八〇〇	三〇五〇〇	四六〇〇	三〇〇〇〇	六五〇〇〇	三〇七〇〇	三〇七〇〇	三〇七〇〇	三〇七〇〇	三〇七〇〇	三〇七〇〇	三〇七〇〇

昭和四十九年十二月二十日 衆議院会議録第五号(二) 昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案

	(2) 投資的 経費	人口	一人につき
三 教育費			
1 小学校費			
(1) 經常経 費	児童数	一人につき	一、五〇〇〇〇
(2) 投資的 経費	学級数	一学級につき	二六四、〇〇〇〇〇
	学校数	一校につき	二、四二〇、〇〇〇〇〇
	学級数	一学級につき	一七一、〇〇〇〇〇〇
2 中学校費			
(1) 經常経 費	生徒数	一人につき	九、八一〇〇〇
(2) 投資的 経費	学級数	一学級につき	二七三、〇〇〇〇〇〇
	学校数	一校につき	二、四二〇、〇〇〇〇〇
	学級数	一学級につき	一七一、〇〇〇〇〇〇
3 高等学校費			
(1) 經常経 費	教職員数	一人につき	二、七八七、〇〇〇〇〇
(2) 投資的 経費	生徒数	一人につき	一七、九〇〇〇〇〇
	生徒数	一人につき	九、〇八〇〇〇〇
4 その他の 教育費			
(1) 經常経 費	人口	一人につき	一、七七〇〇〇
(2) 投資的 経費	人口	一人につき	一一六〇〇
四 厚生労働費			
1 生活保護 費	市部人口	一人につき	一、六二〇〇〇
2 社会福祉 費			
(1) 經常経 費	人口	一人につき	一、〇一〇〇〇〇

費	人口	面積
(2) 投資的 經費	人口	一人につき 一六三〇〇
3 保健衛生 費	人口	一人につき 五八九〇〇
4 清掃費	人口	一人につき 一、六〇〇〇〇
(1) 經常經 費	人口	一人につき 一五六〇〇
(2) 投資的 經費	人口	一人につき 二四四、〇〇〇〇〇
5 労働費	失業者数	一人につき 二四四、〇〇〇〇〇
五 産業經濟費		
1 農業行政 費	農家数	一戸につき 二四、六〇〇〇〇
(1) 經常經 費	農家数	一戸につき 五、八〇〇〇〇
(2) 投資的 經費	農家数	一戸につき 三三二〇〇
2 商工行政 費	人口	一人につき 九、五一〇〇〇
3 その他の 産業經濟費	林業、水産業及 び鉱業の従業者 数	一人につき 五、五四〇〇〇
(1) 經常經 費	林業、水産業及 び鉱業の従業者 数	一人につき 二、〇三〇〇〇
(2) 投資的 經費	林業、水産業及 び鉱業の従業者 数	一人につき 一五二〇〇
六 その他の行 政費	市町村税の税額	千円につき 三、五五〇〇〇
1 徴税費	世帯数	一世帯につき 一平方キロメートルにつき 二二〇、〇〇〇〇〇
2 戸籍住民 基本台帳費	人口	一人につき 一、〇〇〇〇〇
3 その他の 諸費	人口	一人につき 一、〇〇〇〇〇
(1) 經常經 費	人口	一人につき 一、〇〇〇〇〇

(2) 投資的 経費	人口	面積	七 災害復旧費	八 特定債償還	九 辺地対策事 業債償還費	十 特別事業債 償還費
	一人につき	一平方キロメートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
	七七五〇〇	一〇〇、〇〇〇	九五〇〇〇	二五〇〇〇	八〇〇〇〇	一一七〇〇

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方交付税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則 第四項の表道府県の項中「財政調整資金費」人口 一人につき 七〇六〇〇を

「財政調整資金費」人口 一人につき 七〇六〇〇に改め、同表市町村の項中「財政調整資金費」人口 一人につき 七五〇〇〇に改め、

「臨時土地対策費」人口 一人につき 五〇〇〇〇を「臨時土地対策費」人口 一人につき 五〇〇〇〇に改める。

五〇〇〇〇
六五〇〇〇

理 由

地方財政の状況にかんがみ、地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方団体に付与する等のため、昭和四十九年度分として交付すべき普通交付税の総額及び単位費用の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十九年十二月十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四百九十条第一項中「百分の六」を「百分の五」に改め、同条第二項中「百分の五」を「百分の四」に改める。

第四百九十条の二第一項中「限る。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「千二百円」を「二千円（共同住宅等の全部又は一部で政令で定めるものにおいて使用する電気については、二千円に当該共同住宅等の全部又は一部に存する住居で政令で定めるものの数を乗じて得た金額）」に改め、同条第二項中「千七百円」を「四千円（共同住宅等の全部又は一部で政令で定めるものにおいて使用するガスについては、四千円に当該共同住宅等の全部又は一部に存する住居で政令で定めるものの数を乗じて得た金額）」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十年一月一日から施行する。

2 改正後の第四百九十条並びに第四百九十条の二第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気税又はガス税

（特別徴収に係る電気税又はガス税にあつては、施行日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、施行日前に使用した電気又はガスに対して課する電気税又はガス税（特別徴収に係る電気税又はガス税にあつては、施行日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

3 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四百五十五条第三項第六号中「昭和四十九年四月一日」を「昭和五十年一月一日」に、「百分の三」を「百分の二」に、「毎年度」を「昭和五十年年度から昭和五十二年年度までの各年度においてそれぞれに改め、同項第七号中「昭和四十九年四月一日」を「昭和五十年一月一日」に、「百分の三」を「百分の二」に、「毎年度」を「昭和五十年年度及び昭和五十一年度においてそれぞれに改め、昭和五十一年度を同年度に改める。

4 施行日前に使用した電気又はガスに対する電気税又はガス税（特別徴収に係る電気税又はガス税にあつては、施行日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）で沖縄県の区域内の市町村が課すべきものの税率については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる電気税又はガス税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

電気料金及びガス料金の改定に伴い、電気税及びガス税の負担の軽減合理化を図るため、税率の引下げ及び免税点の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一)

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案 雇用保険法案

文化功労者年金 一八六

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十九年十二月十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部」を「盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園」に改め、同条第二項中「校長」の下に「(園長を含む。)」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して、改正後の国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 国立の幼稚園(盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚園を含む。)の教育職員に対する昭和四十九年四月一日からの法律の施行日の前日までの間における勤務に係る超過勤務手当及び休日給の月ごとの合計額が当該月の教職調整額の額を超えない場合には、当該超過勤務手当及び休日給を当該教職調整額の内払とみなし、その合計額が当該月の教職調整額の額を超える場合には、当該超過勤務手当及び休日給を当該教職調整額とみなす。ただし、当該超える部分については、新法第四条の規定は適用しない。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和四十九年七月二十六日付け意見の申出にかんがみ、国立及び公立の幼稚園等の教育職員に教職調整額制度を適用する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十九年十二月十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

文化功労者年金法の一部を改正する法律
文化功労者年金法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「年金百五十万円」を「政令で定める額の年金」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により年金の額を定めるに当たっては、文化の向上発達に関する功績に照らし、社会的経済的諸事情を勘案して、文化功労者を顕彰するにふさわしいものとなるようにしなければならない。

附則

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(昭和四十九年度分の年金の特例)

2 昭和四十九年度分の年金の額については、文化功労者年金法第八条第一項中「百五十万円」とあるのは、「二百万円」とする。

3 前項の規定の施行前に昭和四十九年度分の年金として支払われた年金は、文化功労者年金法及び同項の規定による同年度分の年金の内払と

みなす。

理由

最近における社会的経済的諸事情にかんがみ、文化功労者年金の額を政令で定めるとするとともに、昭和四十九年度分の年金の額を二百万円に引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険法案

右
国会に提出する。

昭和四十九年十二月十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

雇用保険法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 適用事業等(第五条―第九条)

第三章 失業給付

第一節 通則(第十条―第十二条)

第二節 一般被保険者の求職者給付

第一款 基本手当(第十三条―第三十五条)

第二款 技能習得手当及び寄宿手当(第三十六条)

第三款 傷病手当(第三十七条)

第四款 短期雇用特例被保険者の求職者給付

(第三十八条―第四十一条)

第四款 日雇労働被保険者の求職者給付(第四十二条―第五十六条)

第五款 就職促進給付(第五十七条―第六十一条)

第四章 雇用改善事業、能力開発事業及び雇用

福祉事業(第六十二条―第六十五条)

第五章 費用の負担(第六十六条―第六十八条)

第六章 不服申立て及び訴訟(第六十九条―第七十一条)

第七章 雑則(第七十二条―第八十二条)

第八章 罰則(第八十三条―第八十六条)

附則

第一章 総則

第一条 雇用保険は、労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安

定に資するため、雇用構造の改善、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(管掌)

第二条 雇用保険は、政府が管掌する。

2 雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

(雇用保険事業)

第三条 雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業給付を行うほか、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行うことができる。

(定義)

第四条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

2 この法律において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3 この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

4 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のもの)で支払われるものであつて、労働省令で定める範囲外のものを除くをいう。

5 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に關して必要な事項は、労働省令で定める。

第二章 適用事業等

(適用事業)

第五条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)の定めるところによる。

(適用除外)

第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。
一 第四十二条に規定する日雇労働者であつ

て、第四十三条第一項各号のいずれにも該当しないもの（労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者を除く。）二 四箇月以内の期間を予定して行われる季節的業務に雇用される者

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者

四 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、失業給付の内容を超えると認められる者であつて、労働省令で定めるもの

（被保険者に関する届出）
第七條 事業主（徴収法第八條第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。）は、労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業（同条第二項又は第二項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれだけの事業。以下同じ。）に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他労働省令で定める事項を労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第三十三條第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）についても、同様とする。

（確認の請求）
第八條 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、次条の規定による確認を請求すること

ができる。

（確認）
第九條 労働大臣は、第七條の規定による届出若しくは前条の規定による請求により、又は職権で、労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたことの確認を行うものとする。

第三章 失業給付

第一節 通則

（失業給付）

第十條 失業給付は、求職者給付及び就職促進給付とする。

2 求職者給付は、次のとおりとする。

- 一 基本手当
- 二 技能習得手当
- 三 寄宿手当
- 四 傷病手当

3 前項の規定にかかわらず、第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者に係る求職者給付は、特例一時金とし、第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者に係る求職者給付は、日雇労働求職者給付金とする。

4 就職促進給付は、次のとおりとする。

- 一 常用就職支度金
- 二 移転費
- 三 広域求職活動費

（受給権の保護）

第十一條 失業給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

（公課の禁止）

第十二條 租税その他の公課は、失業給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第二節 一般被保険者の求職者給付

第一款 基本手当

（基本手当の受給資格）

第十三條 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（当該一年間に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引

き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）。第十七條第一項において「算定対象期間」という。）に、次条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたとき、この款の定めるところにより、支給する。

（被保険者期間）

第十四條 被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であつた期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「喪失日」という。）の各前日から各前月の喪失日当日までさかのぼつた各期間賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるものに限る。）を一個月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその日後における最初の喪失日当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

2 前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次の各号に掲げる期間は、同項に規定する被保険者であつた期間に含めない。

- 一 最後に被保険者となつた日前に、当該被保険者が受給資格（前条の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。次節及び第四節を除き、以下同じ。）又は第三十九條第二項に規定する特例受給資格を取得したことがある場合には、当該受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間
- 二 第九條の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日前における被

保険者であつた期間

（失業の認定）

第十五條 基本手当は、受給資格を有する者（次節及び第四節を除き、以下「受給資格者」という。）が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。以下この款において同じ。）について支給する。

2 前項の失業していることについての認定（以下この款において「失業の認定」という。）を受けようとする受給資格者は、離職後、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（職業訓練法（昭和十四年法律第六十四号）第十四條に規定する公共職業訓練施設（第六十三條第一項第二号及び第五号において「公共職業訓練施設」という。）の行う職業訓練その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適應することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

4 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭することができなかつた理由を記載した証明書を提出することによつて、失業の認定を受けることができる。

- 一 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。
- 二 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面

接するために公共職業安定所に出頭することができなかったとき。

三 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭することができなかったとき。

四 天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかったとき。

(基本手当の日額)

第十六条 基本手当の日額は、次条に規定する賃金日額に百分の六十(千五百円以上三千円以下の賃金日額(その額が第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)については、百分の八十から百分の六十までの範囲で、賃金日額の通増に應じ、通減した率)を乗じて得た額を基準として、労働大臣が定める基本手当日額表における受給資格者の賃金日額の属する賃金等級に應じて定められた金額とする。

(賃金日額)

第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第十四条(第一項ただし書を除く。)の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金の総額を百八十で除して得た額とする。

2 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、賃金日額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められている場合には、前項に規定する六箇月間に支払われた賃金の総額を当該六箇月間に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められている場合には、その部分の

総額をその期間の総日数(賃金の一部が月によつて定められている場合には、一箇月を三十日として計算する。)で除して得た額と前号に掲げる額との合算額

3 前二項の規定により賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した賃金日額が著しく不当であるときは、労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。

4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。一千五百円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)二 七千五百円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

(基本手当の日額の自動的変更)

第十八条 労働大臣は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額(以下この条において「平均定期給与額」という。)が、基本手当日額表の制定又は改正の基礎となつた平均定期給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率に應じて、基本手当日額表における第十六条に規定する千五百円以上三千円以下の賃金日額及び前条第四項各号に掲げる額を変更した上、基本手当日額表を改正しなければならない。

2 前項の規定により基本手当日額表が改正された場合において、改正の基礎となつた平均定期給与額が、当該平均定期給与額に係る月の前十二月のいずれかの月の平均定期給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るものであるときは、改正の基礎となつた平均定期給与額

に係る月前に離職した受給資格者に支給すべき基本手当については、改正後の基本手当日額表は、適用しない。この場合において、労働大臣は、当該受給資格者に支給すべき基本手当については、その者が離職した日の属する月の平均定期給与額に対する改正の基礎となつた平均定期給与額の上昇又は低下の比率を考慮して、改正の基礎となつた平均定期給与額に係る月以後に離職した受給資格者に支給すべき基本手当の日額と均衡を失しないように、基本手当の日額を新たに定めるものとする。

(基本手当の減額)

第十九条 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数(以下この項において「基礎日数」という。)分の基本手当の支給については、次の各号に定めるところによる。

一 その収入の一日分に相当する額(収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。)から五百円を控除した額と基本手当の日額との合計額(次号において「合計額」という。)が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき、基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二 合計額が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えるとき(次号に該当する場合を除く。)

当該超える額(次号において「超過額」という。)を基本手当の日額から控除した残りの額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

三 超過額が基本手当の日額以上であるとき、基礎日数分の基本手当を支給しない。

2 受給資格者は、失業の認定を受けた期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、労働省令で定めるところにより、その収入の額その他の事項を公共職業安定所に届け出なければならない。

(支給の期間及び日数)

第二十条 基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該基本手当の受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年(当該一年の期間内に妊娠、出産、育児その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。)の期間内の失業している日について、第二十一条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

2 前項の場合において、同項の受給資格(以下この項において「前の受給資格」という。)を有する者が、前項の規定による期間内に新たに受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したときは、その取得した日以後においては、前の受給資格に基づく基本手当は、支給しない。

(待期)

第二十一条 基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日(疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。)が通算して七日に満たない間は、支給しない。

(所定給付日数)

第二十二条 一の受給資格に基づき基本手当を支給する日数(以下「所定給付日数」という。)は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 当該基本手当の受給資格に係る離職の日(以下この条において「基準日」という。)において五十五歳以上である受給資格者 三百日
二 基準日において四十五歳以上五十五歳未満である受給資格者及び基準日において四十五歳未満である受給資格者で労働省令で定める

理由により就職が困難なもの 二百四十日
三 基準日において三十歳以上四十五歳未満で
ある受給資格者(前号に掲げる労働省令で定
める理由により就職が困難な者を除く) 百
八十日

四 基準日において三十歳未満である受給資格
者(第二号に掲げる労働省令で定める理由に
より就職が困難な者を除く) 九十日
2 前項第一号から第三号までに掲げる受給資格
者であつて、基準日まで引き続いて同一の事業
主の適用事業に雇用された期間(以下この項に
おいて「基準日前の雇用期間」という。)が一年未
満であるもの(当該基準日前の雇用期間に係る
被保険者となつた日以前一年の期間内に被保険者
であつたことがある者であつて、当該基準日前
の雇用期間と当該被保険者であつた期間(当該
基準日前の雇用期間に係る被保険者となつた日
前に基本手当又は特例一時金の支給を受けたこ
とのある者については、これらの給付の受給資格
又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格
に係る離職の日以前の被保険者であつた期間
を除くものとし、当該被保険者であつた期間
に係る被保険者となつた日が第九條の規定によ
る当該被保険者となつたことの確認があつた日
の二年前の日より前の日である者については、
当該期間のうち当該確認があつた日の二年前の
日間の期間を除く。)とを算した期間が一年以上
であるものを除く。)に係る所定給付日数は、
前項第一号から第三号までの規定にかかわら
ず、九十日とする。

第二十三条 公共職業安定所長が政令で定める基
準に照らして就職が困難な者であると認めた受
給資格者については、次項の規定による期間内
の失業している日について、所定給付日数(当
該受給資格者が第二十条第一項の規定による期
間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付
日数に満たない場合には、その支給を受けた日
数。以下この節において同じ。)を超えて、基本
手当を支給することができる。この場合におい
て、所定給付日数を超えて基本手当を支給する
日数は、政令で定める日数を限度とするものと
する。

2 前項の規定による基本手当の支給(以下「個別
延長給付」という。)を受ける受給資格者の受給
期間(当該期間内の失業している日について基
本手当の支給を受けることができる期間をい
う。以下同じ)は、第二十条第一項の規定にか
かわらず、同項の規定による期間に前項後段に
規定する政令で定める日数を加えた期間とす
る。

(訓練延長給付)
第二十四条 受給資格者が公共職業安定所長の指
示した公共職業訓練等(その期間が政令で定め
る期間を超えるものを除く。次項、第三十六条
第一項及び第二項並びに第四十一条第一項にお
いて同じ。)を受ける場合には、当該公共職業訓
練等を受ける期間内の失業している日につい
て、所定給付日数を超えてその者に基本手当を
支給することができる。

2 前項の規定による基本手当の支給(第二十八
条において「訓練延長給付」という。)を受ける受
給資格者が第二十条第一項の規定による期間を
超えて公共職業安定所長の指示した公共職業訓
練等を受けるときは、その者の受給期間は、同
項の規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を
受け終わる日までの間とする。

(広域延長給付)
第二十五条 労働大臣は、職業安定法(昭和二十
二年法律第四十一号)第十九條の二に規定す
る職業紹介活動(以下この条において「広域職業
紹介活動」という。)をする者を命じた場合に
おいて、当該広域職業紹介活動の命令に係る地
域について、政令で定める基準に照らして必要
があると認めるときは、その指定する期間内に
限り、公共職業安定所長が当該地域に係る当該
広域職業紹介活動により職業のあつせんを受け
ることが適当であると認定する受給資格者につ

いて、第四項の規定による期間内の失業してい
る日について、所定給付日数を超えて基本手当
を支給する措置を決定することができる。この
場合において、所定給付日数を超えて基本手当
を支給する日数は、政令で定める日数を限度と
するものとする。

2 前項の措置に基づく基本手当の支給(以下「広
域延長給付」という。)を受けることができる者
が労働大臣の指定する地域に住所又は居所を
更にした場合には、引き続き当該措置に基づき基
本手当を支給することができる。

3 公共職業安定所長は、受給資格者が広域職業
紹介活動により職業のあつせんを受けることが
適当であるかどうかを認定するときは、労働大
臣の定める基準によらなければならない。

4 広域延長給付を受ける受給資格者の受給期間
は、第二十条第一項の規定にかかわらず、同項
の規定による期間に第一項後段に規定する政令
で定める日数を加えた期間とする。

第二十六条 前条第一項の措置が決定された日以
後に他の地域から当該措置に係る地域に移転し
た受給資格者であつて、その移転について特別
の理由がないと認められるものには、当該措置
に基づく基本手当は、支給しない。

2 前項に規定する特別の理由があるかどうかの
認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める
基準に従つてするものとする。

(全国延長給付)
第二十七条 労働大臣は、失業の状況が全国的に
著しく悪化し、政令で定める基準に該当するに
至つた場合において、受給資格者の就職状況か
らみて必要があると認めるときは、その指定す
る期間内に限り、第三項の規定による期間内の
失業している日について、所定給付日数を超え
て受給資格者に基本手当を支給する措置を決定
することができる。この場合において、所定給
付日数を超えて基本手当を支給する日数は、政
令で定める日数を限度とするものとする。

2 労働大臣は、前項の措置を決定した後におい
て、政令で定める基準に照らして必要があると
認めるときは、同項の規定により指定した期
間(その期間がこの項の規定により延長された
ときは、その延長された期間)を延長すること
ができる。

3 第一項の措置に基づく基本手当の支給(以下
「全国延長給付」という。)を受ける受給資格者の
受給期間は、第二十条第一項の規定にかかわら
ず、同項の規定による期間に第一項後段に規定
する政令で定める日数を加えた期間とする。

(延長給付に関する調整)
第二十八条 広域延長給付を受けている受給資格
者については、当該広域延長給付が終了した後
でなければ全国延長給付、個別延長給付及び訓
練延長給付は行わず、全国延長給付を受けてい
る受給資格者については、当該全国延長給付が
終了した後でなければ個別延長給付及び訓練延
長給付は行わず、個別延長給付を受けている受
給資格者については、当該個別延長給付が終了
した後でなければ訓練延長給付は行わない。

2 個別延長給付又は訓練延長給付を受けている
受給資格者については広域延長給付又は全国延長
給付が行われることとなつたときは、これらの
延長給付が行われる間は、その者について個別
延長給付又は訓練延長給付は行わず、全国延長
給付を受けている受給資格者については広域延長
給付が行われることとなつたときは、広域延長
給付が行われる間は、その者について全国延長
給付は行わない。

3 前二項に規定するもののほか、第一項に規定
する各延長給付を順次受ける受給資格者に係る
基本手当を支給する日数、受給期間その他これ
らの延長給付についての調整に關して必要な事
項は、政令で定める。

(給付日数を延長した場合の給付制限)
第二十九条 個別延長給付、広域延長給付又は全
国延長給付を受けている受給資格者が、正当な
理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に
就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職
業訓練等を受けること又は労働大臣の定める基

準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

2 前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

第三十条 基本手当は、労働省令で定めるところにより、四週間に一回、失業の認定を受けた日分を支給するものとする。ただし、労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者その他労働省令で定める受給資格者に係る基本手当の支給について別段の定めをすることが出来る。

2 公共職業安定所長は、各受給資格者について基本手当を支給すべき日を定め、その者に通知するものとする。

(未支給の基本手当)

第三十一条 受給資格者が死亡した場合において、その者に支給されるべき基本手当でまだ支給されていないものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の基本手当の支給を請求することができる。

2 前項の規定により、受給資格者が死亡したため失業の認定を受けることができなかった期間に係る基本手当の支給を請求する者は、労働省令で定めるところにより、当該受給資格者について失業の認定を受けなければならない。

3 第一項の受給資格者が第十九条第一項の規定に該当する場合には、第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者は、労働省令で定めるところにより、同条第一項の収入の

額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

4 第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

5 第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(給付制限)

第三十二条 受給資格者(個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。)が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 就職するため、又は公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更することと認める場合において、その変更が困難であると認められるとき。

三 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

四 職業安定法第二十条(第二項ただし書を除く。)の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

五 その他正当な理由があるとき。

2 受給資格者が、正当な理由がなく、労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日か

ら起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

3 受給資格者についての第一項各号のいずれかに該当するかどうかの認定及び前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

第三十三条 被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合には、第二十一条の規定による期間の満了後一箇月以上二箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

2 受給資格者が前項の場合に該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

第三十四条 偽りその他不正の行為により失業給付の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

2 前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得した受給資格に基づき基本手当を支給する。

3 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなった場合においても、第二十二

条第二項の規定の適用については、当該受給資格に基づき基本手当の支給があつたものとみなす。

4 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給

を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができないこととされたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

(返還命令等)

第三十五条 偽りその他不正の行為により基本手当の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した基本手当の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた基本手当の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が偽りの届出、報告又は証明をしたためその基本手当が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に對し、その基本手当の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による基本手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 徴収法第二十六条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

第二款 技能習得手当及び寄宿手当

第三十六条 技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2 寄宿手当は、受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五十八条第二項において同じ。)と別居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給する。

3 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三
三条第一項の規定により基本手当を支給しない
こととされる期間については、技能習得手当及
び寄宿手当を支給しない。
4 技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額
は、労働省令で定める。
5 第三十一条第一項、第四項及び第五項、第三
十四条第一項及び第二項並びに前条の規定は、
技能習得手当及び寄宿手当について準用する。

第三款 傷病手当

(傷病手当)

第三十七条 傷病手当は、受給資格者が、離職後
公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした
後において、疾病又は負傷のために職業に就く
ことができない場合に、第二十条第一項の規定
による期間内の当該疾病又は負傷のために基本
手当の支給を受けることができない日(疾病又
は負傷のために基本手当の支給を受けることが
できないことについて、第四項の規定を受けた日に限
る。)について、第四項の規定による日数に相当
する日数分を限度として支給する。

2 前項の規定は、労働省令で定めるところによ
り、公共職業安定所長が行う。

3 傷病手当の日額は、第十六条の規定による基
本手当の日額に相当する額とする。

4 傷病手当を支給する日数は、第一項の認定を
受けた受給資格者の所定給付日数から当該受給
資格に基づき既に基本手当を支給した日数を差
し引いた日数とする。

5 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十
三条第一項の規定により基本手当を支給しない
こととされる期間については、傷病手当を支給
しない。

6 傷病手当を支給したときは、この法律の規定
(第三十四条及び第三十五条の規定を除く。)の
適用については、当該傷病手当を支給した日数
に相当する日数分の基本手当を支給したものと
みなす。

7 傷病手当は、労働省令で定めるところによ
り、第一項の認定を受けた日分を、当該職業に就
くことができない理由がやんだ後最初に基本手
当を支給すべき日(当該職業に就くことができ
ない理由がやんだ後において基本手当を支給す
べき日がない場合には、公共職業安定所長の定
める日)に支給する。ただし、労働大臣は、必要
があるとき、傷病手当の支給について
別段の定めをすることができ、

8 第一項の認定を受けた受給資格者が、当該認
定を受けた日について、健康保険法(大正十一
年法律第七十号)第四十五条の規定による傷病手
当金、労働基準法(昭和二十二年法律第四十
九号)第七十六条の規定による休業補償、労働
者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)
の規定による休業補償給付又は休業給付その他
これらに相当する給付であつて法令(法令の規
定に基づく条例又は規約を含む。)により行われ
るものうち政令で定めるものの支給を受ける
ことができる場合には、傷病手当は、支給しな
い。

9 第十九条、第二十一条、第三十一条、第三十
四条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定
は、傷病手当について準用する。この場合にお
いて、第十九条及び第三十一条第二項中「失業の
認定」とあるのは、「第三十七条第一項の認定」と
読み替へるものとする。

第三節 短期雇用特例被保険者の求職者
給付

(短期雇用特例被保険者)
第三十八条 被保険者であつて、次の各号のい
れに該当するもの(第四十三条第一項に規定
する日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用
特例被保険者」という。)が失業した場合に、こ
の節の定めるところにより、特例一時金を支給
する。

一 季節的に雇用される者(次号に掲げる者を
除く。)

二 短期の雇用(同一の事業主に引き続き被保
険者として雇用される期間が一年未満である
雇用をいう。)に就くことを常態とする者
被保険者が前項各号に掲げる者に該当する
かどうかの確認は、労働大臣が行う。

3 短期雇用特例被保険者に関しては、前節及び
次節の規定は、適用しない。

(特例受給資格)
第三十九条 特例一時金は、短期雇用特例被保
険者が失業した場合において、離職の日以前一
年(当該一年間に疾病、負傷その他労働省令で
定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払
を受けることができなかった短期雇用特例被保
険者については、当該理由により賃金の支払を
受けることができなかった日数を一年に計算し
た期間(その期間が四年を超えるときは、四年
間)、第十四条の規定による被保険者期間が
通算して六箇月以上であつたときに、次条に定
めることにより、支給する。

2 前項の規定により特例一時金の支給を受ける
ことができる資格(以下「特例受給資格」とい
う。)を有する者(以下「特例受給資格者」とい
う。)が次条第二項の規定による期間内に特例一
時金の支給を受けることなく就職した後再び失
業した場合(新たに第十四条第二項第一号に規
定する受給資格又は特例受給資格を取得した場
合を除く。)において、当該期間内に公共職業安
定所に出頭し、求職の申込みをした上、次条第
二項の認定を受けたときは、その者は、当該特
例受給資格に基づく特例一時金の支給を受ける
ことができる。

40 特例一時金の額は、特例受給資格者を
第十五条第一項に規定する受給資格者とみなし
て第十六条から第十八条までの規定を適用した
場合にその者に支給されることとなる基本手
当の日額の五十日分(次項の認定があつた日から
同項の規定による期間の最後の日までの日数が
五十日に満たない場合には、その日数に相当す
る日数分)とする。

2 特例一時金の支給を受けようとする特例受給
資格者は、離職の日の翌日から起算して六箇月
を経過する日までに、労働省令で定めるところ
により、公共職業安定所に出頭し、求職の申込
みをした上、失業していることについての認定
を受けなければならない。

8 第二十一条、第三十一条(第三項を除く。)、
第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項か
ら第三項まで及び第三十五条の規定は、特例一
時金について準用する。この場合において、第
二十一条中「受給資格者」とあるのは、「特例受
給資格者」と、第三十一条第一項中「受給資格者」
とあるのは、「特例受給資格者」と、同条第二項中
「受給資格者」とあるのは、「特例受給資格者」と、
「失業の認定を受けることができなかった期間
に係る」とあるのは、「第四十条第二項の認定を受
けることができなかった」と、「失業の認定を受
けなければならない」とあるのは、「同項の認定を
受けなければならない」と、第三十二条及び第
三十三条第二項中「受給資格者」とあるのは、特
例受給資格者」と、第三十四条第二項中「受給資
格」とあるのは、「特例受給資格」と、同条第三項
中「受給資格者」とあるのは、「特例受給資格者」
と、「受給資格」とあるのは、「特例受給資格」とそ
れぞれ読み替へるものとする。

(公共職業訓練等を受ける場合)
第四十一条 特例受給資格者が、当該特例受給資
格に基づく特例一時金の支給を受ける前に公共
職業安定所長の指示した公共職業訓練等(その
期間が政令で定める期間に達しないものを除
く。)を受ける場合には、第十条第三項及び前二
条の規定にかかわらず、特例一時金を支給しな
いものとし、その者を第十五条第一項に規定す
る受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等
を受け終わる日までの間に限り、前節に定める
ところにより、求職者給付を支給する。

2 前項の特例受給資格者は、当該特例受給資格
に係る被保険者となつた日前に第二十九条第一
項又は第三十四条第一項の規定により基本手
当の支給を受けることができないこととされてい

る場合においても、前項の規定により求職者給付の支給を受けることができる。

第四節 日雇労働被保険者の求職者給付 (日雇労働者)

第四十二条 この節において日雇労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者(前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者(次条第二項の認可を受けた者を除く)を除く)をいう。

一 日々雇用される者

二 三十日以内の期間を定めて雇用される者 (日雇労働被保険者)

第四十三条 被保険者である日雇労働者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの及び第六条第一号の認可を受けたもの(以下「日雇労働被保険者」という)が失業した場合には、この節の定めるところにより、日雇労働求職者給付金を支給する。

一 特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域(労働大臣が指定する区域を除く)又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて、労働大臣が指定するもの(以下この項において「適用区域」という)に居住し、適用事業に雇用される者

二 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者

三 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であつて、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づいて労働大臣が指定したものに雇用される者

2 日雇労働被保険者が前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合において、労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、その者は、引き続き、日雇労働被保険者となることことができる。

3 前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された日雇労働被保険者が

前項の認可を受けなかったため、日雇労働被保険者とされなくなつた最初の月に離職し、失業した場合には、その失業した月の間における日雇労働求職者給付金の支給については、その者を日雇労働被保険者とみなす。

4 日雇労働被保険者に關しては、第六条(第二号に限る)及び第七條から第九條まで並びに前二節の規定は、適用しない。

(日雇労働被保険者手帳)

第四十四条 日雇労働被保険者は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所において、日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならない。

(日雇労働求職者給付金の受給資格)

第四十五条 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した場合において、その失業の日の属する月の前二箇月に、その者について、徴収法第十條第二項第四号の印紙保険料(以下「印紙保険料」という)が通算して二十八日分以上納付されているときに、第四十七條から第五十二條までに定めるところにより支給する。

第四十六条 前條の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が第五條第一項に規定する受給資格者である場合において、その者が、基本手当の支給を受けたときは、その支給の対象となつた日については日雇労働求職者給付金を支給せず、日雇労働求職者給付金の支給を受けたときはその支給の対象となつた日については基本手当を支給しない。

(日雇労働被保険者に係る失業の認定)

第四十七條 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る。第五十四條第一号において同じ)について支給する。

2 前項の失業していることについての認定(以下この節において「失業の認定」という)を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みを

しなければならない。

3 労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者に係る失業の認定について別段の定めをすることができ。

(日雇労働求職者給付金の日額)

第四十八條 日雇労働求職者給付金の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、徴収法第二十二條第一項第一号に掲げる額(その額が同條第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額の印紙保険料(以下「第一級印紙保険料」という))が二十四日分以上であるとき。二千七百円(その額が次條第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

二 次のいずれかに該当するとき。千七百七十円(その額が次條第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

イ 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び徴収法第二十二條第一項第二号に掲げる額(その額が同條第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額の印紙保険料(以下「第二級印紙保険料」という))が二十四日分以上であるとき(前号に該当するときは除く)。

ロ 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が二十四日分未満である場合において、第一級印紙保険料の納付額と第二級印紙保険料の納付額との合計額に、徴収法第二十二條第一項第三号に掲げる額(その額が同條第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)の印紙保険料(次條第二項及び第五十四條において「第三級印紙保険料」という)の納付額のうち

二十四日から第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を二十四で除して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

三 前二号のいずれにも該当しないとき。千六百六十円(その額が次條第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

(日雇労働求職者給付金の日額の自動的変更)

第四十九條 労働大臣は、日雇労働者の賃金水準の変動等により、毎月における前條第一号に定める額の日雇労働求職者給付金(以下この条及び第五十四條において「第一級給付金」という)の支給を受ける者の数(以下この条において「第一級受給者数」という)に前條第二号に定める額の日雇労働求職者給付金(以下この条及び第五十四條において「第二級給付金」という)の支給を受ける者の数(以下この条において「第二級受給者数」という)の二つの一に相当する数を加えた数と前條第三号に定める額の日雇労働求職者給付金(以下この条及び第五十四條において「第三級給付金」という)の支給を受ける者の数(以下この条において「第三級受給者数」という)の二つの一に相当する数(以下この条において「第三級受給者数」という)に第二級受給者数の二つの一に相当する数を加えた数との比率が著しく不均衡となるに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに徴収法第二十二條第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「等級区分日額」という)を、次項及び第三項に定めるところにより、変更することことができる。

2 前項の場合において、第一級受給者数に第二級受給者数の二つの一に相当する数を加えた数が第三級受給者数に第二級受給者数の二つの一に相当する数を加えた数を著しく上回り、同項

に規定する比率が著しく不均衡となつたときは、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに等級区分日額のうち第二級印紙保険料と第三級印紙保険料との区分に係る賃金の日額(以下この条において「二級・三級印紙保険料区分日額」という)は、それぞれ、従前の第一級給付金の日額及び第二級給付金の日額並びに等級区分日額のうち第一級印紙保険料と第二級印紙保険料との区分に係る賃金の日額(以下この条において「一級・二級印紙保険料区分日額」という)に相当する額に引き上げ、第一級給付金の日額及び一級・二級印紙保険料区分日額は、第二級給付金の日額を引き上げた比率に応じて引き上げるものとする。

3 第一項の場合において、第三級受給者数に第二級受給者数の二分の一に相当する数を加えた数が第一級受給者数に第二級受給者数の二分の一に相当する数を加えた数を著しく上回り、同項に規定する比率が著しく不均衡となつたときは、第一級給付金の日額及び第二級給付金の日額並びに一級・二級印紙保険料区分日額は、それぞれ、従前の第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに二級・三級印紙保険料区分日額に相当する額に引き下げ、第三級給付金の日額及び二級・三級印紙保険料区分日額は、第二級給付金の日額を引き下げた比率に応じて引き下げるものとする。

4 徴収法第二十二条第五項の規定により同条第二項に規定する第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額の変更があつた場合には、労働大臣は、その変更があつた日から一年を経過した日の前日(その前日に当該変更に関して国会の議決があつた場合には、その議決のあつた日の前日)までの間は、第一項の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに一級・二級印紙保険料区分日額及び二級・三級印紙保険料区分日額の変更を行うことができない。

(日雇労働者給付金の支給日数等)

第五十条 日雇労働者給付金は、日雇労働者被保険者が失業した日の属する月における失業の認定を受けた日について、その月の前二ヶ月間に、その者について印紙保険料が通算して二十八日分納付されているときは、通算して十三日分を限度として支給し、その者について印紙保険料が通算して二十八日分を超えて納付されているときは、通算して、二十八日分を超える四日分ごとに一日を十三日に加えて得た日数分を限度として支給する。ただし、その月において通算して十七日分を超えては支給しない。

2 日雇労働者給付金は、各週(日曜日から土曜日まで)の七日をいう)につき日雇労働者被保険者が職業に就かなかつた最初の日については、支給しない。

(日雇労働者給付金の支給方法等)

第五十一条 日雇労働者給付金は、公共職業安定所において、失業の認定を行つた日に支給するものとする。

2 労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働者給付金の支給について別段の定めをすることができ

3 第三十一条(第三項を除く)の規定は、日雇労働者給付金について準用する。この場合において、同条第一項中「受給資格者」とあるのは「日雇労働者給付金の支給を受けることができる者」と、同条第二項中「受給資格者」とあるのは「日雇労働者給付金の支給を受けることができる者」と、「失業の認定」とあるのは「第四十七条第一項の失業の認定」と読み替えるものとする。

(給付制限)

第五十二条 日雇労働者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して七日間は、日雇労働者給付金を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

三 職業安定法第二十条(第二項ただし書を除く)の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

四 その他正当な理由があるとき。

2 日雇労働者給付金の支給を受けることができる者についての前項各号のいずれかに該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

3 日雇労働者給付金の支給を受けることができる者が、偽りその他不正の行為により失業給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、その支給を受け、又は受けようとした月及びその月の翌月から三箇月間は、日雇労働者給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、日雇労働者給付金の全部又は一部を支給することができる。

4 第三十五条の規定は、日雇労働者給付金について準用する。

(日雇労働者給付金の特例)

第五十三条 日雇労働者被保険者が失業した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その者は、公共職業安定所長に申し出て、次条に定める日雇労働者給付金の支給を受けることができる。

一 継続する六月間に当該日雇労働者被保険者について印紙保険料が各月十一日分以上、かつ、通算して八十四日分以上納付されていること。

二 前号に規定する継続する六月間(以下「基礎期間」という)のうち後の五月間に第四十五

条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けていないこと。

三 基礎期間の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、同日までの間に第四十五条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けていないこと)。

2 前項の申出は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内に行わなければならない。

第五十四条 前条第一項の申出をした者に係る日雇労働者給付金の支給については、第四十八条及び第五十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一 日雇労働者給付金の支給を受けることができる期間及び日数は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内の失業している日について、通算して六十日分を限度とする。

二 日雇労働者給付金の日額は、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額とする。

イ 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料が七十二日分以上であるとき。第一級給付金の日額

ロ 次のいずれかに該当するとき。第二級給付金の日額

(1) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が七十二日分以上であるとき(イに該当するときは除く)。

(2) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が七十二日分未満である場合において、第一級印紙保険料の納付額と第二級印紙保険料の納付額との合計額に、第三級印紙保険料の納付額のうち七十二日から第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を七十二で除

して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

ハ イ又はロに該当しないとき。 第三級給付金の日額

第五十五条 基礎期間の最後の月の翌月以後二月の期間内に第五十三条第一項の申出をした者については、当該二月を経過する日までは、第四十五条の規定による日雇労働者給付金は、支給しない。

2 第五十三条第一項の申出をした者が、基礎期間の最後の月の翌月から起算して第三月目又は第四月目に当たる月において、第四十五条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けたときは当該日雇労働者給付金の支給の対象となつた日については前条の規定による日雇労働者給付金を支給せず、同条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けたときは当該日雇労働者給付金の支給の対象となつた日については第四十五条の規定による日雇労働者給付金を支給しない。

3 前条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けた者がその支給を受けた後に第五十三条第一項の申出をする場合における同項第二号の規定の適用については、その者は、第四十五条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けたものとみなす。

4 第四十六条、第四十七条、第五十条第二項、第五十一条及び第五十二条の規定は、前条の規定による日雇労働者給付金について準用する。

(日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間の特例)

第五十六条 日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用され、その翌月以後において離職した場合に、その二月を第十四条の規定による被保険者期間の二箇月として計算することができる。ただし、その者が第四十三条第二項又は第三項の

規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。

2 前項の規定により同項に規定する二月を被保険者期間として計算することによつて第十四条第二項第一号に規定する受給資格又は特例受給資格を取得した者については、第十七条に規定する賃金日額を算定する場合に、その二月の各月において納付された印紙保険料の額を労働省令で定める率で除して得た額をそれぞれその各月に支払われた賃金額とみなす。

第五節 就職促進給付

(常用就職支度金)

第五十七条 常用就職支度金は、受給資格者、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日翌日から起算して六箇月を経過していないもの(以下「特例一時金受給者」という。)を含む。以下同じ。)

又は日雇受給資格者(第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。)であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として政令で定めるものが安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が政令で定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

2 受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者(以下「受給資格者等」という。)が、安定した職業に就いた日前三年以内の就職について常用就職支度金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、常用就職支度金は、支給しない。

3 常用就職支度金の額は、第十六条の規定による基本手当の日額(特例受給資格者については、その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額とし、日雇受給資格者については、第四十八条又は第五十四条第二号の規定による日雇労働者

職者給付金の日額とする。)に三十を乗じて得た額を限度として労働省令で定める額とする。

(移転費)

第五十八条 移転費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

2 移転費の額は、受給資格者等及びその者により生計を維持されている同居の親族の移転に通常要する費用を考慮して、労働省令で定める。

(広域求職活動費)

第五十九条 広域求職活動費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合において、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

2 広域求職活動費の額は、前項の求職活動に通常要する費用を考慮して、労働省令で定める。

(給付制限)

第六十条 偽りその他の不正の行為により失業給付の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、就職促進給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、就職促進給付の全部又は一部を支給することができる。

資格者である場合又は日雇受給資格者となつた場合には、第一項の規定にかかわらず、その日雇受給資格者たる資格に基づく就職促進給付を支給する。

4 第一項に規定する者(第五十二条第三項の規定により日雇労働者給付金の支給を受けることができない者とされている者を除く。)が新たに日雇受給資格者となつた場合には、第一項の規定にかかわらず、その日雇受給資格者たる資格に基づく就職促進給付を支給する。

(準用)

第六十一条 第三十一条第一項、第四項及び第五項並びに第三十五条の規定は、就職促進給付について準用する。この場合において、第三十一条第一項中「受給資格者」とあるのは、「就職促進給付の支給を受けることができる者」と読み替へるものとする。

第四章 雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業

(雇用改善事業)

第六十二条 政府は、被保険者及び被保険者であつた者(以下この章において「被保険者等」という。)に關し、雇用状態の是正、失業の予防その他雇用構造の改善を図るため、雇用改善事業として、次の事業を行うことができる。

一 事業主に対して、定年の引上げの促進、高年齢者の雇入れの促進その他年齢別の雇用構造の改善を図るために必要な助成及び援助を行うこと。
二 事業主に対して、雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転による雇用機会の増大、季節的に失業する者が多数居住する地域における通年雇用の促進その他地域的な雇用構造の改善を図るために必要な助成及び援助を行うこと。
三 事業主に対して、産業構造の変化等に伴い特定の産業から一時に多数発生した離職者の雇入れの促進その他産業間の雇用構造の改善

を図るために必要な助成及び援助を行うこと。

四 事業主に対して、景気の変動、国際経済事情の急激な変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業を予防するために必要な助成及び援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、雇用構造の改善を図るために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

2 前項各号に掲げる事業の実施に関し必要な基準は、労働省令で定める。

(能力開発事業)

第六十三条 政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

一 職業訓練法第二十四条第一項に規定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと並びに当該職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行う都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

二 公共職業訓練施設（公共職業訓練施設の行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。以下この号において同じ。）を設置し、又は運営すること及び公共職業訓練施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

三 求職者及び退職を予定する者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習（第五号において「職業講習」という。）並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること。

四 職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五 職業訓練（公共職業訓練施設の行うものに限る。以下この号において同じ。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

六 技能検定の実施に要する経費を負担すること及び技能検定を行う法人その他の団体に對して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

2 前項各号に掲げる事業の実施に関し必要な基準については、同項第二号の規定による都道府県に対する経費の補助に係るものにあつては政令で、その他の事業に係るものにあつては労働省令で定める。

3 政府は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

(雇用福祉事業)

第六十四条 政府は、被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他これらの者の福祉の増進を図るため、雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

一 就職に伴いその住居を移転する者のための

宿舍を設置し、及び運営すること。

二 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談その他の援助を行うこと並びに当該援助のための施設を設置し、及び運営すること。

三 教養、文化、体育又はレクリエーションの施設その他の福祉施設を設置し、及び運営すること。

四 求職者の就職のため、資金の貸付け、身元保証その他必要な援助を行うこと。

五 労働者の職業に対する適応性その他職業の安定に関する調査、研究及び資料の整備を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進を図るために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

2 前条第三項の規定は、前項各号に掲げる事業の全部又は一部の実施について準用する。

(事業等の利用)

第六十五条 前三条の事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

第五章 費用の負担

(国庫の負担)

第六十六条 国庫は、次の各号に掲げる区分によつて、求職者給付に要する費用の一部を負担する。

一 日雇労働者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二 日雇労働者給付金については、当該日雇労働者給付に要する費用の三分の一

2 前項第一号に掲げる求職者給付については、国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額

を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。

3 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一 次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。）に應ずる部分の額（徴収法第十一条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額）

ロ 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額

二 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に労働大臣が協議して定める率を乗じて得た額

三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三の率を雇用保険率で除して得た率（次項及び第六十八条第二項において「三事業率」という。）を乗じて得た額

4 日雇労働者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負

担額から当該超過額に相当する額を減じた額
(その額が当該会計年度において支給した日雇
労働者給付金の総額の四分の一に相当する
額を下回る場合には、その四分の一に相当する
額)を負担する。

一次に掲げる額を合計した額

イ 徴収法の規定により徴収した印紙保険料
の額

ロ イの額に相当する額に前項第二号に掲げ
る労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率
を乗じて得た額から、その額に三事業率を
乗じて得た額を減じた額

二 支給した日雇労働者給付金の総額の三
分の二に相当する額

5 国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年
度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事
務の執行に要する経費を負担する。

第六十七條 第二十五條第一項の措置が決定され
た場合には、前条第一項第一号の規定にかかわ
らず、国庫は、広域延長給付を受ける者に係る
求職者給付に要する費用の三分の一を負担す
る。この場合において、同条第二項中「支給し
た当該求職者給付の総額」とあるのは「支給し
た当該求職者給付の総額から広域延長給付を受け
る者に係る求職者給付の総額を控除した額」と、
「一般保険料の額を超える場合には」とあるのは
「一般保険料の額から広域延長給付を受ける者
に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する
額を控除した額を超える場合には」と読み替え
るものとする。

(保険料)

第六十八條 雇用保険事業に要する費用に充てる
ため政府が徴収する保険料については、徴収法
の定めるところによる。

2 前項の保険料のうち、一般保険料徴収額から
その額に三事業率を乗じて得た額を減じた額及
び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失
業給付に要する費用に充てるものとし、一般保

険料徴収額に三事業率を乗じて得た額は、雇用
改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要
する費用に充てるものとする。

第六章 不服申立て及び訴訟
(不服申立て)

第六十九條 第九條の規定による確認、失業給付
に関する処分又は第三十五條第一項若しくは第
二項(第三十六條第五項、第三十七條第九項、
第四十條第三項、第五十二條第四項(第五十五
條第四項において準用する場合を含む。))及び第
六十一條において準用する場合を含む。の規定
による処分不服のある者は、雇用保険審査官
に対して審査請求をし、その決定に不服のある
者は、労働保険審査会に対して再審査請求をす
ることができる。

2 前項の審査請求又は再審査請求は、時効の中
断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査請求及び再審査請求については
は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十
号)第二章第一節、第二節第十八條及び第二十
九條を除く。及び第五節の規定を適用しない。
(不服理由の制限)

第七十條 第九條の規定による確認に関する処分
が確定したときは、当該処分についての不服を
当該処分に基づく失業給付に関する処分につい
ての不服の理由とすることができない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第七十一條 第六十九條第一項に規定する処分の
取消しの訴えは、当該処分についての再審査請
求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でな
ければ、提起することができない。

第七章 雑則

(中央職業安定審議会への諮問)

第七十二條 労働大臣は、第二十三條第一項、第
二十五條第一項、第二十七條第一項若しくは第
二項若しくは第五十七條第一項の基準又は同項
の就職が困難な者を政令で定めようとするとき、
第十三條、第二十條第一項又は第二十二條

第一項第二号の理由を労働省令で定めようとし
るとき、第二十五條第三項、第二十六條第二
項、第二十九條第二項、第三十二條第三項、第
三十三條第二項、第三十五條第一項(第三十六
條第五項、第三十七條第九項、第四十條第三
項、第五十二條第四項(第五十五條第四項にお
いて準用する場合を含む。))及び第六十一條にお
いて準用する場合を含む。又は第五十二條第二
項(第五十五條第四項において準用する場合を
含む。))の基準を定めようとするとき、その他こ
の法律の施行に関する重要事項について決定し
ようとするときは、あらかじめ、中央職業安定
審議会の意見を聴かなければならない。

2 中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に応
ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に
関し、関係行政庁に建議し、又はその報告を求
めることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第七十三條 事業主は、労働者が第八條の規定に
よる確認の請求をしたことを理由として、労働
者に対して解雇その他不利益な取扱いをしては
ならない。

(時効)

第七十四條 失業給付の支給を受け、又はその返
還を受ける権利及び第三十五條第一項又は第二
項(第三十六條第五項、第三十七條第九項、第
四十條第三項、第五十二條第四項(第五十五條
第四項において準用する場合を含む。))及び第六
十一條において準用する場合を含む。の規定に
より納付すべきことを命ぜられた金額を徴収
する権利は、二年を経過したときは、時効によ
つて消滅する。

(戸籍事項の無料証明)

第七十五條 市町村長(特別区及び地方自治法(昭
和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の
十九條第一項の指定都市においては、区長とす
る。))は、行政庁又は失業給付の支給を受ける者
に対して、当該市(特別区を含む。))町村の条例

の定めるところにより、失業給付の支給を受け
る者の戸籍に関し、無料で証明を行うことがで
きる。

(報告等)

第七十六條 行政庁は、労働省令で定めるところ
により、被保険者若しくは受給資格者等を雇用
し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険
事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団
体に対して、この法律の施行に必要必要な報
告、文書の提出又は出頭を命ずることができ
る。

2 離職した者は、労働省令で定めるところによ
り、従前の事業主又は当該事業主から徴収法第
三十三條第一項の委託を受けて同項に規定する
労働保険事務の一部として求職者給付の支給を
受けるために必要な証明書の交付に関する事務
を処理する労働保険事務組合に対して、求職者
給付の支給を受けるために必要な証明書の交付
を請求することができる。その請求があつたと
きは、当該事業主又は労働保険事務組合は、その
請求に係る証明書を交付しなければならない。

第七十七條 行政庁は、被保険者、受給資格者等
又は未支給の失業給付の支給を請求する者に対
して、この法律の施行に必要必要な報告、文
書の提出又は出頭を命ずることができる。

(診断)

第七十八條 行政庁は、求職者給付の支給を行う
ため必要があると認めるときは、第十五條第四
項第一号の規定により同条第二項に規定する失
業の認定を受け、若しくは受けようとする者
第二十條第一項の規定による申出をした者又は
傷病手当の支給を受け、若しくは受けようとし
る者に対して、その指定する医師の診断を受け
るべきことを命ずることができる。

(立入検査)

第七十九條 行政庁は、この法律の施行のため必
要があると認めるときは、当該職員に、被保険
者若しくは受給資格者等を雇用し、若しくは雇

用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置の命令への委任)

第八十条 この法律に基づき政令又は労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律に基づき、労働大臣が基本手当日額表その他の事項を定め、又はこれを改廃する場合においても、同様とする。

(権限の委任)

第八十一条 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。

(労働省令への委任)

第八十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

第八章 罰則

第八十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第七十条の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合
- 二 第七十三条の規定に違反した場合
- 三 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

四 第七十六条第二項の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

五 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十四条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第七十条の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合

二 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

三 第七十六条第二項の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

四 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十五条 被保険者、受給資格者等又は未支給の失業給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合

二 第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十六条 法人（法人でない労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその労働保険事務組合を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）は、廃止する。

(適用範囲に関する暫定措置)

第三条 次の各号に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業（事務所に限る。）を除く。）であつて、政令で定めるものは、当分の間、第五十条第一項の規定にかかわらず、任意適用事業とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは採採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

2 前項に規定する事業の保険関係の成立及び消滅については、徴収法附則の定めるところによるものとし、徴収法附則第二条又は第三条の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が

成立している事業は、第五十条第一項に規定する適用事業に含まれるものとする。

(被保険者に関する届出等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生した事項につき附則第二条の規定による廃止前の失業保険法（以下「旧法」という。）第八十条の規定により届け出なければならぬこととされていた事項の届出については、なお従前の例による。

2 旧法第五条に規定する被保険者（以下「旧被保険者」という。）となつたこと又は旧被保険者でなくなつたことの確認及びその確認の請求については、なお従前の例による。

3 施行日の前日に旧被保険者であつた者であつて、引き続き同一の事業主に雇用され、施行日に第四十一条第一項に規定する被保険者（以下「新被保険者」という。）となつたもの（以下「継続雇用被保険者」という。）のうち、既に旧法第十条の規定により当該旧被保険者となつたことの確認を受けているもの（前項の規定により当該旧被保険者となつたことの確認を受けた者を含む。）については、施行日（前項の規定により当該旧被保険者となつたことの確認を受けた者については、当該確認を受けた日）に、新被保険者となつたことの第九条の規定による確認がされたものとみなす。

(被保険者期間に関する経過措置)

第五条 旧被保険者であつた者であつて新被保険者となつたものに関するこの法律の規定の適用については、旧法の規定による被保険者期間（施行日前に旧法第十五条第一項の規定に該当するに至つた場合における離職の日以前の被保険者期間を除く。）は、第十四条第一項の規定による被保険者期間とみなす。

2 継続雇用被保険者（施行日に短期雇用特例被保険者となつた者を除く。）のうち、昭和五十年四月における喪失当り日（第十四条第一項に規定する喪失当り日をいう。）以下この条において同じ。）が同月一日（以下この条において「基準

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一)

雇用保険法案

一九八

日」という。以外の日である者(同月に新被保険者でなくなった者を含む)に於ける第十四条第一項の規定の適用については、基準日を基準日の属する月の前月における喪失日当日とみなす。

3 前項の規定により基準日を喪失日当日とみなされた者のうち、昭和五十年四月における喪失日当日(同月に新被保険者でなくなった者)については、当該新被保険者でなくなった者の前日から基準日までさかのぼった期間が第十四条第一項の規定による被保険者期間の一箇月として計算された者に於ける第十四条第一項の規定の適用については、当該一箇月として計算された被保険者期間は、同項に規定する被保険者期間に算入しない。

第六条 短期雇用特例被保険者が当該短期雇用特例被保険者でなくなった場合(引き続き同一事業主に被保険者として雇用される場合を除く)における当該短期雇用特例被保険者となつた日(以下この条において「資格取得日」という)から当該短期雇用特例被保険者でなくなった日(以下この条において「資格喪失日」という)の前日までの間の短期雇用特例被保険者であつた期間については、第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、当該短期雇用特例被保険者は、資格取得日の属する月の初日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き短期雇用特例被保険者として雇用された後当該短期雇用特例被保険者でなくなったものとみなす。この場合において、同項本文中「十四日」とあるのは、「十一日」とする。

(旧法に規定する受給資格に関する経過措置)
第七条 旧法第十五条第一項の規定に該当する者に係る受給資格は、第十四条第二項第一号に規定する受給資格とみなす。

2 前項の受給資格を有する者に対する第三章の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第十五条第三項の規定の適用については、同項中「離職後最初に出頭した日」とあるのは、「旧失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第十六条第二項(附則第九條第一項においてその例によることとされる場合を含む)の規定により最後に失業の認定を行つた日の翌日」とする。

二 前項の受給資格に係る離職後最初に公共職

業安定所に求職の申込みをした日が施行日前である者に係る基本手当又は傷病手当の日額については、第十六条の規定による失業保険金の日額(施行日の前日において旧法第二十七条第一項に規定する扶養親族があり、施行日以後最初に第十五条第二項に規定する失業の認定を受ける日までにその旨を公共職業安定所に届け出た者)については、その失業保険金の日額に届出に係る扶養親族について旧法第二十七条の規定によりその者に支給される扶養手当の日額を加算した額。以下この号において同じ。を下回ることとなるときは、第十六条又は第三十七条第三項の規定にかかわらず、旧法第二十七条の規定による失業保険金の日額に相当する額とする。

三 第二十条の規定の適用については、同条第一項中「当該一年の期間内」とあるのは、「昭和五十年四月一日から当該受給資格に係る離職の日(属する年の翌年のこれに相当する日までの間)とする。

四 第二十条第一項の規定による期間内の失業している日数については、基本手当を支給することのできる日数については、第二十二條の規定にかかわらず、旧法第二十条及び第二十二條の規定により支給期間内において失業保険金を支給することができるときから旧法の規定により失業保険金及び傷病給付金(旧法第二十三條第二項の規定により支給があつたこととみなされた失業保険金並びに附則第九條第一項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る失業保険金及び傷病給付金を含む)の支給を受けた日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。

五 第二十三條の規定は、適用しない。

六 第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十七條第一項及び第三十七條第四項の規定の適用については、これらの規定中「所定給付日数」とあるのは、「附則第七條第二項第四号の規定による基本手当を支給することができ日数」とする。

七 施行日前に旧法の規定により公共職業安定所が行つた公共職業訓練等を受けることの指示は、この法律の規定により公共職業安定所

長が行つた公共職業訓練等を受けることの指示とみなす。

八 旧法第二十條の五第一項、第二十一條第一項若しくは第二項、第二十二條第一項又は第二十三條第一項(旧法第二十五條第四項、第二十六條第十一項又は第二十七條第五項において準用する場合を含む)の規定(附則第九條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む)により与えられた給付に関する処分は、それぞれ、第二十九條第一項、第三十二條第一項若しくは第二項、第三十三條第一項又は第三十四條第一項(第三十六條第五項又は第三十七條第九項において準用する場合を含む)の規定により与えられた給付に関する処分とみなす。

九 第五十七條第三項の規定の適用については、同項中「第十六條の規定」とあるのは、「第十六條又は附則第七條第二項第二号の規定」とする。

(基本手当の給付日数の延長措置に関する経過措置)
第八条 施行日の前日において旧法第二十條の四第一項の規定による措置が決定されていた地域については、施行日に第二十五條第一項の規定による措置が決定された場合においては、当該地域に係る旧法第二十條の四第一項の規定による措置及び同項の規定による認定を受けた受給資格者は、それぞれ、第二十五條第一項の規定により決定された措置及び同項の規定により認定を受けた受給資格者とみなして基本手当を支給する。

2 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)第三條の規定により労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動を行うことを命じた場合は、第二十五條の規定の適用については、労働大臣が職業安定法第十九條の二に規定する職業紹介活動を行うことを命じたものとみなす。

(旧法の規定による保険給付等に関する経過措置)
第九条 施行日前の期間に係る旧法の規定による保険給付、施行日前に就職するに至つた場合における旧法の規定による就職支度金及び施行日前に公共職業安定所の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更した場合における

旧法の規定による移転費(以下「旧保険給付等」という)の支給については、なお従前の例による。

2 旧法に規定する受給資格者が死亡したために旧法第十六條第一項の失業の認定又は旧法第二十六條第二項の認定を受けることができなかった場合におけるその者の配偶者その他旧法第十六條の第二項又は第二十六條第三項に規定するその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に対する旧法の規定による失業保険金又は傷病給付金の支給については、なお従前の例による。

3 旧保険給付等については、旧法第二十條の五、第二十一條、第二十二條及び第二十三條(旧法第二十五條第四項、第二十六條第十一項、第二十七條第五項、第二十七條の三第五項又は第二十七條の四第三項において準用する場合を含む)の規定は、なおその効力を有する。

(返還命令等に関する経過措置)
第十条 詐欺その他不正の行為によつて旧保険給付等の支給を受けた者並びに当該旧保険給付等の支給に關し虚偽の届出、報告又は証明をした事業主及び労働保険事務組合に對してするその支給した旧保険給付等の全部又は一部を返還すべきことの命令及び当該詐欺その他不正の行為によつて支給を受けた旧保険給付等に相當する額以下の金額を納付すべきことの命令については、なお従前の例による。

(短期雇用特例被保険者に関する経過措置)
第十一条 労働大臣は、継続雇用被保険者であつて、施行日に短期雇用特例被保険者となつたもの(次項において「継続雇用特例被保険者」という)を雇用する事業主に、労働省令で定めるところにより、その雇用する短期雇用特例被保険者に関する必要な報告を行うことを命ずることができる。

2 継続雇用特例被保険者が離職し、特例受給資格を取得した場合には、第十條第三項、第三十九條及び第四十條の規定にかかわらず、特例一時金を支給しないものとし、その者を第十五條第一項に規定する受給資格者とみなして、第三章第二節に定めるところにより、求職者給付を支給する。この場合において、その者に係る所定給付日数は、旧法第二十條及び第二十二條の二の規定がなおその効力を有するものとした場合

に、これらの規定により受給期間内に失業保険金を支給することができる日数とする。

(旧法の規定による日雇労働被保険者等に関する経過措置)

第十二条 施行日前に旧法第三十八条の四第一項の認可を受けた者は、施行日に第六条第一号の認可を受けた者とみなす。

2 施行日前に旧法第三十八条の三第一項第一号の規定により労働大臣が指定した区域又は同項第三号の規定により労働大臣が指定した適用事業は、それぞれ第四十三条第一項第一号の規定により労働大臣が指定した区域又は同項第三号の規定により労働大臣が指定した適用事業とみなす。

3 施行日前に旧法第三十八条の五第二項ただし書の認可を受けた者は、施行日に第四十三条第二項の認可を受けた者とみなす。

4 施行日前に旧法第三十八条の三第二項又は第三十八条の四第二項の規定により交付された日雇労働被保険者手帳は、第四十四条の規定により交付された日雇労働被保険者手帳とみなす。

第十三条 旧法の規定による日雇労働被保険者であつた者についての施行日前の日に係る旧法の規定による失業保険金の支給については、なお従前の例による。

2 昭和五十年五月中の第四十七条第一項に規定する失業している日について支給する日雇労働求職者給付金に関する第四十八条第一号の規定

の適用については、同号中「前二日間」とあるのは昭和五十年四月と、「二十四日分」とあるのは「十二日分」とする。

3 旧法第五章の規定により支給を受けた失業保険金(第一項に規定する失業保険金を含む)は、第五十三条第一項の規定の適用については、この法律の規定により支給を受けた日雇労働求職者給付金とみなす。

4 施行日前に旧法第三十八条の九の二第一項の申出をした者は、第五十三条第一項の申出をした者とみなす。この場合において、その者が第五十四条第一号の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる日数は、六十日から旧法第三十八条の九の三の規定による失業保険金(第一項に規定する失業保険金を含む)の支給を受けた日数を差し引いた日数分を限度とする。

5 第五十三条第一項の申出をした者であつて、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月(以下この項において「最終月」という)が次の表の上欄に掲げる月であるものに対して支給する日雇労働求職者給付金に関する第五十四条第二号イの規定の適用については、同号イ中「基礎期間」とあるのは最終月の区分に應じそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、「七十二日分」とあるのは最終月の区分に應じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和五十年四月	昭和五十年四月一日から同月三十日までの期間	十二日分
昭和五十年五月	昭和五十年四月一日から同年五月三十一日までの期間	二十四日分
昭和五十年六月	昭和五十年四月一日から同年六月三十日までの期間	三十六日分
昭和五十年七月	昭和五十年四月一日から同年七月三十一日までの期間	四十八日分
昭和五十年八月	昭和五十年四月一日から同年八月三十一日までの期間	六十日分

6 旧法第三十八条の十第一項又は第二項(次項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む)の規定によりされた給付に関する処分は、第五十二条第一項又は第三項(第五十五条第四項において準用する場合を含む)の規定によりされた給付に関する処分とみなす。

7 第一項に規定する失業保険金については、旧法第三十八条の十の規定は、なおその効力を有する。

8 旧法第三十八条の六の規定に該当する者又は旧法第三十八条の九の二第一項の申出をした者が死亡したために旧法第三十八条の九第三項の失業の認定を受けることができなかった場合に於けるその者の配偶者その他同条第四項に規定するその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に対する旧法の規定による失業保険金の支給については、なお従前の例による。

(雇用改善事業等に関する経過措置)
第十四条 旧被保険者であつた者は、第四章の規定の適用については、新被保険者であつた者とみなす。

(国庫負担に関する経過措置)
第十五条 附則第九条第一項及び第二項の規定により従前の例によることとされる旧保険給付等(就職支度金及び移転費を除く。以下この項において同じ)は、第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条の規定の適用については、第六十六条第一項第一号に規定する求職者給付とみなす。この場合において、旧法第二十条の四第一項の措置に基づき支給された旧保険給付等は、第二十五条第一項の措置に基づき支給された求職者給付とみなす。

2 附則第十三条第一項又は第八項の規定により従前の例によることとされる旧法の規定による失業保険金は、第六十六条第一項又は第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に規定する日雇労働求職者給付金とみなす。

3 次条の規定により徴収した旧法の規定による

特別保険料がある会計年度については、第六十六条第二項中「一般保険料の額」とあるのは、「一般保険料の額と附則第十六条の規定により徴収した旧失業保険法(昭和二十二年法律第四百四十六号)の規定による特別保険料の額との合計額」とする。

(旧法の規定による特別保険料に関する経過措置)
第十六条 施行日前に納付しなければならぬこととされていた旧法の規定による特別保険料及び当該特別保険料に係る徴収金については、なお従前の例による。

(不服申立てに関する経過措置)
第十七条 旧法の規定(これらの規定の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合を含む)による処分であつて、旧法第四十条第一項に規定するものに対する不服申立て及び当該処分の取消しの訴えについては、旧法第七章の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「失業保険審査官」とあるのは、「雇用保険審査官」とする。

2 旧法第十条(附則第四条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定による確認に関する処分は、第七十条の規定の適用については、第九条の規定による確認に関する処分とみなす。

(不利益取扱いの禁止に関する経過措置)
第十八条 旧法第九条(附則第四条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定による確認の請求をしたことを理由とする労働者に対する解雇その他不利益な取扱いの禁止については、なお従前の例による。

(失業保険金等に係る時効等に関する経過措置)
第十九条 旧法の規定による保険給付に係る時効、受給権の譲渡及び差押えの禁止、公課の禁止並びに戸籍事項の無料証明については、なお従前の例による。

2 失業保険に関する書類に係る印紙税の非課税

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

については、なお従前の例による。

(報告等)に関する経過措置

第二十条 旧法の規定(これらの規定の例によることとされる場合を含む。)に係る失業保険の施行に必要となる旧法第四十九条から第五十一条までにおいて規定する事項については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十二條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされた事項に関する施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

今後の経済社会の動向に即して、失業者の生活の安定を図りつつその就職を促進する等の見地から失業者に対する給付内容の改善、整備を図るとともに、雇用構造の改善、労働者の能力の開発、向上その他労働者の福祉の増進に資するため、雇用保険制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右

昭和四十九年十二月十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(船員保険法の一部改正)

第一条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の第四項を次のように改正する。

第四項第五項中「以下」の下に「本条及次条ニ

於テ」を加える。

第三十三條ノ第三項中「一年ノ」を削る。

第三十三條ノ第五項中「二週間」を「四週間」に改める。

第三十三條ノ九第一項中「平均シタル額」の下に「(其ノ最後ノ月ノ報酬ガ法令又ハ労働協約若ハ就業規則ニ基キ昇給其ノ他之ニ準ズル報酬ノ増加ニ因リ其ノ前月ノ報酬ニ比シ多額トナリタルトキハ最後ノ月ニ於ケル標準報酬月額トス以下本条ニ於テ給付基礎日額ト称ス)」を加え、ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

失業保険金ノ額ハ一日ニ付雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)ニ依ル基本手当ノ日額ト均等シ考慮シ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キテ厚生大臣ノ定ムル失業保険金日額表ニ於ケル給付基礎日額ノ区分ニ応ジ定メラレタル金額トス

第三十三條ノ九第四項中「百円」を「五百円」に、「標準報酬月額」を「給付基礎日額」に改め、同条第三項を削る。

第三十三條ノ第十項中「失業保険金ノ支給ヲ受クル期間ハ」を「失業保険金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外」に、「一年間ノ限度トス」を「一年(当該一年ノ期間内ニ妊娠、出産、育児其ノ他命令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ引続キ三十日以上職業ニ就クコトヲ得ザル者ガ海運局又ハ公共職業安定所ノ長ニ其ノ旨ヲ申出タル場合ニ於テハ当該理由ニ因リ職業ニ就クコトヲ得ザル日数ヲ加ヘルモノトシ其ノ加ヘラレタル期間四年ヲ超ユルトキハ四年トス)ノ期間内ニ於テ第三十三條ノ十二第一項ニ規定スル所定給付日数ニ相当スル日数分ヲ限度トシテ支給ス」に改め、同条第二項中「起算ス」を「起算スルモノトシ前ノ資格ニ基キ失業保険金ハ之ヲ支給セズ」に改める。

第三十三條ノ十二を次のように改める。

第三十三條ノ十二 失業保険金ヲ支給スベキ日数(以下所定給付日数ト称ス)ハ左ノ各号ニ掲グル其ノ支給ヲ受クベキ者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数トス

一 当該失業保険金ニ係ル第三十三條ノ第十

項又ハ第二項ニ規定スル船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日(以下本条ニ於テ基準日ト称ス)ニ於テ四十五歳以上ナル者及当該失業保険金ニ係ル基準日ニ於テ四十五歳未満ナル者ニシテ命令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ就職困難ナルモノ 二百四十日

二 当該失業保険金ニ係ル基準日ニ於テ三十三歳以上四十五歳未満ナル者(前号ニ規定スル理由ニ因リ就職困難ナル者ヲ除ク) 百八十日

三 当該失業保険金ニ係ル基準日ニ於テ三十三歳未満ナル者(第一号ニ規定スル理由ニ因リ就職困難ナル者ヲ除ク) 百二十日

失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ当該失業保険金ニ係ル基準日迄船員(第三十三條ノ第三項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ)トシテ引続キ船舶所有者ニ使用セラレタル期間(以下本項ニ於テ基準日以前ノ使用期間ト称ス)一年未満ナルモノ(当該基準日以前ノ使用期間ノ初日前一年ノ期間内ニ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタルコトアル者ニシテ当該基準日以前ノ使用期間ト当該船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間(当該基準日以前ノ使用期間ノ初日前ニ失業保険金ノ支給ヲ受ケタル者ニ付テハ当該失業保険金ニ係ル基準日以前ノ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ヲ除ク)トヲ通算シタル期間一年以上ナルモノヲ除ク)ニ係ル所定給付日数ハ前項ノ規定ニ拘ラズ九十日トス

第三十三條ノ十二の次に次の一条を加える。

第三十三條ノ十二ノ二 海運局又ハ公共職業安定所ノ長ガ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ就職困難ナル者ト認メタル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ付テハ次項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数(当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ第三十三條ノ第十項ニ規定スル

期間内ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受ケタル日数ガ所定給付日数ニ満たザル場合ニ於テハ其ノ支給ヲ受ケタル日数トス以下本項、次条第一項及第三十三條ノ十三ノ二第一項ニ於テ之ニ同ジ)ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ政令ヲ以テ定ムル日数ノ限度トス

前項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給(以下個別延長給付ト称ス)ヲ受クル者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ第三十三條ノ第十項ノ規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル期間ノ前項後段ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日数ヲ加ヘタル期間トス

第三十三條ノ十三第一項中「一年」を「政令ヲ以テ定ムル期間」に、「前条第一項ノ規定ニ依リ失業保険金ヲ支給スル日数」を「所定給付日数」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給(第三十三條ノ十三ノ三ニ於テ職業補導延長給付ト称ス)ヲ受クル者ガ第三十三條ノ第十項ニ規定スル期間ヲ超エテ前項ノ規定ニ依リ職業補導ヲ受クルトキハ其ノ者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ同条第一項ノ規定ニ拘ラズ当該職業補導ヲ受ケ終ル日迄ノ間トス

第三十三條ノ十三の次に次の二条を加える。

第三十三條ノ十三ノ二 社会保険庁長官ハ失業ノ状況ガ全国的ニ著シク悪化シ政令ヲ以テ定ムル基準ニ該当スルニ至リタル場合ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ就職状況ニ照シ必要アリト認ムルトキハ其ノ指定スル期間内ニ限り第三項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル措置ヲ決定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ政令ヲ以テ定ムル日数ノ限度トス

社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依リ措置ヲ決定シタル後ニ於テ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照

シ必要アリト認ムルトキハ同項ノ規定ニ依リ指定シタル期間(其ノ期間ガ本項ノ規定ニ依リ延長セラレタルトキハ其ノ延長セラレタル期間)ヲ延長スルコトヲ得

第一項ノ措置ニ基ク失業保険金ノ支給(以下全国延長給付ト称ス)ヲ受クル者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ第三十三条ノ十第一項ノ規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル期間ニ第一項後段ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日数ヲ加ヘタル期間トス

社会保険庁長官ハ第一項ノ規定ニ依ル措置ヲ決定シ又ハ第二項ノ規定ニ依リ期間ヲ延長セントスルトキハ予メ運輸大臣ニ協議スルモノトス

第三十三条ノ十三ノ三 全国延長給付ヲ受クル者ニ付テハ当該全国延長給付ガ終リタル後ニ非ザレバ個別延長給付及職業補導延長給付ハ之ヲ為サズ個別延長給付ヲ受クル者ニ付テハ当該個別延長給付ガ終リタル後ニ非ザレバ職業補導延長給付ハ之ヲ為サズ

個別延長給付又ハ職業補導延長給付ヲ受クル者ニ付全国延長給付ガ為サルトキハ当該全国延長給付ガ為サル間ハ其ノ者ニ付個別延長給付又ハ職業補導延長給付ハ之ヲ為サズ前二項ニ規定スルモノノ外第一項ニ規定スル各延長給付ヲ順次受クベキ者ニ係ル当該各延長給付ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三条ノ十四第一項中「二週間」を「四週間」に、「十四日分」を「二十八日分」に改める。

第三十三条ノ十六第一項中「第三十三条ノ十」を「第三十三条ノ十第一項」に改め、同条第三項中「第三十三条ノ十二第一項ニ規定スル日数」を「所定給付日数」に改め、同条第四項中「第三十三条ノ十二第一項」を「第三十三条ノ十第一項」に改める。

第五十二條ノ二第一項中「一月間」の下に「(個別延長給付又ハ全国延長給付ヲ受クル者ニ在リ

テハ当該延長給付ニ係ル期間ノ中其ノ拒ミタル日以後ノ期間トス)」を加へ、同項第二号中「就職スル為」の下に「又ハ職業ノ補導ヲ受クル為」を加える。

第五十七條ノ三第一項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「職業ニ就ク為」の下に「又ハ海運局若ハ公共職業安定所ノ長ノ指示シタル職業ノ補導ヲ受クル為」を加える。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)前ノ期間に係る失業保険金(船員保険法第三十三条ノ十六第一項ノ規定による給付を含む。以下この条において同じ)ノ支給については、なお従前ノ例による。

2 施行日前に船員保険法第三十三条ノ三第一項ノ規定に該当するに至つた後船員として船舶所有者に使用されなくなつた者(施行日前に海運局又は公共職業安定所に求職の申込みをした者に限る。)であることにより支給される施行日以後の期間に係る失業保険金(前条の規定による改正後の船員保険法(次項において「新船員保険法」といふ)第三十三条ノ九第二項の規定による失業保険金の額が前条の規定による改正前の船員保険法第三十三条ノ九第二項の規定による失業保険金の額(施行日の前日において同条第三項に規定する配偶者又は子があり、施行日以後最初に失業の認定を受ける日まで)にその旨を海運局又は公共職業安定所の長に届け出た者については、その失業保険金の額に届出に係る配偶者又は子について同項の規定により加給すべき金額を加えた額。以下この項において同じ)を下回ることとなるときは、同条第二項の規定による失業保険金の額に相当する金額とする。

3 施行日前に船員保険法第三十三条ノ三第一項の規定に該当するに至つた後船員として船舶所有者に使用されなくなつた者であることにより支給される施行日以後の期間に係る失業保険金

については、次の各号に定めるところによる。
一 新船員保険法第三十三条ノ十第一項の規定の適用については、同項中「当該一年ノ期間内」とあるのは昭和五十年四月一日ヨリ当該船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日ノ属スル年ノ翌年ノ之ニ応当スル日迄ノ期間内」と、「第三十三条ノ十二第一項ニ規定スル所定給付日数ニ相当スル日数分」とあるのは「百八十日分」とする。
二 新船員保険法第三十三条ノ十二及び第三十三条ノ十二ノ二の規定は、適用しない。
三 新船員保険法第三十三条ノ十三第一項及び第三十三条ノ十三ノ二第一項の規定の適用については、これらの規定中「所定給付日数」とあるのは、「百八十日(当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ第三十三条ノ十第一項ニ規定スル期間内ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受ケタル日数ガ百八十日ニ滿タザル場合ニ於テハ其ノ支給ヲ受ケタル日数トス)」とする。
四 新船員保険法第三十三条ノ十六第三項の規定の適用については、同項中「所定給付日数」とあるのは、「百八十日」とする。
(職業安定法の一部改正)
第三条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。
第四条第七号中「失業保険法」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)」に、「失業保険制度」を「雇用保険制度」に改める。
第八条第一項及び第五十二條の二中「失業保険」を「雇用保険」に改める。
(地方財政法の一部改正)
第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第十条の四第七号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。
(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)
第五条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律

律(昭和二十三年法律第四百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第一項第二号中「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に改める。

(日本専売公社法の一部改正)
第六条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の見出しを「(雇用保険)」に改め、同条中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百四十六号)第七条」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第六条第四号」に改める。

第五十六条中「失業保険法に規定する保険給付」を「雇用保険法に規定する失業給付」に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、「同法第二十八条第一項」を「同法第六十六条第一項」に改める。

(日本国有鉄道法の一部改正)
第七條 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の見出しを「(雇用保険)」に改め、同条中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百四十六号)第七条」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第六条第四号」に改める。

第六十二条中「失業保険法に規定する保険給付」を「雇用保険法に規定する失業給付」に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、「同法第二十八条第一項」を「同法第六十六条第一項」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)
第八條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四十条の見出し中「売さばき代金の繰入を「売さばき代金の繰入れ」に改め、同条中「売さばき代金」を「売さばき代金」に、「取扱」を「取扱」に、「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に改める。

(労働省設置法の一部改正)
第九條 労働省設置法(昭和二十四年法律第六

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

二〇二

十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第九号を次のように改める。

九 雇用保険事業

第四号中第十三号の五を削り、第十三号の六を第十三号の五とし、同条第三十九号中「失業保険」を「雇用保険」に改め、同条第四十号を次のように改める。

四十 雇用保険法(昭和四十九年法律第

号)に基づいて、雇用改善事業及び能力開発事業の実施に関し必要な基準を定めること。

第四条第四十一号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

第六条第一項第十一号の五中「失業保険の特別保険料」を削る。

第十条第一項第五号中「失業保険事業」を「雇用保険事業」に改め、「大臣官房の下は」及び「職業訓練局」を加え、同項第六号中「失業認定」を「雇用認定」に改め、同項第七号及び第八号中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第十条の二第六号中「技能」の下に「及び知識」を加える。

第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第十八条第一項中「職業安定法(これに基づく命令を含む)」を「職業安定法(これに基づく命令を含む)」に、「失業保険法(これに基づく命令を含む)」を「雇用保険法(これに基づく命令を含む)」に改め、同条第二項中「ものの外」を「もののほか」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)第三十八条第二項及び」を削

る。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十二号中「第三号」を「第二号、第四号」に改める。

第二百六十二号第三号中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)及び失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)を、及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に改め、同条中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 雇用保険法(昭和四十九年法律第

号)の規定によつて失業給付として支給を受ける金額

第三百四十八号第二項第十九号中「第三号」を「第二号、第四号」に改める。

第六百七十二号第三号中「労働者災害補償保険法及び失業保険法」を「及び労働者災害補償保険法」に改め、同条中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 雇用保険法(昭和四十九年法律第

号)の規定によつて失業給付として支給を受ける金額

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十二条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ト中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

(日本電信電話公社法の一部改正)

第十三条 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第八十三条の見出しを「(雇用保険)」に改め、同条中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)第七号」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第

定する失業給付に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、「同法第二十八号第一項」を「同法第六十六号第一項」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第十四条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項各号列記以外の部分中「退職した職員」の下に「(第三項の規定に該当する者を除く)」を加え、「第一号に規定する退職手当の額」を「第一号に掲げる額」に、「第二号に規定する額」を「第二号に掲げる額」に改め、「一年」の下に「(当該一年の期間内に妊娠、出産、育児その他総務府令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総務府令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとす、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項において同じ)」を加え、「当該退職手当」を「第一号に規定する一般の退職手当等」に、「第二号に規定する失業保険金の日額」を「第二号に規定する基本手当の日額」に、「等しい日数をこえて」を「等しい日数(以下この項において「待期日数」という)を超えて」に、「こえる」を「超える」に、「失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)の規定による失業保険金」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第

号)の規定による基本手当」に、「失業保険金の支給を受けることができる日数を、所定給付日数」に、「当該退職手当の額を同号に規定する失業保険金の日額で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる)に等しい日数」を「待期日数」に、「こえては」を「超えては」に改め、同項第一号中「すでに」を「既に」に改め、「前条の規定による退職手当」の下に「(以下この条において「一般の退職手当等」と

いう。)」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の勤続期間(当該勤続期間が一年未満である職員であつて、当該勤続期間に係る職員となつた日以前一年の期間内に職員又は政令で定める職員に準ずる者(以下この号において「職員等」という)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間(当該勤続期間に係る職員となつた日以前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間を除く)を含む。以下この号において「基準勤続期間」という)を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十二

条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年数(同条第二項に規定する基準日以前の雇用期間の年数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数(次項において「所定給付日数」という)を乗じて得た額

第十條第二項中「退職した職員」の下に「(第四項の規定に該当する者を除く)」を加え、「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当」を「一般の退職手当等」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険金の日額」を「基本手当の日額」に、「金額を退職手当として」を「金額を、退職手当として」に、「規定による失業保険金」を「規定による基本手当」に、「場合にその者が同法の規定により失業保険金の支給を受けることができる日数分をこえて」を「場合にその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えて」に改め、同条第三項及び第四項を次のよ

うに改める。

3 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四十一条に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

4 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四十一条に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けるときは、前項第二号の規定の例によりその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

第十條第八項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「失業保険法第二十三條の二」を「雇用保険法第三十五條の二」、「詐欺」を「偽り」に、「第五項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「前項第三号」を「第七項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「必

要に及び、失業保険法第二十五條及び第二十六條」を「雇用保険法第三十六條、第三十七條及び第五十七條から第五十九條まで」に、「支給すること」を「支給する」に改め、同項第一号中「失業保険法第二十五條」を「公共職業安定所長の指示した雇用保険法第三十六條」に改め、「に相当する公共職業訓練等」を削り、同項第三号中「職業につく」を「職業に就く」に、「傷病給付金（当該退職の日において失業保険法第二十七條第一項に規定する扶養親族を有する者に係る傷病給付金にあつては、その額は、同法の規定による傷病給付金の額に同条第三項の規定による扶養手当の額を加えた額とする）」を「傷病手当」に改め、同項に次の三号を加える。

四 雇用保険法第五十七條第一項に規定する身体障害者その他の就職が困難な者として政令で定めるものに該当する者であつて、安定した職業に就いたものについては、常用就職支度金

五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第五十八條第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費

六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者については、広域求職活動費

第十條第五項を同条第七項とし、同項の次の一項を加える。

8 前項の規定は、第三項又は第四項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「第三十六條、第三十七條及び第五十七條から第五十九條ま

で」とあるのは「第五十七條から第五十九條まで」と読み替へるものとする。

第十條第四項の次に次の二項を加える。

5 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した雇用保険法第四十一条に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前二項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第一項又は第二項の規定による退職手当を支給する。

6 第一項、第二項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合には、雇用保険法第二十三條から第二十八條までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

一 公共職業安定所長が雇用保険法第二十三條第一項の規定の例によりその者を同項に規定する就職が困難な者であると認めた場合

二 その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第二十四條第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

三 労働大臣が雇用保険法第二十五條第一項の規定による措置を決定した場合

四 労働大臣が雇用保険法第二十七條第一項の規定による措置を決定した場合

第十五條 施行日前の期間に係る前条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十條の規定による失業者の退職手当の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に退職した職員のうちこの法律の施行の際現に旧退職手当法第十條の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する前条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（以下この条において「新退職手当法」という。）第十條の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 新退職手当法第十條第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「当該一年の期間内」とあるのは、「昭和五十年四月一日から当該退職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。

二 新退職手当法第十條第一項第二号に規定する基本手当の日額が旧退職手当法第十條第一項第二号に規定する失業保険金の日額を上回る者であつて、当該退職の日から施行日の前日までの間の日数が同項本文に規定する日数に満たないものについては、新退職手当法第十條第一項に規定する待期日数については、総理府令で定めるところにより算定した日数とする。

三 新退職手当法第十條第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧退職手当法第十條第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができるときからこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第六項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。

四 新退職手当法第十條第三項から第五項まで及び第六項第一号の規定は、適用しない。

五 この法律の施行の際現に旧退職手当法第十條第三項又は第五項第一号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

二〇四

訓練等は、新退職手当法第十條第六項第二号又は第七項第一号に規定する公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等とみなす。
(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第十六条 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第二条第二項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に、「失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第四十條第一項」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第...号)第六十九條第一項」に改め、同条第三項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第三条中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第七條第二項中「失業保険法第四十條第一項」を「雇用保険法第六十九條第一項」に、「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第二十五條第一項中「失業保険法第四十條第一項」を「雇用保険法第六十九條第一項」に改める。

第三十六條中「失業保険制度」を「雇用保険制度」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 雇用保険審査官は、前條の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下この条において「新審査会法」という。)第二條第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらに規定するもののほか、雇用保険法(昭和四十九年法律第...号)附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第二條の規定による廃止前の失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号。以下旧失業保険法という。)第四十條第一項の規定に

よる審査請求の事件を取り扱う。

2 前項の審査請求に関する新審査会法第七條第二項前段の規定の適用については、同項前段中「雇用保険法第六十九條第一項」とあるのは、「雇用保険法附則第二條の規定による廃止前の失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第四十條第一項」とする。

3 前條の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下この条において「旧審査会法」という。)の規定により失業保険審査官が行つた審査請求の受理、審査請求に係る決定その他の手続は、雇用保険審査官が行つた審査請求の受理、審査請求に係る決定その他の手続とみなす。

4 労働保険審査会は、新審査会法第二十五條の規定にかかわらず、同条に規定するもののほか、雇用保険法附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧失業保険法第四十條第一項の規定による再審査請求の事件を取り扱う。

5 施行日の前日において、失業保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者として旧審査会法第三十六條の規定による指名を受けていた者は、施行日において、雇用保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者として新審査会法第三十六條の規定による指名を受けたものとみなす。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第十八條 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條を次のように改める。

(手当の日額)

第十七條 手当の日額は、手帳の発給を受けた者の次条に規定する賃金日額に応じて定めるものとし、雇用保険法(昭和四十九年法律第...号)第十六條の規定による基本手当日額表(同表に掲げる賃金日額のうち、政令で

定める範囲の賃金日額に係る部分に限る。)に準じて労働大臣が定める就職促進手当日額表におけるその者の賃金日額の属する賃金等級に応じて定められた金額とする。

第十七條の二第二項中「前條第一項の」を削り、「十一日」を「十四日」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第十七條の二第二項及び第三項」を「雇用保険法第十七條第二項から第四項まで」に改める。

第十八條第一項中「失業保険法の規定による失業保険金の受給資格者」を「雇用保険法第十四條第二項第一号に規定する受給資格(以下この項において「受給資格」という。)を有する者」に、「当該資格に基づく所定給付日数(同法第二十條第一項、第二十條の二第一項若しくは第四項若しくは第二十條の三第一項の規定により又は同法第二十條の四第一項の規定による措置に基づき失業保険金の支給を受けることができる日数をいう。以下この項において同じ。)」分の失業保険金の支給を受け終わるか、又は受けることができなくなるまで」を「当該受給資格に基づく所定給付日数(同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数をいい、同法第二十八條第一項に規定する各延長給付を受ける受給資格者については、当該所定給付日数にこれらの延長給付に係る日数を加えた日数をいう。以下この項において同じ。)」に相当する日数分の基本手当を受

け終わる日(所定給付日数に相当する日数分の基本手当を受け終わる前に当該受給資格に係る同法第二十三條第二項に規定する受給期間(以下この項において「受給期間」という。)が満了するときは、その満了する日)まで」に、「同法第二十條の五第一項又は第二十三條第一項(同法第二十六條第十一項において準用する場合を含む。))を同法第二十九條第一項又は第三十四條第一項(同法第三十七條第九項において準用する場合を含む。))に、「失業保険金又は傷病給付

金」を「基本手当又は傷病手当」に、「失業保険金の支給残日数」を「基本手当の支給残日数」に、「当該失業保険金」を「当該基本手当」に、「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「百円」を「五百円」に改め、「(当該手当の日額が第十七條第二項の規定による加算を行なつたものである場合には、その加算を行なう前の額)」を削り、「同条第一項の」を「前條に規定する」に、「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項前段」の下に、「第三項前段」を加え、「当該失業保険金若しくは傷病給付金の日額(第一項に規定する者が失業保険法第二十七條第一項に規定する扶養親族を有する場合にあつては、当該失業保険金又は傷病給付金の日額に同条第三項に規定する扶養手当の日額を加えた額とする。以下同じ。))を「当該基本手当若しくは傷病手当の日額、特例一時金の額の算定に用いた基本手当の日額、日雇労働者給付金の日額」に、「当該失業保険金、傷病給付金を、当該基本手当若しくは傷病手当の日額、特例一時金の額の算定に用いた基本手当の日額、日雇労働者給付金の日額」に改め、「残りの額」の下に「それぞれこれらの給付を支給した日数に相当する日数(特例一時金については、その額をその額の算定に用いた基本手当の日額で除して得た数に相当する日数)分」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「失業保険法第三十八條の六又は第三十八條の九の二」を「雇用保険法第四十五條又は第五十三條の九の三」を「同法第五十條若しくは第五十四條第一号」に、「失業保険金」を「日雇労働者給付金」に、「同法第三十八條の十第二項」を「同法第五十二條第三項(同法第五十五條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))」に、「同条同項」を

金」を「基本手当又は傷病手当」に、「失業保険金の支給残日数」を「基本手当の支給残日数」に、「当該失業保険金」を「当該基本手当」に、「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「百円」を「五百円」に改め、「(当該手当の日額が第十七條第二項の規定による加算を行なつたものである場合には、その加算を行なう前の額)」を削り、「同条第一項の」を「前條に規定する」に、「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項前段」の下に、「第三項前段」を加え、「当該失業保険金若しくは傷病給付金の日額(第一項に規定する者が失業保険法第二十七條第一項に規定する扶養親族を有する場合にあつては、当該失業保険金又は傷病給付金の日額に同条第三項に規定する扶養手当の日額を加えた額とする。以下同じ。))を「当該基本手当若しくは傷病手当の日額、特例一時金の額の算定に用いた基本手当の日額、日雇労働者給付金の日額」に、「当該失業保険金、傷病給付金を、当該基本手当若しくは傷病手当の日額、特例一時金の額の算定に用いた基本手当の日額、日雇労働者給付金の日額」に改め、「残りの額」の下に「それぞれこれらの給付を支給した日数に相当する日数(特例一時金については、その額をその額の算定に用いた基本手当の日額で除して得た数に相当する日数)分」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「失業保険法第三十八條の六又は第三十八條の九の二」を「雇用保険法第四十五條又は第五十三條の九の三」を「同法第五十條若しくは第五十四條第一号」に、「失業保険金」を「日雇労働者給付金」に、「同法第三十八條の十第二項」を「同法第五十二條第三項(同法第五十五條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))」に、「同条同項」を

「同法第五十二条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 手帳の発給を受けた者が雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格（以下この項において「特例受給資格」という。）を有する者である場合には、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月間（その者が同法第四十条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、同条第二項の規定が行われた日から起算して五十日を経過するまでの間（その間に同項の規定による期間が経過する場合には、当該期間が経過するまでの間）とする。）は、手当を支給しない。その者が同法第四十条第三項において準用する同法第三十四条第一項の規定による給付の制限を受けたため特例一時金の支給を受けることができなくなった場合においては、同法第四十条第二項の規定が行われた日（同項の認定を受けていない者については、同項の認定が行われるべき日）から起算して五十日を経過するまでの間（その間に同項の規定による期間が経過する場合には、当該期間が経過するまでの間）も、同様とする。

第十九条中「二週間」を「四週間」に改める。
第四十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
第四十条の二中「又は扶養親族」を削り、「行なう」を「行う」に改める。
第四十条の三中「若しくは負傷を」又は「又は負傷に改め、又は廃疾の状態にあることを理由として第七十七条第二項の規定による加算の対象となり、若しくはなろうとする者」を削る。
第四十二条第一項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。
（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 施行日前の期間に係る前条の規定による改正前の炭鉱離職者臨時措置法（以下この条において「旧炭鉱離職者法」という。）第十六条第一項の規定による就職促進手当（以下この条において「手当」という。）の支給については、なお従前の例による。

2 炭鉱離職者求職手帳（以下この条において「手帳」という。）の発給を受けた者のうち当該手帳の発給の申請をした日が施行日前である者に係る手当の日額については、前条の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法（以下この条において「新炭鉱離職者法」という。）第十七条の規定による手当の日額が旧炭鉱離職者法第十七条第一項の規定による手当の日額（施行日の前日において同条第二項に規定する扶養親族がある旨を、施行日以後最初に新炭鉱離職者法第十四条の規定により出頭すべき日までに公共職業安定所長に届け出た場合（天災その他やむを得ない理由によりその日までに届出をすることができなかった者については、その理由がやんだ日から七日以内に届け出た場合）には、旧炭鉱離職者法第十七条第二項の規定に準じて労働省令で定める額を同条第一項の規定による手当の日額に相当する額に加算した額。以下この項において「旧手当日額」という。）を下回ることとなるときは、新炭鉱離職者法第十七条の規定にかかわらず、旧手当日額に相当する額とする。

3 手帳の発給を受けた者が旧炭鉱離職者法第八十条第一項第一号の離職の日（旧炭鉱離職者法第九十条の二第一項の規定に該当する者であつて、同項に規定する離職の日まで一年以上引き続き雇用されたものについては、当該離職の日）が施行日前のものに係る新炭鉱離職者法第十七条の二の規定による賃金日額は、同条の規定にかかわらず、旧炭鉱離職者法第十七条の二の規定の例により算定した額に相当する額とする。

4 新炭鉱離職者法第十八条第一項の規定の適用については、旧失業保険法の規定により支給された失業保険金又は傷病給付金は、雇用保険法の規定により支給された基本手当又は傷病手当とみなす。

5 旧炭鉱離職者法第四十条から第四十条の三までの規定は、施行日の前日において旧炭鉱離職者法第十七条第二項に規定する扶養親族がある者については、なおその効力を有する。

6 施行日前に旧炭鉱離職者法第四十二条第一項の規定により失業保険審査官に対してされた審査請求は、雇用保険審査官に対してされた審査請求とみなす。

（雇用促進事業団法の一部改正）

第二十條 雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。

第十九条第一項第五号中「簡易宿泊施設、託児施設、給食施設を」を「教養、文化、体育又はレクリエーションの施設」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する業務は、雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとす。

第十九条第四項中「第一項第一号」の下に「第四号」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十七條第二項中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第三号」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二十一条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出しを「（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例）」に改め、同条第一項中「失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第八号」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）第五号第一項」に、「同法第三十八号の五」に規定する日雇労働被保険者」を「同法第三十八号第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三号第一項に規定する日雇労働被保険者（第五項及び第七項において「特例被保険者等」という。）に、「失業保険金（扶養手当を含む。以下同じ。）を、基本手当」に改め、同条第二項中「失業保険金」を「基本手当」に改め、同条第三項中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「同法第八号」を「同法第七号」に改め、同条第四項中「失業保険金」を「基本手当」に、「失業保険法第十六号、第十六条の二、第十九条、第二十四条及び第二十七条」を「雇用保険法第十五条、第二十一条、第三十条及び第三十一条」に改め、同条第六項中「失業保険法第四十条から第四十二条まで及び第五十二条」を「雇用保険法第六章及び第八十一条」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第五項の規定により特例被保険者等以外の被保険者とみなされた者で従前の事業主との雇用関係が終了した場合（新たに雇用保険法の規定による受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）には、その雇用関係が終了した日後におけるその者に関する同法第三章の規定の適用については、労働省令で特別の定めをすることができる。

第二十五条第四項の次に次の一項を加える。

昭和四十九年十二月二十日 衆議院会議録第五号（） 雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

5 第一項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第五項第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を特例被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。

(所得税法の一部改正)

第二十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第二項第四号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

(港灣労働法の一部改正)

第二十三條 港灣労働法(昭和四十年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三十條第四項中「失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第五章を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第三章第四節」に、「失業保険金を「日雇労働求職者給付金」に、「下廻らない」を「下回らない」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第三十五條第三項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第五十九條の見出し中「失業保険法等」を「雇用保険法等」に改め、同条第一項中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険」を「雇用保険」に改め、同条第二項中「失業保険法の規定による失業保険金(扶養手当を含む)」を「雇用保険法の規定による求職者給付(基本手当及び日雇労働求職者給付金に限る。)」に、「失業保険金等」を「求職者給付等」に、「失業保険法第十七條の四第一項」を「雇用保険法第十九條第一項」に、

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書若しくは当該還付金を受領するための委任状又は同法第三十三條第一項(労働保険事務組合)の規定による労働保険事務の委託に関する文書

「第三十三條ノ九第四項」を「第三十三條ノ九第三項」に改め、同条第三項中「に対する失業保険法第五章」を「に対する雇用保険法第三章」に、「失業保険法第五章の規定」を「雇用保険法第三章第四節の規定」に、「失業保険金」を「日雇労働求職者給付金」に、「同法第三十八條の十第二項」を「同法第五十二條第三項(同法第五十五條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」に、「同項」を「同法第五十二條第三項」に改める。

第六十五條第一項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

(港灣労働法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 施行日前の日に係る前条の規定による改正前の港灣労働法第五十九條第二項の規定については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の港灣労働法第六十五條第一項の規定により失業保険審査官に対してされた審査請求は、雇用保険審査官に対してされた審査請求とみなす。

(印紙税法の一部改正)

第二十五條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一 課税物件表」を「別表第一 課税物件表(第二条 第五條、第七條、第十一條、第十二條関係)」に改め、別表第二中「別表第二 非課税法人の表」を「別表第二 非課税法人の表(第五條関係)」に改め、別表第三中「別表第三 非課税文書の表」を「別表第三 非課税文書の表(第五條関係)」に改め、港灣労働法(昭和四十年法律第二百一十号)に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書の項の次に次のように加える。

同法の規定による事業主又は同法第三十三條第三項に規定する労働保険事務組合

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十六條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第九條第三号を次のように改める。

三 雇用保険法

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第二条関係)」に改め、同表第四号を次のように改める。

四 雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十一条関係)」に改め、同表免除科目の欄中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同表免除資格者の欄中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 前条の規定による改正後の社会保険労務士法(次項において「新労務士法」という。)

第五條第四号並びに第八條第四号及び第九号の規定の適用については、これらの規定に規定する労働社会保険諸法令には、当分の間、旧失業保険法を含むものとする。

2 新労務士法別表第二(雇用保険法に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、同表免除資格者の欄中「雇用保険法又は」とあるのは「雇用保険法若しくは同法附則第二条の規定による廃止前の失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)又は」と、「雇用保険審査官」とあるのは「雇用保険審査官又は雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第 号)第十六條の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百二十六号)第一条に規定する失業保険審査官」とする。

もに、その労働者が職業訓練を受けることを容易にするために必要な配慮をするように」に改める。

第九條第一項中「及び高等訓練課程」を「高等訓練課程及び特別高等訓練課程」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二條第一項中「行なう」を「行う」に改め、「高等訓練課程」の下に「及び特別高等訓練課程」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第十四條中「行なう」を「行う」に改め、「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

第十六條の次に次の二條を加える。

(職業訓練短期大学校)

第十六條の二 職業訓練短期大学校は、次の業務を行う。

一 特別高等訓練課程の養成訓練を行うこと。

二 向上訓練を行うこと。

三 能力再開発訓練を行うこと。

二〇六

関し必要な業務を行うこと。

2 技能開発センターは、雇用促進事業団が設置する。

第十八条第一項中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条第一項中、「第十六条」を「から第十六条の三まで」に改め、「都道府県は高等職業訓練校の下に、職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

第二十二条中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

第二十五条中「行なう」を「行う」に、「又は高等職業訓練校」を「高等職業訓練校、職業訓練短期大学校又は技能開発センター」に改める。

(職業訓練法の一部改正に伴う経過措置)
第二十九条 この法律の施行の際現にその名称中に職業訓練短期大学校又は技能開発センターという文字を用いているものについては、前条の規定による改正後の職業訓練法第二十二條の規定は、施行日以後六月間は、適用しない。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)
第三十条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。

第二十条第一項中「失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)による失業保険(以下「失業保険」という。))」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)による雇用保険(以下「雇用保険」という。))」に改める。

第四十条第一項中「失業保険法第六條第一項の当然適用事業を雇用保険法第五條第一項の適用事業に」、「失業保険に係る」を「雇用保険に係る」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

昭和四十九年十二月二十日 衆議院会議録第五号(一)

る。

第六条を次のように改める。

第六條 削除

第九條中「すべての労働者の下に(船員保険法(昭和四十四年法律第七十三号)第十七條の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。))」を加える。

第十一條第一項中「次条」を「第十二條」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第十一條の二 政府は、雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主がその事業に高年齢労働者(労働省令で定める年齢以上の労働者をいう。以下同じ。))を使用する場合に、政令で定めるところにより、その事業に係る一般保険料の額を、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、事業主がその事業に使用する高年齢労働者に支払う賃金の総額(労働省令で定める事業について、労働省令で定めるところにより算定した額。第十五條の二及び第十九條の二において「高年齢者賃金総額」という。)に雇用保険率(その率が次条第五項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下同じ。))を乗じて得た額を超えない額を減じた額とすることとができる。

第十二條第一項第一号を次のように改める。

一 労働保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労働保険率と雇用保険率を加えた率

第十二條第一項第三号中「失業保険」を「雇用保険」に、「千分の十三の率」を「雇用保険率」に改め、同条第二項中「できるものでなければならぬ」の下に「ものとし、政令で定めるところにより、労働保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の業務災害(労働保険法第七條第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。))及び通勤災害(同項第二号の通勤災害をいう。次項において同じ。))に係る災害率その他の事情を考慮して労働大臣が定める」を加え、同条第四項中「徴収した労働保険料の額(第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率(その率がこの項の規定により変更されたときは、その変更された率)に應ずる部分の額、同項第三号の事業に係る一般保険料の額及び印刷紙保険料の額の合計額に限る。))に失業保険法第三十六條第一項の規定により徴収した特別保険料の額を加えた額(以下この項において「徴収合計額」という。))と同法第二十八條第一項から第三項まで及び第二十八條の二の規定による国庫の負担額との合計額と同法の規定による保険給付の額と福祉施設に要した費用の額(翌年度への繰越額を含む。))との合計額」を「徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六條第一項、第二項及び第四項並びに第六十七條の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業給付の額並びに雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要した費用の額(翌年度への繰越額を含む。))の合計額」に、「失業認定」を「雇用認定」に、「徴収合計額」を「徴収保険料額」に、「こえ」を「超え」に、「当該徴収合計額を」を「当該徴収保険料額に」、「意見をきいて、第一項第一号及び第三号の千分の十三の率を千分の十一から千分の十五まで」を「意見をきいて、雇用保険率を千分の十一から千分の十五まで(前項ただし書に規定する事業については、千分の十三から千分の十七まで)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 雇用保険率は、千分の十三とする。ただし、次の各号に掲げる事業(第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として労働大臣が指定する事業を除く。))については、千分の十五とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

四 清酒の製造の事業

五 前各号に掲げるもののほか、雇用保険法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

第十二條に次の一項を加える。

6 前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に應ずる部分の額(前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲げる事業に係る高年齢者免除額(前条の規定により第一項第一号の規定による額から減ずることとする額をいう。以下この条及び第三十條において同じ。))を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額)の総額、同項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額及び印刷紙保険料の額の総額の合計額をいう。

第十四條第一項中「できることとされた者の下に(次項において「第二種特別加入者」という。))」を加え、「同法」を「労働保険法」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二種特別加入保険料率は、第二種特別加入者に係る保険給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労働保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

第十五條の次に次の一條を加える。

第十五條の二 第十一條の二の規定により一般保険料の額を同条の規定による額とすること

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一)

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

二〇八

とされた高年齢労働者を使用する事業（第十九条の二及び第三十条において「高年齢者免除額に係る事業」という。）の事業主が前条第一項又は第二項の規定により納付すべき労働保険料のうち一般保険料の額は、政令で定めるところにより、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、当該各号の規定による額から、その保険年度に使用する高年齢労働者（保険年度中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日からその保険年度の末日までに使用する高年齢労働者）に係る高年齢者賃金総額（その額に千円未満の端数がある場合には、労働省令で定めるところにより端数計算をした後の額。以下この条及び第十九条の二において同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度に使用した高年齢労働者に係る高年齢者賃金総額）に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じた額とする。

第十六条中「前条」を「第十五条」に改め、同条後段を削る。

第十八条中「前三条」を「第十五条、第十六条及び前条」に改める。

第十九条の二 高年齢者免除額に係る事業の事業主が前条第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書に記載する労働保険料のうち一般保険料の額は、政令で定めるところにより、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、当該各号の規定による額から、その保険年度に使用した高年齢労働者（保険年度中途に保険関係が成立し、又は消滅したものについては、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間に使用した高年齢労働者）に係る高年齢者賃金総額に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じた額とする。

第二十二條第一項を次のように改める。

印紙保険料の額は、雇用保険法第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者（以下「日雇労働被保険者」という。）一人につき、一日当たり、次に掲げる額とする。

一 賃金の日額が三千五百四十円以上の者については、六十三円

二 賃金の日額が二千三百二十円以上三千五百四十円未満の者については、四十一円

三 賃金の日額が二千三百二十円未満の者については、二十七円

第二十二條第二項中「第十二條第四項」を「第十二條第五項」に、「同条第一項第一号及び第三号の千分の十三の率」を「雇用保険率」に改め、「同条第四項の規定により変更された率が千分の十三の率となつた場合を含む。」を削り、「及び前項第二号」を、「前項第二号」に改め、「以下「第二級保険料日額」という。）の下に「及び前項第三号の印紙保険料の額（その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第三級保険料日額」という。）を加え、同条第三項中「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に、「第三十條第二項及び第三項」を「第三十條第三項及び第四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 労働大臣は、雇用保険法第四十九條第一項の規定により同項に規定する第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額を変更する場合には、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額を、それぞれ同項の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額の變更の比率に応じて變更するものとする。

第二十二條第五項を削り、同条第六項中「すでに」を「既に」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に、「保険給付」を「失業給付」に、「きいて」を「聴いて」に、「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に改め、同項を同条第七項中「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に改め、同項を同条第六項とする。

いて、「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十三條第二項中「失業保険法第三十八條の第三項又は第三十八條の第四項」を「雇用保険法第四十四條」に、「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に、「行なわなければならない」を「行ななければならない」に改め、同条第四項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第三十條第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる雇用保険法第四條第一項に規定する被保険者（以下この条及び次条において「被保険者」という。）は、当該各号に掲げる額を負担するの原則とする。

一 第十二條第一項第一号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額

イ 当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に應ずる部分の額（高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般保険料の額に当該事業に係る高年齢者免除額を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額）

ロ イの額に相当する額に千分の三の率を雇用保険率で除して得た率（次号において「三事業率」という。）を乗じて得た額

二 第十二條第一項第三号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額

イ 当該事業に係る一般保険料の額
ロ イの額に相当する額に三事業率を乗じて得た額

に次の一項を加える。

2 高年齢者免除額に係る事業に使用される高年齢労働者は、政令で定めるところにより、前項の規定にかかわらず、同項の規定による被保険者の負担すべき一般保険料の額を負担しない。

第三十一條第一項中「前条第二項又は第三項」を「前条第三項又は第四項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

第三十三條第一項中「構成員である事業主」の下に「その他労働省令で定める事業主」を加え、「こえ」を超え、に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十五條第三項中「失業保険法第二十三條の第二項」を「雇用保険法第三十五條第三項（同法第三十六條第五項、第三十七條第九項、第四十條第三項及び第六十一條において準用する場合を含む。）に改め、同条第四項中「失業保険法第二十三條の第二項（同法第二十五條第四項、第二十六條第十一項、第二十七條第五項、第二十七條の三第五項及び第二十七條の四第三項において準用する場合を含む。）を「雇用保険法第三十五條第二項（同法第三十六條第五項、第三十七條第九項、第四十條第三項及び第六十一條において準用する場合を含む。）に改める。

第三十九條第一項中「行なう」を「行う」に、「失業保険」を「雇用保険」に改める。

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

第六章中第四十五條の次に次の一條を加える。
（労働省令への委任）
第四十五條の二 この法律に規定するものは、労働保険料の納付の手續その他この法律の実施に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第四十六條第一号を次のように改める。

一 削除

第四十六條第二号中「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、同条の次に次の六条を加える。

(雇用保険に係る保険関係の成立に関する暫定措置)

第二条 雇用保険法附則第三条第一項の任意適用事業(以下この条及び次条において「雇用保険暫定任意適用事業」という。)の事業主については、その者が雇用保険の加入の申請をし、労働大臣の認可があつた日に、その事業につき第四条に規定する雇用保険に係る保険関係が成立する。

2 前項の申請は、その事業に使用される労働者の二分の一以上の同意を得なければ行ふことができない。

3 雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の二分の一以上が希望するときは、第一項の申請をしなればならない。

4 雇用保険法第五條第一項の適用事業に該当する事業が雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき第一項の認可があつたものとみなす。

第三条 雇用保険暫定任意適用事業に該当する事業が雇用保険法第五條第一項の適用事業に該当するに至つた場合における第四条の規定の適用については、その該当するに至つた日に、その事業が開始されたものとみなす。

(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)

第四条 附則第二条第一項又は第四項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している

事業の事業主については、第五條の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

2 前項の申請は、その事業に使用される労働者の四分の三以上の同意を得なければ行ふことができない。

(増加規算保険料の納付に関する暫定措置)

第五條 第十六條の規定は、第十二條第一項第二号又は第三号の事業が同項第一号の事業に該当するに至つたため当該事業に係る一般保険料率が増加した場合において労働省令で定める要件に該当するときに於ける当該変更に伴う労働保険料の増加額の納付について準用する。

(不利益取扱いの禁止)

第六條 事業主は、労働者が附則第二条第一項の規定による保険関係の成立を希望したことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(罰則)

第七條 事業主が附則第二条第三項又は前条の規定に違反したときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 この法律の施行の際現に行われていた事業であつて、雇用保険法第五條第一項の適用事業に該当するものに関する前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下この条において「新徴収法」という。)第四条の規定の適用については、施行日に、そ

の事業が開始されたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下この条及び第三十六條において「旧徴収法」という。)第四條第二項又は失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第九條若しくは第十條の規定により失業保険に係る保険関係が成立している事業であつて、新徴収法附則第二条第一項に規定する雇用保険暫定任意適用事業に該当するものについては、施行日に、その事業につき同項の認可があつたものとみなす。

3 新徴収法附則第四条の規定は、前項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業に関する当該保険関係の消滅について準用する。

4 施行日前の期間に係る旧徴収法の規定による労働保険料及び当該労働保険料に係る徴収金並びに労働保険料の負担については、なお従前の例による。

5 前項の規定により徴収した労働保険料がある会計年度については、雇用保険法附則第十五條第三項の規定により読み替えられた同法第六十六條第二項中「特別保険料の額及び雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第 号。以下「整備法」という。)

第三十一條第四項の規定により徴収した労働保険料の額(整備法第三十條の規定による改正前の徴収法第十二條第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率(その率が同条第四項の規定により変更されたときは、その変更された率)に應ずる部分の額と同条第一項第三号の事業に係る一般保険料の額との合計額から、整備法第三十一條第四項の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に労働大臣

が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額を減じた額をいう。)との合計額」と、同条第四項第一号イ中「印紙保険料の額」とあるのは「印紙保険料の額と整備法第三十一條第四項の規定により徴収した印紙保険料の額との合計額」と、同号ロ中「イの額に相当する額」とあるのは「徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額」とする。

6 雇用保険法第四十五條、第四十八條、第五十條、第五十三條第一項、第五十四條及び第五十六條第二項の規定の適用については、旧徴収法(第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により納付された印紙保険料は、新徴収法の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧徴収法第二十二條第一項第一号に掲げる額(その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)の印紙保険料は新徴収法第二十二條第一項第二号に掲げる額の印紙保険料と、旧徴収法第二十二條第一項第二号に掲げる額(その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)の印紙保険料は新徴収法第二十二條第一項第三号に掲げる額の印紙保険料とみなす。

7 第八條の規定による改正後の郵政事業特別会計法第四十條の規定の適用については、旧徴収法第二十三條第二項に規定する失業保険印紙は、新徴収法第二十三條第二項に規定する雇用保険印紙とみなす。

8 旧徴収法第四條第二項の規定による失業保険に係る保険関係の成立を希望したことを理由とする労働者に対する解雇その他不利益な取扱いの禁止については、なお従前の例による。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

業主の事業をい、同日の属する月以後の月に
ついては、労働保険の保険料の徴収等に関する
法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四条の規
定により失業保険に係る労働保険の保険関係が
成立している事業をいう。を「雇用保険法第五
条第一項に規定する適用事業」に、「失保法第三
十八条の六第一項並びに第三十八条の九第一項
及び第二項」を「雇用保険法第四十五条、第四
八条及び第五十条」に改める。

(沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第三十六条 前条の規定による改正後の沖繩の復
興に伴う特別措置に関する法律第四十四条第
六項の規定の適用については、施行日前に旧徴
収法の規定により失業保険に係る保険関係が成
立していた事業は、雇用保険法第五十条第一項に
規定する適用事業であつたものとみなす。
(その他の経過措置の政令への委任)

第三十七条 この法律に規定するもののほか、こ
の法律による各法律の改正に伴い必要な経過措
置については、政令で必要な規定を設けること
ができる。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為及びこの法律の
規定により従前の例によることとされる事項に
関する施行日以後にした行為に対する罰則の適
用については、なお従前の例による。

附 則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行す
る。

理 由

雇用保険法の施行に伴い、労働保険の保険料の
徴収等に関する法律その他関係法律の規定の整備
等を行う必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法
律案

右
国会に提出する。

昭和四十九年十二月十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

労働者災害補償保険法等の一部を改正する
法律

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法
律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項を次のように改める。

政府は、この保険の適用を受ける事業に係
る労働者の福祉の増進を図るため、保険施設
として、業務災害及び通勤災害に係る療養に
関する施設、業務災害又は通勤災害を被つた
労働者の社会復帰に関する施設、業務災害の
予防に関する施設その他必要な施設を行うこ
とができる。

第二十三条の二を削る。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第十五
条、第十五条の二、第十六条の三、第十八条、
第二十二條の三、第二十二條の四、第二十二條
の六関係)」に改め、同表障害補償年金の項中
「二八〇日分」を「三三〇日分」に、「二四八日分」
を「二七七日分」に、「二一九日分」を「二四五日
分」に、「一九一日分」を「二二三日分」に、「一六
五五分」を「一八四日分」に、「一四〇日分」を「一
五六日分」に、「一七七日分」を「二二一日分」に
改め、同表遺族補償年金の項中「百分の三十」を
「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四
十五」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に、
「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五
十」を「百分の五十六」に、「百分の五十五」を「百
分の六十二」に、「百分の六十」を「百分の六十七」
に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十五
条、第十五条の二、第十六条の八、第二十二條
の三、第二十二條の四関係)」に改め、同表障害
補償一時金の項中「四五〇日分」を「五〇三日分」
に、「三五〇日分」を「三九一日分」に、「二七〇
日分」を「三〇二日分」に、「二〇〇日分」を「二二
三日分」に、「一四〇日分」を「一五六日分」に、
「九〇日分」を「一〇一日分」に、「五〇日分」を
「五六日分」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する
法律(昭和四十四年法律第三十号)の一部を次の
ように改正する。

附則第四十二條第一項中「十年」を「二十年」
に、「四百日分」に相当する金額を「千日分に相
当する金額を限度として労働省令で定める金
額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の一時金の請求に関し必要な事項は、
労働省令で定める。

(労働災害防止団体の一部改正)

第三条 労働災害防止団体の法(昭和三十九年法律
第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「図るための業務」の下に
「並びに化学物質等で労働者の健康障害を生ず
るおそれのあるものの有害性の検査のための業
務」を加える。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ七第二項中「第四十一條第一項
第一号ノ額ノ二倍ニ相当スル額ニ加給金ノ額
ヲ加ヘタル額」を「第四十一條第一項第一号ノ
額ノ二倍ニ相当スル額(第四十一條ノ二ノ規定
ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相
当スル額ヲ加ヘタル額)に、「合算シタル額ノ
二倍ニ相当スル額ニ加給金ノ額ヲ加ヘタル額」
を「合算シタル額ノ二倍ニ相当スル額第五十條
ノ三ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其
ノ金額ノ中別表第三ノ二中欄ニ掲グル額ニ相当

スル額ヲ加ヘタル額」に改め、同条第四項中「加
給金ノ額」を「第五十條ノ三ノ規定ニ依リ加給
スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額
(第五十條第二号ニ該当シタルニ因リ支給スベ
キ遺族年金ニ在リテハ別表第三ノ二中欄ニ掲グ
ル額ニ相当スル額トス)に、「第五十條第三号」
を「同条第三号」に改める。

第五十條ノ二第一項第三号イ中「職務上ノ事
由ニ因リ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病
ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ該疾病又ハ負傷
ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シテ三年
ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報
酬月額ノ二・七五月分」を削る。

第五十條ノ三第一項中「一人アルトキハ九千
六百円ヲ、二人アルトキハ一万九千二百円ヲ、
三人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ
中二人ヲ除キタル子一人ニ付四千八百円ヲ加ヘ
タル金額」を「アルトキハ其ノ子ノ数ニ応ジ別表
第三ノ二中欄ニ掲グル金額(第五十條第二号ニ
該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテ
ハ同表中欄ニ掲グル額ニ同表下欄ニ掲グル額ノ
二分ノ一ニ相当スル額ヲ加ヘタル金額トシ同条
第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金
ニ在リテハ同表中欄ニ掲グル額ニ同表下欄ニ掲
グル額ヲ加ヘタル金額トス)に改め、同条第
二項中「二人アルトキハ九千六百円ヲ、三人ア
ルトキハ一万九千二百円ヲ、四人以上アルトキ
ハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中三人ヲ除キタル
子一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額」を「二
人以上アルトキハ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子
ノ数ニ応ジ別表第三ノ二中欄ニ掲グル金額(第
五十條第二号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺
族年金ニ在リテハ同表中欄ニ掲グル額ニ同表下
欄ニ掲グル額ノ二分ノ一ニ相当スル額ヲ加ヘタ
ル金額トシ同条第三号ニ該当シタルニ因リ支給
スベキ遺族年金ニ在リテハ同表中欄ニ掲グル額
ニ同表下欄ニ掲グル額ヲ加ヘタル金額トス)に
改める。

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

第五十条ノ九第一項中「満タザルトキハ三万円」の下に「トシ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ厚生大臣ノ定ムル当該標準報酬月額ノ二分ニ相当スル金額ヲ下ラザル金額トス」を加える。

別表第一中「別表第二」を「別表第一(第四十一条関係)」に改め、同表中欄中「九・三」を「一〇・四」に、「八・三」を「九・二」に、「七・二」を「八・二」に、「六・四」を「七・一」に、「五・五」を「六・一」に、「五・〇」を「五・二」に、「四・二」を「四・四」に改める。

子ノ数	金	額
一人	九、六〇〇円	最終標準報酬月額ノ〇・六月分ニ相当スル金額
二人	一九、二〇〇円	最終標準報酬月額ノ一・三月分ニ相当スル金額
三人	二四、〇〇〇円	最終標準報酬月額ノ二・〇月分ニ相当スル金額
四人以上	二四、〇〇〇円ニ其ノ子ノ中三人ヲ除キタル子一人ニ付四、八〇〇円ヲ加ヘタル金額	最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第三十四条、第三十八条、第四十条、第四十一条ノ二、第五十条、第五十条ノ六、第五十八条関係)」に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第四十条、第四十二条関係)」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(附則第二項関係)」に改める。

附則

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法

昭和四十九年十一月一日から適用する。

(第一条及び第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 昭和四十九年十一月一日(以下「適用日」という。)前の期間に係る労働者災害補償保険法(以下この条及び附則第四条において「労災保険法」という。)の規定による障害補償年金、遺族補償年金、障害年金及び遺族年金並びに適用日前に支給すべき事由の生じた労災保険法の規定による障害補償一時金及び障害一時金については、なお従前の例による。

2 適用日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に労災保険法第六十条の六第二号(労災保険法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。)の場合の遺族補償一時金又は遺族一時金(以下この項において「遺族補償一時金等」という。)を支給すべき事由が生じた場合における次の各号に掲げる保険給付の額は、第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下この項及び附則第六条において「新労災保険法」という。)の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 当該遺族補償一時金等の額 第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法(次号及び附則第六条において「旧労災保険法」という。)の規定による額

二 当該遺族補償一時金等の支給に係る死亡に關して支給されていた遺族補償年金又は遺族年金(以下この号において「遺族補償年金等」という。)を受ける権利を有する者に対して支給すべき適用日の属する月から当該遺族補償一時金等を支給すべき事由の生じた日の属する月までの分の遺族補償年金等の額 旧労災保険法の規定による額(これらの月分の新労災保険法の規定による遺族補償年金等の額からこれらの月分の旧労災保険法の規定による遺族補償年金等の額を減じた額が当該遺族補償一時金等の額を超えるときは、当該超える額を加算した額)

3 適用日前に生じた業務上の事由又は通勤労働者災害補償法第七條第一項第二号の通勤をいう。)による死亡に關しては、第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(以下「昭和四十九年改正法」という。)附則第四十二条第一項(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十五号、以下「昭和四十八年改正法」という。)附則第四条第一項においてその例によることとされる場合を含む。)の規定の例による。

4 適用日以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金に關する昭和四十九年改正法附則第十五條第二項、第四十一条第一項及び第四十二条第五項の規定の適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第号)第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

5 適用日以後の期間に係る障害年金及び遺族年金に關する昭和四十八年改正法附則第三条及び第四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第号)第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

6 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十七條の規定は、この法律の施行の際現に労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三條に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の施行日の属する保険年度に係る労働保険料については、適用しない。

(第四条の規定の施行に伴う経過措置)
第三条 適用日の属する月分の船員保険法の規定による障害年金及び遺族年金並びに適用日前の死亡に係る同法の規定による葬祭料については、なお従前の例による。

2

適用日から施行日の前日までの間に船員保険法第五十条ノ八に規定する一時金を支給すべき事由が生じた場合における次の各号に掲げる保険給付の額は、第四条の規定による改正後の船員保険法(以下この項及び附則第六条において「新船員保険法」という。)の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 当該一時金の額 第四条の規定による改正前の船員保険法(次号及び附則第六条において「旧船員保険法」という。)の規定による額

二 適用日の属する月から当該一時金を支給すべき事由が生じた日の属する月までの分の当該一時金の額の計算の基礎となる遺族年金(当該一時金の額の計算の基礎となる障害年金を含む。以下この号において同じ。)の額

旧船員保険法の規定による額(これらの月の分の新船員保険法の規定による遺族年金の額からこれらの月の分の旧船員保険法の規定による遺族年金の額を減じた額が当該一時金の額を超えるときは、当該超える額を加算した額)

(労働者災害補償保険の一時金たる保険給付の額の改定に関する暫定措置)

第四条 適用日以後に支給すべき事由の生じた労働者災害補償保険の規定による障害補償一時金又は労働者災害補償保険の規定による遺族補償一時金若しくは昭和四十年改正法附則第四十二条第一項の一時金については、当分の間、当該支給すべき事由につき労働者災害補償保険の規定による障害補償年金又は遺族補償年金が支給されるものとみなしてこれらの年金について昭和四十年改正法附則第四十一条第一項の規定を適用した場合に、当該支給すべき事由が生じた時にこれらの年金の額の改定に用いることとなる率と同一の率により、こ

2

前項の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた労働者災害補償保険の規定による障害一時金又は労働者災害補償保険の規定による遺族一時金若しくは昭和四十八年改正法附則第四条第一項の一時金について準用する。この場合において、前項中「労働者災害補償保険の規定による障害補償年金又は遺族補償年金」とあるのは「労働者災害補償保険の規定による障害年金又は遺族年金」と、「昭和四十年改正法附則第四十一条第一項」とあるのは「昭和四十八年改正法附則第三条」と読み替えるものとする。

(船員保険の職務上の事由による障害手当金等の額の改定に関する暫定措置)

第五条 適用日以後に支給すべき事由の生じた船員保険法第二十三条ノ七第二項に規定する職務上の事由による障害手当金又は同法第四十二条ノ八から第四十二条ノ三まで若しくは第五十条ノ八に規定する一時金については、当分の間、前条の規定による障害補償一時金、遺族補償一時金、障害一時金又は遺族一時金の額の改定の措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、その額を改定することができる。

(保険給付の内払)

第六条 適用日の属する月から施行日の前日の属する月までの分として旧労働者災害補償保険の規定に基づいて支給された障害補償年金、遺族補償年金、障害年金又は遺族年金の支払は、新労働者災害補償保険の規定により支給されるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

2 適用日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金若しくは障害一時金又は昭和四十年改正法附則第四十二条第一項昭和四十八年改正法附則第四条第一項においてその例によること

とされる場合を含む。以下この項において同じ。)の一時金であつて、旧労働者災害補償保険の規定又は第二条の規定による改正前の昭和四十年改正法附則第四十二条第一項の規定に基づいて支給されたものの支払は、新労働者災害補償保険の規定又は第二条の規定による改正後の昭和四十年改正法附則第四十二条第一項の規定によるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

3 適用日の属する月から施行日の前日の属する月までの分として旧船員保険法の規定に基づいて支給された障害年金又は遺族年金の支払は、新船員保険法の規定により支給されるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

4 適用日以後の死亡に係る葬祭料であつて、旧船員保険法の規定に基づいて支給されたものの支払は、新船員保険法の規定による葬祭料の内払とみなす。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「加給金ノ額」を「第五十條ノ三ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額(第五十條第二号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ別表第三ノ二中欄ニ掲グル額ニ相当スル額トス)に、」

「第五十條第三号」を「同条第三号」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第八條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

第四百二十二条中「附則第三条の規定及び」を「附則第三条の規定、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第

号。次条において「昭和四十九年改正法」という。)附則第二条第四項及び第四条第一項の規定並びに」に改める。

第四百三十三條第二項中「及び昭和四十五年改正法附則第三条の規定」を「昭和四十五年改正法附則第三条の規定並びに昭和四十九年改正法附則第二条第四項及び第四条第一項の規定」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第三項中「第五十條ノ二第一項第二号イ」の下に「及び別表第三ノ二」を加える。

理 由

最近における社会経済情勢にかんがみ、業務災害又は通勤災害を被つた労働者及びその遺族に対する保護の充実を図るため、これらの者に支給する労働者災害補償保険及び船員保険による保険給付を改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十九年十二月十四日
内閣総理大臣 三木 武夫

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「及び子」を「子、孫及び弟妹」に改め、同項に次の二号を加える。

三 被保険者又は被保険者であつた者の配偶者で届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、これら

の者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者により生計を維持するもの

四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者又は被保険者であつた者と同じの世帯に属し、主としてこれらの者により生計を維持するもの

第四条の次に次の一条を加える。

(賃金日額の等級)
第四条の二 賃金日額の等級の区分は、被保険者の賃金日額に応じ次の表に定めるとおりとする。

賃金日額の等級		賃金日額
第一級	一、五〇〇円未満	
第二級	一、五〇〇円以上	二、五〇〇円未満
第三級	二、五〇〇円以上	三、五〇〇円未満
第四級	三、五〇〇円以上	五、〇〇〇円未満
第五級	五、〇〇〇円以上	六、五〇〇円未満
第六級	六、五〇〇円以上	八、〇〇〇円未満
第七級	八、〇〇〇円以上	九、五〇〇円未満
第八級	九、五〇〇円以上	

2 前項の規定による賃金日額の等級の区分は、被保険者が受ける賃金の水準に著しい変動があつた場合においては、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条ノ二の規定による標準報酬の区別の改定の措置その他の事情を勘案して、速やかに改定の措置が講ぜられるべきものとする。

削る。

第九条に次の一号を加える。

十 高額療養費の支給

第九条の次に次の一条を加える。

(給付基礎日額)

第九条の二 給付基礎日額は、賃金日額の等級に応じ次の表に定めるとおりとする。

賃金日額の等級		給付基礎日額
第一級	一、三三四円	
第二級	二、〇〇〇円	

第三級	三、〇〇〇円
第四級	四、四〇〇円
第五級	五、七五〇円
第六級	七、二五〇円
第七級	八、七五〇円
第八級	一〇、二五〇円

第十二条中「五十円」を「二百円」に改める。
第十四条第一項中「行なわれた」を「行われた」に、「三年六箇月」を「五年」に改める。

第十六条の二第二項中「定める額」を「定める金額」に、「高い方の額」を「高い金額」に改め、各号を次のように改める。

一 当該被保険者について、その者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八日を選んだ場合における当該合算額の二百八十分の六に相当する金額

二 当該被保険者について、その者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように七十八日を選んだ場合における当該合算額の七百八十分の六に相当する金額

第十六条の三及び第十六条の四を次のように改める。

(埋葬料)

第十六条の三 被保険者が死亡した場合において、その死亡の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上若しくは当該月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料がその者について納付されているとき、又はその死亡の際その者が療養の給付を受けていたときは、その者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものに対し、埋葬料を支給する。

2 埋葬料の額は、次の各号の区別に従い、それぞれ当該各号に定める金額とする。ただし、第一号及び第二号のいずれにも該当するときは、いずれか高い金額とする。

一 当該被保険者について、その死亡の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八日を選んだ場合における当該合算額の二十八十分の一に相当する金額に一箇月当たりの被保険者の平均就労日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額(その金額が三万円に満たないときは、三万円)

二 当該被保険者について、その死亡の日の属する月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように七十八日を選んだ場合における当該合算額の七百八十分の六に相当する金額

する月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように七十八日を選んだ場合における当該合算額の七十八分の一に相当する金額に前号に規定する厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額（その金額が三万円に満たないときは、三万円）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 三万円

3 第一項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者が不在の場合においては、埋葬を行つた者に対し、前項の規定による埋葬料の額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

(分べん費)

第十六条の四 被保険者が分べんした場合において、その分べんの日の属する月の前四箇月間に通算して二十八日分以上の保険料がその者について納付されているときは、分べん費を支給する。

2 分べん費の額は、分べんの日の属する月の前四箇月間の保険料が納付された日のうちからその納付された日に係る当該被保険者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八日を選んだ場合における当該合算額の二十八分の一に相当する金額（以下「分べんの月前の平均給付基礎日額」という。）に一箇月当たりの被保険者の平均就労日数の二分の一に相当する日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額（その金額が六万円に満たないときは、六万円）とする。

3 被保険者が、分べんに関し病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき分べん費の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による分べん費の額の二分の一に相当する金額とする。

る。

第十六条の五第一項中「被保険者が分べんしたときは、分べん費の支給を受けることができる被保険者には、九日及び二十一日を、四十二日に改め、同条第二項を次のように改める。

2 出産手当金の額は、一日につき、分べんの月前の平均給付基礎日額の十分の六に相当する金額とする。

第十六条の五第三項中「より定められた」を「より出産手当金の」に改め、同条第四項を削る。

第十七条第二項中「百分の五十」を「百分の七十」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第五項中「百分の五十」を「百分の七十」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十七条の二第一項中「二千元」を「三万円」に改める。

第十七条の三第一項中「一万円」を「六万円」に改める。

第十七条の七を第十七条の八とし、第十七条の六中「百分の五十」を「百分の七十」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)

第十七条の七 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費又は特別療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第二項中「及び特別療養費」を、「特別療養費及び高額療養費」に改める。

第三十条を次のように改める。

(保険料の額)

第三十条 保険料の額は、一日につき、被保険者の賃金日額の等級に応じ次の表に定めるとおりとする。

賃金日額の等級	保 険 料 の 額
第 一 級	六〇円
第 二 級	一二〇円
第 三 級	二〇〇円
第 四 級	二八〇円
第 五 級	三七〇円
第 六 級	四七〇円
第 七 級	五六〇円
第 八 級	六六〇円

2 被保険者及び事業主は、それぞれ保険料の額の二分の一を負担する。ただし、賃金日額の等級が第一級である場合の保険料については、被保険者が二十五円を、事業主が三十五円を負担し、賃金日額の等級が第二級である場合の保険料については、被保険者が五十五円を、事業主が六十五円を負担する。

3 改正後の第十六条の二第二項第一号に規定する二十八日分以上の保険料又は同項第二号に規定する七十八日分以上の保険料のうち日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十一号）による改正前の日雇労働者健康保険法第三十条第一項の規定による第一級又は同項の規定による第二級の保険料が含まれている場合における傷病手当金の額については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前に改正前の第十六条の二第四項に規定する支給期間が満了した傷病手当金及び改正前の第十六条の五第一項に規定する支給期間が満了した出産手当金の支給期間並びに同日前に分べんした者のその分べんの日以前の期間に係る出産手当金の支給期間については、なお従前の例による。

5 改正後の日雇労働者健康保険法の規定の適用については、当分の間、同法第四条の二第一項の表中

第一級	一、五〇〇円未満	とあるのは
特例第一級	四八〇円未満	
第一級	四八〇円以上 一、五〇〇円未満	

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

と、同法第九条の二の表中

第一級
一、三三四円

とあるのは

特例第一級	四〇〇円
第一級	一、三三四円

と、同法第三十条第一項の表中

第一級
六〇円

とあるのは

特例第一級	二〇円
第一級	六〇円

とする。

6 この法律の施行の日から昭和五十年三月三十一日までの間における改正後の日雇労働者健康保険法の

規定の適用については、同法第四条の二第一項の表中

第三級	二、五〇〇円以上 三、五〇〇円未満
第四級	三、五〇〇円以上 五、〇〇〇円未満
第五級	五、〇〇〇円以上 六、五〇〇円未満
第六級	六、五〇〇円以上 八、〇〇〇円未満
第七級	八、〇〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第八級	九、五〇〇円以上

とあるのは

第三級
二、五〇〇円以上

と、同法第九条の二の表中

第三級
第四級
第五級
第六級
第七級
第八級

三、〇〇〇円
四、四〇〇円
五、七五〇円
七、二五〇円
八、七五〇円
一〇、二五〇円

とあるのは

第三級
三、〇〇〇円

と、同法第三十条第一項の表中

7

昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間における改正後の日雇労働者健康

保険法の規定の適用については、同法第四条の二第一項の表中

第三級	二〇〇円
第四級	二八〇円
第五級	三七〇円
第六級	四七〇円
第七級	五六〇円
第八級	六六〇円

とあるのは

第三級
二〇〇円

とする。

六、五〇〇円未満
八、〇〇〇円未満
九、五〇〇円未満

とあるのは

第五級
五、〇〇〇円以上

と、同法第九条の二

の表中

第五級	五、七五〇円
第六級	七、二五〇円
第七級	八、七五〇円
第八級	一〇、二五〇円

とあるのは

第五級
五、七五〇円

と、

同法第三十条第一項の表中

第五級	三七〇円
第六級	四七〇円
第七級	五六〇円
第八級	六六〇円

とあるのは

第五級
三七〇円

とする。

理由
日雇労働者健康保険の給付を健康保険の給付に準ずる内容のものとするため、家族療養費の給付

率の引上げ、高額療養費の支給等の措置を講ずるとともに、保険料の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十九年度一般会計補正予算(第一号)に関する報告書

一 本補正予算の要旨

本補正予算は、公務員の給与改善費をはじめ、当初予算作成後に生じた事由に基づき緊急にすべきを得ない事項について補正措置を講ずることを内容とするものである。

本補正の結果、昭和四十九年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(単位未満四捨五入)

歳入

当初

補正

追加

修正減少

計

歳出

当初

補正

追加

修正減少

計

本補正予算の概略は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

歳入

1 租税及印紙収入

所得税、法人税及び会社臨時特別税の追加額一、八〇八、〇〇〇百万円、相続税、関税及び印紙収入の修正減少額一九六、〇〇〇百万円である。

2 専売納付金

日本専売公社職員の給与費の増加等に伴う同公社の納付金の減少見込額である。

3 官業益金及官業収入

印刷局特別会計所屬職員の給与費の増加等に伴う同特別会計の納付額の減少見込額である。

4 雑収入

日本銀行納付金及び貨幣交換差増の追加額二四八、四五〇百万円、補助貨幣回収準備資金受入の修正減少額一、九八五百万円である。

5 前年度剰余金受入

四十八年度決算における新規剰余金のうち、同年度における地方交付税に相当する金額の交付税及び譲与税配付金特別会計への未繰入額相当額を計上したものである。

歳出

昭和四十九年十二月二十日 衆議院会議録第五号(一) 議案に関する報告書

七二、一三九百万円

1 給与改善費

本年七月二十六日行われた人事院勧告を尊重して、国家公務員の給与改善を四月一日より実施するために必要な経費である。

2 災害復旧等事業費

追加額は、四十七年災二三、一八一百万円、四十八年災四七四百万円、四十九年災七一、九三五百万円であつて、災害復旧事業費及び災害関連事業費に要する経費である。

3 食糧管理特別会計へ繰入

四十九年度産米の政府買入価格の引上げ等に伴い、同特別会計調整勘定へ二八五、〇〇〇百万円及び輸入飼料の買入価格の高騰に伴い、同特別会計輸入飼料勘定へ二二、六〇〇百万円を繰り入れるために必要な経費である。

4 臨時稲作営農改善対策費

稲作農家の営農改善を促進するため、臨時稲作営農改善奨励金を交付するのに必要な経費である。

5 建築単価の改定等

(1) 公立文教施設整備費 四四、八六五百万円
(2) 社会福祉施設整備費 二九、六〇六百万円
(3) 沖縄国際海洋博覧会開催準備経費 三、二〇九百万円
(4) 沖縄国際海洋博覧会に関連して実施する公共事業費 五、五四〇百万円
(5) 福祉年金等改善実施期日の繰上げ等 六、五一〇百万円
(6) 「国民年金法」に基づく福祉年金額、「恩給法」に基づく恩給年額等の改定の実施期日を、当初予算において予定していた四十九年十月一日から四十九年九月一日(厚生年金額は、四十九年十一月一日から四十九年八月一日)に繰り上げるのに必要な経費並びに生活保護費について、物価の動向等にかえり四十九年六月から、また、米価改定に伴い四十九年十月から、それぞれ生活扶助基準を引き上げるとともに、四十九年十月から教育扶助基準を引き上げ、これに準じ、児童保護費、失業対策事業就労者の賃金日額及び初等中等教育助成費等を引き上げるために必要な経費である。

6 国民年金国庫負担金

(1) 特別児童扶養手当等給付諸費 二二、七五三百万円
(2) 児童扶養手当給付諸費 二五〇百万円
(3) 社会保険国庫負担金 五四一百万円
(4) 恩給費 四、二四三百万円
(5) 遺族及留守家族等援護費 一〇、九四〇百万円
(6) 生活保護費 八六二百万円
(7) 児童保護費 六、七六六百万円
(8) 失業対策事業費 一、九七五百万円
(9) 初等中等教育助成費 一、九五〇百万円
(10) 診療報酬等の改定に伴う増加経費 九七、七六三百万円

7 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

8 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

9 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

10 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

11 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

12 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

13 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

14 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

15 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

16 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

17 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

18 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

19 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

20 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

21 診療報酬等の改定に伴う増加経費

四十九年十月一日から実施された診療報酬の改定及び五十年一月一日から実施される薬価基

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(二) 議案に関する報告書

二一八

準の引下げに伴い必要となる経費で、その内訳は次のとおりである。

- (1) 生活保護費 一、二四三百万円
- (2) 老人医療費 三、九六六百万円
- (3) 社会保険国庫負担金 三、二七〇百万円
- (4) 国民健康保険助成費 七、三九四百万円
- (5) 原爆被爆者医療費 五、二七〇百万円
- (6) 精神衛生費 六、二〇六百万円
- (7) 戦傷病者特別援護費 二、〇三〇百万円

8 義務的経費の追加

四十八年度精算不足額(失業保険国庫負担金については四十九年度不足見込額)を補てんするために必要な経費である。

- (1) 生活保護費 三五五百万円
- (2) 老人医療費 一、四九六百万円
- (3) 国民健康保険助成費 四、三九九百万円
- (4) 失業保険国庫負担金 二、九一三百万円
- (5) 義務教育費国庫負担金 九、七〇八百万円
- (6) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計へ繰入 一、八四四百万円

9 日本国有鉄道事業助成費

- (1) 日本国有鉄道特別利子補給金 五〇、八六七百万円
- (2) 日本国有鉄道出資金 二、八六七百万円

10 地方交付税交付金

所得税及び法人税の増収を歳入に計上したことに伴う追加額並びに四十八年度の地方交付税相当額のうち未繰入額を、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるために必要な経費である。

- (1) 畜産振興事業団交付金 五八、〇八四百万円
- (2) その他の経費 一〇、六六六百万円

四十九年度において、畜産振興事業団が交付する生産者補給交付金の財源の不足額を補てんするため必要な経費である。

- (2) 配合飼料価格安定緊急対策費 六、〇一一百万円
- (3) 飼料原料の国際価格の上昇による配合飼料価格の大幅な上昇に対処し、畜産農家の負担の軽減を図るため、配合飼料価格安定資金造成費等の一部を補助するために必要な経費である。
- (4) 義務教育教科書費 四、八三三百万円
- (5) 五十年前期用義務教育教科書の購入価格を改定するために必要な経費である。
- (6) 私立大学等経常費補助金等 七、一九八百万円
- (7) 四十九年度における私立大学等の教育研究の充実に向上及び経営の健全化を図るため、特に、専任教員又は専任職員一人当たり補助定額を引き上げるのに必要な経費である。
- (8) 住宅金融公庫・日本住宅公団補給金 一七、八五二百万円
- (9) 住宅金融公庫につき、個人住宅貸付等に対する資金需要を考慮して資金運用部資金を追加して借り入れること等に伴い、補給金四、四一〇百万円を追加するために必要な経費及び日本住宅公団につき、四十八年度決算の結果に基づいて、借入金等に係る支払利息と借入金等の資金の運用による利息収入相当額等との収支差損一三、四四二百万円を補給金として交付するために必要な経費である。

(6) その他

原子力船「むつ」の開発の円滑な促進を図るため、定係港周辺地域等の沿岸漁業近代化等のための事業を実施するために必要な経費一、二一八百万円、四十九年度甲型警備艦の建造計画の変更等に伴い、艦船建造費を改定するために必要な経費九五六百万円、中南米及びカナダの大学等における文化交流並びに日本研究促進のための資金を国際交流基金を通じて寄贈するために必要な経費である。

12 既定経費の節減

13 予備費の減額

二 本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党、公明党及び民社党三党共同提案にかかる田中武夫君外十六名提出の「昭和四

十九年度一般会計補正予算(第1号)、昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)及び昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議並びに日本共産党・革新共同の林百郎君外三名提出の「昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)、昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)及び昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

予算委員長 荒松清十郎

昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 本補正予算の要旨

本補正予算は、公務員の給与改善、既定予算の節約等のため、国立学校特別会計等二十三特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

本補正予算の概略は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 造幣局特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

修正減少

差引

2 印刷局特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

修正減少

差引

3 外国為替資金特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

修正減少

差引

事務取扱費等の補正を行うほか、外貨預り金の受入及び外貨預け金の増加に伴い、所要の補正を行うこととしている。

4 交付税及び譲与税配付金特別会計

所得税及び法人税の増収に伴う地方交付税交付金の追加額五五、二〇〇百万円並びに四十八年度の地方交付税に相当する金額のうちの未繰入額二六九、〇九〇百万円を一般会計から受け入れ、これを財源として地方交付税交付金を増額するものである。

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

修正減少

差引

5 国立学校特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

修正減少

差引

6 厚生保険特別会計

(1) 健康勘定

診療報酬等の改定に伴い、保険給付費等の補正を行うものである。

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 議案に関する報告書

二二〇

修正減少
差引
五〇、二九七
△
二四八
五〇、二九七

(2) 年金勘定
厚生年金保険給付に要する費用の増加に伴い、保険給付費の補正を行うものである。
歳入(百万円)
歳出(百万円)

補正
追加
四、二四三
三、九七六

修正減少
差引
四、二四三
三、九七六

(3) 児童手当勘定
歳入(百万円)
歳出(百万円)

補正
追加
一〇三
一〇三

修正減少
差引
五
五

(4) 業務勘定
歳入(百万円)
歳出(百万円)

補正
追加
四、五七五
五、〇七五

修正減少
差引
四、五二八
四、五二八

7 船員保険特別会計

補正
追加
歳入(百万円)
歳出(百万円)

修正減少
差引
一一一
二〇〇

8 国立病院特別会計

(1) 病院勘定
歳入(百万円)
歳出(百万円)

補正
追加
一八、二五三
一八、二五三

修正減少
差引
二五
二五

(2) 療養所勘定
歳入(百万円)
歳出(百万円)

補正
追加
一九、一一六
一九、一一六

修正減少
差引
二二三
二二三

9 国民年金特別会計

(1) 福祉年金勘定
福祉年金給付に要する費用の増加に伴い、福祉年金給付費の補正を行うものである。
歳入(百万円)
歳出(百万円)

補正
追加
一二、七五三
一二、七五三

修正減少
差引
〇
〇

(2) 業務勘定
歳入(百万円)
歳出(百万円)

補正
追加
七、一四四
七、五四四

修正減少
差引
四七
四四七

10 食糧管理特別会計

(1) 国内米管理勘定
歳入(百万円)
歳出(百万円)

補正
追加
七、〇九七
七、〇九七

国内米の政府買入価格の引上げ等に伴い、国内米買入費、国内米管理費等の補正を行うものである。

(2) 輸入食糧管理勘定		輸入食糧の買入価格の上昇等に伴い、輸入食糧買入費等の補正を行うものである。	
補正	歳入(百万円)	歳出(百万円)	
追加	七四、九七九	一九二、一八九	
修正減少	〇	一一七、二二〇	
差引	七四、九七九	七四、九七九	
(3) 輸入飼料勘定		輸入飼料の買入価格の上昇等に伴い、輸入飼料買入費等の補正を行うものである。	
補正	歳入(百万円)	歳出(百万円)	
追加	〇	三三、六一〇	
修正減少	七四、六三〇	一二五、五七七	
差引	七四、六三〇	九二、九六七	
(4) 業務勘定		歳入(百万円)	
補正	歳入(百万円)	歳出(百万円)	
追加	二二、六〇〇	八、八三三	
修正減少	六八、六六二	六二、三〇〇	
差引	四六、〇六二	五三、四六七	
(5) 調整勘定		歳入(百万円)	
補正	歳入(百万円)	歳出(百万円)	
追加	一五、一二三	一五、二二〇	
修正減少	二、二二二	二、三一九	
差引	一二、九〇一	一二、九〇一	

11 農業共済再保険特別会計		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
補正					
追加		二八五、〇〇〇		五〇、九九九	
修正減少		五三〇、四二五		二九六、四二三	
差引		二四五、四二五		二四五、四二五	
12 漁船再保険及漁業共済保険特別会計		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
補正					
追加		六六		六六	
修正減少		三		三	
差引		六三		六三	
13 国有林野事業特別会計		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
補正					
追加		三三		三三	
修正減少		一		一	
差引		三一		三一	
(1) 国有林野事業勘定		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
補正					
追加		七、八八二		一八、七三三	
修正減少		〇		八、〇〇四	
差引		七、八八二		一〇、七二八	
(2) 治山勘定		歳入(百万円)		歳出(百万円)	
補正					
追加		七、八八二		一八、七三三	
修正減少		〇		八、〇〇四	
差引		七、八八二		一〇、七二八	

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(二) 議案に関する報告書

二二三

補正

追加

修正減少

差引

14 特定土地改良工事特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

修正減少

差引

15 自動車損害賠償責任再保険特別会計
業務勘定

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

修正減少

差引

16 港湾整備特別会計
(1) 港湾整備勘定

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

修正減少

差引

(2) 特定港湾施設工事勘定

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

修正減少

差引

17 空港整備特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

修正減少

差引

18 郵政事業特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

修正減少

差引

19 郵便貯金特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

修正減少

差引

諸支出金については、割増金付定額郵便貯金の発行に伴い、所要の補正を行うこととしてい
る。

20 簡易生命保険及郵便年金特別会計
保険勘定

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

修正減少

21 労働保険特別会計
失業勘定

差引

〇 二九、六七四

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

二、九二三

四一、四六〇

修正減少

〇

三八、五四六

差引

二、九二三

二、九二三

保険給付費については、失業保険給付に要する費用の増加に伴い、所要の補正を行うこととしている。

22 道路整備特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

六、五七九

八、〇七六

修正減少

〇

一、四九六

差引

六、五七九

六、五七九

沖縄国際海洋博覧会に関連して実施している国道五十八号線改築事業については、所要の事業量を確保するために必要な経費を追加することとしている。

23 治水特別会計

(1) 治水勘定

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

追加

五、五二二

五、八六二

修正減少

〇

三五〇

差引

五、五二二

五、五二二

(2) 特定多目的ダム建設工事勘定

歳入(百万円)

歳出(百万円)

補正

昭和四十九年十二月二十日 衆議院会議録第五号(一) 議案に関する報告書

追加

六九〇

七一九

修正減少

〇

二八

差引

六九〇

六九〇

二 本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党、公明党及び民社党三党共同提案にかかる田中武夫君外十六名提出の「昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)、昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)及び昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)」につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」並びに日本共産党・革新共同の林百郎君外三名提出の「昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)、昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)及び昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)」につき編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

昭和四十九年十二月二十日

予算委員長 荒松清十郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

一 本補正予算の要旨

本補正予算は、日本国有鉄道等六政府関係機関について、所要の補正措置を講ずるものである。各政府関係機関の補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 日本専売公社

塩売払いの減少等による塩事業収入及び塩購入費の減少並びに葉たばこの調達等に要する費用の増加に伴い、所要の補正を行うものである。

収 入(百万円)

支 出(百万円)

当初 一、一九四、八九一

九五三、二二三

補正

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 議案に関する報告書

一三二四

2 日本国有鉄道

仲裁裁定の実施等に伴い損益勘定等において所要の補正を行うとともに、損益勘定の収支差額の補てんに伴い不足を生ずる工事勘定への繰入財源の補てん等のため、資本勘定において出資金及び借入金の追加等を行うものである。

損益勘定

追加	収入(百万円)	支出(百万円)
修正減少	△ 九、〇四七	△ 一、二〇七
計	一、一八五、八四四	一、〇〇五、〇五四
当初	一、八五七、六一七	一、八五七、六一七
補正		
追加	二二〇、八〇八	二二〇、八〇八
修正減少	△ 七八	△ 七八
計	二、〇七八、三四七	二、〇七八、三四七
資本勘定	収入(百万円)	支出(百万円)
当初	一、三〇七、七〇〇	一、三〇七、七〇〇
補正		
追加	二二六、一〇〇	二二二、九〇〇
修正減少	△ 一三、二〇〇	〇
計	一、五二〇、六〇〇	一、五二〇、六〇〇

3 日本電信電話公社

仲裁裁定の実施等に伴い損益勘定等において所要の補正を行うとともに、資本勘定において不足を生ずる建設勘定への繰入財源を補てんするため、一五三、〇〇〇百万円の借入れを行うものである。

損益勘定

追加	収入(百万円)	支出(百万円)
修正減少	△ 九、〇四七	△ 一、二〇七
計	一、一八五、八四四	一、〇〇五、〇五四
当初	一、九二七、七八〇	一、九二七、七八〇

資本勘定

追加	収入(百万円)	支出(百万円)
修正減少	△ 九、〇四七	△ 一、二〇七
計	一、一八五、八四四	一、〇〇五、〇五四
当初	一、四九二、九二二	一、四九二、九二二
補正		
追加	一五三、〇〇〇	〇
修正減少	△ 一五三、〇〇〇	〇
計	一、四九二、九二二	一、四九二、九二二

4 国民金融公庫

中小企業者の年末資金需要等に対する貸付規模の増額に必要な資金運用部資金からの借入れ二、三五〇億円の追加等に伴い、支払利息等の追加を行うものである。

追加	収入(百万円)	支出(百万円)
修正減少	△ 九、〇四七	△ 一、二〇七
計	一、一八五、八四四	一、〇〇五、〇五四
当初	一、九二七、七八〇	一、九二七、七八〇

5 住宅金融公庫

個人住宅貸付等に対する資金需要を考慮して資金運用部資金から一、七八六億円の借入れの追加を行うこととしたこと、同資金の融通利率が改定されたこと等に伴い、支払利息等事業損金の追加、一般会計より受入れの追加等を行うものである。

追加	収入(百万円)	支出(百万円)
修正減少	△ 九、〇四七	△ 一、二〇七
計	一、一八五、八四四	一、〇〇五、〇五四
当初	一、九二七、七八〇	一、九二七、七八〇
補正		
追加	一七〇、一二二	一七〇、九三〇
修正減少	△ 七、五二七	七、八六三
計	一、九二七、七八〇	一、九二七、七八〇

修正減少

〇

五一〇

計

一七七、六三九

一七八、二八三

6 中小企業信用保険公庫

収入(百万円)

支出(百万円)

当初

三三、六三〇

三三、〇七九

補正

追加

一六五

二二七

修正減少

〇

一一二

計

三三、七九五

三三、一九四

二 本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党、公明党及び民社党三党共同提案にかかる田中武夫君外十六名提出の「昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)、昭和四十九年度特別会計補正予算(第1号)及び昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求める動議」並びに日本共産党・革新共同の林百郎君外三名提出の「昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)、昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)及び昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき編成替えを求める動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

予算委員長 荒松清十郎

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が昭和五十年三月から五月までに満了することとなるので、これらの選挙の期日等を統一し、多数の選挙の円滑な執行と選挙執行経費の節約を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高めようとするものである。その要旨は次のとおりである。

(一) 選挙の期日に関する事項

1 昭和五十年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあつては昭和五十年四月十三日、指定都市以外の市及び町村の議会の議員及び長並びに特別区の議会の議員の選挙にあつては同年二十七日とすること。

2 1の地方公共団体の議会の議員又は長について任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和五十年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が(一)各号に掲げる選挙期日の

告示の日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、それぞれ1に掲げる期日とすること。

3 1の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和五十年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が(一)各号に掲げる選挙期日の告示の日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、それぞれ1に掲げる期日とすること。

(二) 選挙期日の告示に関する事項

(一) により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとすること。

- (1) 都道府県知事の選挙にあつては、昭和五十年三月十九日
- (2) 指定都市の長の選挙にあつては、昭和五十年三月二十四日
- (3) 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、昭和五十年四月一日
- (4) 指定都市以外の市の議会の議員及び長並びに特別区の議会の議員の選挙にあつては、昭和五十年四月十七日
- (5) 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和五十年四月十七日

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(一) 議案に関する報告書

二二六

は、昭和五十年四月二十日
その他

同時選挙、重複立候補の禁止及び後援団体
に関する寄附等の禁止について規定するほ
か、この法律は公布の日から施行することと
すること。

二 議案の可決理由

本案は、明年三月から五月までに任期満了と
なる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等
の選挙期日等を統一して執行しようとするもの
で、これら多数の選挙の円滑な執行、経費の節
減及び国民の地方選挙に対する関心を高める意
味において、妥当な措置と認め、これを可決す
べきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年十二月十八日
公職選挙法改正に関
する調査特別委員長 田中 榮一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴
い、裁判官についても、一般の政府職員の例に
準じてその給与を改善する措置を講じようとし
るもので、その内容は次のとおりである。

1 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁

判所長官及びその他の裁判官の報酬について
は、これに対応する内閣総理大臣その他の特
別職の職員及び一般職の職員の俸給の増額に
おおむね準じて、それぞれこれを増額する。

2 裁判官が死亡した場合における報酬につい
ては、その死亡の日の属する月の報酬の全額
を支給する。

3 右の改正は、本年四月一日にさかのぼって
適用する。

4 本改正に伴い、昭和四十九年度に限り、暫
定的に、特別の措置として裁判官の報酬月額
の十パーセントを増額する旨の規定を削除す
る。

二 議案の可決理由

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般
の政府職員の給与を改善するため、今国会に
「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案」及び「特別職の職員の給与に関す
る法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置
に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」
を提出している。

本案は、裁判官についても、一般の政府職員
の例に準じてその給与を改善する措置を講じよ
うとするもので、妥当なものとして認め、これを可
決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、三十八億八千六百
五十七万九千円である。

右報告する。

昭和四十九年十二月十九日

法務委員長 小平 久雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴
い、検察官についても、一般の政府職員の例に
準じてその給与を改善する措置を講じようとし
るもので、その内容は次のとおりである。

1 検事総長、次長検事、検事長及びその他の
検察官の俸給については、これに対応する国
務大臣その他の特別職の職員及び一般職の職
員の俸給の増額におおむね準じて、それぞれ
これを増額する。

2 右の改正は、本年四月一日にさかのぼって
適用する。

3 本改正に伴い、昭和四十九年度に限り、暫
定的に、特別の措置として検察官の俸給月額
の十パーセントを増額する旨の規定を削除す
る。

二 議案の可決理由

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般
の政府職員の給与を改善するため、今国会に
「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案」及び「特別職の職員の給与に関す
る法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置
に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」
を提出している。

本案は、検察官についても、一般の政府職員
の例に準じてその給与を改善する措置を講じよ
うとするもので、妥当なものとして認め、これを可
決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、二十八億二千九百
万円である。

右報告する。

昭和四十九年十二月十九日

法務委員長 小平 久雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

千九百六十七年七月十四日にストックホル
ムで署名された世界的所有権機関を設立
する条約の締結について承認を求めるの件
(第七十二回国会条約第一号)に関する報
告書

一 本件の要旨及び目的

一九六七年にストックホルムにおいて開催さ
れた知的所有権会議は、広く知的所有権全般の
保護を目的として、世界的所有権機関を設立
する条約を採択し、我が国は一九六七年七月十
四日に本条約に署名を行った。

本条約は、一九七〇年四月二十六日に効力を生じており、現在の加盟国は四十一箇国である。

本条約は、世界知的所有権機関(以下「機関」という。)を設立すること、機関の主要任務は、知的所有権関係の各国の国内法令を調和させる措置の採用を促進させること、工業所有権及び著作権の保護に当たつては、諸同盟間の管理面での協力を確保すること、機関に一般總會、締約国会議、調整委員会及び国際事務局を設置し、機関の本部をジュネーヴに置くこと、機関の財政は、工業所有権及び著作権の保護に当たつては、諸同盟で機関が管理業務を行うものの分担金及びいづれの同盟にも属さない締約国の分担金を主要財源とすること、機関は加盟国との間に特権及び免除に関する協定を締結することができること等について規定している。

なお、本条約は、一八八三年三月二十日に署名された工業所有権の保護に関する条約のストックホルム改正条約又は一八八六年九月九日に署名された文学的及び美術的著作物の保護に関する条約のストックホルム改正条約及びパリ改正条約のいずれかの条約を批准する場合又は批准した後に、批准書を機関の事務局長に寄託した日の後三箇月で我が国について効力を生ずることとなつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ

き、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、知的所有権の分野における諸国間の協力に資する上で有意義であるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十九年十二月十九日

外務委員長 有田 喜一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

千九百一十一年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十四年六月二日にロンドンで、千九百一十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会条約第二二号)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

工業所有権の国際的保護に関しては、一八八三年に作成されたパリ条約があり、その後たびたび改正されて現在に至つてゐるが、一九六七年六月ストックホルムにおいて開催された知的所有権会議において本条約が採択され、我が国は同年七月十四日これに署名した。

本条約は、工業所有権の保護に関する従前のパリ条約を改正し、発明者証出願を優先権主張の基礎として認めるとともに、世界知的所有権機関の設立と相まつてパリ同盟の管理機構を近代化することを主たる内容とするものである。

なお、本条約は、一九七〇年四月二十六日に効力を生じており、現在の締約国は三十四箇国である。

我が国については、批准書を知的所有権国際事務局の事務局長に寄託し、事務局長がその寄託を各同盟国に通告した日の後三箇月で効力を生ずることになつてゐる。

我が国は、批准書を寄託するに際して、その批准の効果が、特許商標等の実体規定には及ばないことを宣言する方針である。

よつて政府は、本条約の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、工業所有権保護のための国際協力を促進する見地から望ましいものと考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和四十九年度一般会計予算通商産業省所管工業所有権保護国際事務局分担金として七百四十万四千円計上されてゐる。

右報告する。

昭和四十九年十二月十九日

外務委員長 有田 喜一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十四年六月二日にロンドンで及び千九百一十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤謬を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会条約第一三三号)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

産品の原産地虚偽表示の防止に関しては、一八九一年に作成されたマドリッド協定があり、その後たびたび改正されて現在に至つてゐるが、一九六七年六月十二日から同年七月十四日までストックホルムにおいて開催された知的所有権会議においてマドリッド協定を改正するストックホルム追加協定が採択され、我が国もこれに署名した。

本追加協定は、世界知的所有権機関の設立に伴い、マドリッド協定及びその後の改正協定の加入書の寄託に係る事務を従来のスイス政府から世界知的所有権機関に移管すること及び工業

所有権の保護に関するパリ条約の改正に伴い、マドリッド協定におけるパリ条約の規定の引用は、パリ条約のストックホルム改正条約中のこれらに相当する諸規定を引用すること等について規定している。

なお、この追加協定は、一九七〇年四月二十六日に効力を生じているが、我が国については、批准書を知的所有権国際事務局の事務局長に寄託し、事務局長がその寄託を各同盟国に通告した日の後三箇月で効力を生ずることとなっている。

よつて政府は、本追加協定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本追加協定を締結することは、知的所有権の保護を目的とした諸条約に関する事務手続の統一を図るとの見地から妥当な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十九年十二月十九日

外務委員長 有田 喜一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二

日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会条約第一五号)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

我が国も同盟の一員である「文学的及美術的著作物保護万国同盟創設ニ関スル条約」によつて結成されたベルヌ同盟は、一九七一年にパリにおいてベルヌ条約改正会議を開催し、標記のパリ改正条約を作成し、我が国は一九七二年一月二十五日に本条約に署名を行った。

本条約は一九七二年十二月十五日に管理規定について、また、一九七四年十月十日に実地規定についての効力を生じており、現在の締約国は十四箇国である。

本条約は、一九六七年のストックホルム改正条約を改正するものであるが、実地規定及び管理規定については、ストックホルム改正条約と同一であり、本条約とブラッセル改正条約との主な相違点は、同盟国に常居所を有する著作者の保護について規定したこと、映画、写真、応用美術の著作物の保護期間を具体的に定めたこと、映画の著作物の製作に寄与した著作者の権利等に関する規定を設けたこと、同盟に總會及

び執行委員会を設け、同盟の管理業務を世界知的所有権機関に行わせることとしたこと等である。

また、開発途上国に関する規定についての本条約によるストックホルム改正条約の主な改正点は、ストックホルム改正条約では開発途上国に対して、保護期間、翻訳権、複製権及び放送権に関する特例を認めたが、本条約では、それらの特例を翻訳権及び複製権に関するものとしたことである。

なお、本条約は、世界知的所有権機関の事務局長に批准書を寄託し、事務局長がその批准書の寄託を他の同盟国に通告した日の後三箇月で、我が国について効力を生ずることとなつており、また、政府は、本条約の締結に際して、翻訳に関する従来の留保を一九八〇年十二月三十一日まで維持する宣言を行う方針である。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、著作者の権利の保護における国際協力を促進する見地から有益であると考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費としては、昭和四十九年度

一般会計予算文部省所管国際分担金の項に国際版權保護同盟分担金として、四百九十三万一千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十九年十二月十九日

外務委員長 有田 喜一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の状況にかんがみ、地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方団体に付与する等のため、所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 昭和四十九年度分の地方交付税交付金の財源に充てるための一般会計からの受入増加見込額七千八百四十二億八千九百六十八万七千円のうち、臨時土地対策費千五百三十億円を昭和四十九年度分の普通交付税として配分するため、昭和四十九年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を設ける。
(二) 給与改定等に要する経費の財源を地方団体に付与するため、昭和四十九年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の特例を設けるとともに、新たに臨時土地対策費を基準財政需要額に算入することとする。

二 議案の可決理由

地方財政の現状にかんがみ、本案による措置は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

また、本案に対して、日本共産党・革新共同三谷秀治君外二名から、昭和四十九年度に限り、全地方団体に対し緊急地方財政交付金を交付することを内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算において、一般会計より受入金七千八百四十二億八千九百六十八万七千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十九年十二月二十日

地方行政委員長 伊能繁次郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、地方財政の重要性にかんがみ、その充実強化を積極的に推進するため、特に次の諸点について善処すべきである。

一 明年度の地方財政については、政府の社会的公正正の方針に基づき、住民福祉の充実、生活関連施設の整備の促進等のため財政需要が増

嵩することにかんがみ、地方交付税率の引上げを含め、その所要額の確保その他一般財源の充実強化を図ること。

二 高等学校建設補助金の創設をはじめ生活関連施設の国庫補助負担制度の拡充強化を図る一方、零細補助金等の整理合理化を推進するとともに、引き続き、国庫補助負担事業等の全般について、単価差の是正のほか対象差等を含む超過負担の解消措置を講ずること。

なお、今後、新たな超過負担が生じないように適切な措置を講ずること。

三 地方債については、その総額を増額するとともに、引き続き政府資金の拡充を図るほか、償還期限の延長、手続きの簡素化等の改善措置を講ずること。

四 交通事業、病院事業、水道事業等地方公営企業の経営悪化の現状にかんがみ、引き続き国庫補助制度の拡充強化を図るとともに、企業環境の改善、企業会計と一般会計との負担区分の合理化、貸付条件の改善等総合的な経営健全化対策を積極的に講ずること。

なお、公営企業金融公庫資金についても、拡充、改善措置を講ずること。

五 地方公務員の給与関係経費については、地方公務員数の実態を勘案し、適正な財源措置を講ずること。

右決議する。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、電気料金及びガス料金の改定に伴い、電気税及びガス税の負担の軽減合理化を図ろうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 電気税の税率を百分の五（現行百分の六）に、ガス税の税率を百分の四（現行百分の五）に引き下げる。

(二) 電気税の免税点を二千円（現行二千二百円）に、ガス税の免税点を四千円（現行二千七百円）に引き上げるとともに、共同住宅等に係る電気税及びガス税の免税点につき特例措置を講ずる。

(三) 昭和五十年一月一日から施行する。なお、以上の改正により、昭和四十九年度は、七十億円（平年度四百十五億円）の減税となる。

二 議案の可決理由

電気料金及びガス料金の改定に伴い、電気税及びガス税の負担の軽減合理化を図るため、税率の引下げ及び免税点の引上げ等を行おうとする本案による措置は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和四十九年十二月二十日

地方行政委員長 伊能繁次郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、現下のきびしい社会経済情勢の下における住民負担及び地方財政の実情にかんがみ、特に次の諸点について善処すべきである。

一 国・地方を通ずる税源配分を根本的に改め、地方の自主財源を充実強化するよう努めること。

二 住民税については、課税最低限の引上げ等の措置を講じ、住民負担の軽減を図ること。

三 法人事業税の所得課税については、課税方法の合理化について検討を行い、税負担の公正を図るよう努めること。

四 大都市並びにその周辺都市における財政需要の増嵩に対処するため、地方税としての事務所・事業所税を創設すること。

五 産業用電気に対する非課税措置等地方税に係る租税特別措置を抜本的に整理するとともに、国税の租税特別措置が地方税に及ぼす影響を断するよう努めること。

また、物価高騰下の国民生活を勘案し、電気税及びガス税の免税点をさらに引き上げるよう検討すること。

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(二) 議案に関する報告書

右決議する。

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 国立及び公立の幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教育職員に教職調整額制度を適用すること。

2 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用すること。

3 2に伴い、必要な経過措置を規定すること。

二 議案の可決理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和四十九年七月二十六日付け意見の申出にかんがみ、この意見に沿って国立及び公立の幼稚園等の教育職員に教職調整額制度を適用することは時宜に適するものであると認め、本案は、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度文部省所管国立学校特別会計予算に、約一千三百万円が計上されている。

昭和四十九年十二月二十日

文教委員長 久保田円治
衆議院議長 前尾繁三郎殿

文化功労者年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 文化功労者年金の額を、政令で定めることとする。

2 昭和四十九年度分の年金の額は、二百万円とする。

二 議案の修正議決理由

文化功労者の文化の向上発展に尽くされた功績の大きさと年金額の現状等にかんがみ、文化功労者に支給される年金額を引き上げることが、時宜に適した措置であると認めるが、年金の額を政令で定めることとするについて、は、諸般の事情を勘案し、この際これを修正することの必要を認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度一般会計予算に六千四百万円が計上されている。

昭和四十九年十二月二十日

文教委員長 久保田円治
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

文化功労者年金法の一部を改正する法律

文化功労者年金法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「年金百五十万円」を「^{二百万円}政令で定める額の年金」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

12 前項の規定により年金の額を定めるに当たつては、文化の向上発達に関する功績に照らし、社会的経済的諸事情を勘案して、文化功労者を顕彰するにふさわしいものとなるようにしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、^{公布の日}昭和五十年四月一日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(昭和四十九年度分の年金の特例)

12 昭和四十九年度分の年金の額については、文化功労者年金法第八条第一項中「百五十万円」とあるのは、「^{二百万円}」とする。

(年金の内括)

13 ^{この法律}前項の規定の施行前に昭和四十九年度分の年金として支払われた年金は、^{改正後の}〇文化功労者年金法及び同項の規定による同年度分の年金の内括

とみなす。

雇用保険法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今後の経済社会の動向に即して、失業者の生活の安定を図りつつその就職を促進する等の見地から失業者に対する給付内容の改善、整備を図るとともに、雇用構造の改善、労働者の能力の開発、向上その他労働者の福祉の増進に資するため、雇用保険制度を創設しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 雇用保険は、失業給付(求職者給付及び就職促進給付)を行うほか、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行うものとする。

2 雇用保険においては、労働者が雇用される事業を適用事業とすること。なお、農林水産業であつて政令で定めるものは、当分の間、任意適用事業とすること。

3 一般被保険者の求職者給付は、基本手当、技能習得手当、寄宿手当及び傷病手当とすること。

4 基本手当は、離職の日以前一年間(傷病等の期間がある場合には最長四年間)に、被保険者期間(被保険者であつた期間を離職の日の前日からさかのぼって一箇月ごとに区分した各期間で、賃金支払基礎日数が十四日以上であるものを一箇月として計算する)が六箇

月以上であつたときに、支給すること。

5 基本手当の日額は、賃金日額に百分の六十（千五百円以上三千円以下の賃金日額については最高百分の八十）を乗じて得た額を基準として定めること。

6 基本手当を支給する期間は、離職の日の翌日から起算して一年（妊娠、出産、育児等の理由により職業に就くことができない場合には最長四年間）の期間とすること。

7 基本手当の所定給付日数は、離職の日において五十五歳以上である受給資格者について三百日とし、三十歳未満である受給資格者について九十日とする等、年齢等による就職の難易度に応じて定める日数とすること。なお、個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付として、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができること。

8 短期雇用特例被保険者（被保険者であつて季節的に雇用されるもの又は一年未満の雇用就くことを常態とするもの）の求職者給付は、特例一時金（基本手当の日額の五十日分）とすること。なお、短期雇用特例被保険者に係る被保険者期間の計算方法は、当分の間、従前のとおりとすること。

9 日雇労働被保険者の求職者給付（日雇労働求職者給付金）の日額は、第一級二千七百円、第二級千七百七十円、第三級千六百十円の三

段階制とすること。

10 就職促進給付は、常用就職支度金、移転費及び広域求職活動費とすること。

11 政府は、雇用改善事業として、年齢別の雇用の改善、地域的な雇用の改善、産業間の雇用の不均衡の改善、経済変動に伴う雇用調整措置その他雇用構造の改善を図るために必要な事業を行うことができること。

12 政府は、能力開発事業として、事業主等の行う職業訓練の振興、被保険者等に対する公共職業訓練の充実、有給教育訓練休暇制度の援助その他労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業を行うことができること。

13 政府は、雇用福祉事業として、移転就職者用宿舍及び福祉施設の設置運営その他被保険者等の福祉の増進を図るために必要な事業を行うことができること。

14 保険料（料率千分の十三）のうち、千分の十の率に相当する額は、失業給付に要する費用に充てるものとし、千分の三に相当する額は、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てるものとする。

15 この法律は、昭和五十年四月一日から施行すること。

16 失業保険法は、廃止するものとする。

二 議案の修正議決理由

今後の経済社会の動向に即して、失業者に対

する給付内容の改善、整備を図るとともに、雇用構造の改善その他労働者の福祉の増進に資するため、雇用保険制度を創設することは、時宜に適するものと認めるが、なお、賃金日額の最低額及び経済変動に伴う雇用調整措置につき自由民主党大野明君、日本社会党川俣健二郎君、公明党大橋敏雄君及び民社党和田耕作君より四党共同提案にかかる修正案が提出され、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、日本共産党・革新共同石母田達君外二名より雇用保険法案の全部を修正する修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に要する経費は、昭和五十年年度労働保険特別会計（労働省所管）の雇用勘定において約七千億円（うち一般会計よりの受入れ約一千億円）程度の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、昭和四十九年度において約四十五億円、昭和五十年年度において約四十億円（うち一般会計よりの受入れ約十億円）程度となる見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して長谷川労働大臣より大野明君外三名提出にかかる修正案に対しては止むを得ない旨、石母田達君外二名提出にかかる修正案に対しては反対である旨の意見が述べられた。

昭和四十九年十二月二十日

社会労働委員長 野原 正勝
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

（基本手当の日額）

（小字及び一は修正）

第十六条 基本手当の日額は、次条に規定する賃金日額に百分の六十（千五百円以上三千円以下の賃金日額（その額が第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額））に

ついては、百分の八十から百分の六十までの範囲で、賃金日額の増減に応じ、増減した率）を乗じて得た額を基準として、労働大臣が定める基本手当日額表における受給資格者の賃金日額の属する賃金等級に応じて定められた金額とする。

（賃金日額）

第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第十四条（第一項ただし書を除く。）の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金の総額を百八十で除して得た額とする。

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(二) 議案に関する報告書

2 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、賃金日額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められている場合には、前項に規定する六箇月間に支払われた賃金の総額を当該六箇月間に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められている場合には、その部分の総額をその期間の総日数(賃金の一部が月によつて定められている場合には、一箇月を三十日として計算する。)で除して得た額と前号に掲げる額との合算額

3 前二項の規定により賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した賃金日額が著しく不当であるときは、労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。

4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超え

るときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

一 千五百円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

二 七千五百円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

(基本手当の日額の自動的変更)

第十八条 労働大臣は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額(以下この条において「平均定期給与額」という。)が、基本手当日額表の制定又は改正の基礎となつた平均定期給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率に応じ、基本手当日額表における第十六条に規定する千五百円以上三千円以下の賃金日額及び前条第四項各号に掲げる額を変更した上、基本手当日額表を改正しなければならない。

2 前項の規定により基本手当日額表が改正された場合において、改正の基礎となつた平均定期給与額が、当該平均定期給与額に係る月の前十二月のいずれかの月の平均定期給与額の百分の

百二十を超え、又は百分の八十を下るものであるときは、改正の基礎となつた平均定期給与額に係る月前に離職した受給資格者に支給すべき基本手当については、改正後の基本手当日額表は、適用しない。この場合において、労働大臣は、当該受給資格者に支給すべき基本手当について、その者が離職した日の属する月の平均定期給与額に対する改正の基礎となつた平均定期給与額の上昇又は低下の比率を考慮して、改正の基礎となつた平均定期給与額に係る月以後に離職した受給資格者に支給すべき基本手当の日額と均衡を失しないように、基本手当の日額を新たに定めるものとする。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、附則第二十一条の規定は、同年一月一日から施行する。

(報告等に関する経過措置)
第二十条 旧法の規定(これらの規定の例によることとされる場合を含む。)に係る失業保険の施行に関し必要な旧法第四十九条から第五十一条までにおいて規定する事項については、なお従

前の例による。

(失業保険法の規定による福祉施設に関する暫定措置)

第二十一条 政府は、昭和五十年一月一日から施行日の前日までにおいて、必要があるときは、失業保険法第二十七条の二第一項の規定による福祉施設として、事業主に対して、景気の変動、国際経済事情の急激な変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業を予防するために必要な助成及び援助を行うことができる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされた事項に関する施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(別紙)

雇用保険法案に対する附帯決議

政府は、雇用保険制度の適切な運用を図るため、次の事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 短期雇用特例被保険者の特例制度の実施に関

連し、通年雇用の促進、農業政策その他の産業政策、地域政策を総合的、かつ、強力に進めること。

二 適用拡大に伴う新規被保険者が受給資格を得ず、不況により解雇された場合には、農業転換給付金制度を充実し、その活用により対処すること。

三 五人未満事業所への適用拡大を円滑に行うため、労働保険事務組合の助成等その育成強化に努めること。

四 出かせぎ労働、建設労働等の不安定雇用の問題について、専門の検討機関において、労働者の雇用及び生活の安定、福祉の向上を図るための制度並びに施策の確立についての検討を行い、速やかにその具体化を図ること。

五 中小企業の倒産等による不払賃金の救済制度の確立について、早急に検討すること。

六 常用就職支度金の支給対象となる就職困難な者の範囲を設定し、及びこれを運用するに当たっては、労働市場の実態を十分考慮し、制度の趣旨が十分に生かされるように留意すること。

七 雇用改善事業等の三事業、特に能力開発事業及び雇用調整対策については、中小企業も十分

これを利用しうるよう配慮するとともに、補助率についても大企業よりも高めるよう努めること。

八 雇用改善事業等の三事業については、短期雇用特例被保険者を多数雇用する産業において、十分活用できるよう配慮すること。また、育児をはじめとする婦人労働者の諸問題に関する援護措置を含めるよう配慮すること。

九 身体障害者の職業訓練の充実及び訓練期間中の生活の安定並びに低賃金就労者の生活の安定等を図る制度を含め、身体障害者の雇用安定対策についての抜本的検討を行い、その具体化を進めること。

十 国有林労働者に対する退職手当について、従前に比し不利とならないよう措置すること。また、雇用の通年化を一層促進するとともに、通年雇用に必要な新たな措置についても積極的に検討すること。

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

の規定の整備等を行うとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 船員保険法の一部改正

雇用保険法の施行による給付内容の改善、整備に伴い、船員保険法の規定による失業保険金その他の失業者に対する給付の内容について同様の改善、整備等を行うこと。

2 国家公務員等退職手当法の一部改正

雇用保険法の施行による給付内容の改善、整備に伴い、国家公務員等退職手当法の規定による失業者の退職手当の内容について同様の改善、整備等を行うこと。

3 職業訓練法の一部改正

雇用保険法に能力開発事業に関する規定を設けたことに伴い、養成訓練課程として新たに特別高等訓練課程を設けるとともに、公共職業訓練施設として新たに職業訓練短期大学校及び技能開発センターを設けること。

4 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

(1) 雇用保険の保険料率は、千分の十三とし、事業主は賃金総額の千分の八相当額を、被保険者は賃金総額の千分の五相当額

をそれぞれ負担すること。

(2) 短期雇用特例被保険者を多数雇用する産業(農林水産業、建設業、清酒製造業等)に係る保険料率は、千分の十五とし、事業主は賃金総額の千分の九相当額を、被保険者は賃金総額の千分の六相当額をそれぞれ負担すること。

(3) 日雇労働被保険者に関する印紙保険料の日額は、第一級六十三円、第二級四十一円、第三級二十七円の三段階制とする。

(4) 一定年齢以上の高年齢被保険者に関しては、政令で定めるところにより、雇用保険の保険料の納付及び負担を免除すること。

5 その他の法律の改正

雇用保険法の施行に伴い、職業安定法等の関係法律について、所要の改正等を行うこと。

6 この法律は、昭和五十年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

雇用保険法の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行うことは、時宜に資するものと認

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(二) 議案に関する報告書

め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十九年十二月二十日

社会労働委員長 野原 正勝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、業務災害又は通勤災害を被つた労働者及びその遺族に対する保護の充実を図るため、これらの者に支給する保険給付の改善等を行おうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 労働者災害補償保険法関係

(1) 障害補償年金(障害年金を含む。)及び障害補償一時金(障害一時金を含む。)の額をおおむね十一・七パーセント引き上げるこ

と。

(2) 遺族補償年金(遺族年金を含む。)の額を平均十三パーセント引き上げること。

(3) 遺族補償年金の前払一時金(遺族年金の前払一時金を含む。)の額を、給付基礎日額の千日分に相当する金額を限度として労働省令で定める金額とすること。

(4) 障害補償一時金等についても、災害発生時と支給事由の発生時との間における賃金水準の変動率に応じ、その額を改定するものとする。

(5) 保険施設に関する規定について所要の整備を行うこと。

2 労働災害防止団体法関係

中央労働災害防止協会の業務に、化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の検査のための業務を加えること。

3 船員保険法関係

(1) 職務上の事由による障害年金及び職務上の事由による遺族年金については、労働者災害補償保険における給付の改善に準じた改善を行うこと。

(2) 職務上の事由による障害手当金等については、1の(4)の改定の措置その他の事情を勘案して、その額を改定することができること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行し、保険給付の引上げ等は、昭和四十九年十一月一日から適用すること。

二 議案の可決理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、業務災害又は通勤災害を被つた労働者及びその遺族に支給する保険給付の改善等を行うことは、時に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度労働保険特別会計(労働省所管)の労災勘定において、保険給付の改善に要する経費として六十二億円、福祉施設給付金として百七十九億円、労働衛生検査センター建設費一億七千三百万円が計上され、昭和四十九年度船員保険特別会計(厚生省所管)において保険給付の改善に要する経費として八千二百七十四万円が計上されている。

昭和四十九年十二月二十日

社会労働委員長 野原 正勝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項に関し速やかに所要の措置を講ずべきである。

一 労災保険の給付水準、給付基礎日額の算定方法、スライド制等については、今後ともその改善を図るよう検討すること。

二 労災保険の全面適用を早急に実現すること。

三 労災保険給付と他の社会保険給付との関係については、災害補償の趣旨からみて適切な調整のあり方を検討すること。

四 被災労働者の社会復帰のためのリハビリテーションに関する措置を一層充実すること。

五 特別支給金の額は、社会経済の動向に即応し、今後ともその引上げを検討すること。

六 旧法以来の長期療養者の年金についての四〇日分の減額調整の廃止について検討すること。

七 業務災害の発生防止を図る等のため、関係職員を大幅に増員すること。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、日雇労働者健康保険の給付を健康保険の給付に準ずる内容のものとするため、家族療養費の給付割合の引上げ、高額療養費の支給等給付内容の改善を行うとともに、保険料日額の改定等を行うとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 賃金日額の等級の新設

賃金日額の等級区分を次のように定めること。

第一級	千五百円未満	二千五百円未満
第二級	千五百円以上	二千五百円未満
第三級	二千五百円以上	三千五百円未満
第四級	三千五百円以上	五千円未満
第五級	五千円以上	六千五百円未満
第六級	六千五百円以上	八千円未満
第七級	八千円以上	九千五百円未満
第八級	九千五百円以上	

2 医療給付の改善

(1) 家族療養費及び特別療養費の給付割合を

現行五割から七割に引き上げること。

(2) 療養に要した費用が著しく高額であると

きは、家族療養費又は特別療養費の支給に

あわせて、自己負担とされるもののうち、

一定限度額以上について、政令の定めるところにより高額療養費を支給すること。

(3) 療養の給付期間及び家族療養費の支給期間を現行三年六箇月から五年に延長すること。

と。

3 一部負担金の改定

初診時一部負担金の額を現行五十円以下において厚生大臣が定める額から二百円以下において厚生大臣が定める額とすること。

4 現金給付の改善

(1) 現金給付に係る給付基礎日額を次のように定めること。

第一級	千三百三十四円
第二級	二千円
第三級	三千円

第四級 四千四百円

第五級 五千七百五十円

第六級 七千二百五十円

第七級 八千七百五十円

第八級 一万二百五十円

(2) 傷病手当金の支給期間を現行三十日から六箇月（厚生大臣が指定する疾病については、一年六箇月）に延長するとともに、支給日額を賃金日額の等級に対応する給付基礎日額の十分の六に相当する金額とすること。

(3) 出産手当金の支給期間を現行分べんの日前九日、分べんの日以後二十一日から、分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日に延長するとともに、支給日額について傷病手当金の支給日額と同様の改正を行うこと。

(4) 埋葬料の額を現行一万円から賃金日額の等級に対応する給付基礎日額に一箇月当た

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(二) 議案に関する報告書

二二六

りの被保険者の平均就労日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た額(その額が三万円に満たないときは、三万円)に引き上げるとともに、家族埋葬料の額を現行二万円から三万円に引き上げること。

(5) 分べん費の額を現行二万円から賃金日額の等級に対応する給付基礎日額に一箇月当たりの被保険者の平均就労日数の二分の一に相当する日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た額(その額が六万円に満たないときは、六万円)に引き上げるとともに、配偶者分べん費の額を現行一万円から六万円に引き上げること。

5 保険料日額の改定

(1) 保険料日額 現行第一級五十円、第二級九十円、第三級百三十円、第四級二百円を次のように改めること。

第一級 六十円
第二級 百二十円

第三級 二百円

第四級 二百八十円

第五級 三百七十円

第六級 四百七十円

第七級 五百六十円

第八級 六百六十円

(2) 被保険者及び事業主は、それぞれ保険料の額の二分の一を負担すること。ただし、第一級の保険料は、被保険者が二十五円、事業主が三十五円負担し、第二級の保険料は、被保険者が五十五円、事業主が六十五円負担すること。

6 その他

被扶養者の範囲等に関する規定の整備を行うこと。

7 施行期日等

この法律は、昭和五十年一月一日から施行すること。

なお、賃金日額等級第四級及び第五級の現

金給付に係る給付基礎日額及び保険料は昭和五十年四月一日から、第六級から第八級の現金給付に係る給付基礎日額及び保険料は昭和五十一年四月一日から実施すること。

二 議案の可決理由

日雇労働者健康保険の給付を健康保険の給付に準ずる内容のものとするため、家族療養費の給付率の引上げ、高額療養費の支給等の措置を講ずるとともに、保険料日額の改定を行うことは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度厚生保険特別会計(厚生省所管)の日雇健康勘定において、保険料日額改正による収入増として五億九千五百四十八万六千円、保険給付の改正による支出増として九億二千五百九十二万円、保険給付の改正による一般

会計よりの受入れとして三億三百九十一万七千円が計上されている。
右報告する。

昭和四十九年十二月二十日

社会労働委員長 野原 正勝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、医療保障を充実する責務にかんがみ、次の事項についてその実現に努めること。

一 医療供給体制を完備するため、無医地区の解消、救急医療体制の確立、病床の増大、差額ベッドの縮小、看護体制の充実、医師、看護婦等医療従事者の養成と待遇の改善等について積極的に推進すること。

一 五人未満事業所の従業員に対する政府管掌健康保険及び日雇労働者健康保険の適用の問題について具体的方策の樹立に努めること。

一 日雇労働者健康保険の保険給付の受給要件について、日雇労働者の就労の実態を勘案し、その緩和措置を検討すること。

一 日雇労働者健康保険の財政状況の推移をみきわめつつ、累積赤字の処理、国庫負担のあり方及び労使負担区分のあり方等財政政策について検討すること。

一 高額療養費の支給要件及び支払方式について、なお検討すること。

一 日雇労働者健康保険の賃金日額の区分のあり方等については、今後十分に検討すること。

昭和四十九年十二月二十日 衆議院會議録第五号(二)

二三八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
（配達料別）
発行所
東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（大代）